



金融力で未来をデザインします

Applying Financial Expertise to Design the Future

CSR・ディスクロージャー誌

2010

株式会社日本政策投資銀行

設立	平成20年(2008年)10月1日 (旧日本開発銀行 昭和26年(1951年)設立) (旧北海道東北開発公庫 昭和31年(1956年)設立) (旧日本政策投資銀行 平成11年(1999年)設立)
根拠法	株式会社日本政策投資銀行法(平成19年法律第85号) 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律(平成21年法律第67号)
代表取締役社長	室伏 稔
従業員数	1,079名
資本金	1兆1,811億94百万円(全額政府出資)
本店所在地	〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目9番1号
URL	http://www.dbj.jp/
支店・事務所等	支店10カ所、事務所8カ所、海外駐在員事務所1カ所、海外現地法人2カ所
子会社・関連会社	連結子会社13社、非連結子会社14社、持分法適用の関連会社14社
主たる業務	長期資金の供給(出融資)
目的	出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いることにより、長期の事業資金に係る投融資機能を発揮し、長期の事業資金を必要とするお客様に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与すること。
業務の範囲	<ul style="list-style-type: none">●出資・融資・債務保証等の業務を基本として、新金融技術の活用に必要な業務を行う。●社債や長期借入金による資金調達に加え、国の財政投融資計画に基づく財政融資資金、政府保証債等の長期・安定的な資金調達を行う。
総資産額	15兆5,672億円
貸出金残高	13兆5,380億円
自己資本比率	18.79%(国際統一基準)
発行体格付	Aa2 (Moody's)、AA- (S&P)、AA (R&I)、AAA (JCR)

※総資産額、貸出金残高、自己資本比率は単体ベース



DBJ

株式会社日本政策投資銀行
Development Bank of Japan Inc.

本誌は、銀行法第21条を参考にして作成したディスクロージャー資料(業務および財産の状況に関する説明書類)です。(当行は本誌発行時点(平成22年7月現在)において、銀行法第21条の適用を受けておりませんが、参考情報として開示します)本誌には経営方針や将来的な業績に関する記述が含まれていますが、それらを保証するものではありません。これらの記述は、経営を取り巻く環境の変化などにより異なる可能性があることにご留意ください。

目次

トップメッセージ	2
日本社会の豊かな未来づくりに貢献する金融サービス	4
企業理念	18
ロゴマークとコーポレートカラー	18
DBJが目指すビジネスモデル	20
業務内容	20
第1次中期経営計画の概要	21
DBJのあゆみ	22
DBJの民営化について	24
平成21年度の事業概況	26
業務の状況	26
連結業績の概要	28
海外業務について	30
グループ会社について	31
トピックス	32
業務のご紹介	33
投融資一体型金融サービス	34
融資	36
投資	41
コンサルティング/アドバイザー	43
危機対応業務について	45
セーフティネットとしての取り組み	47
情報機能の活用	48
CSRレポート	53
CSR経営の実践	55
投融資等を通じたCSR	60
環境マネジメント	86
人材育成と職場環境づくり	90
知的資産報告	93
知的資産経営	94
時代の要請に応える基盤「金融プラットフォーム」	98
マネジメント体制	99
コーポレート・ガバナンスの状況	100
法令等遵守(コンプライアンス)態勢	105
リスク管理態勢	106
顧客保護等管理態勢、個人情報保護方針、利益相反管理方針	110
ディスクロージャー	112
コーポレート・データ	113
財務の状況	129

本誌の計数について

計数は各項目ごとに単位未満を切り捨てているため、各計数の和は合計に一致しないことがあります。また、単位に満たない場合は「0」で、計数の全くない場合には「-」で示しています。

日本政策投資銀行 (DBJ) は、お客様の企業価値向上を図るため、「投融資一体型の金融サービス」を提供し、収益性と公益性の両立を目指してまいります。



お客様の企業価値向上を目指して

当行は、平成20年10月1日、株式会社としてのスタートをきりました。「金融力で未来をデザインします」という企業理念のもと、お客様の企業価値向上を図り、お客様と果実を分かち合うべく、「投融資一体型の金融サービス」の提供を心がけています。

株式会社としてのガバナンスのもとで、収益性と公益性の両立を図るオンリーワンの金融機関を目指して業務に取り組んでおります。

この結果、初の通期決算となる第2期では、初めて配当を実施することができました。これは、皆様方のご理解・ご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

金融危機への対応について

平成20年秋に発生した金融危機に際して、私どもは指定金融機関として、同年12月より金融危機対応業務に取り組み、今年3月末までの累計で3兆1千億円の融資を実行いたしました。

今後もパブリックマインドや中立性といった私どもの特長を発揮し、他の金融機関とも連携しつつ、お客様のさまざまなニーズに迅速に対応いたします。

なお、危機対応業務を円滑に遂行できるよう、平成21年の通常国会において、「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」が可決成立いたしました。これにともない、政府による当行の財務基盤強化が図られ、併せて今後、当行の株式保有のあり方を含め、組織の在り方等について検討が行われることになりました。

CSRの基本姿勢

私どもは、こうした危機対応業務を含め、投融資業務を通じて企業理念を実現することこそ、当行に求められるCSR（企業の社会的責任）への基本的な取り組み姿勢であると考えます。

当行の企業活動は、そのすべてが社会、環境、経済に直接結びつくものであることから、一つひとつの業務を適切に遂行し、お客様と当行双方の企業価値向上に努めつつ、社会の一員として責任ある行動をとり、持続可能な社会の実現に力を尽くしてまいります。

今後の当行の役割

わが国経済は、人口減少、少子高齢化、低成長、財政難といった構造問題に直面しています。

私どもは、安定的な長期資金の供給や投融資一体型ビジネスモデルの展開により、他金融機関とのパートナーシップを重視しつつ、社会・経済活動を支える基盤（プラットフォーム）整備およびわが国の新成長戦略に、顧客基盤・ノウハウ・ネットワークを活用して、役職員一丸となって貢献してまいります。

今後とも、皆様の一層のご理解とご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

平成22年7月

株式会社日本政策投資銀行
代表取締役社長

室 伏 稔

製造業・技術への取り組み

戦後復興の時代から日本経済における発展の原動力
中長期的な事業拡大を投融資で支援。

株式会社ユニゾン





となってきた製造業のお客様の

3.2兆円

製造業向け融資残高

(平成22年3月末)

日本経済発展の原動力である製造業には、製造設備の新增設や開発施設の拡充など不断の資金需要があります。

DBJでは時代の要請に応じて、わが国製造業の成長、事業基盤拡大に投融資を通じて貢献してきました。平成22年3月末の製造業向け融資残高は3兆2,653億円となり、業種別融資比率では24.1%となりました。

社会インフラ整備への取り組み

日本の経済社会の発展・高度化や国民生活の改善に
社会インフラの整備・改善に向けたお客様の取り組み

3.6兆円

交通インフラ向け融資残高

(平成22年3月末)

DBJでは、交通インフラ(空港、航空、鉄道、バス、道路など)をはじめ社会インフラの整備・改善に向けて、長期的な視点に立ったプロジェクトの形成から、中立的な立場を活かした複数の企業による連携のサポートまで、幅広く取り組んでいます。

平成22年3月末の交通インフラ向け(運輸業向け)の融資残高は前年度末比6.8%増の3兆6,876億円となりました。



努めてきた経験・ノウハウを活かし、
を支援。



関連情報

P.61 ~ 64

環境分野への取り組み

地球環境問題に向き合う長期性・中立性・パブリック

世界初

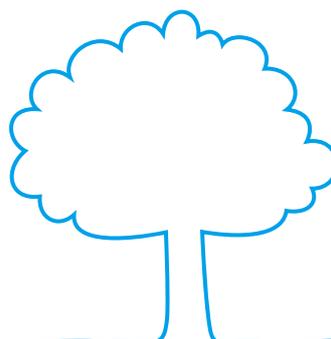
DBJ環境格付融資

平成16年度より開始

DBJでは昭和40年代の公害対策を皮切りに、これまで40年以上にわたり環境対策事業に対して3兆円以上の投融資実績を有しています。

平成16年度には、それまで培ってきた知見をもとに、「DBJ環境格付」融資の運用を開始しました。これは、DBJが独自に開発した格付システムによる「環境格付」の手法を導入した世界で初めての融資メニューです。平成22年3月末時点の環境格付融資実績の累計額は2,832億円となりました。

マインドの視点を活かした投融資を推進。



関連情報

P.37、
68～74

医療・福祉分野への取り組み

日本の医療・福祉の「質」を維持・向上させる取り組み
ファイナンス、コンサルティング、情報発信等を通じて



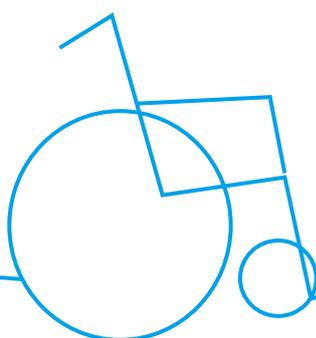
17.2%増

医療業向け融資残高前年度末比
(平成22年3月末)

DBJでは、日本のヘルスケアの「質」(アクセス、コスト、技術水準を含む)を維持・向上させていくことをミッションに、ファイナンス、コンサルティング、情報発信等に取り組んでいます。また、PFI事業に関するアドバイザリー業務や経営改善や事業計画づくり等の経営コンサルティング業務を行っているほか、医療をめぐる諸課題等に関する調査・研究業務なども行っています。

平成22年3月末の医療業向け融資残高は前年度末比17.2%増の367億円となりました。

に対し、
支援。



関連情報

P.75~77

地域活性化への取り組み

地域に立地するお客様、地方自治体、経済団体・商工ネットワークを活かし、適切なソリューションを提供。



関連情報

P.44、
78~81



会議所等と構築した

102機関

業務提携金融機関数の累計

(平成22年3月末)

DBJは、豊かな生活の実現に向けた地域経済振興、地域社会基盤整備、広域ネットワーク整備など、地域の抱えるさまざまな課題に対して、長期的な視点から適切なソリューションを提供しています。また、各地域の企業を熟知している地域金融機関と連携して、地域企業のM&Aに取り組む「地銀M&Aネットワーク」を構築するなど、これまで築いてきた信頼に基づくリレーションシップを地域活性化に活かしています。

平成22年3月末時点の業務提携を締結した金融機関数は累計で102機関となっています。

海外業務への取り組み

海外企業による対国内投資への支援に加え、高い成長
海外への進出や業況拡大を図る日本企業に対する支援



関連情報

P.30、82



性が期待できる
を推進。

25カ国以上

海外向け投融資対象国数

(平成22年3月末)

DBJは平成20年10月の民営化以降、海外業務への本格的展開に着手しており、第1次中期経営計画のなかでも成長戦略のひとつに位置づけています。

海外向けリスク管理態勢の確立、拠点整備、人材育成などの基盤整備を進めるとともに、信頼できるパートナーおよび内外の金融機関とのネットワークを拡充し、海外業務を展開していきます。

平成22年3月末時点の海外向け投融資の対象国は25カ国以上となっています。

金融危機対応業務への取り組み

金融システム不安など広範な影響を及ぼす緊急事態
平時と変わらぬ長期的視野に基づき社会的に有用な
独自の役割を遂行。



3.1 兆円

金融危機対応融資実績の累計額

(平成22年3月末)

DBJは、平成20年10月1日より指定金融機関として危機対応業務を開始しており、同年12月11日には「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」が危機認定されたことを受け、金融危機対応融資業務を行っています。

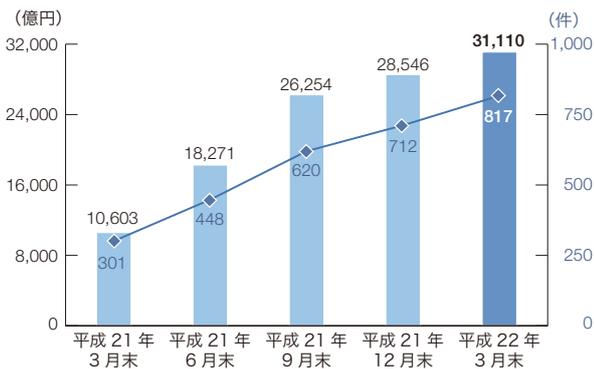
また、平成21年1月30日にCP購入が危機対応業務に追加されたことを受け、危機対応業務としてCP購入を行っています。

平成22年3月末時点の金融危機対応融資実績の累計額は3兆1,110億円となりました。

において、
事業のセーフティネットとして

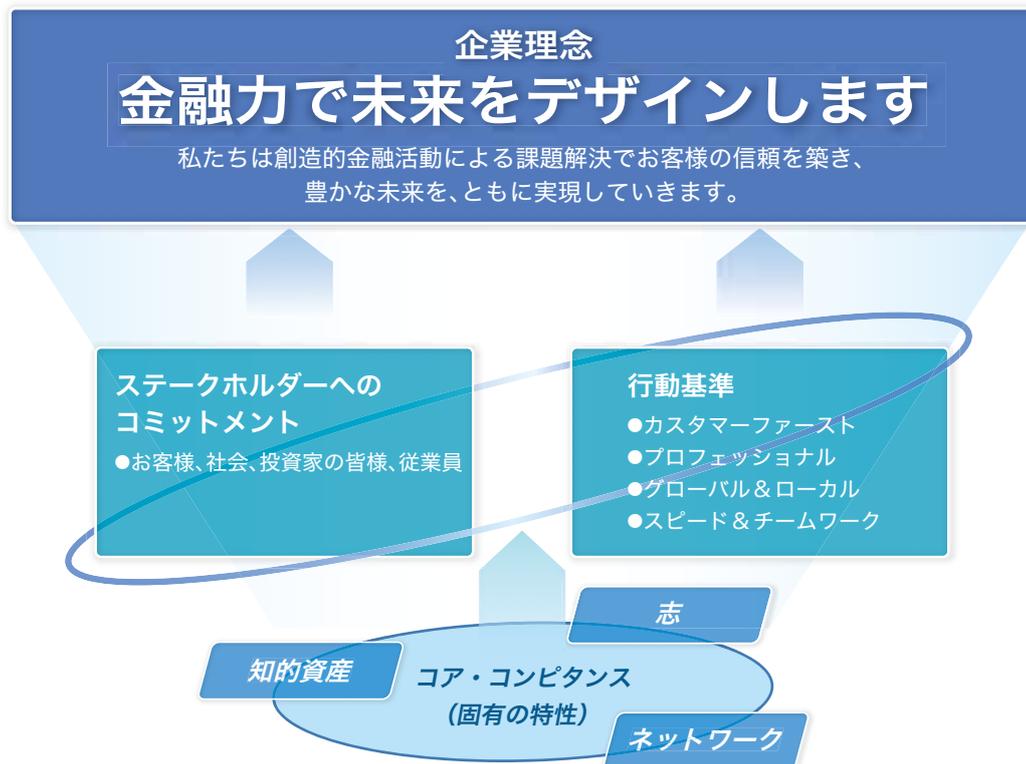


● 金融危機対応融資額・件数(月末時点累計)



関連情報

P.46



ロゴマークとコーポレートカラー

4つのテーマからなる「地球」は、「豊かな未来の実現」に向けお客様の夢をふくらませ、ともに「未来をデザインしていく」というDBJの企業姿勢を象徴しています。

4つのカラーは、**長期性**、**中立性**、**パブリックマインド**、**信頼性**を表現しています。

同時に、**カスタマーファースト**、**プロフェッショナル**、**グローバル&ローカル**、**スピード&チームワーク**という4つの行動基準も表現しています。

ステークホルダーへのコミットメント、行動基準、コア・コンピタンス

ステークホルダーへのコミットメント

- ▶ **お客様へのコミットメント**
金融力で課題を解決し、お客様の経済価値・社会価値を高める。
- ▶ **社会へのコミットメント**
当行の全ての企業活動が、社会・環境・経済の3つの調和の上に成り立つことを常に意識し、より豊かで持続可能な社会の実現に貢献する。
- ▶ **投資家の皆様へのコミットメント**
透明性の高い経営を実現するとともに、長期的視点で企業価値を高める。
- ▶ **従業員へのコミットメント**
理念を共有する、高い倫理観を持つ人材の発掘・育成と、風通しのよい職場環境の創造に努める。

行動基準

- ▶ **カスタマーファースト**
お客様の立場に立ち、自ら課題に向かい、成果と喜びを共有する。
- ▶ **プロフェッショナル**
判断力とスキルを磨くことにより、投融資一体型の金融サービスを提供する、国内外を通じてオンリーワンの会社を目指す。
- ▶ **グローバル&ローカル**
時代・世界・地域を見渡した、長期的でフェアな視野を持ち続ける。
- ▶ **スピード&チームワーク**
チーム力を活かし、迅速で誠実な行動でお客様の信頼を築く。

コア・コンピタンス

- 志** 当行のDNAである「**長期性**」、「**中立性**」、「**パブリックマインド**」、「**信頼性**」を核とした基本姿勢。
- 知的資産** 当行が培ってきた経験・ノウハウから生まれる産業調査力、審査力、金融技術力、R&D(研究開発)力などの知的資産。
- ネットワーク** 当行が築いてきた、お客様・地方自治体・金融機関などのリレーションに基づくネットワーク。



「DBJ」のブルーの文字は、コーポレートカラーとして、「明るい未来」や「みずみずしさ」「若さ」「成長性」を表現しています。

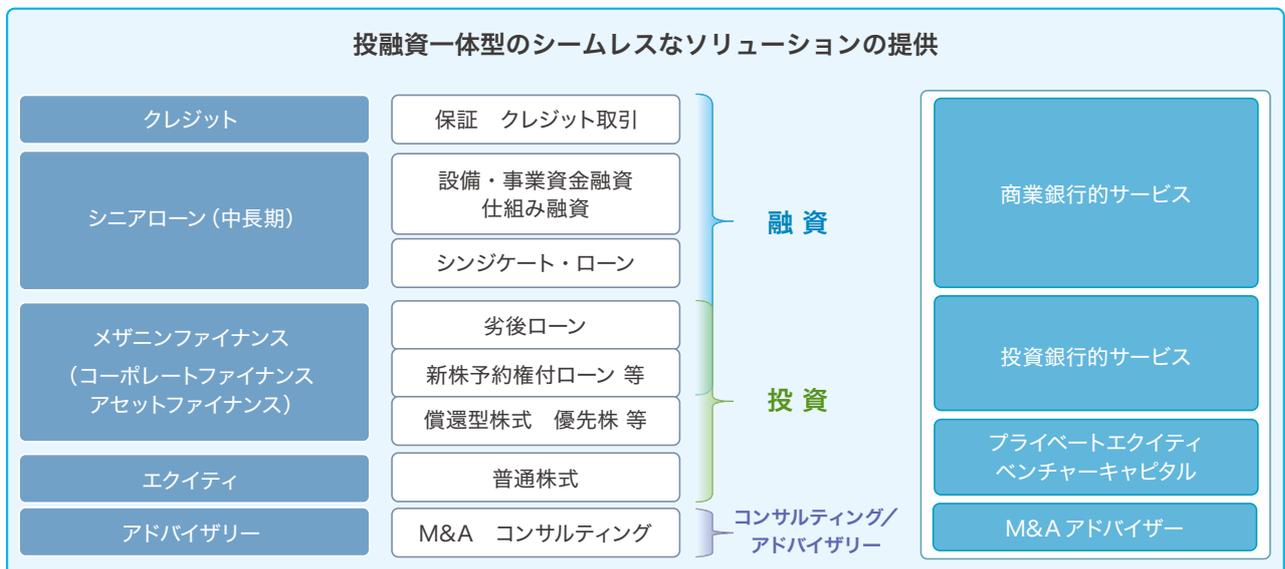
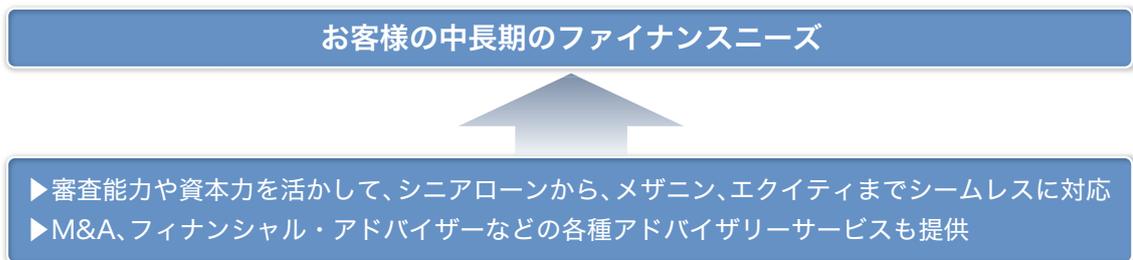
DBJが目指すビジネスモデル

投融資一体型の特色ある金融サービスの提供を通じて、お客様の課題解決に取り組みます。



業務内容

長期の資金供給をはじめとする以下のような機能を複合的に発揮することにより、お客様への「投融資一体型金融サービス」の提供を行っています。



DBJは、投融資一体型の金融サービスを提供するオンリーワンの金融機関として、お客様の信頼に応えることを目指しています。その実施プロセスとして、平成20年度～平成22年度を対象期間とする第1次中期経営計画「CHALLENGE 2010～投融資一体型金融サービスの確立に向けて～」を策定しました。

第1次中期経営計画では、対象の3年度を投融資一体

型金融サービスの確立、基礎力充実の期間と位置づけ、着実な成長により、民営化成功のための次なる飛躍につなげます。

そして、具体的な成長戦略として、投融資一体型金融サービスへの取り組み方針・内容、海外業務への本格的な取り組み、資金調達が多様化などを定めました。

第1次中期経営計画「CHALLENGE 2010」(平成20年度～平成22年度)の成長戦略

▶ 各業界、各地域にわたる、お客様への投融資一体型金融サービスの拡充による成長

- お客様のニーズに対応したサービス内容の一層の拡充を図ります。
- 投融資一体型金融サービスの特長を活かして他の金融機関とも広く連携します。

▶ 「環境・技術」「社会インフラ」に強みを発揮する金融サービスの高度化

- 幅広いお取引先基盤、産業情報の蓄積を活かし、「環境・技術」「社会インフラ」に強みを発揮できる、高度な金融サービスを目指します。

▶ 海外業務への本格的な取り組み

- 信頼できるパートナーおよび内外の金融機関とのネットワークを前提に、海外業務への本格的な取り組みを開始します。
- 平成22年度のエクスポージャーの目途を定め、基盤整備を進めます。

▶ 知的資産の一層の強化

- 産業調査力・審査力・金融技術力・R&D力・ネットワーク力を強化し、お客様の価値向上に寄与します。
- 成長戦略を支える人材の確保・育成を図ります。

▶ 資金調達の多様化

- 健全な財務基盤の維持に努めるとともに、資金調達手段の多様化を図ります。

戦後復興の時代から日本経済を支えてきたDBJのあゆみをご紹介します。

経済の再建と自立

昭和26年に日本開発銀行設立。

経済・産業の発展の基盤となる電源の開発、石炭、鉄鋼、海運など重要産業の合理化・近代化・育成のための融資を開始。

高度成長への基盤整備

産業の基盤を支えるエネルギー・輸送力の充実・強化に加え、新たな経済発展の原動力となる分野の育成と近代化、地域格差の是正を目指す地域開発などへの融資を実行。

昭和31年に北海道開発公庫設立（翌年、北海道東北開発公庫に改組）。北海道・東北地方における産業振興を促進するための投融資を開始。

国際競争力の強化と社会開発融資の展開

経済の開放体制への移行に向けて国際競争力の強化を目指し、産業の体制整備・自主技術開発の支援に力を入れる一方、高度成長の歪みを解消すべく、地方開発、大都市再開発、流通近代化、公害防止などに取り組む。

国民生活の質的向上とエネルギーの安定供給

経済発展に見合った国民生活の質の向上と不均衡の是正に向けて、産業開発に加えて公害対策、地域・都市開発などに注力。石油ショックを背景とした石油代替エネルギーの導入、省エネの推進によるエネルギー安定供給の確保、大規模工業用地造成への投融資を実行。

経済復興期

昭和26年～
昭和30年



川崎製鉄(株)
(現 JFEスチール(株))：
千葉製鉄所建設(千葉県)
戦後初の高炉建設による鉄工業の近代化



トヨタ自動車(株)：
輸入機械購入による設備近代化
(愛知県)
生産設備の一新による国産自動車産業の近代化

高度成長期

昭和31年～
昭和40年



旭化成工業(株)
(現 旭化成(株))：富士工場
カシミア設備新設(静岡県)
合成繊維産業の振興



川崎汽船(株)：タンカー「利根川丸」
エネルギー・原材料輸入に不可欠なタンカーの整備



日本鉱業(株)
(現 (株)ジャパンエナジー)：
水島製油所(岡山県)
国内石油企業の育成



ソニー(株)：
トリニトロンカラーテレビ工場
新技術企業化による国産技術の振興

安定成長期

昭和47年～
昭和59年



東京電力(株)：
玉原/今市揚水発電所(栃木県)
水力エネルギーの開発



新宿副都心：
新宿三井ビルほか(東京都)
浄水場跡地の再開発による
新副都心形成

生活・社会基盤整備と産業構造転換の円滑化

対外経済摩擦の激化を背景に、内需拡大と産業構造転換が急務となり、社会資本整備、創造的技術開発、産業構造転換等の支援に重点を置く。

平成以降、生活大国を目指し、環境・エネルギー対策、地域経済の活性化に注力。

活力ある豊かな社会の創造と経済社会の安定

引き続き社会資本の整備、環境対策などを重点分野としたほか、ベンチャービジネス支援にも注力。また、阪神・淡路大震災の復興融資や、金融システム安定化のための金融環境対応融資にも迅速な対応を行うなど、セーフティネットとしての機能を発揮。

「地域・環境・技術」支援の金融ソリューション

平成11年、日本開発銀行と北海道東北開発公庫の一切の権利・義務を承継し、日本政策投資銀行設立。「地域再生支援」「環境対策・生活基盤」「技術・経済活力創造」の3分野を重点分野とした投融資活動を行い、わが国経済社会の持続的発展に貢献。

バブル期

昭和60年～
平成7年

ポスト・バブル期

平成8年～
平成12年

持続可能な発展に向けた構造改革期

平成13年～



平成20年10月1日民営化
(特殊会社として株式会社化)
「株式会社日本政策投資銀行」
設立



山形ジェイアール直行特急保有(株):
山形新幹線
地域の基幹鉄道整備



中山共同発電(株):
IPP発電事業(大阪府)
規制緩和にともなう鉄鋼メーカー
の電力事業進出を本邦初のプロ
ジェクトファイナンスで支援



旧(株)新潟鐵工所
DIPファイナンス、M&A、事業再生
ファンドの考え方を活用した手法
により、地場企業の持つ優れた技
術や雇用の維持を図りながら事業
再生を支援



(株)横浜国際平和会議場:
パシフィコ横浜(神奈川県)
横浜「みなとみらい21」地区にお
ける、ホテル、国際会議場などの建
設・整備



阪急電鉄(株):
震災復旧工事(兵庫県)
震災により破壊された交通インフ
ラの復旧工事



TOYO TIRES ターンパイク
(旧箱根ターンパイク)
豪マッコリー銀行と共同で日本初
のインフラ投資専用ファンドを設
立し、旧箱根ターンパイク有料道
路の営業譲渡取引に対して出資

出所: DBJホームページ
<http://www.dbj.jp/>

株式会社日本政策投資銀行は、平成20年10月1日に民営化(株式会社化)されました。

当行は、平成18年5月に国会において承認された「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)(以下「行政改革推進法」という)、および政策金融の抜本的な改革の一環として、平成19年6月6日に国会において成立した「株式会社日本政策投資銀行法」(平成19年法律第85号。以下「新DBJ法」という)に基づき、

日本政策投資銀行(以下「旧DBJ」という)の財産の全部(新DBJ法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く)を現物出資により引き継ぎ、また同法附則第15条第1項に基づき、旧DBJの一切の権利および義務(新DBJ法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く)を承継して、平成20年10月1日に設立されました。

新DBJ法のポイント

与信業務

完全民営化に向けて、出資と融資を一体的に行う手法、その他高度な金融上の手法を用いた業務を営むことにより、日本政策投資銀行の長期の事業資金に関わる投融資機能の根幹を維持することが明記されています。

資金調達

借入・債券発行に加え、補完的手段として、譲渡性預金の受入れや機関投資家向けの金融債の発行が可能になります。

段階的措置

現在は、資金調達の大半を政府信用に依存していますが、自力での安定した調達体制への円滑な移行を図るため、完全民営化までの間、政府保証債の発行や財政融資資金借入が可能となる措置がなされます。なお、新DBJ設立においては、民間からの長期借入が可能であることが規定されています。

	旧DBJ	新DBJ
融資	○	○
出資	○	○
債務保証	○	○
為替・両替	×	×
債券の発行	○	○ (金融債を含む)
借入	財政融資資金借入	財政融資資金借入+民間借入
預金	×	○ 決済性預金や小口預金等の 預金保険の保護対象預金は 受け入れない

新DBJ法改正法について

当行は、平成20年秋以降の世界的な金融・経済危機にともなう危機対応業務を実施しています。さらに、平成21年4月に公表された「経済危機対策」への取り組みに対応すべく、当行の財務基盤強化を可能とした「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」(以下「新DBJ法改正法」という)が平成21年6月26日、国会において可決成立し、同年7月3日に公布・施行されました。

新DBJ法においては、当行設立後おおむね5～7年後を目途として完全民営化されることとなっていました。新DBJ法改正法においては、出資可能期間(平成24年3月末まで)終了よりおおむね5～7年後を目途として完全民営化するものとされました。ただし、政府は平成23年度末を目途として政府による株式の保有を含めた当行の組織の在り方等を見直すこととされており、それまでの間においては保有する当行の株式を処分しないものとされています。

※「新DBJ法」「新DBJ法改正法」については、P.124～128をご参照ください。

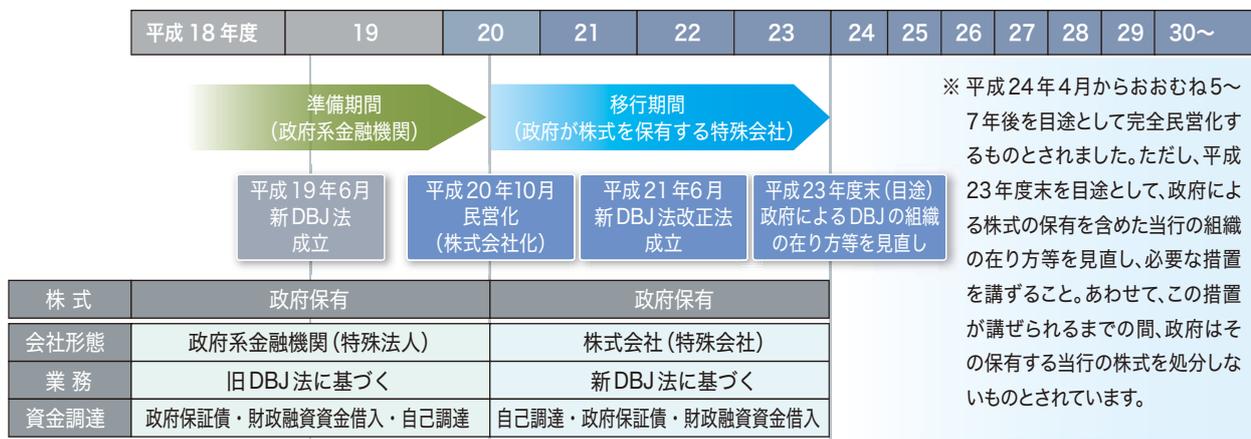
新DBJ法改正法

第171回通常国会 参議院本会議において、新DBJ法改正法が可決成立しました。

米国に端を発する一昨年来の国際金融危機によって、わが国の中堅・大企業においても資金繰りに困難を来しているという状況に際し、法改正が行われました。主な内容は以下のとおりです。

- 当行の財務基盤の強化のため、政府による当行への追加出資を平成24年3月末まで可能とすること。出資については、交付国債の交付によることも可能としていること。
- 政府保有の当行株式の全部を処分する時期について「平成20年10月1日からおおむね5年後から7年後を目途として」という現行法の規定を変更し、「平成24年4月からおおむね5年後から7年後を目途として」政府が当行の株式を全部処分すること。
- 政府は、当行による危機対応業務の適確な実施を確保するため、政府が常時当行の発行済株式の総数の3分の1を超える株式を保有するなど当行に対し国が一定の関与を行うとの観点から、平成23年度末を目途として、当行による危機対応業務の在り方およびこれを踏まえた政府による当行の株式の保有の在り方を含めた当行の組織の在り方を見直し、必要な措置を講ずること。あわせて、この措置が講ぜられるまでの間、政府はその保有する当行の株式を処分しないものとする。

● 民営化までのプロセス



業務の状況

金融経済環境

当事業年度は平成20年9月の米投資銀行リーマン・ブラザーズ破綻を契機とした世界経済の急激な落ち込みを受けて始まりましたが、各国政府・中央銀行の思い切った財政・金融政策の効果等により、世界経済は最悪期を脱し、緩やかな改善が続きました。国内では、大幅に減少した輸出が大きく増加し、政府の経済対策の効果もあって、景気は徐々に持ち直しました。ただし、企業収益や鉱工業生産等に見られるように、企業活動は改善基調が続きましたが、水準としてはなお低く、家計の厳しい雇用・所得環境も残るなか、当年度末に至っても景気の停滞感は払拭されませんでした。

企業部門では、中国をはじめとするアジア諸国向けを中心とした輸出の増加や政府のエコカー、エコ家電に対する購入支援策等の効果により、生産活動は持ち直し、企業収益も四半期で見ると回復基調が続きました。設備稼働率の低迷や先行きの不透明感から、設備投資は大幅に減少しましたが、年度後半には下げ止まりが見られました。雇用・所得面では、失業率が一時、過去最悪の5.7%に達し、夏冬の特別賞与も大幅に減少するなど、厳しい状況が続きました。家計は、購入支援策が設けられた薄型テレビや自動車等、一部の耐久消費財については消費を増やしましたが、これらを除けば、消費の持ち直しは弱く、住宅投資は大幅な減少となりました。

金融面では、各国・地域の中央銀行による大幅な金融緩和や主要金融機関に対する公的資金の注入が行われ、世界の金融システムは脆弱性を残しつつも最悪期からは脱しました。国内では、中小企業や低格付け企業の資金調達環境に厳しさが残るものの、日本銀行による企業金融支援策等により、高格付けの企業では資金調達環境は大幅に改善しました。前年度末に8千円台前半だった日経平均株価は、景気や企業業績回復への期待から当年度末には1万1千円台を回復しました。長期金利(10年国債利回り)は、日本銀行の緩和的な金融政策が当面続くとの見方や機関投資家等が国債への投資を増やしたことなどが金利低下要因となった一方、財政悪化による国債増発懸念が金利上昇要因となり、概ね1.2～1.4%台のレンジ内で推移しました。為替レートは、米国経済の回復の遅れや米国の低金利

政策による内外金利差の縮小等を背景に1米ドル＝90円前後まで円高が進みました。対ユーロでも、ギリシャ等の財政赤字問題を背景に、当年度末には再び1ユーロ＝120円台半ばまで円高が進みました。

物価は、昨年前半の原油等、資源価格急騰の反動もあって、消費者物価指数が過去最大の下落率を記録しました。需要不足を背景とした物価の下落圧力は高く、デフレ的な経済情勢が続きました。

企業集団の事業の経過および成果

平成21年度の概況について

DBJは、平成20年10月1日の設立以降、旧DBJの業務を基本としつつ、お客様の課題を解決する投融資一体型の金融サービスを提供すべく業務を行ってきています。

こうしたなか、平成21年度の概況は、以下のとおりとなりました。なお、以下の融資業務、投資業務、コンサルティング/アドバイザー業務における金額はDBJ単体の数値を記載しています。

融資業務

融資業務においては、伝統的なコーポレート融資によるシニアファイナンスに加え、ノンリコースローンやストラクチャードファイナンス等の金融手法を活用した融資まで、多様化する資金調達ニーズに対応してきました。当事業年度における融資額は3兆6,820億円(危機対応業務による融資額を含む)となりました。

なお、危機対応業務による融資額については、P.46の「金融危機対応業務について」をご参照ください。

投資業務

投資業務においては、事業拡大・成長戦略や財務基盤の整備等、お客様の抱えるさまざまな課題に対して、ファンドを通じた支援や、メザニンファイナンス、エクイティ等の手法により、長期的視点に基づき適切なリスクマネーを提供してきました。当事業年度における投資額は1,111億円(「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に基づく投資額を含む)となりました。

コンサルティング/アドバイザー業務

コンサルティング/アドバイザー業務においては、旧DBJより培ってきたネットワーク等を活かし、多様な業種・事業規模のお客様の競争力強化や、地域経済活性化に寄与する案件等について、コンサルティングを行い、アドバイザーとしてサポートを行ってきました。当事業年度における投融資関連手数料およびM&A等アドバイザーフィーは計132億円となりました。

子会社の状況

子会社に関しては、平成21年11月にDBJ100%子会社DBJ Europe Limitedを開業しました。

国際金融の中心的市場であるロンドンに営業拠点を設けることにより、DBJグループとして、融資、投資、M&Aアドバイザーなどお客様の広汎なニーズにお応えしていきたいと考えています。

投融資額および資金調達額状況(フロー)

(単位：億円)

	平成20年度 (平成20年10月1日～ 平成21年3月31日) [6カ月決算]	平成21年度 (平成21年4月1日～ 平成22年3月31日)
投融資額	17,334	37,931
融資等 ^(注1)	16,703	36,820
投資 ^(注2)	631	1,111
資金調達額	17,334	37,931
財政投融資	2,776	4,820
うち財政融資資金 ^(注3)	1,580	3,000
うち政府保証債(国内債)	1,196	1,495
うち政府保証債(外債)	—	325
社債(財投機関債)	814	1,683
長期借入金 ^(注4)	11,900	23,016
回収等	1,843	8,409

(注) 1. 社債を含む経営管理上の数値です。

2. 有価証券、金銭の信託、その他の資産(ファンド)等を含む経営管理上の数値です。

3. 産業投資借入金を含んでいます。

4. 平成21年度の長期借入金のうち、危機対応業務に関する株式会社日本政策金融公庫からの借入は、2兆1,394億円となっています。

連結業績の概要

連結財務ハイライト

(単位：億円)

	平成20年度 (平成20年10月1日～ 平成21年3月31日)	平成21年度 (平成21年4月1日～ 平成22年3月31日)
経常収益	1,512	3,479
経常利益(△は経常損失)	△1,216	519
特別損益	35	△8
当期純利益(△は当期純損失)	△1,283	398
総資産	140,280	155,957
貸出金	120,088	135,146
有価証券	12,465	12,894
負債	119,416	132,682
借入金	80,678	90,824
債券および社債	35,130	37,463
純資産	20,864	23,275
資本金	10,000	11,811
自己資本比率(国際統一基準)	18.88%	19.13%
銀行法基準リスク管理債権比率	1.60%	5.07%
自己資本利益率(ROE)	△6.06%	1.82%
総資産利益率(ROA)	△0.92%	0.27%
従業員数(人)	1,096人	1,181人

当連結会計年度の業績については、次のとおりとなりました。

なお、DBJは、平成20年10月1日に設立されたため、前連結会計年度は平成20年10月1日から平成21年3月31日の6カ月間となっています。

連結損益の状況

損益の状況については、経常収益は3,479億円となりました。その内訳は、資金運用収益が3,014億円、役員取引等収益が156億円、その他業務収益が198億円およびその他経常収益が108億円となりました。

また、経常費用は2,960億円となりました。その内訳は、資金調達費用が1,801億円、役員取引等費用が10億円、その他業務費用が340億円、営業経費が350億円およびその他経常費用が457億円となりました。この結果、経常利益は519億円となりました。

経常損益の内容としては、資金運用収支については

1,213億円、役員取引等収支については146億円と利益を計上したものの、市況悪化の影響による不動産関連私募債の評価減等を主因としたその他業務収支の損失計上(△141億円)に加え、前連結会計年度同様、景気低迷を要因とする不良債権処理損失および一部大口取引先の株式等償却を含む株式関係損益の損失計上により、その他経常収支は△348億円となりました。これらから営業経費350億円を控除した経常利益は519億円となり、前連結会計年度における経常損失(1,216億円)から黒字回復となりました。

これに加え、本店移転損失引当金の繰入および償却債権取立益等による特別損益△8億円により、税金等調整前当期純利益は511億円となりました。

また、法人税、住民税及び事業税253億円、法人税等調整額145億円(益)および少数株主利益3億円を計上した結果、当連結会計年度の税金等調整後の当期純利益は398億円となり、前連結会計年度における当期純損失(1,283億円)から黒字回復となりました。

連結資産・負債・純資産の状況

資産の部合計については、15兆5,957億円（前連結会計年度末比1兆5,676億円増加）となりました。このうち貸出金は13兆5,146億円（同比1兆5,058億円増加）となりました。また有価証券は1兆2,894億円（同比429億円増加）となりました。これらには危機対応業務への取り組みによる新規投融资が含まれています。

また、コールローン及び買入手形は1,250億円（同比200億円減少）、買現先勘定は1,799億円（同比1,959億円減少）となりました。これらは、前連結会計年度末において余裕資金を運用したことによるものが、当連結会計年度末において減少したことによるものです。

負債の部については、13兆2,682億円（同比1兆3,266億円増加）となりました。このうち、債券および社債は3兆7,463億円（同比2,333億円増加）、借入金は9兆824億円（同比1兆145億円増加）となりました。

債券および社債の増加については、平成21年4月および同年10月の社債発行（計1,300億円。有価証券届出書方式）が主たる増加要因であり、また借入金の増加については、危機対応業務にともなう株式会社

日本政策金融公庫からの借入が主な増加要因となっています。

また支払承諾については、1,921億円（同比348億円増加）となりました。

純資産の部については、2兆3,275億円（同比2,410億円増加）となりました。この増加要因としては、当連結会計年度における当期純利益の計上に加え、平成21年9月の増資1,032億円および平成22年3月の増資779億円が主な要因となっています。なお、DBJ単体およびファンドを通じて所有する上場有価証券の評価損益に関しては、その他有価証券評価差額金に計上しており、当該評価差額金は110億円（同比127億円増加）となりました。

リスク管理債権の状況

DBJは「銀行法」および「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、債務者区分および資産分類を実施しています。その結果、「銀行法」に基づく連結ベースの開示債権（リスク管理債権）は6,851億円となり、リスク管理債権残高の総貸出金残高に対する比率は5.07%となっています。

海外業務について

DBJは平成20年10月の民営化以降、海外業務の本格的展開に着手しており、第1次中期経営計画のなかでも成長戦略のひとつに位置づけています(P.21参照)。

第1次中期経営計画における目標を達成できるよう、海外向けリスク管理態勢の確立、拠点整備、人材育成などの基盤整備を進めるとともに、信頼できるパートナーおよび内外の金融機関とのネットワークを拡充し、海外業務展開を推進しています。

子会社に関しては、平成21年11月に当行100%子会社DBJ Europe Limitedを開業しました。主な活動内容として、欧州・中東地域等におけるお客様支援および投融資、M&Aサービスの提供等を行っています。

DBJは、海外拠点との密接な連携のもと、お客様の幅広いニーズに対応したグローバルな金融サービスを提供し、お客様の海外事業を支援していきます。

海外拠点概要

◆ニューヨーク駐在員事務所

米国、カナダ、中南米地域を担当。金融・産業・経済、経済政策および都市開発・インフラ開発等の動向をフォロー。また、北・南米に進出しようとする日本企業、対日進出を考える企業へ情報を提供。

◆DBJ Singapore Limited

開業	平成20年12月
資本金	100万シンガポールドル
業務内容	投融資、M&Aアドバイザー業務等
本社所在地	9 Raffles Place, #30-03 Republic Plaza, Singapore 048619
代表者	CEO & Managing Director 川住 昌光

◆DBJ Europe Limited

開業	平成21年11月
資本金	750万ユーロ
業務内容	投融資、M&Aアドバイザー業務等
本社所在地	Level 20, 125 Old Broad Street, London EC2N 1AR, U.K.
代表者	CEO 桐山 毅

海外機関との業務提携の例

DBJは、平成22年1月に、国際金融公社(IFC)との間で、海外での融資活動における円滑な協働を行うことを目的とした基本協力協定(Master Cooperation Agreement)を締結しました。IFCは、世界銀行グループのメンバーとして、主に開発途上国で投融資活動を行う最大の国際金融機関です。DBJは今回の基本協力協定締結を契機とし、積極的に環境や社会インフラ整備等の投融資活動における協働を行い、持続可能な社会発展のサポートに努めていきます。

上記のほか、以下の海外機関(一例)とも業務提携を行っています。

●CITIC(中国中信集团公司)

中国を含むアジアにおいて幅広い金融サービス網を有する企業グループ

●シンガポール国際企業庁(IE)

シンガポール企業の国際化・海外投資を支援する政府機関



DBJ Europe Limitedの開業式典

グループ会社について

DBJは、子会社・関係会社とともにグループを形成し、お客様のニーズに合わせて多様なサービスを提供しています。

株式会社日本経済研究所

(株)日本経済研究所は、DBJが全額出資する、調査・コンサルティングを主とする総合研究機関です。平成21年4月には、財団法人日本経済研究所の受託調査および関連事業を引き継ぎ、新たな一歩を踏み出しました。

(株)日本経済研究所は、公的セクターや民間企業に対し、公平・中立的な立場から長期的な視点に立ち、パブリック分野、ソリューション分野、国際分野の3つの調査分野のシナジー効果を活かし、総合的な観点からお客様のニーズに合った調査・コンサルティングを行います。



◆株式会社日本経済研究所

設立	平成元年12月
資本金	4億8,000万円
事業内容	調査・コンサルティング、アドバイザー事業
本社所在地	東京都千代田区神田駿河台3-3-4 駿河台セントビル
代表者	代表取締役社長 森 和之

DBJキャピタル株式会社

DBJグループ内には、新規事業投資(株)と知財開発投資(株)という2つのベンチャーキャピタル子会社がありましたが、DBJグループにおける投資資産の管理態勢の再構築を目的に、平成22年6月に両社の事業を統合し、DBJキャピタル(株)として新たなスタートを切りました。

DBJキャピタルは、これまで2社で培った技術、事業に対する評価能力と、多様なベンチャー企業への投資経験を活かし、リスクマネーを必要とする企業の皆様の成長・発展に貢献していきます。

◆DBJキャピタル株式会社

設立	平成17年10月
資本金	9,900万円
事業内容	ベンチャー企業に対する出資等
本社所在地	東京都千代田区大手町2-6-2 日本ビル12階
代表者	代表取締役社長 小笠原 朗

DBJ投資アドバイザー株式会社(DBJ-IA)

DBJ-IAは、中長期的な視野に立ち、投資先との信頼関係を重視した「企業の成長戦略支援のための付加価値創造型エクイティ投資」を推進するために、平成21年12月に設立されました。

DBJ-IAは、DBJの投資先となる企業の皆様が、M&A戦略、資本戦略、海外戦略等による成長戦略を実現するために、資金面のみならず、DBJの国内外ネットワークの活用や人材の確保・提供等を通じ、企業の皆様の成長・発展に貢献していきます。

◆DBJ投資アドバイザー株式会社

設立	平成21年12月
資本金	6,800万円
事業内容	DBJが行う付加価値創造型エクイティ投資に関する業務
本社所在地	東京都千代田区大手町1-9-1
代表者	代表取締役社長 村上 寛

平成21年

4月

- ADFIAPの年次総会においてDBJ環境格付融資制度が環境部門賞を受賞



4月：ADFIAP Awardsの授賞式

6月

- 投融資一体型サービスの確立へ向けた組織変更実施
 当行の基盤となる知的資産や人材の強化、および組織力の強化を目的に、組織の一部変更・名称変更を行いました。
- 「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」成立

7月

- 2年連続で「東京都中小企業環境配慮取組支援融資」制度の中核金融機関に選定
- 山口県・福岡県における大雨災害により被災した企業への相談窓口を中国支店・九州支店に開設

8月

- 台風第9号により被災した企業への相談窓口を関西支店・中国支店に開設

9月

- 北陸銀行と「環境投融資等に関する業務協力協定」締結
- 資本金を1兆1,032億32百万円に増資(9月24日)

10月

- 投融資規模1兆7,000億円の平成22年度概算要求
 投融資規模：1兆7,000億円、資金調達：財政投融資6,500億円および自己資金等1兆500億円の平成22年度概算要求を行いました。



11月：DBJ Europe Limited 開業

11月

- DBJ Europe Limitedを開業 →P.30

12月

- 日本最大級の環境展示会「エコプロダクツ2009」に出展(9年連続) →P.58
- 「中小企業金融円滑化法」への対応として営業部店に相談窓口を設置
- 平成22年度投融資計画策定
 平成22年度予算案(12月25日閣議決定)を受け、投融資規模：1兆5,000億円、資金調達：財政投融資6,500億円および自己資金等8,500億円の計画をとりまとめました。

平成22年

1月

- IFC(国際金融公社)とアジアの金融機関として初めて基本協力協定を締結 →P.30

3月

- 資本金を1兆1,811億94百万円に増資(3月23日)

4月

- DBJ設備投資研究所長の著書『企業金融とコーポレート・ガバナンス～情報と制度からのアプローチ』が「第50回エコノミスト賞」受賞 →P.49
- 東京海上日動火災保険と「環境対策を促進する事業に関する業務協力協定」締結 →P.68

5月

- 地域の成長戦略を支援する「地域元気プログラム」を創設 →P.78
- ADFIAPの年次総会においてJR札幌病院建て替え融資がインフラ部門賞を受賞 →P.75
- 宮崎県における口蹄疫の相談窓口を南九州支店に開設

業務のご紹介

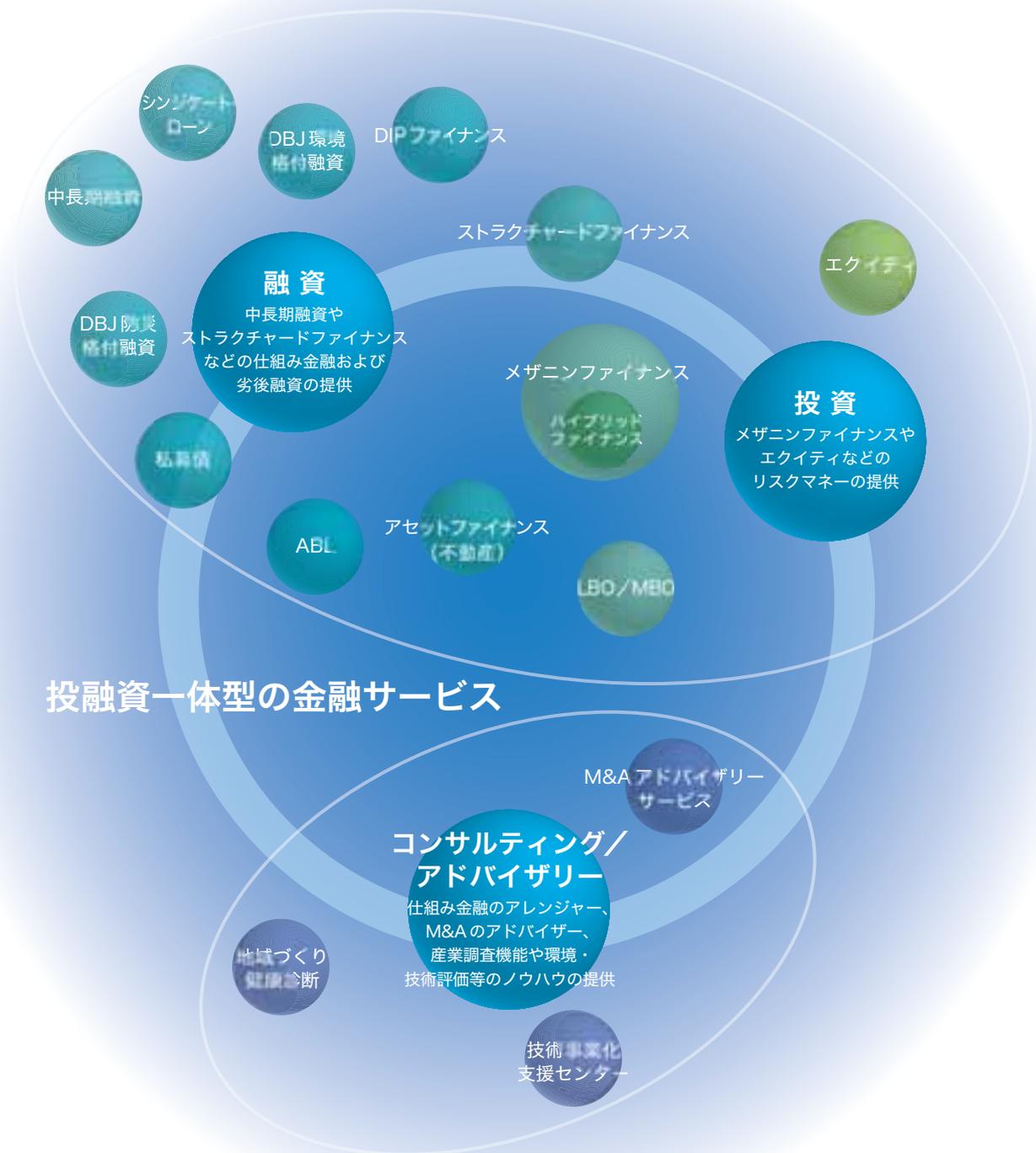


DBJではお客様から最も支持される金融機関となるために、社会が抱えるさまざまな課題の解決に向けて、長期資金の供給、事業形成支援や情報提供などの多様なアプローチにより、有用なプロジェクトの円滑な実施を支援しています。近年は、新しい金融手法を開発・導入することで金融市場の機能の拡張を図るなど、より効率的な資金供給がなされる金融市場の創造に向けて鋭意取り組んでいます。

投融資一体型金融サービス	34
融資	36
投資	41
コンサルティング/アドバイザー	43
危機対応業務について	45
セーフティネットとしての取り組み	47
情報機能の活用	48

DBJは、投融資一体型のシームレスな金融サービスを提供し、中立的かつ長期的視点で時代を見据えた金融手法により、お客様の国内外のファイナンス活動全般にわたってお手伝いをします。

- シニアローンからメゾンファイナンス、エクイティまで投融資一体でのソリューション提供が可能です。
- 企業価値向上に貢献できるよう、M&Aアドバイザリー、CSRサポートなど、さまざまなサービスを提供します。
- グループ会社と連携して、お客様の個別の金融ニーズに対し、きめ細かく応える態勢を整えています。



※投融資にあたっては、DBJ所定の審査が必要になります。

融資

お客様の多様化する資金調達ニーズに対応したファイナンス

- ▶ 中長期の融資
- ▶ 独自の高付加価値の金融サービスを提供（環境・社会的責任投資、防災・安全対策、技術の事業化等の評価付き金融など）
- ▶ さまざまなニーズに対応するため、ノンリコースローン、担保・仕組みを工夫したファイナンス（DIP、在庫担保、知的財産権担保など）を開発・提供

投資

お客様の抱えるさまざまな課題に対して、長期的視点に基づいたリスクマネーの提供

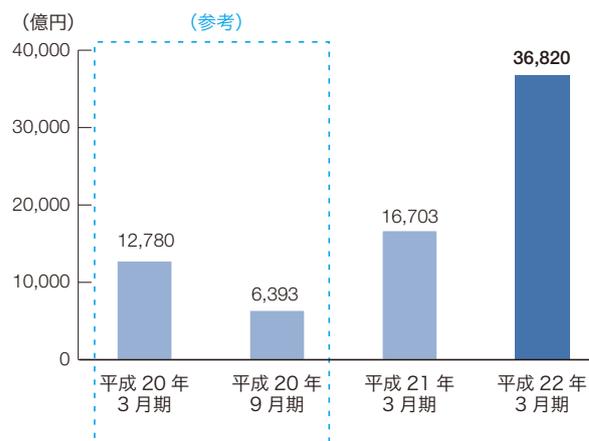
- ▶ 事業再生・再編、成長戦略、国際競争力強化、インフラ事業向けに、メザニンファイナンス、エクイティなどのリスクマネーを提供

コンサルティング/アドバイザー

お客様の競争力強化や地域経済の活性化に寄与する案件に対してアドバイザーとしてサポート

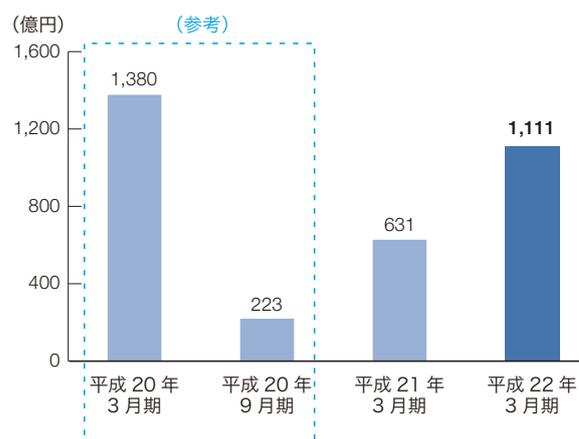
- ▶ M&Aアドバイザーサービス
- ▶ 産業調査力と新金融技術開発力を活用した提案
- ▶ 仕組み金融などのファイナンスのアレンジメント

● 融資額実績(単体)(フローベース)



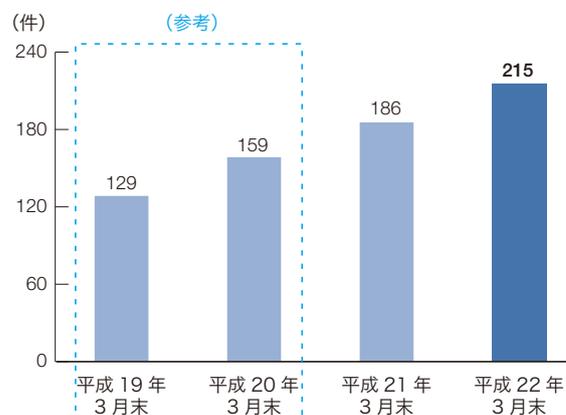
- 注1. 平成20年3月期、平成20年9月期は旧DBJの数値です。
 注2. 平成20年9月期、平成21年3月期は6ヵ月決算です。
 注3. 社債を含む経営管理上の数値です。

● 投資額実績(単体)(フローベース)



- 注1. 平成20年3月期、平成20年9月期は旧DBJの数値です。
 注2. 平成20年9月期、平成21年3月期は6ヵ月決算です。
 注3. 有価証券、金銭の信託、その他の資産(ファンド)等を含む経営管理上の数値です。

● M&Aアドバイザー/コンサルティング契約件数(累計)



- 注1. 平成19年3月末、平成20年3月末は旧DBJの数値です。
 注2. 平成21年3月末の数値は、旧DBJの数値(平成20年4月から9月までの数値)を含んでいます。

DBJでは、お客様のさまざまなニーズに合わせた中長期の融資を行っています。伝統的なコーポレート融資によるシニアファイナンスに加え、プロジェクトファイナンス、ノンリコースローンやストラクチャードファイナンスなどの金融手法を活用した融資まで幅広く提供し、多様化する資金調達ニーズに対応しています。

DBJの融資事例はP.60～85の「投融資等を通じたCSR」で紹介しています。

中長期融資

DBJは、中長期の資金を中心に融資を行っており、お客様は事業の収益性を勘案した中長期の返済計画が可能です。また、必要に応じて据置期間を設けるなど、お客様のさまざまなニーズに対応しています。

なお、国・地方自治体の各種利子補給金制度等を活用した融資についてもご検討いただけます。

お客様のニーズに応じて、幅広い情報の提供等も行っています。

長い歴史のなかで蓄積してきた知識・経験をもとに、お客様の課題解決に向けたアドバイスを行っています。

DBJの幅広いネットワークを活かして、お客様の事業拡大をお手伝いします。

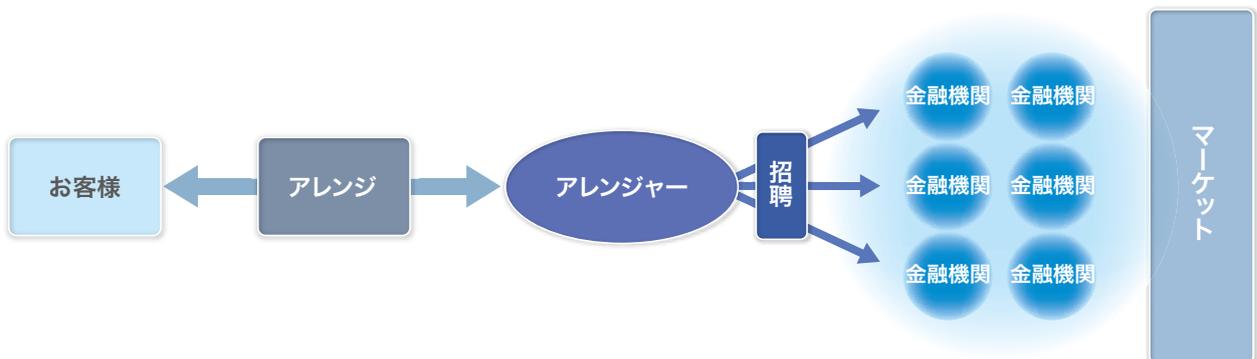
さまざまな調査・研究活動の成果や海外情報等の情報提供を、レポートや広報誌等を通じて行っています。

シンジケート・ローン

シンジケート・ローンとは、幹事金融機関（アレンジャー）が複数の金融機関を集めてシンジケート団を組成し、お客様に対し、単一の契約書で同一の約定条件により協調して融資を行う手法です。お客様には、交渉窓口をアレンジャーに一本化することによる事務負担の軽減、エージェントを通じた資金決済事務などによる事務管理負担の軽減、多額の資金の機動的な調達、アレンジャー

による招聘を通じた取引金融機関の拡大、借り入れ条件の透明性の確保などのメリットがあります。

DBJのサービスの特長としては、ターム・ローンを中心とした積極的な組成、中立的な立場を活かした幅広い参加金融機関への呼びかけ、「DBJ環境格付」融資などDBJ独自の融資メニュー等との組み合わせによる付加価値向上といった点があげられます。



DBJ 環境格付融資

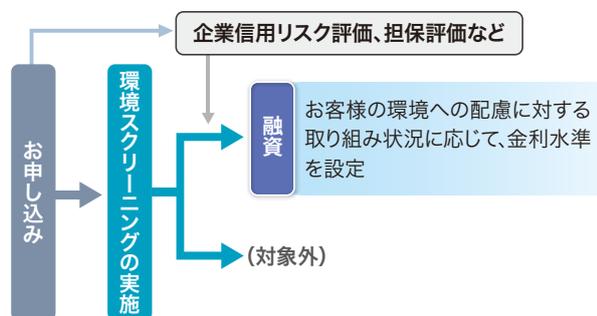
DBJは、昭和40年代の公害対策を皮切りに、過去40年以上の間に環境対策事業に対して3兆円以上の投融資実績を有しています。

平成16年度には、それまで培ってきた知見をもとに「DBJ環境格付」融資の運用を開始しました。これは、DBJが開発したスクリーニングシステム（格付システム）により、企業の環境経営度を評点化し、優れた企業を選定して、得点に応じて3段階の金利を適用するという、「環境格付」の手法を導入した世界で初めての融資メニュー

です。平成19年度には、地球温暖化対策を促進するため、「環境格付利子補給制度」も開始しました。

また、平成20年より3年連続で「東京都中小企業環境配慮取組支援融資」制度の中核金融機関にも選ばれました。同制度は、都内に事業所がある中小企業の環境への取り組みを加速化させることを目的とした低利融資であり、DBJは独自の中小企業向けスクリーニングシステムを用いて環境評価を実施しています。

●DBJ環境格付融資の概要



<特徴>

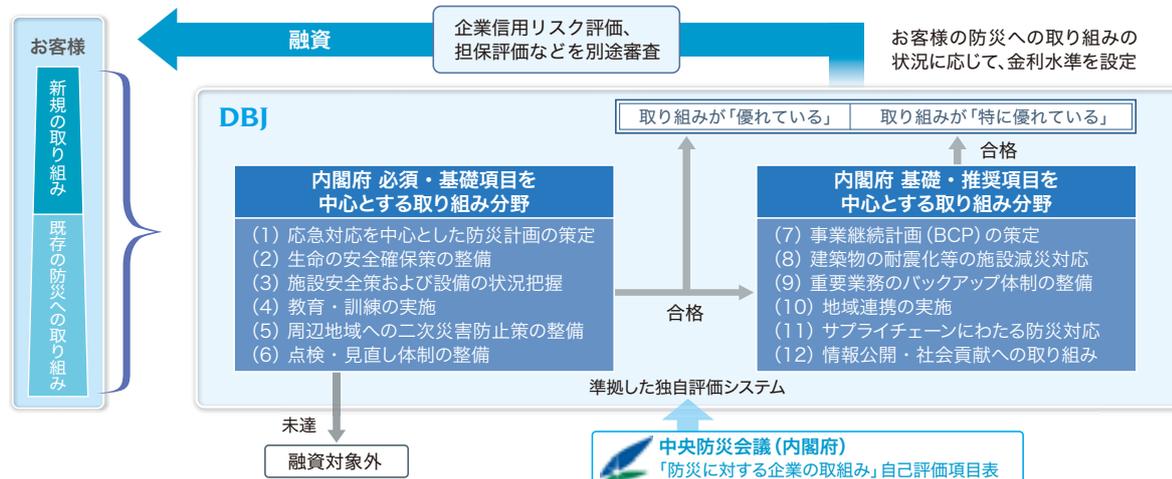
- ◆「環境格付」に応じた段階別金利
- ◆世界の環境動向を踏まえた公平中立な評価
UNEP FI (国連環境計画・金融イニシアティブ) や環境省との情報交換を踏まえ、約120の質問からなるスクリーニングシートを開発
- ◆お客様へのインタビューによる格付評価
- ◆幅広いお客様への対応
製造業から小売、鉄道、リースなどの非製造業まで

DBJ 防災格付融資

DBJは、防災対策もしくは災害復旧関連の融資を通して、災害に強い街づくりや被災地復興の支援を行ってきました。に加え、事業継続の観点から、事業継続計画(BCP：Business Continuity Plan)の策定、施設の耐震化、情報システムのバックアップ体制の整備など企業の総合的な減災対策の支援をするとともに、被災時に必要な復旧資金に対するファイナンス手法の提供を行っています。

平成18年度に「DBJ防災格付」融資の適用を始めました。これは、中央防災会議(内閣府)の「『防災に対する企業の取組み』の自己評価項目表」をベースとしたDBJ独自の評価システムにより、防災に対する取り組みの優れた企業を評価・選定し、当該企業の防災対策事業に優遇金利で融資を行うもので、「防災格付」の手法を導入した世界で初めての融資メニューです。

●DBJ防災格付融資の概要

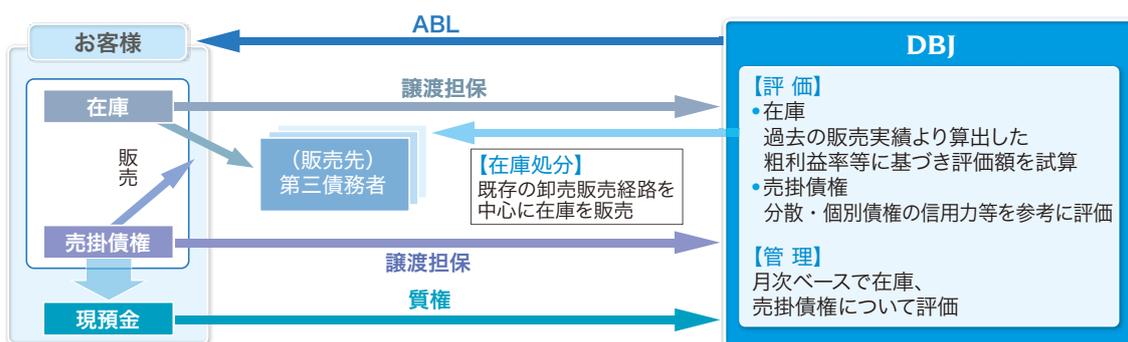


ABL(資産担保融資)

ABL(Asset Based Lending)は、お客様の流動資産(集合動産、在庫、売掛債権等)を担保として活用する金融手法です。

お客様には、資金調達手段の多様化、機動的な資金調達、負債の組み替え、余剰在庫の売却、内部管理態勢の強化・整備を図ることができるなどのメリットがあります。

DBJは、他に先駆けて取り組んできた企業再生ファイナンス分野において、豊富な実績を有しており、企業支援と債権保全の両立を図るため、ABLスキームを開発し活用してきました。今後は、こうしたスキーム構築力を下地に、企業の成長資金の提供に向けてもABLスキームの展開を進めていきます。

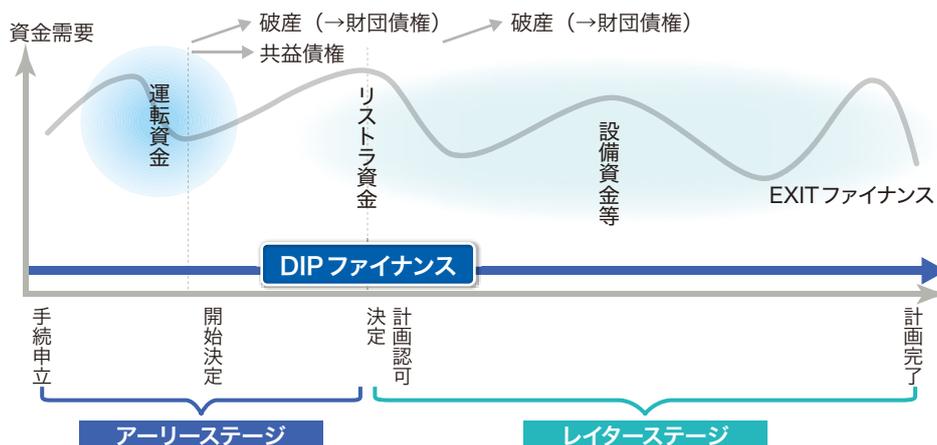


DIP ファイナンス

DBJは、1990年代後半以降の不良債権問題にともなう金融システム不安の克服に向け、多様なツールを用い、不振企業が保有する価値ある事業の維持・発展を支援してきました。その手法には、民事再生法等を申請した企業が計画認可までの期間において、運転資金を調達できずに事業の継続が困難な場合に、この事業の価値を維持させる一時的な運転資金を融資する「アーリーDIP」と、再建計画実施に必要なリストラ資金の融資、

再生計画実施中の別除権の買い取り、設備投資に向けた中長期の融資、再生債権等をリファイナンスし、法的整理プロセスを早期に終結させるための融資 (EXITファイナンス)などを含む「レイターDIP」があります。

DBJでは、平成13年に国内初のDIPファイナンスを行い、以後、対象・手法の多様化に努め、お客様のニーズにお応えしています。



ストラクチャードファイナンス

DBJは、平成10年に国内初のプロジェクトファイナンスのアレンジを手がけてから、エネルギー分野やインフラ分野を中心に、プロジェクトファイナンス、PFI等において日本有数の案件実績を積み上げてきました。こうした経験を通じて蓄積したノウハウを活かしつつ、現在ではプロジェクトファイナンス、PFIのみならず、お客様の多様なニーズにお応えすべく、オブジェクトファイナンス、証券化等も含めた幅広い案件分野において、フィナンシャルアドバイザーとしてのサポート、リードアレンジャーとしてのファイナンスの組成、シニアローン、メザンローン、エクイティの提供等により、お客様のさまざまな課題解決を全面的にサポートしています。

● プロジェクトファイナンス

特定の企業の信用力や担保価値に依存せず、当該事業から生み出される収益およびキャッシュフローを返済原資とするファイナンス手法を用いて、エネルギー分野やインフラ分野等での豊富な経験を活かし、お客様の検討しているプロジェクトの資金調達をサポートしています。

● オブジェクトファイナンス

船舶、航空機等のアセットの特性を考慮しつつ、それぞれの収益性に着目したファイナンス手法を用いて、お客様の資金調達をサポートしています。

● 証券化

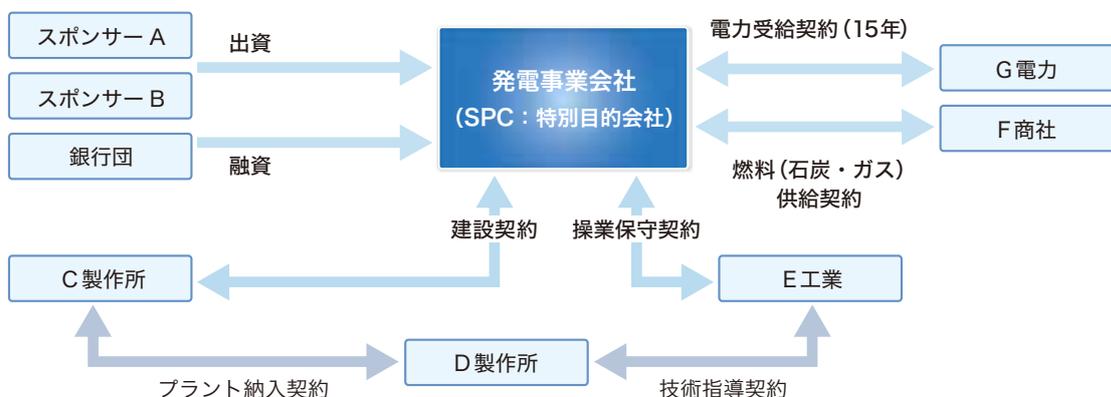
企業などが保有する金銭債権の売却等を行い、当該金銭債権から生じる収益・キャッシュフローのみを裏付けとして資金調達を行う金銭債権流動化や、特定の事業を営むことで生み出される将来キャッシュフローを裏付けとして資金調達を行う事業証券化 (Whole Business Securitization) 等の手法を用いて、お客様のバランスシートのリストラクチャリング等をサポートします。また、ノンリコースローン等の手法を用いて、お客様の資金調達をサポートしています。

● PFI(Private Finance Initiative)

DBJは、平成11年の所謂「PFI推進法^{*}」成立以降、数多くのPFIの実績を積み重ね、業界のリーディングプレーヤーとして取り組んできました。そのような活動を通じて蓄積したノウハウに加え、公共セクターとの強いリレーションを活用し、PFIへの取り組みを検討している事業者の方々等の課題解決をサポートしています。

^{*}「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」

● プロジェクトファイナンス—発電プロジェクトの例



私募債

私募債とは、少数の特定投資家が直接引き受ける社債のことで、証券会社を通じて不特定多数の投資家を対象に広く募集される公募債とは異なります。

DBJは、お客様の調達先・調達手段の多様化に向けて、私募債引受、私募債の保証を通じて、資本市場からの直接調達（直接金融）や市場型間接金融への取り組みを支援しています。



アセットファイナンス(不動産)

DBJは、1960年代から不動産事業への長期ファイナンスに取り組み、また、日本の不動産証券化市場には、その黎明期から参画し、市場の活性化に取り組んできました。

こうした実績を通じて蓄積したノウハウとネットワークを活用しながら、ノンリコースファイナンスなどさまざまな形態のソリューションを提供しています。

流動化型ファイナンス

[例1]お客様が自社所有している賃貸用不動産をSPCに売却し、資本効率を向上

[例2]お客様が利用している不動産をSPCに売却したうえで、新たに賃貸借契約を締結し、利用を継続

- ① 資金調達手段の多様化
 - 対象資産の収益力・キャッシュフローを活用した調達の実現
 - オリジネーター(対象資産の原所有者)の借入枠の温存
- ② オフバランスによる財務の効率化
 - ROAの向上
 - 含み損益の計画的な実現
 - 有利子負債削減等の財務内容改善
 - 不動産の価格変動リスクの切り離し

開発型ファイナンス

[例] 自社が所有する遊休不動産を、投資家の資金を活用して収益物件として開発

- ① 開発利益の実現
 - 自社のみでは資金調達が困難な不動産開発の実現
 - 追加的な必要投資や工事の遅延により、工事費が予定を超過するリスクを分散・コントロール
- ② オフバランスによるリスクコントロール
 - 自社の財務の健全性を維持
 - 不動産の価格変動リスクの隔離

DBJのアセットファイナンスの特徴

- ◆ 多数の案件での豊富なアレンジメント実績、投融資実績
- ◆ 国内外の有力投資家・金融機関とのネットワークを活用したプロジェクト実現支援、資金調達のアレンジメント
- ◆ お客様のニーズに合わせたシニア～メザニンのデットファイナンスの提供やエクイティ投資など、プロジェクトに応じたソリューション
- ◆ プロジェクトの円滑な実現のため、中立的な立場から、適切なリスク分散および関係者の利益実現を調整

DBJでは、事業拡大・成長戦略や財務基盤整備など、お客様の抱えるさまざまな課題に対して、ファンドを通じた支援や、メザニンファイナンス、エクイティなどの手法により長期的視点に基づきリスクマネーを提供しています。

DBJの投資事例はP.60～85の「投融資等を通じたCSR」で紹介しています。

エクイティ

グループ事業の「選択と集中」や成長戦略のニーズが高まることに加え、コーポレート・ガバナンスに対する要請も強まることで、企業経営に対してエクイティが持つ意味はますます大きくなっています。

DBJは、エクイティ投資を通じて、お客様が抱える課題を解決し、長期的な発展を支援します。投資後、DBJが有するネットワーク、情報力、調査力、金融技術力等を活用して、課題に即したトータルソリューションを提供し、お客様の企業価値の長期的な最大化を実現します。平成

22年度からは「企業の成長戦略支援のための付加価値創造型エクイティ投資」を強化しています。これは、資金面のみならず、①M&A戦略、②資本戦略、③海外戦略等において、企業の成長戦略の実現、中長期的な企業価値向上を支援する取り組みです。

DBJは、エクイティ投資を通じて、お客様と成長の成果を分かち合うとともに、豊かな未来の実現に貢献します。

お客様のニーズ

- 事業の選択と集中のニーズの高まり
- グローバリゼーションによる成長戦略
- 資本市場を活用した成長戦略 (M&A、上場など)

DBJのソリューション

- 成長資金の出資
個別企業、SPC、各種ファンド等への出資
- グローバリゼーションへの対応
外国企業の日本市場への展開支援、日本企業の海外展開支援
- 投資後のソリューションの提供
DBJが有するネットワーク、情報力、調査力、金融技術力等を活用したトータルソリューションの提供

成果

- お客様が抱える課題の解決
- お客様の長期的な発展、企業価値の長期的な最大化

LBO / MBO

LBOは、Leveraged Buyout(レバレッジド・バイアウト)の略です。M&Aの形態のひとつで、借入金を活用した企業・事業買収のことを指します。一定のキャッシュフローを生み出す事業を、借入金を活用して買収するもので、買い手(多くの場合はエクイティを提供するスポンサー)は少ない資金で企業・事業を買収することができます。借入金を梃子(lever)として、投資金額を抑えることで買い手のリターンを極大化を図ることから、この名がついています。一般的には、多額の借入金をともなうことから、対象となる事業には安定的なキャッシュフローを生み出すことが求められます。

MBOは、Management Buyout(マネジメント・バイアウト)の略で、経営陣が自ら会社の株式・事業などをその所有者から買収することをいいます。一般的に経営陣

は、手元資金の規模が限られていることから、事業の買収にあたっては借入金による調達が必要となるケースが多くなります。このため、MBOはLBOの形態をとることが多くなります。また、借入金だけでは調達ができないような場合には、経営陣はエクイティを提供する共同スポンサーとしてバイアウト・ファンドとパートナーを組むケースも見られ、最近、上場企業の株式非公開化やオーナー企業の事業承継などによく利用されています。

DBJは、フィナンシャルアドバイザーとしてMBO全体を取りまとめたり、融資のアレンジメントやメザニンファイナンス、スポンサーとの共同エクイティ投資を行ったりすることで、LBO / MBOの場面においてソリューションを提供しています。

メザンファイナンス

メザンファイナンスとは、従来より金融機関が取り組んできたシニアローンと、普通株式によるエクイティファイナンスの中間的な手法です。

メザンファイナンスは、シニアローンよりも返済順位が低く、シニアローンに比べてリスクが高い資金になりますが、米国など幅広い投資家層を抱えるマーケットにおいては、多様な資金供給手段のひとつとして重要な役割を果たしており、投資リスクに見合った金利・配当水準が設定されることによって、経済合理性が確保されています。お客様の資金計画や資本政策に応じて柔軟な設計が可能で、近年は事業買収、子会社・事業の切り出し、事業承継、非公開化といったケースにおいて、ニーズが高まっています。

メザンファイナンスには、シニアローンでは対応困難なリスクマネーの提供、既存株主の議決権希薄化の回避、柔軟な償還スケジュールの設定などのメリットがあります。

DBJでは、長期的な視野に基づくお客様のバランスシート問題解決に向け、スキーム構築からファイナンスアレンジメント、リスクマネー供給まで、トータルソリューションを提供します。

メザンファイナンス

- 劣後ローン／劣後社債
- 優先株／種類株
- ハイブリッド証券／ハイブリッドローン 等

● メザンファイナンス事例

事例 1 過小資本解消策として



事例 2 事業買収におけるファイナンスの補完手段として



事例 3 事業承継における議決権の希薄化防止策として



＝ コンサルティング／アドバイザー

DBJでは、業務提携金融機関等とのネットワークを活かし、多様な業種・事業規模のお客様の競争力強化や、地域経済活性化に寄与する案件などについてコンサルティングを行い、アドバイザーとしてサポートしています。

これまで蓄積してきた、仕組み金融などのファイナンスのアレンジメント、M&Aアドバイザーサービス、産業調査機能や環境・技術評価等のノウハウを提供し、お客様の課題解決に取り組んでいます。

DBJのアドバイザー業務事例はP.60～85の「投融資等を通じたCSR」で紹介しています。

M&A アドバイザーサービス

企業の発展の形が多様化し、「選択と集中」に向けた事業再構築、産業再編などの動きが活発になるなか、M&A（企業の合併・買収）が脚光を浴びるようになりました。M&Aは、企業の事業を効率化しつつ、雇用の安定化や競争力の強化にもつながる点で有効な手段です。M&Aに対する国内外での関心の高まりなどを背景に、

DBJでは独自のネットワークによるアドバイザー業務を提供しています。

DBJは、企業のさまざまなニーズに対応し、それぞれの経営戦略に合致したM&Aソリューションをトータルに提案します。

戦略的コンサルティング

● 総合的事業戦略

長年培われた融資・プロジェクト支援経験を活かし、ナレッジバンクとして、中長期的な視野で事業・経営戦略を提案。

● 充実した企業情報

国内における幅広い産業にわたる3,500社超の取引先とのネットワークと、昭和59年以来、700件超の外資系企業への融資を実施した実績に基づく、国内外の企業情報の提供。

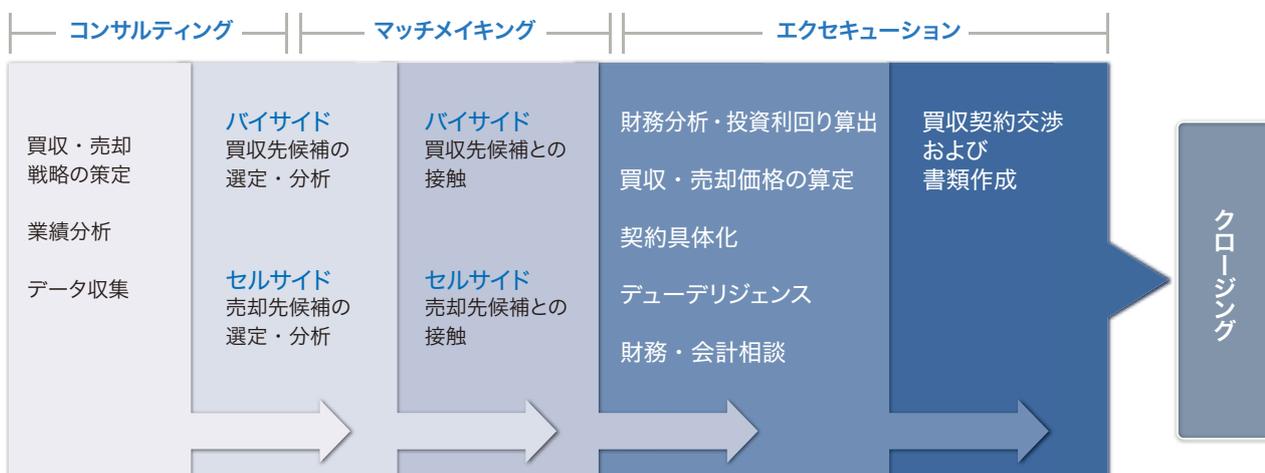
● 密接な国内外の情報ネットワーク

地域の企業を熟知している地域金融機関および国内・海外金融機関、会計事務所・法律事務所との情報ネットワークに基づく的確な情報収集。全国の加盟金融機関（地方銀行、信用金庫）と連携して地域企業のM&Aに取り組む「地銀M&Aネットワーク」を構築。

● M&Aの実施

計画段階から実行段階まで、質の高いM&Aアドバイザーサービスの提供。

● M&A アドバイザーサービスの流れ



地域づくり健康診断

「地域づくり健康診断」とは、DBJが公表データ等から把握し得る地域の現状分析をもとに、現地の実査や地域の方々へのヒアリング等の情報を加えて、独自の分析による地域の診断を行うもので、診断結果を地域の方々に発表するとともにディスカッションを行うことによって、地域の課題と可能性を地域の方々自身に発見していただくプログラムです。

地域の課題と可能性に対する認識の共通化を図り、これを踏まえた“次の行動”(プロジェクト創出等)を起こす契機となるよう支援するものです。

● 地域づくり健康診断実績

(平成 22 年 7 月 1 日現在)

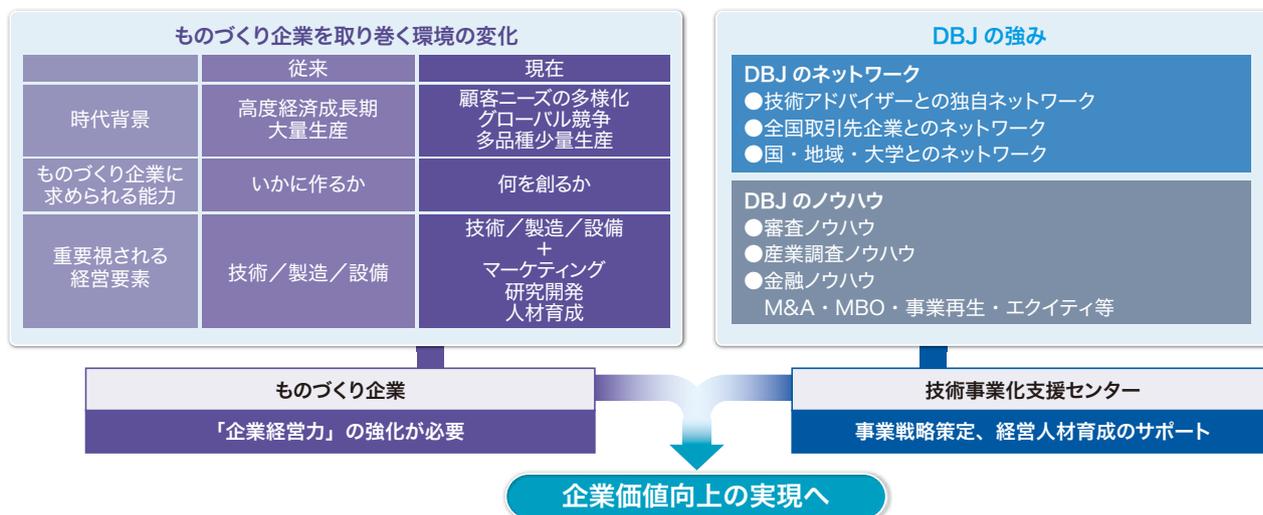


技術事業化支援センター

DBJは、平成16年2月、中堅製造業等が行う技術開発成果の事業化をサポートするため、「技術事業化支援センター」を開設しました。同センターの役割は、技術を製品に変える経営力(=技術経営力)の診断と成長戦略やビジネスプランに対するアドバイス、技術経営に関する研修事業を行うことであり、中堅製造業等における新しい価値創造を支援しています。また、DBJと地域金融機関、地方自治体、大学、経済団体、産業支援機関との連携を活かして、積極的に技術事業化支援センターのノウハウを提供することで、地域の産業競争力の強化にも貢献しています。

技術を製品に変える経営力(=技術経営力)を評価したうえで、幅広いネットワークから集まる客観的な情報に基づき、適切な成長戦略の立案をサポートしています。また、事業審査のノウハウに基づくセカンドオピニオンの提供、財務戦略の相談を通じて、お客様とともに最適な成長戦略とビジネスプランを考えます。

DBJは、中立的かつ専門的な立場から、経営者のよき相談パートナーとして製造業経営に関する総合的なナレッジを提供することで、お客様の企業価値向上とわが国製造業の発展に貢献しています。



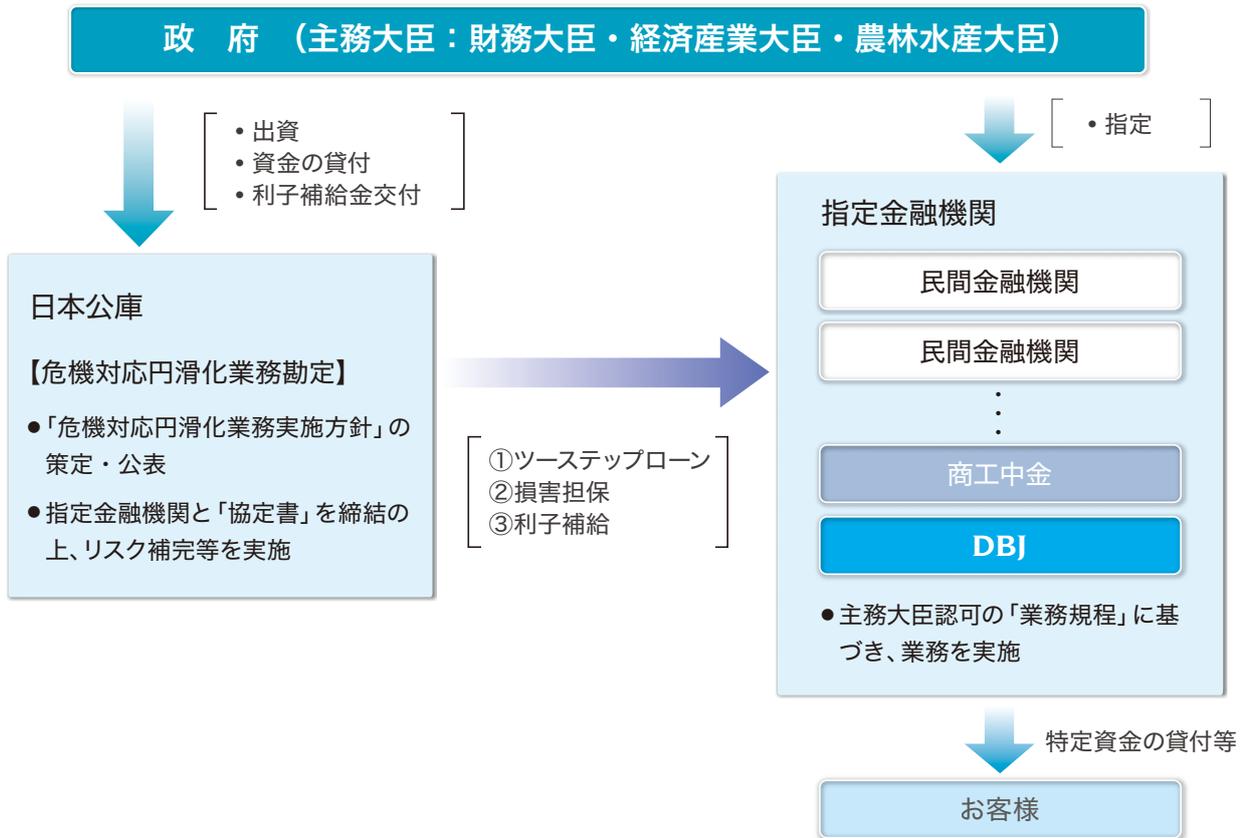
危機対応業務とは

内外金融秩序の混乱、大規模な災害、テロリズム、感染症等の危機による被害に対処するために必要な資金（特定資金）を、政府の指定を受けた金融機関（指定金融機関）が、株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という）からの信用供与（①ツーステップローン、

②損害担保、③利子補給）を受け、迅速かつ円滑に供給するものです。

DBJは設立時において、株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という）とともに、この指定（みなし指定）を受けています。

● 危機対応業務スキーム



金融危機対応業務について

危機対応業務は内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、日本政府が指定する金融機関（指定金融機関）が株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。その後の改正を含む）に基づき、日本公庫からのリスク補完等を受け、危機に対処するために必要な資金を供給する業務として、平成20年10月1日より開始されているものです。

平成20年秋以降の世界的な金融・経済危機による企業の資金繰りの悪化に対する対応策として、日本政府は同年10月30日に策定された経済対策「生活対策」において「商工中金、政投銀による金融危機対応業務の発動」を掲げ、同年12月11日には「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」の危機認定を行っています。さらに同年12月19日に策定された経済対策「生活防衛のための緊急対策」において予算枠の拡充・CP（コマーシャルペーパー）購入業務の追加等を含む「日本政策金融公庫の危機対応業務を活用した中堅・大企業の資金繰り対策」が掲げられました。これを受け、平成21年1月27日には平成20年度二次補正予算が成立し予算枠が拡充されたほか、同年1月30日にはCP購入業務の追加等を含む政省令の改正が行われています。

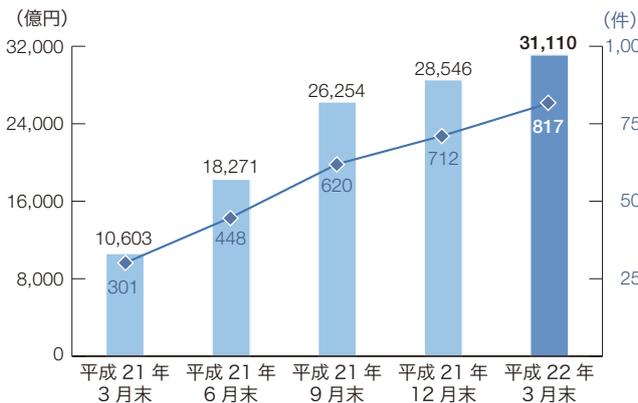
加えて、同年4月10日に公表された「経済危機対策」において、中堅・大企業向け危機対応業務として計15兆円という大規模な危機対応業務が具体的施策として掲げられました。これを受け、同年5月29日には平成21年度補正予算が成立し、また同年6月26日に国会において可決成立した新DBJ法改正法（同年7月3日公布・施行）においては、DBJの財務基盤強化が講じられ、危機対応業務を円滑に実施できるよう対策が措置されています。

当該業務として実施した中堅・大企業向け融資およびCP購入に関して生じる恐れのある損失の一部については、日本公庫との損害担保取引により補填される枠組みも措置されているため、DBJとしては、この損害担保取引の枠組みを適切に活用していきます。

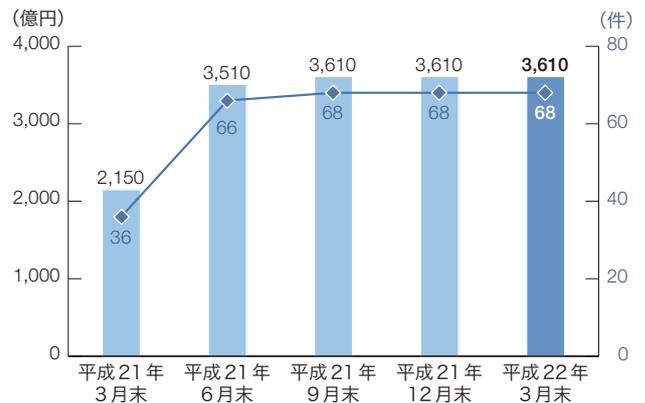
なお、平成22年3月末時点の「金融危機に対応した危機対応融資およびCP購入」の実績は、以下のとおりです。

- 融資額累計：3兆1,110億円（817件）
- 損害担保契約付融資額累計：2,335億円（33件）
（日本公庫へ申し込み予定のものを含む）
- CP購入額累計：3,610億円（68件）

● 金融危機対応融資額・件数（月末時点累計）



● 金融危機対応CP購入額・件数（月末時点累計）



セーフティネットとしての取り組み

DBJはこれまで、地震や台風といった大規模自然災害が発生した場合の復旧・復興支援や、SARSやBSE等の疫病、テロ、金融システム不安など広範な影響を及ぼす緊急事態が発生し、平時の金融プラットフォームが機能しない場合における緊急対応のための投融資を行っています。

災害復旧対応

社会的課題

災害復旧対応には、①被災地域について十分な知見を有する者が地域事情を勘案して対応にあたること、②重要な基盤インフラの毀損には極めて速やかな復旧対応が必要であることから、基盤インフラ関連の業界や事業について日頃の取引関係を通じて十分な知見を有し、かつ長期資金の供給ノウハウを有する者が対応することが必要です。

DBJの取り組み

DBJは、阪神・淡路大震災（平成7年1月発生）や新潟県中越地震（平成16年10月発生）などの災害復旧に対応しました。電気・ガス・鉄道・通信・放送・都市開発事業などのインフラ産業から、小売・食品関連などの生活関連事業、地域の雇用や経済活性化に大きな役割を果たす製造業等まで、さまざまな分野の復旧事業への対応を実施しました。

【参考】災害復旧融資実績累計

阪神・淡路大震災 1,848億円
（平成6年度～平成14年度）
新潟県中越地震 203億円
（平成16年度～平成18年度）

テロ災害等対応緊急ファイナンス

社会的課題

テロ災害など緊急事態へのファイナンスは、日頃の取引関係を通じて十分な知見を有し、かつ運転資金も含めた資金供給ノウハウを有する者が機動的に対応することが必要です。

DBJの取り組み

DBJは、平成13年度には「緊急対応等支援制度」を創設し、米国同時多発テロ（平成13年9月発生）、SARSなどにより事業環境が急速に悪化した航空業界などに対し、交通・物流体制の維持を図るため、緊急融資を実施しました。

【参考】テロ・SARS対応緊急融資実績累計 4,370億円
（平成13年度～平成16年度）

DBJでは、投融資を中心とする幅広い活動を通して、社会と多面的な接点を持っています。企業をはじめ、国内外の政府、政府機関、国際機関、地方自治体、大学など多岐にわたる情報チャネルや人的ネットワークを活かし、経済・社会が抱える課題の抽出、中立的な立場からの提言の実施など、質の高い情報発信を行っています。

経済・産業動向調査

産業界との広範な事業を背景に、DBJでは各業種・業界の事情や市場動向、国際競争などについて調査・研究を行っています。それとともに、各産業個別の状況報告書、技術開発等の動きや新産業・イノベーションに関するレポートを作成するなどして、その成果をお客様を中心とする社会に対してフィードバックしています。

(調査例)

◆『DBJ Monthly Overview』

内外の経済産業動向を、月次の景気指標と簡潔なコメントで解説したレポートです。

毎月公表される経済・金融指標の分析を軸に、内外の経済動向を解説しています。近年は、世界的に経済・金融面の連携が一段と拡大していることを受けて、マーケットに関連した視点を充実させているほか、海外での財政金融政策を紹介するなどして充実を図っています。

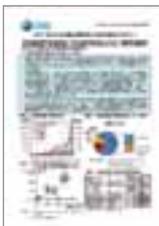
また、産業動向については、以下のようにタイムリーなトピックスを取り上げて解説しています。



「大きく変化する太陽光発電市場～欧州の動向を中心に」

(『DBJ Monthly Overview』 No.146、平成22年4月)

世界の太陽光発電市場は、各国政府による強い支援を背景に拡大してきましたが、金融危機や政策の変更などの影響を受け、導入量や主要メーカーの動向に大きな変化が見られます。本稿では、市場拡大を牽引してきた欧州の現状報告や太陽光発電ビジネスの動向、今後の太陽光発電市場の見通しなどを、コンパクトにわかりやすくまとめています。



「アジア新興国のサービス需要拡大への戦略」

(『DBJ Monthly Overview』 No.143、平成22年2月)

経済産業省によると、「ボリュームゾーン」と呼ばれる中間層がアジアに9億人おり、日本国内市場の低迷

を受け、新興国の中間層需要に対する期待が高まっています。また、中間層の拡大にともない、富裕層も相応に増加する見通しにあり、今後は高度な消費も期待されます。

本稿では、所得階層別の動向や、サービス分野における日系企業のアジア進出の事例などを紹介しつつ、日本の企業が新興国の中間層に活路を求める戦略として、外に取りに行く方向性と、観光などで日本に来てもらう方向性を示唆しています。



◆「DBJ 長期金利 Weekly Outlook」

お客様に対する週次の長期金利動向に関する情報として、毎週最初の営業日に提供しています。日米を中心に、前週のマーケット動向を概説するとともに、今週の主要経済指標や国債入札等のイベントを紹介します。当行エコノミストが週内に公表される重要経済指標や金融政策の影響について解説を行い、経済のファンダメンタルズ分析に基づくマーケット動向を展望します。



◆「ストック・オプションと企業パフォーマンス」

(『経済経営研究』 Vol.30 No.4、平成22年3月)

企業経営者や従業員等に対するインセンティブ・スキームとしては、ストック・オプション、業績連動型報酬制度、経営者による自社株所有などがあり、近年、日本においては、ストック・オプションを導入する企業が増えています。本稿では、ストック・オプションの理論的整理や日本での制度の紹介に加え、どのような企業がストック・オプションを導入しているのか、またストック・オプションが実際に企業の収益性の向上に効果を発揮しているのかなどについて、企業レベル・データを用いた各種の実証分析を行っています。



◆『地球温暖化と経済発展～持続可能な成長を考える』

(Economic Affairs 第9号、東京大学出版会、平成21年3月)

DBJ設備投資研究所地球温暖化研究センターによる研究成果をまとめた論文集です。宇沢弘文東京大学名誉教授(DBJ設備投資研究所特別顧問)をはじめ環境経済学の分野で著名な研究者を中心とした12本の論文を収録しています。現在の地球温暖化問題の動向を踏まえ、社会的共通資本の視点から考察を行い、持続可能な経済発展への政策や社会制度のあり方について提言をしています。



『企業金融とコーポレート・ガバナンス

～情報と制度からのアプローチ』

(DBJ設備投資研究所長 花崎正晴 著、東京大学出版会、平成20年11月)

毎日新聞社エコノミスト賞選考委員会により「第50回(2009年度)エコノミスト賞」の受賞作として選ばれました。

本書は、経済学と実務の双方から、表裏一体の関係にある企業金融とコーポレート・ガバナンスの基礎および応用理論を解説するとともに、その現実性を情報と制度の側面から検証し、「企業とは何か」という問題提起に独自の見解と将来展望を示したものです。



設備投資計画調査

DBJは、主な業務のひとつとして長期設備資金の供給に取り組んできました。「設備投資計画調査(アンケート調査)」は、昭和31年以来半世紀以上の歴史を持ち、地域別の設備投資動向の調査、企業についての生きた情報を踏まえた分析などにより、国の経済運営や企業経営、あるいは研究機関や大学における研究・教育などさまざまな場面で活用されています。

(調査例)

◆「2008・09・10年度設備投資計画調査報告(平成21年6月調査)」

(『調査』第100号、2009年9月)

企業の設備投資動向をアンケート調査で把握する「設備投資計画調査」の実施後、その分析を踏まえた調査結果を公表しています。



調査・研究と投融資活動の融合

DBJの調査・研究活動の成果は、資料の公表のみならず、全国各地の講演会やセミナー等で紹介されています。さらに、全行的なネットワークを通じた投融資機能にその成果を反映させることで、新たな金融ソリューションとして企業のCSR活動や技術事業化などに役立てられています。

(1)環境分野

環境分野では、地球温暖化対策、循環型社会形成、企業経営の持続可能性などのテーマに対し、国内外の各部門が調査レポートや講演会、専門誌・新聞・雑誌への寄稿などさまざまな形で活動を続けた結果、その成果が平成16年度から開始した「DBJ環境格付」融資等として結実し、多くの企業に活用されています。

(2)防災分野

地震をはじめとする自然災害が発生した場合、いかに対応し事業を継続すべきか——こうした課題に対して、企業には災害等への対策と備えをあらかじめ整えることが求められています。DBJでは、事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)をめぐる動向に関する調査や、企業の防災への取り組み調査などを行い、その結果として平成18年度より「DBJ防災格付」融資を開始しました。

(3)技術分野

技術関連では、バイオエタノールなどの動向調査のほか、技術事業化支援センターが技術評価に関する活動を行い、企業の持つ技術の事業化の支援をしています。

地域への情報提供

(1) 地域振興に向けた情報提供活動

少子高齢化や市町村合併、財政難など、地域を取り巻く環境は厳しさを増し、今まで以上に知恵や工夫が求められる時代になっています。



DBJでは、国内本支店・事務所19カ所、海外駐在員事務所・現地法人3カ所(平成22年7月1日現在)のネットワークを活用し、地方自治体、各地域の経済団体、企業など内外のさまざまな事業主体との情報交換等を通じて得られた情報の分析を行っています。その対象は、PPP(Public Private Partnership:官民パートナーシップ)、観光振興、地域づくりやまちづくり、地方財政など多岐にわたり、分析結果は各種レポート、刊行物、寄稿、講演などの形で提供しています。

(2) 地域づくり支援

地域づくりにDBJのノウハウを活かすため、「地域づくり健康診断」を行っています。「地域づくり健康診断」は、地域診断チームがあらかじめ公表データなどから把握可能な地域の現状分析をもとに、現地取材情報を加え、独自の分析による診断を行い、その結果を解説するものです。診断結果については地域の方々とディス

『地域経済活性化の論点メモ～地域経済活性化の概念整理と主な取り組み事例』

(『地域調査研究』Vol.4、平成21年1月)

喫緊の課題である地域経済活性化を議論するための基礎的資料として、地域経済活性化の論点を、具体的な取り組み事例を交えて整理しています。



カッションを行い、それを通して地域の方々自らが地域の課題と可能性を発見し、今後の方向性の検討や行動の契機となるよう支援しています(P.44参照)。

『地域ハンドブック2010年度版～地域データと政策情報』

本書は、地域政策、地域経済、地域社会の現状や地域プロジェクト等の動向を総合的に把握できるよう、「データ編」として地域ブロック・都道府県および主要都市等における経済・産業・生活・行財政等に関する基本的な指標を、「政策編」として主要な地域政策や地域プロジェクトの情報を、それぞれ掲載しています。なお、「トピックス」では、関西学院大学経済学部の林宜嗣教授に、「地方分権と地域再生」をテーマに特別寄稿していただきました。



『実践! 地域再生の経営戦略(改訂版)～全国36のケースに学ぶ“地域経営”』(社団法人金融財政事情研究会刊)

本書では、全国36の地域振興プロジェクトを徹底分析することにより、その成功の要因を見極めるとともに、多種多様な成功事例に共通して存在する要素をさらに深く分析することで、自立的な地域の発展のための道標を示しています。



『データでみる地域経済のポイント』

地域の現状と特徴、課題を明らかにし、地域づくりや地域計画、地域研究における地域分析に役立たせるべく、地域ブロックや都道府県のデータを、グラフを中心とする図表で表現し、分析を行い、これを地域ブロックごとにとりまとめ、1冊の本にしたものです。本書は、主に地域づくりや地域計画、地域研究にたずさわる方に役立つような内容となっています。



支店レポート

北海道支店

『おいしい「お菓子」をロシアに～道産食品の輸出促進に向けて』(ミニレポート、平成22年4月)

日本各地において、今後の拡大が見込める市場としてロシア向けに食品輸出の取り組みが行われています。このミニレポートでは、現時点での課題を踏まえつつ、中国や韓国等との輸出競争に勝っていくためには、

- ①「高品質」で「健康的」という日本食品の良好なイメージを活用して、ロシアにおけるニーズを引き出し、
- ②ロシアでの「口コミ」を広げるため、道産食品のロシア語ホームページを開設するなど、積極的な情報発信が必要だと提言しています。



東北支店

『少子高齢化社会到来が東北観光に与える影響』

(ミニレポート、平成21年12月)

観光産業は、現在、人口の減少および少子高齢化という構造変化に直面しています。

東北地域において観光産業は主力産業のひとつで、農業、食品製造業など他の主力産業との関連性も深いため、その動向は地域経済に大きな影響を及ぼします。本ミニレポートでは、この先10年間に焦点を当てつつ、人口減少および少子高齢化の進展が東北の観光産業に与える影響、その結果を踏まえた今後の取り組みの方向性について考察しました。



新潟支店

『スキー 100周年を迎えて～「食」と「団塊シニア」が鍵』

(ミニレポート、平成22年5月)

レルヒ少佐が日本(上越市)にスキーを伝えてから、今年度は100周年を迎えるものの、県内はもとより日本国内におけるスキー場は、かつての賑わいとはほど遠い状況にあります。こうした現状を踏まえ、100周年を契機に、スキー場ビジネスを原点から問い直し、「難題と期待」「スキー以外の付加価値」など、多角的に検討および提言を行っています。



北陸支店

『富山経済の概要』(随時更新)

『富山経済の概要』は、DBJ富山事務所が富山経済の調査研究およびその成果の紹介のために作成したものです。富山県の歴史、地形、気候などの基本データを網羅したうえで、主要経済指標、富山県内の市町村合併といった現況報告、さらには「富山県内のちょっと変わった会社」や「その他富山県の話」「北陸新幹線の開業効果」「大河ドラマの経済効果」など、独自のユニークな視点が盛り込まれ、興味深い内容となっています。



東海支店

公開シンポジウム「名古屋の健康まちづくり」開催～名古屋市立大学と連携(公開シンポジウム、平成22年1月)

少子・高齢化および人口・世帯減少が本格的に進むなかで、平成19年に“人の健康と人を取り巻く都市環境の健康”に総合的に取り組むべく健康都市宣言がなされた名古屋市において、「健康」は最も重視される施策となっており、保健・医療・福祉面での取り組みとして「健康なごやプラン21」が策定されています。

今回、DBJと“市民の健康と福祉の向上に貢献”を目指した名古屋市立大学が連携して、「名古屋の健康まちづくり」をテーマに、広く市民の方々とともに考える公開シンポジウムを開催しました。



関西支店

『バッテリースーパークラスターへの展開～電池とそのユーザー産業の国際競争力向上へ向けて』

(地域レポート、平成22年5月)

世界の蓄電池および太陽電池産業は、今後の成長分野として市場規模の拡大が期待されていますが、世界各国で国をあげての戦略的な支援策が講じられており、企業間の覇権争いもより一層激しさを増しています。



本レポートは、最新の業界動向や関連企業へのヒアリング、また独自に実施したアンケート調査により、電池産業における関西の優位性および課題を具体的に明らかにし、関西、ひいては日本の産学官が電池産業の競争力維持・強化に向けて、いかに取り組んでいくべきかについて考察を行ったものです。

岡山事務所

『「ファジアーノ岡山」の地域経済・社会への効果

～スタジアムに足を運んで、広く深い効果の実現を！』
(ミニレポート、平成22年2月)

岡山市を本拠地とするプロのサッカーチーム「ファジアーノ岡山」は平成21年にJ2に昇格しました。J2昇格とともにマスコミでの注目度が上昇し、観客動員

数も増加しましたが、地域にとってはそのほかにもさまざまな影響があったと考えられます。

株式会社トマト銀行と共同で発行した本レポートでは、「ファジアーノ岡山」が岡山の経済・社会に与えた影響を定量面、定性面双方にわたって分析し、経済効果を試算。また、「地域に対する帰属意識、一体感の醸成」「にぎわい空間の創出」「スポーツを通じた地域産業の振興」などの効果があるとし、チームを岡山に根づかせ発展させることの重要性を説いています。



四国支店

『小松島市 地域づくり健康診断』

(ミニレポート、平成21年12月)

小松島市を対象に、地域の課題やポテンシャルを抽出する「地域づくり健康診断」を行いました。本レポートでは、同市の人口動態や業種別就業者数などのデータを分析したうえで、高齢化対策、若年層の流出防止、誇りの創出といった3点の対処策を指摘。

また、平成21年12月22日に開かれた診断結果報告会では、同市の強みとして、平成18年5月に新築移転された徳島赤十字病院を挙げ、「バスやタクシーなどの交通の拠点となる同病院は、まちづくりにとって今後も大きなメリットになる」と報告しました。



九州支店

『新博多駅ビル開業のインパクト』

～地域小売商業への影響と市場拡大に係る一考察』

(調査レポート、平成21年11月)

平成23年春、九州新幹線全線開通とともに、新博多駅ビルが開業します。同ビルは、九州初上陸店舗をはじめとする一大商業施設であり、地域のさらなる活性化要素として期待を集めていますが、一方で地域小売商業を取り巻く環境への影響を懸念する声もあります。

本レポートは、同ビルが周辺地域の小売商業へ与える影響について、他都市の事例も踏まえて探るとともに、同ビル開業を契機に地域として市場拡大へつなげるための視点について整理したものです。



南九州支店

『失われた本格焼酎前線』

～甲乙混和にどう対応すべきか』

(産業ミニレポート、平成21年10月)

南九州地域が誇る「本格焼酎」は、焼酎前線の北上にともない、出荷数量・価格ともに順調に推移してきました。しかし、小売自由化の影響等から、厳しい価格競争にさらされています。このミニレポートでは、これまでは堅調だった清酒、ビール、本格焼酎など酒類の著しい消費減退の要因を、価格と消費量、小売自由化などから検証。また、若者の酒離れ傾向などを指摘し、対応策を提示しています。



財団法人日本経済研究所

(財)日本経済研究所は、「内外の重要な経済問題に関する調査研究を行い、学術の振興に資するとともに、わが国経済社会の発展及び福祉の向上に寄与する」ことを目的に設立された財団法人です。(財)日本経済研究所の活動は、DBJの調査研究部門や大学・研究機関・有識者、また国・地方自治体など数多くの調査関係先および約500社の賛助会員等々、内外のネットワークに支えられ、都市開発、地域開発、社会資本整備、エネ

ルギー、経済・産業などの分野において、日本経済の構造にかかわる課題の調査に取り組んでいます。

DBJは、(財)日本経済研究所と連携し情報発信を行っています。



CSRレポート

DBJでは、お客様の課題に対応する投融資一体型金融サービスを提供し、社会の持続的な成長を金融面から支えています。

また、DBJにとってのCSR (Corporate Social Responsibility) とは、投融資等を通じて社会に貢献することはもちろん、社会の要請を真摯に受けとめ、社会の一員としての責任を果たしていくことです。

そのためには、役職員一人ひとりが日常業務のなかで常に「社会」「環境」「経済」を意識して活動することが必要であり、それにより社会から信頼され、好まれ、選ばれる金融機関になることができる、と考えています。

CSR経営の実践	55
投融資等を通じたCSR	60
環境マネジメント	86
人材育成と職場環境づくり	90

編集方針

DBJでは、ステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを深めるため、平成15年度に初めて「社会環境報告書」を発行しました。平成16・17年度には「サステナブルな社会づくりレポート」を、そして平成18年度には「CSR Report 2006」を発行しました。

平成19年度からは「CSRの視点で伝えるディスクロージャー」をコンセプトに、ディスクロージャー誌と統合して発行しています。今後とも、サステナブルな社会の実現に向けたDBJの取り組みを報告していきます。

今回も、DBJの成り立ちや業務内容に鑑み、業務の一つひとつを適切に実施することこそがDBJのCSRであるという観点から、最新の活動状況も盛り込みながら、よりわかりやすいレポートとなるよう心がけ、以下の方針に基づいて作成しました。

- 社会の課題解決のためのDBJのCSRの考え方をご説明します。
- DBJの業務と社会とのかかわりについて具体的にイメージしていただけるよう、投融資等を通じたCSR事例の紹介に引き続き力を入れています。

DBJは、このレポートを、DBJを取り巻くすべてのステークホルダーの皆様との重要なコミュニケーションツールのひとつと位置づけ、さらに進化させていきたいと考えています。忌憚のないご意見・ご感想をお聞かせください。

対象範囲

対象組織：特に断りのない限り、海外駐在員事務所を含むDBJ全店を対象。

国内：本店、支店10カ所、事務所8カ所

海外：海外駐在員事務所1カ所

対象期間：平成21年度(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

継続的な取り組み状況を紹介するため、投融資事例などは過去ものを掲載している場合もあります。なお、調査レポートなど一部の内容は、発行時点までの最新情報を含んでいます。

発行情報

発行時期：平成22年7月

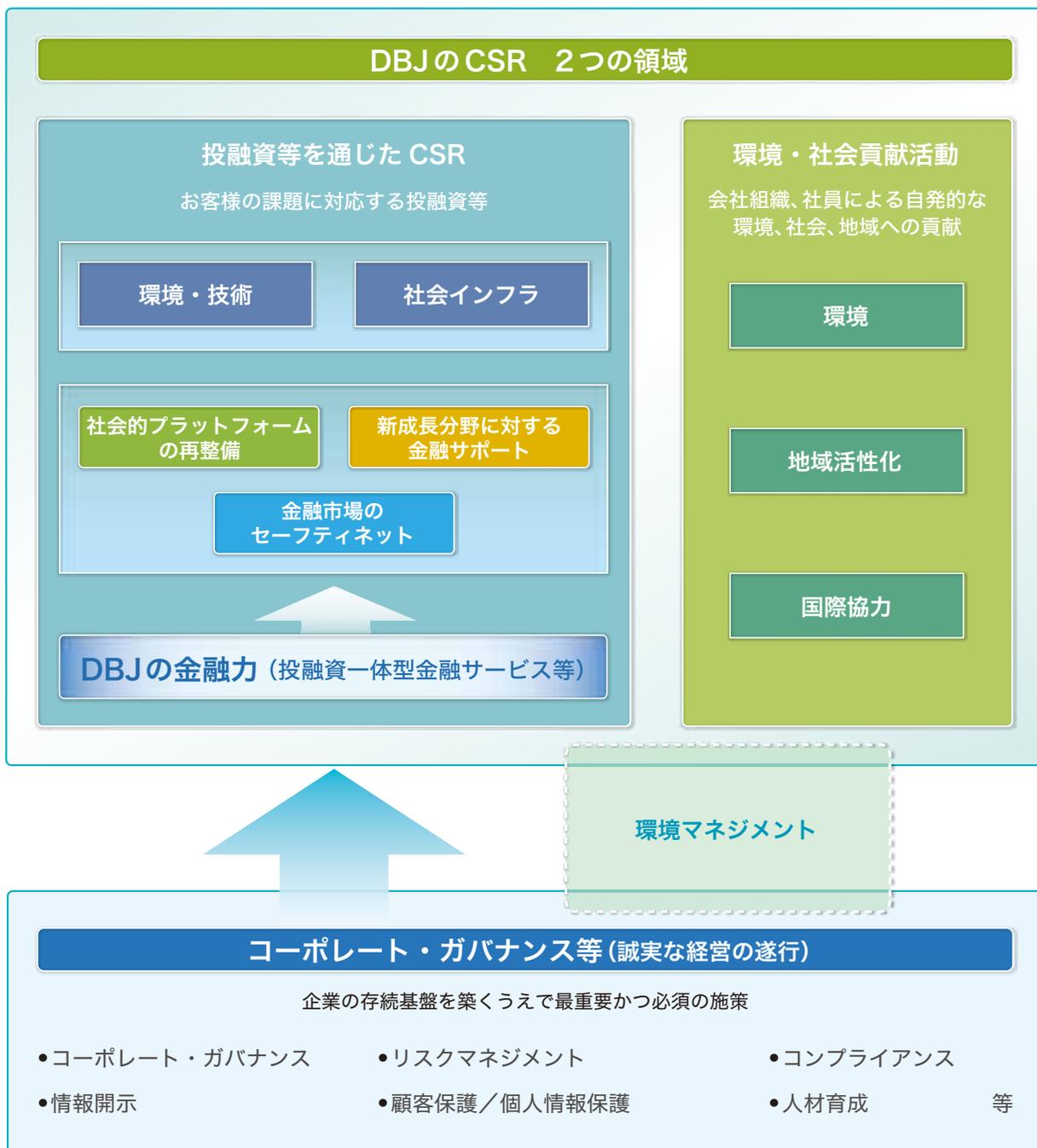
次回発行予定：平成23年7月(前回：平成21年7月、発行頻度：毎年)

参照ガイドライン

作成にあたってはGRI(Global Reporting Initiative)の「サステナビリティ・レポート・ガイドライン2006」および「金融サービス業種別補足文書」を参考にしました。

DBJでは、「コーポレート・ガバナンス等」を礎とし、社会の課題解決のためのCSR実践領域を「投融資等を通じたCSR」と「環境・社会貢献活動」の2つに分類してCSR活動を行い、企業価値向上に向けて取り組んでいます。

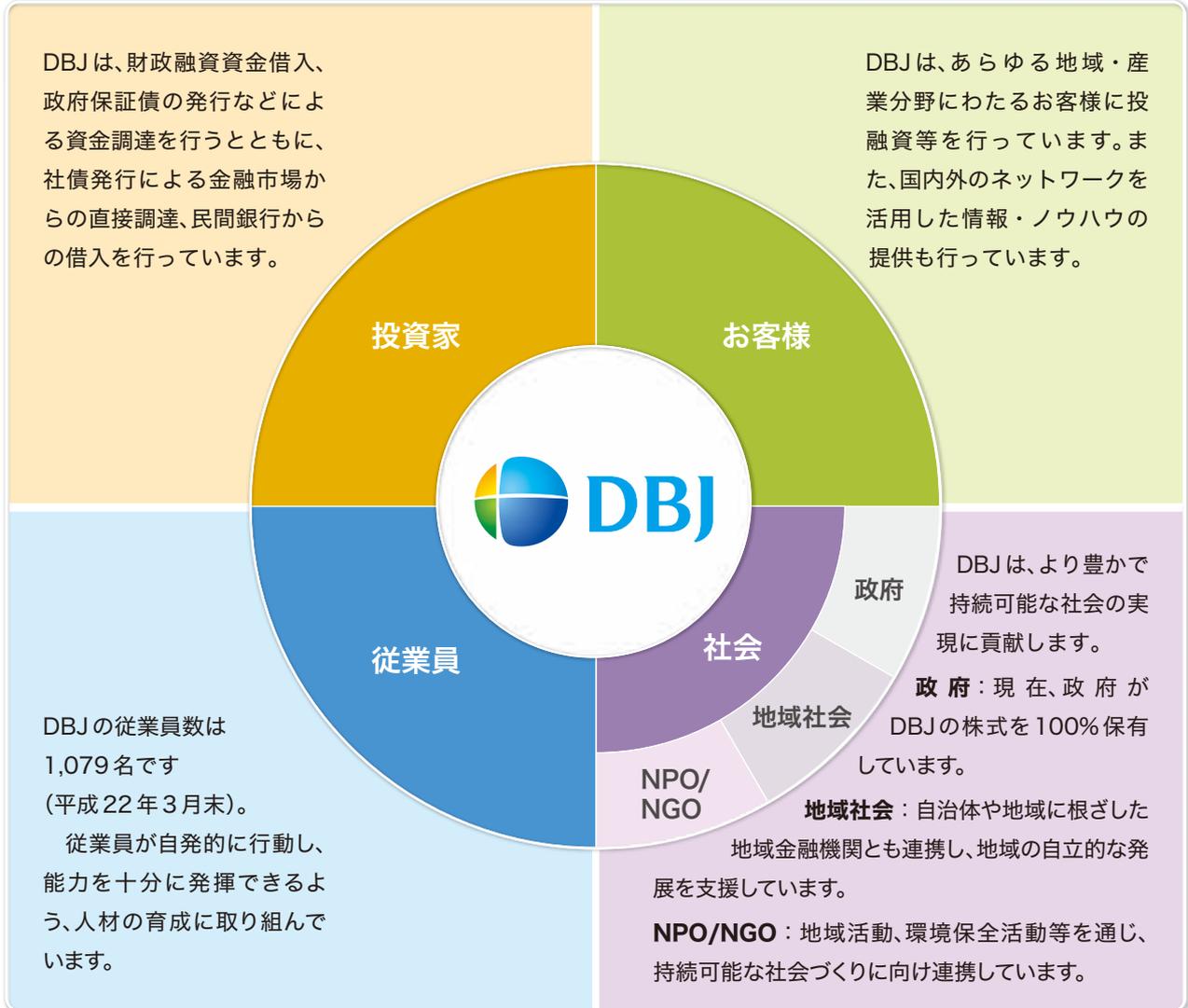
DBJのCSR実践領域



DBJとステークホルダー

DBJは、業務を行ううえでいろいろな組織・企業・人とのかかわりを持っています。DBJでは、次の世代が受

け継ぐ社会をサステナブルなものにするために、ステークホルダーの皆様との対話を一層進めていきます。



トリプルボトムライン

「トリプルボトムライン」とは、企業活動を財務パフォーマンスのみで評価するのではなく、社会・環境・経済という3つの側面から評価する—つまり、持続的発展の観点から、経済だけでなく、環境と社会の側面からも総合的に評価する考え方のことをいいます。

DBJが行う「環境・技術」「社会インフラ」に着目した投融資等は、お客様の経済的側面のみならず、地域の問題でもある社会的側面、時代の問題でもある環境的側面、すなわちトリプルボトムラインの要素を考慮することを包含しています。したがってDBJの「投融資等を通じたCSR」は、サステナブルな社会を築くためのトリプルボトムラインを踏まえた活動とすることができます。



社会的効果

DBJが総合政策金融機関時代に、年度ごとに行っていた政策金融評価は、わが国が直面する政策課題や経済社会環境の変化に対してDBJの機能・役割を適切に対応させるべく、業務の有効性・成果を高めるためのマネジメントサイクルのツールであり、金融機関としての投融資等を通じたCSRを評価する仕組みであったといえます。

民営化後もDBJは、創造的金融活動による課題解決で、引き続き豊かな未来の実現に貢献することを目指しており、独自の観点から真に社会に有用な事業を見極め、サステナブルな社会の実現に向けた取り組みを推進しています。

投融資等を通じたCSR

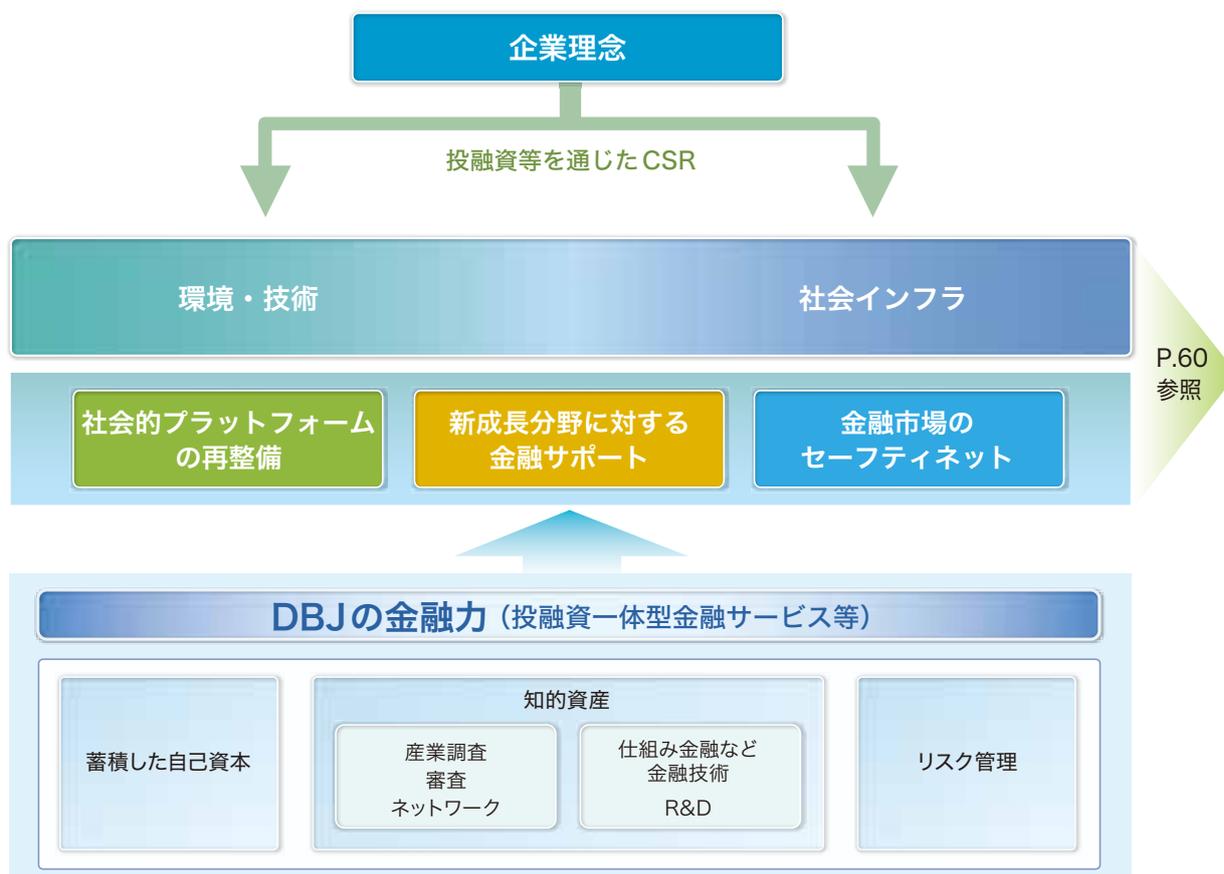
企業が持続的に発展していくためには、コンプライアンス等に配慮するのはもちろんのこと、その事業活動を通じて、社会に新しい価値をもたらし、社会の問題解決に貢献し、社会から信頼されることが重要です。

特に金融機関は、経済・社会にとって真に有意義なプロジェクトを見極め、適正なリスク評価を行い、良質な資金と金融ソリューションを提供することにより、長期にわたり調和のとれた社会を形成する役割を担っています。

DBJは、投融資等を通じたCSR活動により、お客様の満足度や企業価値の向上につながるサービスを提供し、

社会から信頼される企業になれるものと考えています。また、それには、知的資産や金融プラットフォームを活用した投融資をはじめ、業務の一つひとつをさまざまな分野の皆様とともに推進することが重要です。

具体的には、企業理念の方針に基づき、幅広いお客様基盤、産業情報の蓄積を活かし、「環境・技術」「社会インフラ」に強みを発揮できる、より高度な金融サービスを提供し、こうした業務を通じて「社会的プラットフォームの再整備」「新成長分野に対する金融サポート」「金融市場のセーフティネット」という役割を果たしています。



環境・社会貢献活動

DBJでは、多岐にわたる社会・環境問題を解決するには、さまざまな分野の皆様とともに考え、対話することが重要であるととらえており、セミナーやシンポジウム、講演会等を通じて、できるだけ多くの方々とのコミュニケーションを図るよう心がけています。

(1) 環境をテーマとしたコミュニケーション

地球温暖化をはじめとする環境問題の解決に向けては、一人ひとりが正しい問題認識を持ち行動することが重要です。

DBJでは、環境イベントへの出展等を通じ、環境と金融とのかかわりに対する理解を深めていただけるよう努めています。

国内最大規模の環境イベントである「エコプロダクツ展」には、平成13年度に銀行として初めて参加して以来、毎年継続的に出展しています。「DBJ環境格付」やUNEP FI（国連環境計画・金融イニシアティブ）との連携、排出権取引などDBJのさまざまな環境への取り組みを紹介するパネルの展示等を行っています。平成21年度には、プレゼンステージで「間接金融における環境金融の現状と方向性」をテーマに講演を行い、多数のお客様にご来場いただきました。



エコプレゼンステージ
（「エコプロダクツ2009」）

また、環境に関するコンテストイベントとしては日本最大規模の「eco japan cup^{*}」に、平成21年度より主催者として参加し、実行委員や審査員を務めています。

^{*}「eco japan cup」とは、環境省、総務省、株式会社三井住友銀行、一般社団法人環境ビジネスウィメンが主催者となり、官民協働事業として行う「エコビジネスの芽を見つけ、育てる」コンテストイベント。

平成17年の「環境ダイナマイト!」というイベントから始まり、平成18年に「eco japan cup」と改称し、毎年、イベントを開催。

なお、平成21年12月に発表された「eco japan cup 2009」ビジネス部門の受賞企業は、一覧表のとおりです。

「eco japan cup 2009」ビジネス部門受賞企業一覧

●環境ビジネスアワード	
[環境ビジネスアワード2009]	九州電力株式会社 日本ガイシ株式会社
●環境ビジネス・ベンチャーオープン	
[大賞]	株式会社マイファーム
[敢闘賞]	株式会社日本バイオマス研究所
[三井住友銀行賞]	清和工業
[JP地域共存ビジネス賞]	有限会社仲田種苗園
[環境ビジネスウィメン賞]	株式会社ア・ダンセ
[技術審査員 (GE) 特別賞]	株式会社HYPER DRIVE



(2) 地域活性化に向けたコミュニケーション

DBJは、地域の自立的な発展を支えるには、地域の方々とともに「その地域に合った地域づくり」が重要であるととらえ、地方自治体や地元商工会議所など経済団体と連携して、セミナーやシンポジウムの開催・後援等も行っています。

また、DBJの職員が現地に赴き、客観的な指標と独自の分析手法をもとに、地域の方々とのディスカッションを行い、その地域の課題と可能性を地域の方々自身が発見するのをお手伝いする「地域づくり健康診断」を行っています。このプログラムでは、事前に関係者ヒアリングやその地域に存在する各種資源の調査を行い、最終日に、地域の方々が参加するワークショップを実施しています(P.44 参照)。



セミナーにおける地域の方々との交流

(3)国際協力でのコミュニケーション

DBJは、(株)日本経済研究所と協力して、戦後日本の産業経済を政策金融により支援してきた経験や、近年、省エネ・環境対策や民活インフラ整備等の政策課題に取り組むなかで蓄積してきた知見を、アジアを中心とする開発途上国の政府・開発金融機関等に対して提供しています。例えば、昭和42年以降39回実施している開発金融研修には、延べ30カ国以上から346名を受け入れています。

また、個別の開発金融機関向けでは、中国国家開発銀行およびマレーシア開発インフラストラクチャー銀行に対して、世界銀行および国際協力機構（JICA）と協力し、包括的な技術協力を実施してきたほか、平成19年にはベトナム開発銀行と業務協力協定を締結しています。また、平成21年度には、中国国家開発銀行、ベトナム開発銀行、インド小企業開発銀行、およびモンゴル政府の政策決定者および中堅幹部職員を対象とする、東京および海外での研修・ワークショップの開催に協力しました。



ベトナム開発銀行への研修風景

(4)その他のコミュニケーション

<情報発信活動>

○CSRへの取り組み紹介映像の制作

DBJのCSRへの取り組みを分かりやすく紹介する映像「DBJのCSR—金融力を、社会のチカラに。」を制作しました。「エコプロダクツ2009」で放映し、DBJのウェブサイトでも紹介しています。

<http://www.dbj.jp/co/csr/index.html>



○CSRレポートの発行

DBJでは、ステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを深めるため、平成15年度には「社会環境報告書」を、平成16・17年度には「サステナブルな社会づくりレポート」を、そして平成18年度には「CSR Report 2006」を発行しました。

現在は、「CSRの視点で伝えるディスクロージャー」をコンセプトに、ディスクロージャー誌と統合して発行しています。今後とも、サステナブルな社会の実現に向けたDBJの取り組みを報告していきます。

<社会貢献活動への参加>

○TABLE FOR TWOへの参加

DBJは、平成22年3月29日から「TABLE FOR TWOプログラム※」に参加しています。本店社員食堂のメニューのうち、毎日1メニューを「ヘルシーメニュー」に設定しています。多くの役職員の賛同を得て、平成22年5月末時点で4,403食分88,060円の寄付を行いました。

※「TABLE FOR TWOプログラム」は、特定非営利活動法人TABLE FOR TWO Internationalが開始した活動で、対象となる定食や食品を購入することにより、1食につき20円（開発途上国の給食1食分に相当する金額）を、開発途上国の子どもの学校給食として寄付するもの。



ヘルシーメニュー



導入前のキャンペーンの様子

<地域活動への参加>

○環境配慮型バス『丸の内シャトル』の運行支援

DBJは、大手町・丸の内・有楽町地区を無料で巡回する環境配慮型バス『丸の内シャトル』の運行に、平成15年度より協賛しています。環境配慮型バスの運行は、ビジネス街の環境意識向上に貢献しています。また、環境配慮型バスは、環境負荷低減だけでなく、低床によるバリアフリー化、低騒音化もなされています。



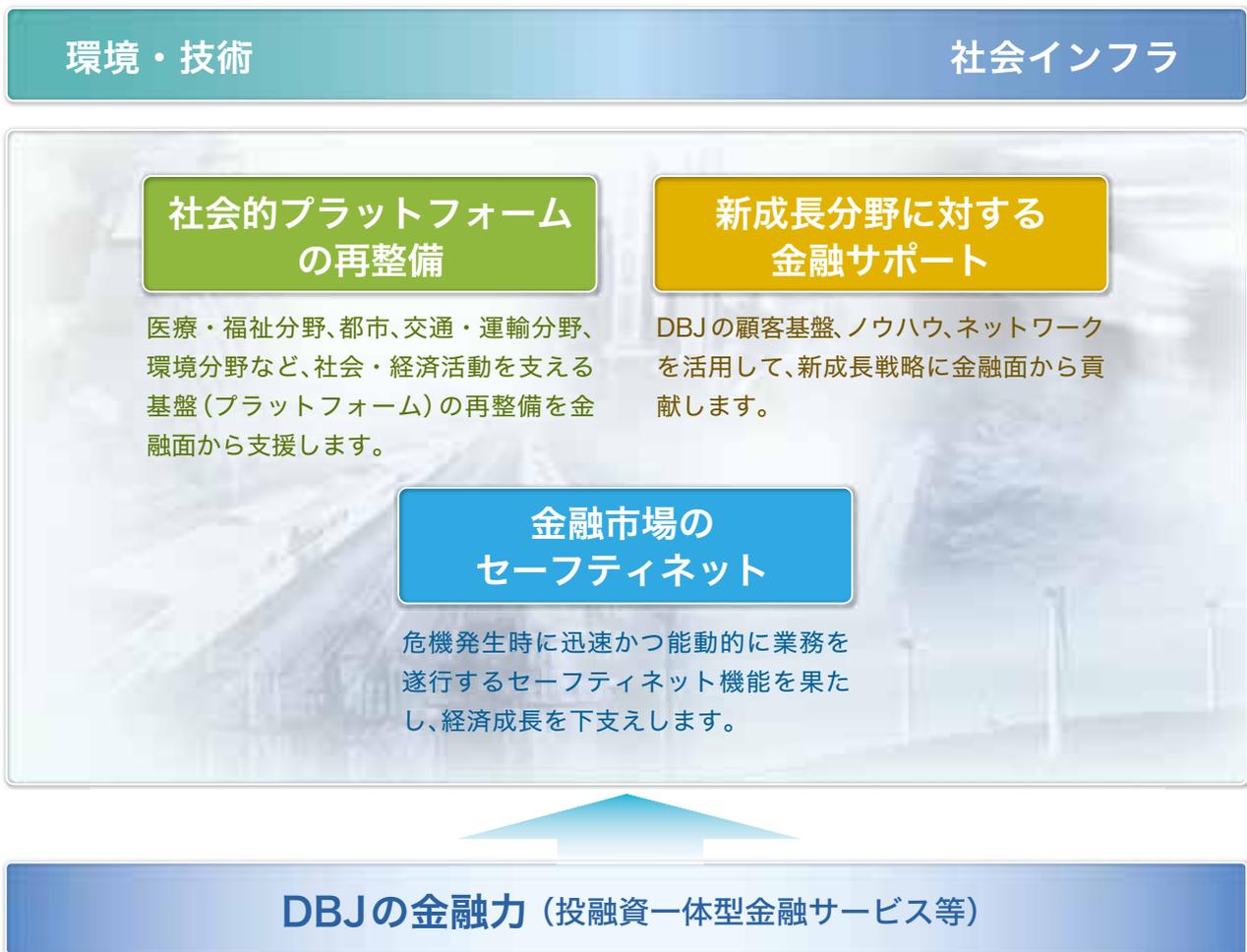
無料巡回バス『丸の内シャトル』

投融資等を通じたCSR

DBJでは、社会の課題解決のために投融資等を通じたCSRを推進しています。具体的には、幅広い顧客基盤、産業情報の蓄積を活かし、「環境・技術」と「社会インフラ」に区分したさまざまな分野への投融資等を行い、高度な金融サービスを提供しています。

こうした業務を通じて、「社会的プラットフォームの再整備」「新成長分野に対する金融サポート」「金融市場のセーフティネット」という役割を果たしています。

投融資等を通じたCSR



取り組み事例	
●都市開発	●エネルギー
●交通インフラ	●環境技術
●企業再生・事業再生	●医療・福祉
●PFI	●地域活性化
●DBJ防災格付融資	●海外
●DBJ環境格付融資	●技術
●排出権	●M&A・事業提携
●P.61	●P.72
●P.63	●P.74
●P.65	●P.75
●P.66	●P.78
●P.67	●P.82
●P.68	●P.83
●P.71	●P.85

都市開発

都市基盤・都市機能の整備・高度化を図り、働く人にとっても快適な環境を整え、新しい都市文化の創造につながる「街づくり」をすることが、地域の、さらにはわが国の経済・社会を活性化する原動力となります。

また、近年は、持続可能な社会の実現に向けて、環境や防災に配慮した都市の開発・再生が求められています。

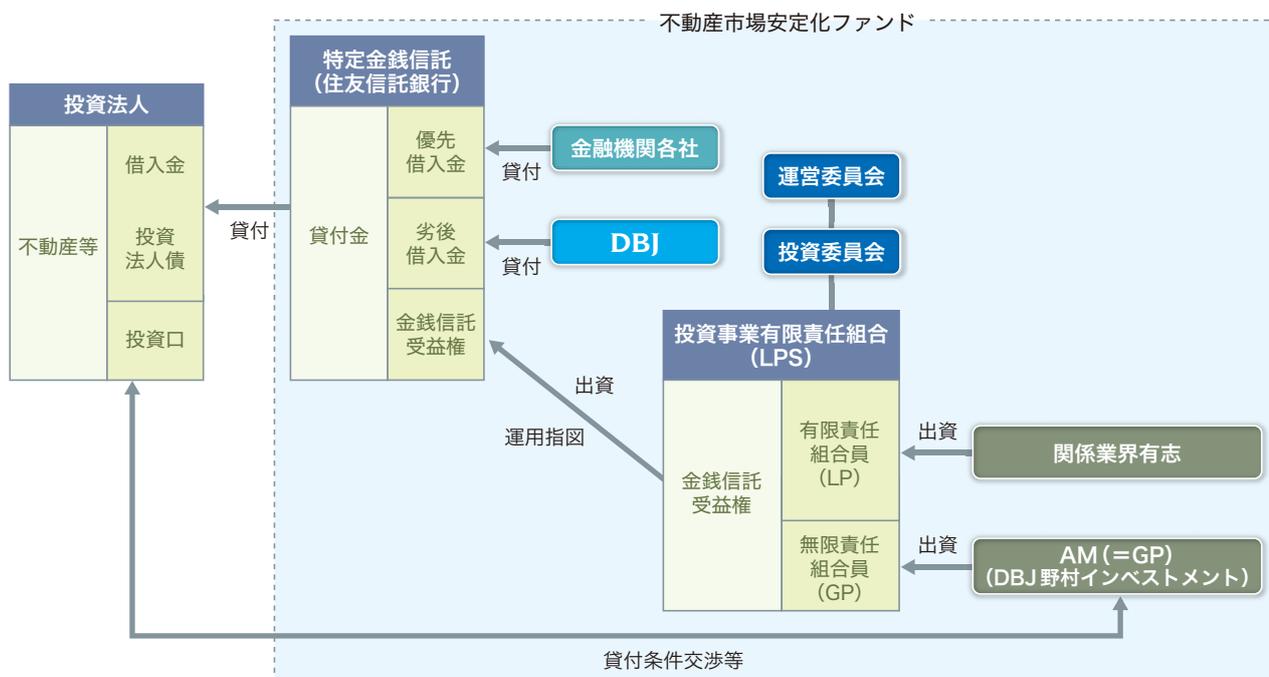
投融資事例：不動産市場安定化ファンド

平成20年秋の世界的な金融市場の混乱および急速な信用収縮の発生から、企業の資金繰りに懸念が生じ、都市開発・不動産分野における資金調達にも不安が生じました。破綻の可能性が極めて低いとされていた上場不動産投資信託（Jリート）についても、民事再生に至る事例があり、その資金繰りが不安視される状況となりました。特に、Jリーートの抱える投資法人債（社債）の返済等について、市場は大いに懸念するようになりました。わが国不動産の最後の買い手といわれるJリートが機能不全に陥ると、不動産市場に与える影響は大きく、さまざまな方面から対策を求める声が上がりました。

この事態を重く見た国土交通省等は、DBJ等と協議を行い、Jリートに対して投資法人債（社債）返済等に係る資金繰り融資を行う、官民一体となったファンドの構想を練りました。DBJは、ストラクチャー構築に積極的に関与するだけでなく、市場からの資金調達が最も難しい劣後借入金の供給を行い、「不動産市場安定化ファンド」が設立されました。

その後、Jリーートの破綻は回避され、投資口価格（株価）も暴落時よりかなり回復してきています。「不動産市場安定化ファンド」はJリート等に大きな安心を与えたとして、市場から高く評価されています。

● 不動産市場安定化ファンドの概要



都市開発

投融资事例：東武鉄道株式会社

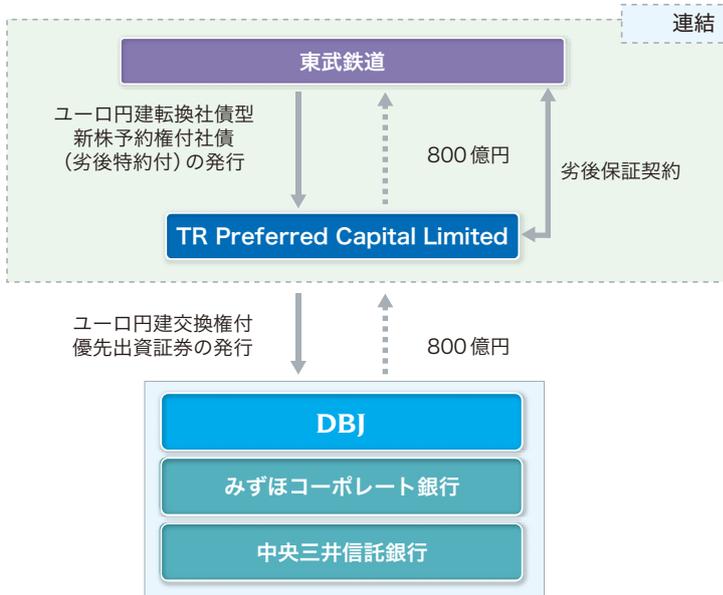
東武鉄道株式会社（本社：東京都墨田区）は、平成20年10月、地上デジタル放送の電波タワー「東京スカイツリー」を含む業平橋・押上地区再開発事業などの大規模プロジェクトを控え、財務体質向上のための資本強化等を図るため、同社100%出資の海外特別目的会社TR Preferred Capital Limited (TR社)を設立し、TR社を割当先とするユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)を800億円発行し、TR社がユーロ円建交換権付優先出資証券を発行する方法によ

り、資金調達を行いました。

この優先出資証券は、資本と負債の中間的な性質を持つハイブリッド証券です。負債性調達手段の特性を有すると同時に、主要格付機関（株式会社格付投資情報センターおよび株式会社日本格付研究所）から70%以上の資本性が認められるなど、実質的な財務構成比率を改善し、財務の安定性を高める資本性資金調達手段としての特性も兼ね備えています。

DBJは、大規模プロジェクトが東武鉄道の財務体質に与える影響を勘案し、かねてよりメザンファイナンスを提案し、株式会社みずほコーポレート銀行、中央三井信託銀行株式会社とともに、TR社が発行する優先出資証券（ハイブリッド証券）の引き受けを行いました。

● 資金調達のスキーム概要



平成23年12月竣工に向けて工事が進む東京スカイツリーの完成予想図

投融资事例：有限会社東京プライムステージ

有限会社東京プライムステージ（本社：東京都千代田区）は、みずほ銀行大手町本部ビルと大手町フィナンシャルセンターの立地する千代田区大手町1丁目6番地における大規模複合ビル開発事業「(仮称)大手町1-6計画」のため、東京建物株式会社および大成建設株式会社の出資により設立された特別目的会社(SPC)です。

この計画は、基準階面積900坪強の最先端オフィス床と最高級ラグジュアリーホテルの入居するホテル床を持つ高層ビルの建設に加え、敷地内に約3,600平方メートルの広さの緑地を整備するプロジェクトであり、平成26年春に竣工する予定です。

DBJはリードアレンジャーとして、26金融機関が参加し国内最大級の規模となる総額2,700億円のシンジケート・ローンを組成しました。

● シンジケート・ローンの構造



交通インフラ

交通インフラは、経済活動を支え、人びとの生活を豊かにするための基盤です。輸送力の増強・効率化、経年劣化にともなう交通インフラの整備・更新、さらには利用者の高齢化や環境問題等に対応するための投資を進めていくことが必要ですが、投資額が大きく、投資回収に長い期間を要するケースが多いため、長期資金の調達が課題のひとつとなっています。

なお、DBJの大口融資先のひとつである株式会社日本航空は、平成22年1月19日付で株式会社企業再生支援機構の支援決定を受けるとともに、同日付にて東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立てを行っています。

DBJは、日本航空に対して、企業再生支援機構とともに、DIPファイナンスの提供を行っています。

投融資事例：北海道高速鉄道開発株式会社

北海道高速鉄道開発株式会社(本社：北海道札幌市)は、北海道をはじめとする自治体およびJR北海道の出資により設立された第三セクターです。

北海道高速鉄道開発は、沿線人口が増加する^{きつしやう}札沼線(愛称：学園都市線)の桑園―北海道医療大学間の電化事業を推進しています。これにより所要時間の短縮、混雑の緩和、冷房化率の向上等が実現されるほか、環境負荷の軽減なども図られます。

DBJは、この事業が、地域住民へのサービス向上につながることで、また、札幌圏における高速鉄道ネットワークの形成に寄与することなどを踏まえ、長期資金の供給を実施しました。



札沼線

投融資事例：成田高速鉄道アクセス株式会社

成田高速鉄道アクセス株式会社は、都心と成田空港を短時間で結ぶ新たなアクセスルートを整備するために設立された第三種鉄道事業者です。

成田新高速鉄道整備事業は、平成13年8月に、内閣官房都市再生本部より「都市再生プロジェクト」の決定を受けた国家的プロジェクトです。当事業により、都心と成田空港が最速36分(現在は51分)で結ばれ、諸外国の主要空港に比肩し得るアクセスの利便性が実現します。さらに、当事業による大幅な輸送力増強は、官民挙げての取り組みが進められているビジット・ジャパン・キャンペーン(VJC)^{*}等による将来的な成田空港の国際航空需要の増加に対し、大きな効果があるものと期待されています。

DBJと株式会社みずほコーポレート銀行は、成田高速鉄道アクセスに対し、両行協働にてシンジケート・ローンを組成しました。両行は、親会社である成田国

際空港株式会社による部分的な信用補完に加え、合理的なコバナンツ設定による事業性の確保など創意工夫によるファイナンススキームを構築することで、成田高速鉄道アクセスに対するファイナンスを提供可能にしました。

^{*}平成22年に訪日外国人旅行者数を1,000万人にするとの目標に向け、日本観光の魅力を海外に発信するとともに、日本への魅力的な旅行商品の開発・導入等を行う官民共同実施のキャンペーン。



都心と成田空港を結ぶ新アクセスルート



新型スカイライナー

交通インフラ

投資事例：東京国際空港ターミナル株式会社

東京国際空港ターミナル株式会社（本社：東京都大田区）は、日本空港ビルデング株式会社を筆頭株主とし、「東京国際空港国際線地区旅客ターミナルビル等整備・運営事業」を受託するために設立された特別目的会社（SPC）です。

この事業は、国の基幹交通インフラをPFIで整備する初めてのケースです。

DBJは、株式会社みずほコーポレート銀行および株式会社三菱東京UFJ銀行との共同アレンジにてプロジェクトファイナンス方式による融資を実施しました。航空需要、商業需要等の変動に対して、弾力的な

ファイナンススキームを構築することによって、着工から30年という長期間にわたる本事業の推進を、ファイナンス面からサポートします。



©東京国際空港ターミナル(株)

TIAT外観図

投資事例：芦有ドライブウェイ株式会社

西日本高速道路株式会社（本社：大阪市北区、以下「NEXCO西日本」とDBJは、芦屋と有馬を結ぶ有料道路「芦有ドライブウェイ」について、運営会社である芦有開発株式会社（本社：兵庫県芦屋市）より譲渡を受けて共同出資する方針を固め、芦有開発との間で契約を締結しました。

出資の実行により、NEXCO西日本とDBJは、芦有開発が会社分割により新設した自動車道事業を承継する会社の全株式を譲り受けました。新設会社に対しては、NEXCO西日本が高速道路の保全業務実績から培ったノウハウや技術力を活かして維持管理を担当するとともに、DBJは、道路等を含むインフラ事業向け投資の経験と、蓄積してきた経営改善やコスト削減に関するノウハウを活用して、経営効率化の実現に向けてサポートします。



芦有ドライブウェイ

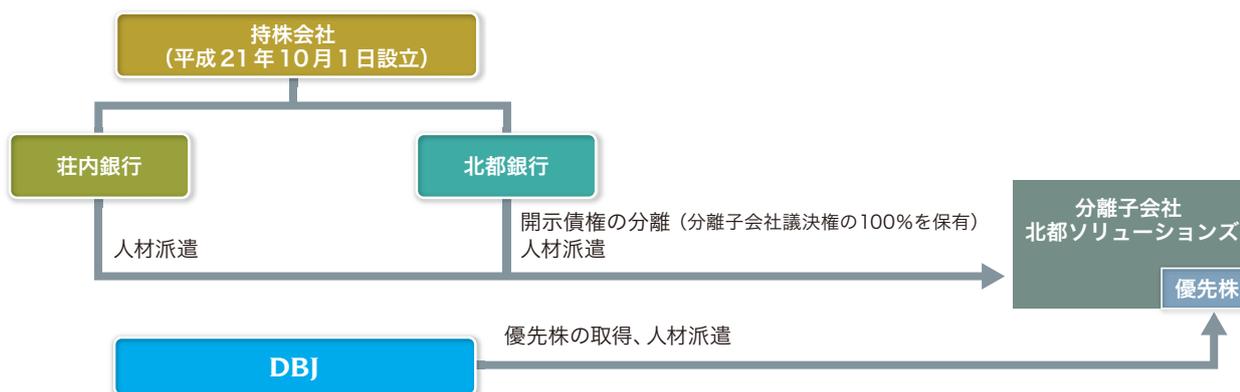
企業再生・事業再生

1990年代後半の不良債権問題の発生以降、企業再生・事業再生は大きな課題となりました。近年は、国際的な金融秩序の混乱や経済のグローバル化の進展などから、企業を取り巻く事業環境の変化は加速する一方で、事業性を有する企業の再生等をいかに円滑に進めるかが、再生事業者、金融機関にとって大きな課題となっています。

投融資事例：株式会社北都ソリューションズ

DBJは、株式会社北都銀行（本店：秋田県秋田市）の財務健全化に向けた開示債権の削減と取引先企業の経営支援等を目的として設立された同行100%子会社である株式会社北都ソリューションズ（本社：秋田県秋田市）の事業に関し、北都銀行および株式会社荘内銀行（本店：山形県鶴岡市）と業務提携を締結しました。

北都ソリューションズは、北都銀行の開示対象となっている約162億円相当の貸出債権等を引き継ぎ、当該引き継ぎ債権の管理、再生支援業務等を行います。DBJは、北都ソリューションズに対し、議決権のない優先株の形で約10億円の出資を行うと同時に人材を派遣しています。



投融資事例：株式会社相浦機械

株式会社相浦機械（本社：長崎県佐世保市）は、株式会社大島造船所（本社：長崎県西海市）など海産産業の支援のもと、会社更生手続き中の辻産業株式会社（本社：長崎県佐世保市）の船舶用機械部門を継承するために設立された会社です。

辻産業は、船舶用機械の大手メーカーであり、中国で造船事業も行っていましたが、経営が悪化し、平成20年12月に会社更生法適用の申請を行いました。大島造船所をはじめとする造船各社は、主に船用クレーンやハッチカバーなど造船に必要な部品を辻産業から調達しており、辻産業からの円滑な部品供給が、造船各社にとって、生産継続に不可欠なものでした。

DBJは、相浦機械が辻産業から事業譲渡を受けるための資金について長期の融資を行い、造船各社に製品の安定供給を継続していくため、価値ある事業の維持に貢献しています。



ハッチカバーの付いた貨物船



デッキクレーン

PFI

PFI (Private Finance Initiative) 事業は、従来、国や地方自治体等が担ってきた公共施設などの整備等について、民間の資金、経営能力および技術能力を活用して社会資本の整備、維持管理、運営等を行うものです。PFI手法を導入するメリットとしては、国や地方自治体にとっては事業コストの削減、利用者・地域住民にとっては民間のノウハウを活かした質の高い公共サービスの享受、民間事業者にとっては新たなビジネス機会の創出などがあげられます。その一方、複数事業者間の責任分担など事業実施体制上の課題、あるいはファイナンス上の課題も多く、事業遂行能力だけでなく、関係者間の調整能力や管理能力も求められます。

投融资事例：株式会社つくばネクストパートナーズ

株式会社つくばネクストパートナーズ（本社：茨城県つくば市）は、筑波大学附属病院再開発に係る施設整備等事業を行うために、株式会社日立ビルシステム、鹿島建設株式会社、三菱商事株式会社、東京電力株式会社により設立された特別目的会社（SPC）です。

本件は、高度先端医療への対応や先進的医学教育、臨床医学の力となるべき研究を推進・発展するために、筑波大学が実施するPFI事業です。国立大学附属病院におけるPFI事業としては、全国初の取り組みであり、新病棟の建設および既存病棟の改修とともに、附属病院の施設維持管理や運営支援などの業務を行います。

DBJは、リードアレンジャーとして他金融機関とともにプロジェクトファイナンス方式による協調融資を組成しました。



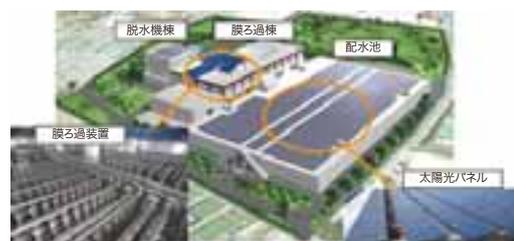
病院施設の完成予想図

投融资事例：ウォーターネクスト横浜株式会社

ウォーターネクスト横浜株式会社（本社：神奈川県横浜市）は、横浜市が実施する横浜市川井浄水場再整備事業を行うために、メタウォーター株式会社、メタウォーターサービス株式会社、三菱UFJリース株式会社、月島機械株式会社、東電工業株式会社、東電環境エンジニアリング株式会社および東京電力株式会社により設立された特別目的会社（SPC）です。

本件は、日本で初めて浄水場全体の更新・運営管理を担うPFI事業であり、浄水場の膜ろ過施設としては、国内最大の規模となります。処理能力の高い膜ろ過方式の採用により、効率的な運転・維持管理が可能となり、また、水源と浄水場の高低差を活用することで、省エネルギー化を図ることができます。

DBJは、アレンジャーとして他金融機関とともに総額約140億円のプロジェクトファイナンス方式による融資契約を結びました。



施設概要図

DBJ 防災格付融資

阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、岩手・宮城内陸地震といった大災害は、莫大な経済被害をもたらし、長期にわたり事業停止を余儀なくされ、業務の継続に支障をきたした企業も少なくありませんでした。人や物の被害対策だけでなく、災害時の事業中断による利益の減少、顧客の流出を防ぐ事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、企業の事業継続という観点から経営基盤を強固なものにすることが、重大な経営課題となっています。

投融資事例：神港有機化学工業株式会社

神港有機化学工業株式会社（本社：兵庫県神戸市）は、昭和44年創業の各種エステル類の製造および有機化学品の生産を主業とする化学品製造業者で、同社製品は、高い技術力を背景に塗料、電子材料、医薬品中間体など、幅広い分野に使用されています。

DBJは、神港有機化学工業の防災対応の取り組みを評価し、防災格付融資を実行しました。

具体的には、①大規模災害に備え、全社的な災害時指揮命令系統を整備し、各種防災関連規程を策定していること、②化学品タンク施設の耐震化や事務所棟の風水害対策などのハード面での対策も怠りなく行っていること、③危険物漏洩対策にも万全を期している

こと、④周辺企業や自治体との共同防災体制を構築し、地域の防災力向上に貢献していること、などを高く評価しました。



本社工場

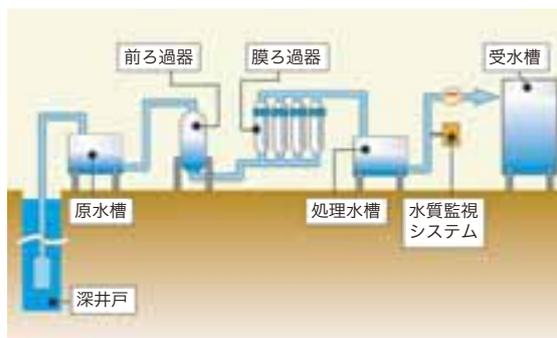
投融資事例：株式会社ウェルシィ

株式会社ウェルシィ（本社：東京都千代田区）は、地下水飲料化プラント（「地下水膜ろ過システム」）の開発・販売を行っており、病院、スーパー・百貨店、ホテル、駅、食品工場、学校など幅広い施設に導入されています。

DBJは、ウェルシィの防災対応について「防災への取り組みが特に優れている」という最高ランクの格付を授与し、防災格付融資を実行しました。この融資は、災害時の水供給手段の二重化に貢献する地下水飲料化プラントに係る資金を対象としており、災害時には不可欠な水の安定供給等の防災体制が一層促進されることが期待されます。

また、DBJは、融資だけでなくビジネスマッチングを通じて、地下水飲料化プラントの普及に協力しています。

● 地下水膜ろ過システムのフロー図

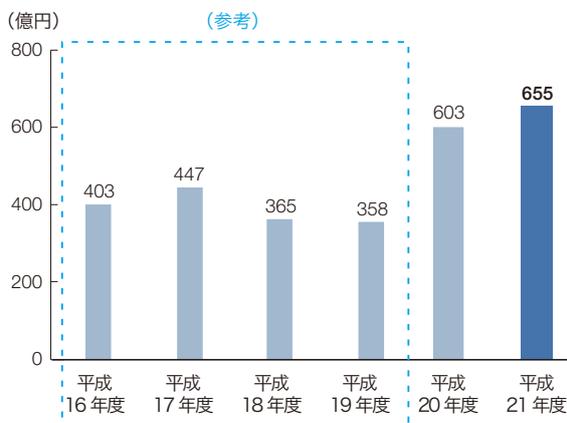


DBJ 環境格付融資

地球環境問題が喫緊の課題となり、企業は環境に配慮した事業運営を求められています。そのことは金融機関においても例外ではなく、環境に配慮した投融資活動を行うことで持続可能な社会の実現に貢献することが、大きな使命として課せられています。

「DBJ環境格付」融資金額の推移は下のグラフのとおりです。平成21年度(平成21年4月～平成22年3月)の実績は655億円と前年度比約9%増、平成16年度からの累計は2,832億円になりました。

●DBJ環境格付融資の実績



注1.平成16年度～平成19年度は旧DBJの数値です。
 2.平成20年度の数値は、旧DBJの数値(平成20年4月から9月までの数値)を含んでいます。

環境格付の評価内容については、得点率の実績や環境政策動向などを踏まえた改定作業に際し、外部専門家のアドバイスを受けるため、毎年度、「DBJ環境格付アドバイザー委員会」を開催しています。平成22年度は、名古屋で「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」が開催されることもあり、「生物多様性」に係る設問を中心に拡充しています。具体的には、植林などの自然保護活動から、原材料調達における生物多様性への配慮、生物多様性オフセット*の試みに至るまで、企業の生物多様性に対する取り組みを幅広く評価する仕組みになっています。



環境格付アドバイザー委員会

平成21年度に、財団法人日本環境協会は、地球温暖化対策を促進するため、「京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付事業」および「地球温暖化対策加速化支援無利子融資利子補給金交付事業」に係る金融機関を公募しましたが、DBJはそれぞれ取り扱い金融機関に認定されました。

同じく平成21年度には、環境省の施策に則り、全国の地方銀行向けに「環境格付融資」手法を提供するサービスを始めました。具体的には、株式会社北陸銀行、株式会社広島銀行、株式会社静岡銀行、株式会社百五銀行、株式会社北洋銀行など10行と契約し、各行独自の環境評価シートを作成、その運用実証の助言等を行いました。環境格付をテコに地元企業の資金需要の掘り起こしを図るこうした取り組みは、今後、他の地方銀行にも波及することが期待されます。

また、平成22年4月には、環境対策を促進する事業への取り組みを支援することを目的に、東京海上日動火災保険株式会社と「環境対策を促進する事業に関する業務協力協定」を締結しました。この協定は、環境事業投融資に強みを有するDBJと広範なネットワークを有し多様な保険サービスを提供する東京海上日動火災保険が協働することにより、環境事業に取り組んでいる企業へのバックアップ体制を強化することを企図しています。具体的には、DBJが提供する「環境格付融資」と同社がペルフォアジャパン株式会社と提携して開発した「災害早期復旧支援サービス」の連携を図り、企業が行う環境負荷低減の取り組みを促進していくことを目指しています。

*開発が避けられない生息地の消失を、それと同等の生息地を復元することで代償すること。



DBJ環境ロゴマーク

DBJ 環境格付融資

投融資事例：SGホールディングス株式会社

SGホールディングス株式会社(本社：京都府京都市)は、大手宅配便事業者である佐川急便株式会社(本社：京都府京都市)を中核とする企業グループの純粋持株会社です。佐川急便は、「クライメート・セイバーズ・プログラム^{※1}」にいち早く参加し、CO₂排出削減について高い目標を掲げるなど、コア事業である物流活動が環境に及ぼす影響を強く意識した環境経営を実践しています。格付評価においては、天然ガストラックの増加を目指した意欲的な目標設定や、「高尾100年の森」プロジェクトに代表される生物多様性保全への配慮を高く評価しました。



高尾山における里山保全活動

DBJは、環境格付を取得したSGホールディングスに全国で初めて「3%利子補給制度^{※2}」を適用し、株式会社三菱東京UFJ銀行とともに、総額140億円のシンジケート・ローンを組成しました。今回のシンジケート・ローンは、CO₂削減に資する配送センター等の設備資金を用途としており、70億円が実質無利子となっています。

※1 世界最大の民間自然保護団体であるWWF(世界自然保護基金)のプログラムで、先進的な環境対策を進めている世界の企業が温室効果ガスの削減を目指して参加しています。

※2 正式名称は「京都議定書目標達成特別支援無利子融資(利子補給)制度」。この制度は、DBJをはじめとした指定金融機関の「環境格付」を取得し、かつ、CO₂排出原単位または総量を3年以内に6%削減するなどの誓約をした企業に対し、財団法人日本環境協会より、地球温暖化対策資金に係る貸出金利に3年間、上限3%の利子補給がなされるものです。

投融資事例：大王製紙株式会社

大王製紙株式会社(本社：東京都中央区および愛媛県四国中央市)は、業界第3位の製紙メーカーであり、「DAIO地球環境憲章」のもと、古紙再利用、地球温暖化対策、森林保護などの環境経営を実践しています。

特に、環境と調和した持続可能な森林経営を積極的に推進しており、木材原料の調達を通じて、森林資源を有効かつ効率よく利用しています。業界に先立って開始された南米チリにおける海外植林は、優良な樹種選定と高度な植林技術によって、生長量と二酸化炭素固定量が世界でもトップレベルの効率的な植林事業に発展しました。またチリでは事業面積の42%に相当する天然林を、人手を加えない自然の状態に残し、在来種や絶滅危惧種の保護による生物多様性の維持にも取り組んでいます。海外での植林面積は、豪州タスマニア島での植林と合わせると3万4,300ヘクタールにまで達しています(平成21年末時点)。

格付評価においては、海外植林における生物多様性保全の取り組みのほか、バイオマスボイラーの導入や瀬戸内海的环境保全に資する業界トップレベルの排水処理技術により、グループ全体の環境負荷を大幅に削減している点や、従来困難であった上級紙への雑誌古紙

配合に道を開き、業界平均を上回る古紙利用率を達成している点を高く評価しました。大王製紙は、環境に配慮した独自の取り組みにより、製紙業界に期待されている環境貢献産業としての役割を十分に果たしています。

DBJは、大王製紙に最高ランクの環境格付を授与し、製紙業界として初めて「3%利子補給制度」(前項の^{※2}参照)を適用しました。



同社植林地



ウイジン(絶滅危惧種、カワウソの一種)

DBJ 環境格付融資

投資事例：旭カーボン株式会社

旭カーボン株式会社（本社：新潟県新潟市）は、新潟県に生産拠点を有するカーボンブラック^{*1}製造会社です。株式会社ブリヂストンのグループ会社として、ブリヂストンが掲げる環境方針に則り、高度な環境経営体制を構築しています。販売先であるブリヂストンに対して、環境対応商品に使用されるカーボンブラックのインベントリデータ^{*2}を提供するなど、商品開発段階から密接に連携し、環境対応商品の普及拡大に貢献しています。

格付評価においては、自社独自の取り組みとして、カーボンブラック製造工程で発生する副生ガスを自家発電に利用することで、工場内で使用するすべての電力をまかない、自社全体のエネルギー投入量を着実に削減している点や、鉄道コンテナ輸送への切り替え（モーダルシフト）を行っている点を高く評価しました。

また、原単位当たりのCO₂排出量を5年以内に5%以上削減するという誓約をしたため、環境格付融資に

あたり、新潟県内では初めて「環境格付利子補給制度^{*3}」の適用を受けました。

環境対策と本業を一体化させ効果を上げている旭カーボンの取り組みは、地域経済にとっても大いに啓発効果が期待できます。

^{*1}自動車タイヤなどゴム製品の補強材。

^{*2}ライフサイクルの各段階での環境負荷データ。

^{*3}環境省の利子補給制度で、指定金融機関の「環境格付」を取得し、かつ原単位当たりCO₂排出量を5年以内に5%以上削減すると誓約した企業に対し、地球温暖化対策資金に係る貸出金利を最大1%優遇するもの。



カーボンブラックの用途

投資事例：NECキャピタルソリューション株式会社

NECキャピタルソリューション株式会社（本社：東京都港区）は、経営資源にかかわる課題に対してさまざまなソリューションを提供する金融サービス会社です。事業の柱のひとつであるリースの特性等を活かした「環境経営」を推進し、低炭素・循環型社会の実現に資する多様なサービスを提供しています。

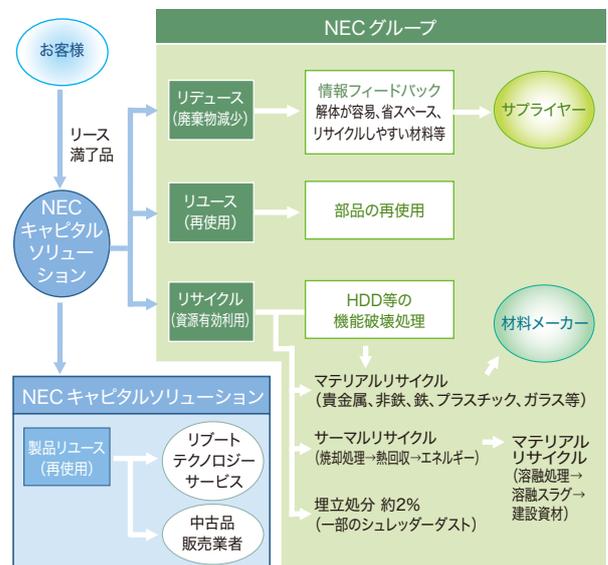
格付評価においては、営業部門と環境推進部門により2段階で評価・認定されるエコファイナンスの成約実績が順調に推移している点や、国内における産業廃棄物の実質的なゼロエミッション達成にとどまらず、関連会社であるリポートテクノロジーサービス株式会社によって中古ICT^{*1}機器の海外販売網を確保し、国境を越えた3R^{*2}のレベルアップを図っている点を高く評価しました。

DBJは、リースの循環型産業としての側面を活用して高度な資源循環を実現させているNECキャピタルソリューションに、平成16年より6年連続で「環境への配慮に対する取り組みが特に先進的」とする最高ランクの環境格付を授与しました。

^{*1}情報通信技術 (Information and Communication Technology)

^{*2}Reduce(リデュース：減らす)、Reuse(リユース：再使用)、Recycle(リサイクル：再資源化)

●NECキャピタルソリューションの3Rシステム



排出権

地球温暖化は、生態系、農業、社会基盤、人の健康など、さまざまな局面で地球環境への影響が予想されるため、温室効果ガスの削減に向けた国際的な取り組みが進んでいます。

1997年に採択された「京都議定書」では、日本は温室効果ガスの総排出量を第1約束期間（2008～2012年）の年平均で、基準年（1990年）と比較し6%削減する義務を負っています。しかし、2008年度の日本の総排出量は、基準年と比較し約1.6%増加しており、京都メカニズム活用の政府購入分および森林吸収源対策分をのぞくと、約2.2%の排出削減が必要となります。

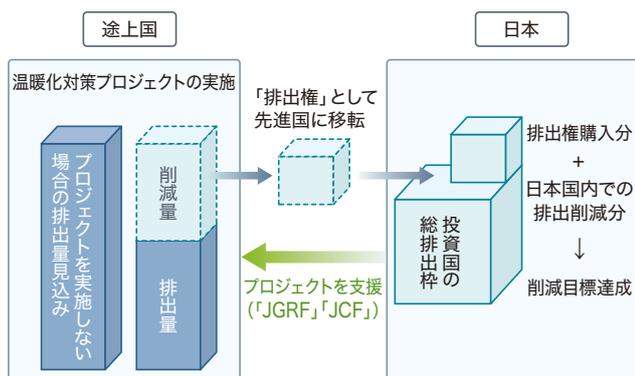
日本の二酸化炭素排出量の3分の1を占める産業界では、不断の努力により、2008年度の排出量を基準年と比較し約13.2%削減しましたが、省エネレベルはすでに世界の最高水準にあり、短期的な排出削減余地は限られています。

投融資事例： **日本温暖化ガス削減基金(JGRF)、**
日本カーボンファイナンス株式会社(JCF)

DBJは、安定的に、かつまとまったボリュームの排出権を獲得するスキームとして、日本温暖化ガス削減基金（JGRF）および日本カーボンファイナンス株式会社（JCF）を2004年に設立しました。官民協調のもとに始動したJGRFとJCFですが、設立から5年が経ち、DBJのファンド関連業務のノウハウや民間企業の温室効果ガス削減に関する実務面でのノウハウを最大限

に活用し、中国やインド等のアジア諸国をはじめ中南米・アフリカ諸国などで幅広いポートフォリオを組成しつつ、着実に排出権購入契約を締結し、案件管理・モニタリングを進めています。2007年8月の「アントニオ・モラン風力発電プロジェクト（アルゼンチン）」からの排出権（10万トン）を皮切りに、毎年、排出権を獲得してきています。

● 排出権移転スキーム



アルゼンチンの「アントニオ・モラン風力発電プロジェクト」

エネルギー

地球温暖化の進行などを背景に、太陽光や風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーへの関心が世界的に高まっています。温室効果ガスの排出量を削減し、低炭素社会を構築するには再生可能エネルギーの活用は不可欠とされています。

また、エネルギー資源の大部分を輸入に依存し、エネルギーの長期的な安定供給の確保が政策上重要な課題となっているわが国においては、使用済燃料の再処理で得られるプルトニウム等の再利用を可能にする原子燃料サイクルの構築が待たれています。

投融資事例：昭和シェル石油株式会社

昭和シェル石油株式会社(本社：東京都港区)は、石油事業における強固な基盤を確保しつつ、低炭素社会実現に向けたエネルギービジネスとして次世代型CIS太陽電池^{*1}事業を積極的に展開する国内大手石油元売り会社です。現在、宮崎に太陽電池の第3工場を建設しており、すでに稼働している第1および第2工場と併せて、年産能力を世界最大規模に匹敵する約1ギガワットに拡大し、グローバルシェア10%の獲得を目指しています。

日本の石油産業においては、景気の低迷および省エネルギー化の推進等による国内石油製品需要の縮小といった構造的要因により、短期的には主力である石油精製販売部門の事業再構築が、中長期的には新たな成長戦略をどのように描くかが、大きな課題となっています。このような経営環境下、低炭素社会に対応した再生可能エネルギー分野への進出は、“エネルギー”

産業の一翼を担う石油企業の成長戦略として重要な取り組みであり、昭和シェル石油の取り組みはまさにこれに該当します。

DBJは、長年にわたる石油業界との関係をベースとした知見と、環境分野における先進的な取り組みを支援するとの方針のもと、環境に優しいクリーンエネルギーの推進と地域経済の発展を促進するため、昭和シェル石油が宮崎県で進めている太陽電池の新工場建設の資金と環境意識の強い地元金融機関^{*2}を結びつけるシンジケート・ローンを組成しました。

^{*1}主原料である銅 (Copper)、インジウム (Indium)、セレン (Selenium)の頭文字をとった薄膜系の太陽電池。

^{*2}宮崎銀行、肥後銀行、鹿児島銀行、親和銀行、福岡銀行、佐賀銀行



宮崎第3工場完成予想図

エネルギー

投融資事例：株式会社カネカ

株式会社カネカ（本社：大阪府大阪市）は、化成品、機能性樹脂、発泡樹脂製品、食品、合成繊維など幅広い分野で事業を展開する総合化学メーカーです。環境・エネルギー、健康、情報通信、食料生産支援の4分野を、重点的に資源を投下し成長していく分野として位置づけており、地球環境問題への寄与等、社会へ貢献

できる企業を目指しています。

DBJは、アモルファスシリコンと薄膜多結晶シリコンの積層により、太陽光エネルギーから電気への変換効率を大幅に向上させ、省資源も可能にしたハイブリッド太陽電池の研究開発資金として、環境格付に基づく融資を実施しました。



住宅屋根に使用されるハイブリッド太陽電池(薄膜系太陽電池)

投融資事例：日本原燃株式会社

日本原燃株式会社（本社：青森県六ヶ所村）は、原子燃料サイクルの商業利用を目的に設立された会社で、ウラン濃縮、使用済燃料の再処理および放射性廃棄物管理等を行っています。

DBJは、多額の資金と長期の建設期間を要するサイクル施設に対し、長期資金の安定供給を行うことによ

りプロジェクトの推進を図り、ウラン資源の有効利用および放射性廃棄物の適切な処分に資する使用済燃料再処理事業の実現に寄与し、原子燃料サイクルの確立、ひいてはエネルギーの長期的な安定供給の確保に貢献しています。



再処理施設全景

環境技術

地球温暖化やエネルギー問題などさまざまな環境問題を解決し、循環型社会の形成を促進するためには、企業が技術開発に取り組むことができるよう金融面からのサポートが重要です。企業の技術力の向上、ノウハウの取得・蓄積とともに、さまざまな成長段階・規模に応じた企業への円滑な資金供給が必要となっています。

投融資事例：DB Masdar Clean Tech Fund, L. P.

DB Masdar Clean Tech Fund, L. P.は、アブダビ首長国^{※1}政府系列で環境関連事業を推進するマスダール社（本社：アブダビ首長国）と、ドイツ銀行アセットマネジメント部門のユニットのひとつであるDB気候変動アドバイザーズ（DB Climate Change Advisors (DBCCA)、本部：米国ニューヨーク州）が運営するクリーンテック^{※2}ファンドです。

クリーンテック分野では、世界中で数多くの企業が技術開発に取り組み、将来性のある環境技術の事業化に努めています。

DBJは、わが国の環境技術を世界に広め、環境産業を通じた国際競争力の強化を図るためには、世界的ネットワークと技術審査力を持つ投資ファンドの支援が

必要との観点から、広範なネットワークと150名を超える豊富な技術陣を有するDB Masdar Clean Tech Fundへ投資を行いました。

※1 アラブ首長国連邦(UAE)を構成する首長国のひとつ。

※2 天然資源の消費、大気への温暖化ガス排出や廃棄物を減らし、再生可能な資源を活用するさまざまな技術・製品・サービス・プロセスのこと。既存の技術よりも環境への負荷が少なく、エネルギー効率の高い技術をさし、ソーラー発電、風力発電、燃料電池といった代替エネルギー関連、水・空気・土壌の浄化、新素材関連、自動車など交通関連といった幅広い技術が含まれます。



すべての動力を再生可能エネルギーでまかなう Masdar Cityの完成予想図

医療・福祉

ヘルスケアをめぐるのは、高齢化の進展、医療制度改革、医療法人のM&A、老朽化した施設の建て替えなどさまざまな課題が存在します。持続的なヘルスケアの提供を行うためには、医師など従事者の技能の充実や関連施設・機器等の整備に加え、財政面の課題の解決も重要なポイントになっています。

投融資事例：JR札幌病院

JR札幌病院（所在地：札幌市中央区）は、JR北海道が運営する総合病院で、312床を有する地域の中核的医療機関です。

DBJは、JR札幌病院が老朽化の進んだ病院施設を建て替えるにあたり、他機関と協働してプロジェクトファイナンスを実施しました。特別目的会社（SPC）を利用することで新築する病院の収益力を活かした資金調達を可能にするとともに、病院事業の所有と運営の分離を実現しました。

このプロジェクトファイナンスにおいては、アレンジャーを三菱商事グループのライフタイムパートナーズ株式会社が、共同アレンジャーをDBJが務め、シニアローン地域金融機関、メザニンローンをDBJが実施し、安定したスキームを構築しています。

DBJは、平成17年9月に締結した業務協力協定に基づき北海道の地域金融機関との連携を強化してきました。JR札幌病院の建て替えは、地域再生・活性化に寄与するものであることから、業務協力協定の趣旨に合致するものとして、地域金融機関と連携して支援に

取り組んだものです。医療機能高度化にともなう地域医療機能の分担ならびに地域医療の充実を支援するものとして、本件スキームは今後も多くの病院に応用できるものと期待しています。

なお、平成22年5月にバンクーバーで開催されたADFIAP[※]の年次総会にて、JR札幌病院の建て替えプロジェクトに対する融資が評価され、DBJはADFIAP Awardsのインフラ部門賞を受賞しました。

※ADFIAPの概要

正式名称：Association of Development Financing Institutions in Asia and the Pacific
（アジア太平洋開発金融機関協会）

設立：1976年10月（本部：フィリピンのマニラ）

目的：アジア太平洋地域の開発金融機関の協調促進、開発金融の調査研究、人材育成等

加盟機関：アジア開発銀行（特別メンバー）をはじめとする42の国・地域の110機関



建て替えを終えたJR札幌病院



ADFIAP Awards インフラ部門賞受賞の盾

医療・福祉

投融资事例：財団法人竹田総合病院

財団法人竹田総合病院（所在地：福島県会津若松市）は、全国有数の規模を有する竹田総合病院を中核とする民間医療機関です。福島県の会津・南会津圏の医療拠点として、地域医療支援病院や地域周産期母子医療センター、地域がん診療連携拠点病院等の指定を受けるなど、地域医療において非常に重要な役割を果たしています。

DBJは、株式会社東邦銀行とともに、東北地方の有力な地域金融機関の全面的な協力を得て、竹田総合病院の新病棟建設に関する事業・工事計画に沿った大規模かつ長期のファイナンスをアレンジし、シンジケート・ローンを組成しました。



新病棟の完成予想図

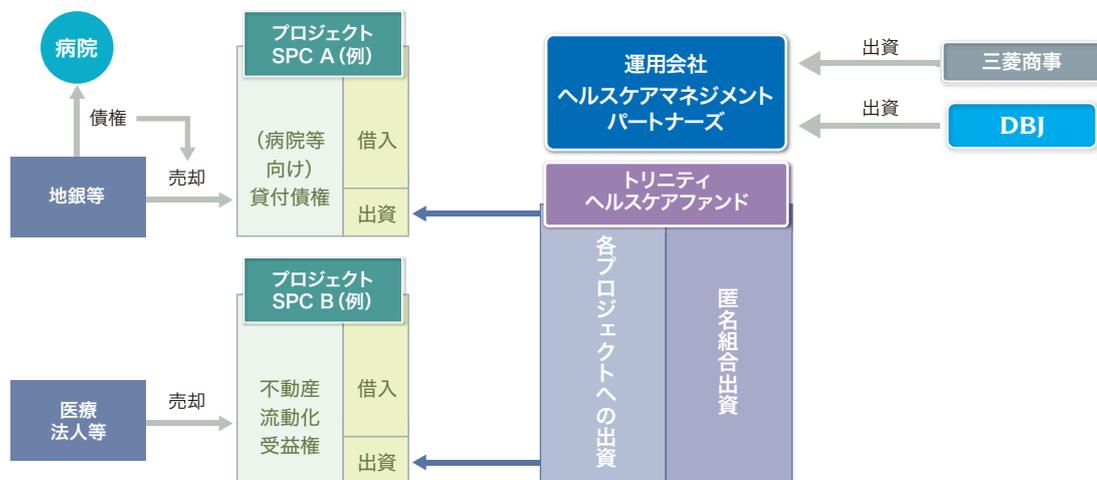
投融资事例：トリニティヘルスケアファンド

DBJは、三菱商事株式会社と共同で、ヘルスケア事業者の事業再生・再構築をエクイティの供給により支援するトリニティヘルスケアファンドを設立しました。運用にあたるのは両社の共同出資により設立されたヘルスケアマネジメントパートナーズ株式会社です。

このファンドは、全国の金融機関から、経営支援を必

要としている医療機関や介護事業者向けの貸出債権を買い取り、経営改善計画を策定するなど、支援先の経営陣と協力して財務体質と経営体制の強化を図り、収益改善および持続的な経営の安定化を目指します。また、不動産流動化等を適用した資金調達方法を提案し、地域医療のニーズに応えるファイナンスを実施します。

● トリニティヘルスケアファンドの概要



医療・福祉

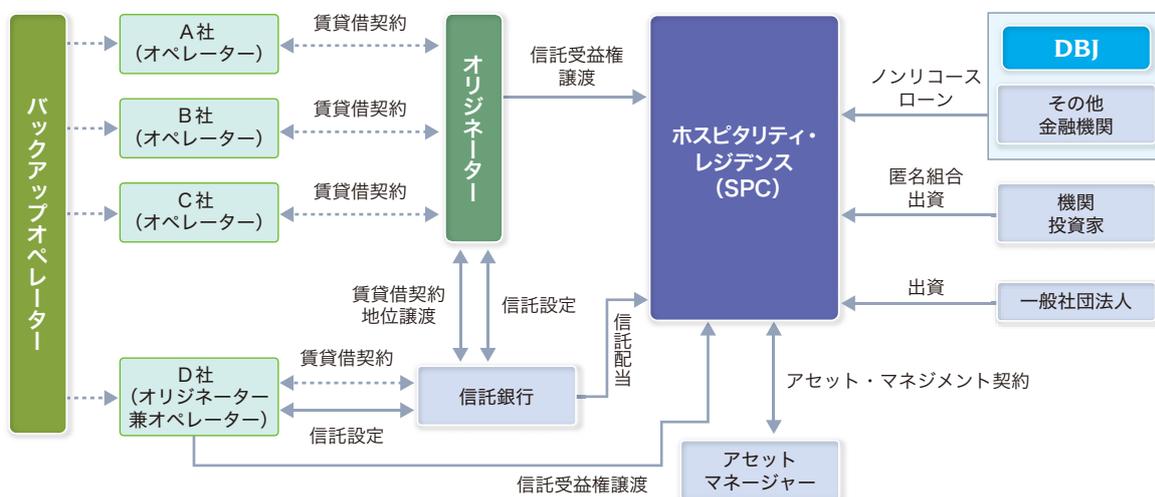
投融資事例：ホスピタリティ・レジデンスファンド

DBJは、三井不動産グループの主導により組成された、高齢者向け住宅（介護付き有料老人ホーム等）を対象とした私募型不動産ファンドに対し、他金融機関と協調してノンリコースローンを実行しました。

高齢者向け施設のファンド組成については、一般の不動産投資と比べて事業性の判断が難しく、国内では類例があまりありませんでしたが、本件に参画した関係者がそれぞれ対象物件の事業性を評価し、組成に結

びつけました。また、施設の継続運営に万全を期すため、バックアップオペレーターを設け、入居者へのサービスが安定的に行われるような工夫もなされています。このようなファンドが普及することで、高いサービス提供力を持つ運営会社（オペレーター）が、オリジネーターから賃借を受けて施設運営をすることが容易になるなどの効果が期待されます。

● ホスピタリティ・レジデンスファンドの概要



『病院業界事情ハンドブック 2010』

平成22年5月末、DBJと株式会社日本経済研究所が連携して刊行。病院の経営改善のサポートに向けて、現状を総合的に俯瞰するために必要な下記の情報を、コンパクトな形で提供しています。

- 医療を取り巻く「環境」（病院施設動向等）
- 「病院経営」（運営費、建設投資、医師/看護師の各種動向等）に関する現状分析
- 病院経営に関するトピックス（地域医療連携の状況、自治体立病院の経営状況）



地域活性化

人口や企業立地等の都市への集中が進み、近年、大都市圏と地方圏との経済的格差が拡大しています。さらに、地方圏のなかでも、拠点都市とそうでない地域との格差が拡大するなど、地域間格差は重層的で複雑な様相を呈しています。

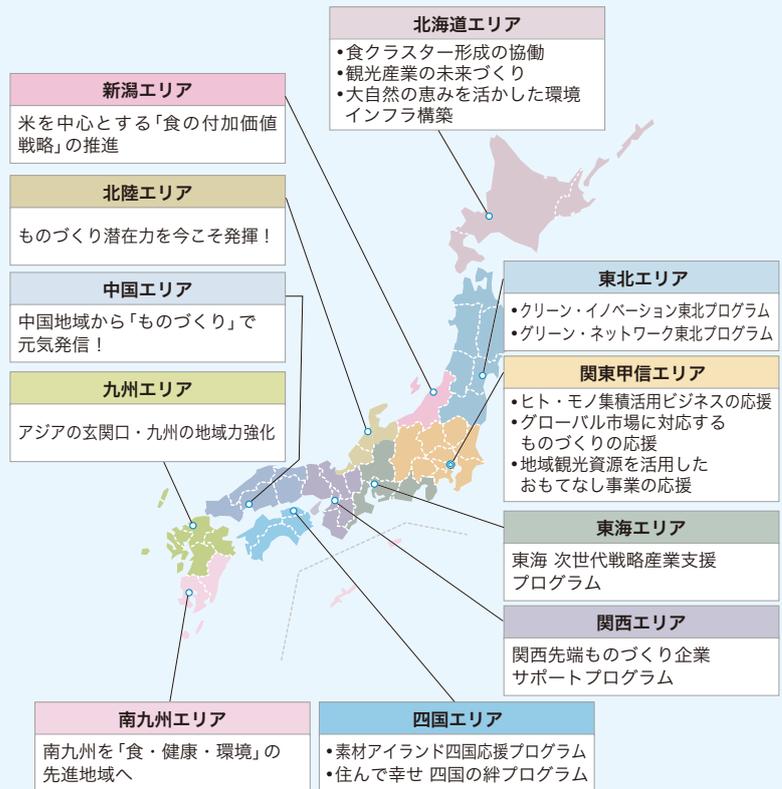
今後も地域経済が持続的に存立するためには、広く国内他地域や海外市場を視野に入れた展開を図ることが重要だと考えられます。

地域元気プログラム

現在、各地域は人口面や財政面や環境面での制約、グローバル競争といった課題に直面しており、地域ごとの強みや優位性、潜在力を活かした多様な地域発展や地域間連携等が求められています。

DBJでは、こうした地域の強みや潜在力を活かした成長を情報面・資金面から後押しする独自の取り組みとして、「地域元気プログラム」を用意しています。具体的には、地域に対するアドバイザーや提言など、情報面でのサポートを充実させるとともに、各支店において、地域の産業構造等を踏まえて特色のある分野・事業に光をあて、地域金融機関と協調しつつ、通常より金利を優遇した融資を行うなど、資金面でのサポートに取り組んでいます。

● DBJ本支店の担当エリアにおけるサポート対象分野・事業



投融資事例：函館山ロープウェイ株式会社

函館山ロープウェイ株式会社(本社：北海道函館市)は、道南地区トップの観光客入込数を誇る函館山においてロープウェイ事業を営む会社です。

函館市は、地場産業の活性化、観光産業の振興等により、雇用の拡大と地域経済の発展を目指す「函館雇用創出計画」を策定し、地域再生本部^{*}の認定を受けました。

DBJは、利用者の利便性・安全性の一層の向上を目的とした函館山ロープウェイの設備拡充投資に対し、株式会社北洋銀行とともに業務協力協定に基づく協調融資を実施しました。

^{*}地域経済の活性化と雇用機会の創出などによる地域の活力再生を目的に、平成15年10月に内閣に設置。その後、平成19年10月の閣議決定により、地域活性化統合本部会合を構成する4本部のひとつに。



125人乗りの大型ゴンドラ

地域活性化

投融資事例：DOWAホールディングス株式会社

DOWAホールディングス株式会社（本社：東京都千代田区）は、非鉄金属の製錬、その技術をベースに派生・発展した環境・リサイクル、金属加工、電子材料、熱処理の5つを中核事業として展開するDOWAグループの持株会社です。DOWAグループは、使用済み携帯電話や廃棄小型家電などのいわゆる「都市鉱山」から貴金属やレアメタルを回収・再利用する、あるいは東南アジア

および中国で廃棄物処理、土壌浄化、リサイクル事業を展開するなど、先駆的な取り組みを実施しています。

また、鉱山事業の閉山後のインフラ、そして近隣住民との信頼関係を活かして、地域と調和した環境ビジネスを推進しています。

DBJは、リサイクル施設整備資金等を対象に長期融資を行い、循環型社会づくりを支援しています。



廃棄物処理施設

投融資事例：日東メディック株式会社

日東メディック株式会社（本社：富山県富山市）は、医薬品のなかでも点眼薬を主体に事業展開を行っている製薬企業です。DBJは、点眼薬製造の新たな拠点である第3製剤棟建設工事を対象とした融資を実行しました。本件は、「地域再生支援利子補給金制度^{*}」対象事業への融資として全国初のケースとなりました。

日東メディックへの融資は、富山県の地域再生計画「『元気とやま』ものづくり産業活性化計画」に定める「ものづくり産業」の一基幹業種である医薬品製造業

の事業基盤の強化等に資するもので、この地域における雇用機会の確保・増大にもつながるものと期待されています。

^{*}地方公共団体等が独自に作成し、国により認定された地域再生計画に基づく支援措置のひとつ。地域再生に資する事業の実施者が金融機関から当該事業を実施するために必要な資金を借り入れる場合に、国が金融機関を指定したうえで、予算の範囲内で、利子補給金を支給する制度。



日東メディックの第3製剤棟

地域活性化

投資事例：株式会社木村鋳造所

株式会社木村鋳造所（本社：静岡県清水町）は、自動車用プレス金型鋳物、旋盤ベッドなど工作機械用鋳物を製造している会社です。フルモールド鋳造法をいち早く導入し、特有の技術的課題を克服して以降、自動車メーカー各社との取引を拡大し、現在は自動車用プレス金型鋳物において国内トップシェアを占めています。

DBJは、御前崎工場の建設資金の提供を行って以来、日本の基幹産業を支え、独自の先進技術でものづくり

に取り組む木村鋳造所に対し、長期的な視点から総合的にサポートを行っています。



御前崎工場

投資事例：イーシームズ株式会社

イーシームズ株式会社（本社：大阪府大阪市）は、高付加価値な「光」空間をプロデュースする株式会社遠藤照明が、新規事業へ進出するために平成17年に設立した戦略子会社で、省エネルギー機器・店舗ソリューション機器のレンタルを柱とした総合コンサルティングサービス事業を担っています。DBJは、イーシームズの地球温暖化とCO₂削減を見据えた事業展開等を評価し、協調融資を実施しました。本件は、DBJ関西支店と株式会社池田銀行（現 株式会社池田泉州銀行）を中心とするメンバーで構成される「関西地域起こし勉強会^{*}」の第1回会合にて、協調融資事例としてとりあげられました。

^{*}関西圏における地域経済発展に対する一層の貢献を連携して行うべく立ち上げられた勉強会。地域のお客様やプロジェクトへの具体的取り組みについて検討を行っています。



省エネルギー照明の提案・展示を行うショールーム

投資事例：山陽美工株式会社

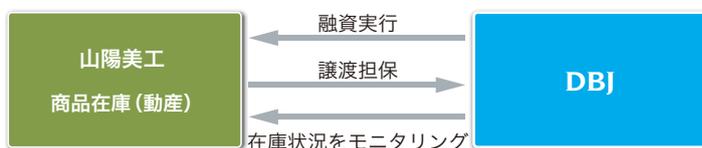
山陽美工株式会社（本社：岡山県総社市）は、節句人形等を製造・販売する会社です。長年にわたり培われた生産技術に基づく製品の品質の高さを背景に、全国の有効卸売業者に納入するほか、関連会社（株式会社人形会館）が展開する岡山県内3店舗の「人形会館」において小売事業を行っています。

DBJは、山陽美工の生産する節句人形等が高い評価を受けている点に着目し、材料仕入資金および人形会

館岡山店が岡山市北区平田に移転・増床する際の資金需要に対して、同社および株式会社人形会館が保有する商品在庫を担保とした融資を実行しました。

DBJは、これまで金融機関が担保として評価することが困難とされてきた商品在庫を、担保として評価することにより、地場企業の資金調達手段の多様化を支援しています。

● 商品在庫担保融資スキーム



高い評価を得ている雛人形

地域活性化

投融資事例：日亜化学工業株式会社

日亜化学工業株式会社(本社：徳島県阿南市)は、蛍光体のトップメーカーであり、近年は高輝度青色発光ダイオード(LED)*の独自開発に成功したことを背景にLED分野で世界的シェアを有するほか、リチウムイオン電池用正極材料の製造・販売においても世界的シェアを有しています。

LEDは長寿命、省電力、無水銀の光源で、環境配慮型光源として期待が高く、輝度・演色性等の性能の向上により、ノートパソコンや液晶テレビのバックライトへの利用が本格化するとともに、一般照明、車載分野での利用も進みつつあります。

DBJは、確固たる技術力を持ち、ものづくりの分野で

事業を展開する日亜化学工業に投融資を実行し、金融面からサポートしています。

*LEDはLight Emitting Diodeの略。



LED

投融資事例：福岡リート投資法人

福岡リート投資法人(本社：福岡県福岡市)は、株式会社福岡リアルティが運用する不動産投資信託(REIT)です。福岡リアルティには、地場デベロッパーである福岡地所株式会社をはじめ、福岡・九州をリードする有力企業が、スポンサーとして参画しています。

DBJは福岡リート投資法人に対して、上場前に当初組成物件の取得資金として120億円の融資を行いました。この融資は、投資対象エリアを原則として福岡を中心とする九州全体および山口県に特化した日本初の地域特化型REITであり、かつ私募段階というリスク評価の困難な段階において実施されました。

福岡リート投資法人のさらなる発展により、地域に

おける不動産流通市場の育成、不動産取引の活性化および優良開発物件の安定的な保有先の整備による都市開発事業の円滑な推進が期待されます。



複合商業施設「キャナルシティ博多」

投融資事例：雲海酒造株式会社

雲海酒造株式会社(本社：宮崎県宮崎市)は、日本の焼酎文化に大きな影響を与えたといわれるそば焼酎「雲海」を製造する、全国有数の本格焼酎メーカーです。

雲海酒造は、本格焼酎の需要増加に合わせて製造設備の整備を進めるだけでなく、商品の品質を高水準に維持し続けるとともに、産業観光施設「蔵元 綾 酒泉の杜」を運営するなどして、本格焼酎ファンの期待に応えています。

DBJは、近年の需要拡大にともない製造能力増強のために行った造り蔵「綾蔵」増設の資金を対象に長期融資を行い、地域の主力産業の一層の活性化を支援しています。



造り蔵「綾蔵」

海外

日本がさらなる成長を遂げるためには、海外の成長を取り込んでいくことが重要となっています。

特に急速な成長を遂げているアジアにおいては、中間所得者層の成長が著しく、また、環境問題や都市化など、わが国が先に直面し克服してきた制約要因や課題を抱えながら成長しているため、日本にとって大きなビジネスチャンスとなっています。

アジアの成長を日本の成長に確実に結実させるためには、日本がこれまでの経済発展の過程で学んだ多くの経験をアジア諸国と共有し、アジアの成長を下支えするとともに、環境分野やインフラ分野等で固有の強みを結集し、総合的かつ戦略的にアジア地域でビジネスを展開する必要があります。

投資事例： **Senoko Power Ltd. (現 Senoko Energy Pte. Ltd.)**

Senoko Power Ltd.* (以下「SP社」、現 Senoko Energy Pte. Ltd.) は、シンガポール最大の電力会社です。

SP社においては、規制当局(EMA)による電力自由化の促進、昨今の地球温暖化問題への関心の高まり等を背景として、認可出力の範囲内で高効率化投資(リパワリング)を行っていくことが重要な経営課題と認識されています。こうしたなか、DBJは、金融市場の状況を踏まえたプロジェクト支援の観点から、2009年11月、SP社に対し劣後ファイナンスを提供しました。

本件は、エネルギー高効率化技術を有するSP社スポンサー企業の関西電力株式会社や九州電力株式会社と海外電力プラント運営ノウハウを有する丸紅株式会社とが取り組む、電力小売までを含む新たな海外電力事業の展開にも、資するものとなっています。

海外においても本件への取り組み実績が評価され、Project Finance International誌が実施した「PFI Awards 2009」において「Power Deal of the Year in Asia Pacific」を、Euromoney誌において「Project Finance of the Year in Asia Pacific Region」をそれぞれ受賞しています。

*1995年、シンガポールの国営ユーティリティ局(PUB)から同国国営投資会社Temasekに事業が移管され、Temasek100%保有会社としてSingapore Power Ltd.が設立されるとともに、その傘下の発電・小売事業者としてSenoko Powerグループが誕生。その後、2001年にTemasekの直接保有に再編された後、シンガポール電力市場の自由化促進の観点から、2008年9月、国際入札を経て、Temasekから買収コンソーシアム(丸紅株式会社、GDFスエズ、関西電力株式会社、九州電力株式会社等が出資)にSenoko Power株式の100%が売却されました。2010年1月、Senoko Energyへ事業譲渡。



Senoko Energyの発電所

技術

自動車や電機、各種素材など日本経済を牽引する製造業（ものづくり）は、日本経済発展の原動力となっています。ものづくり立国を目指す日本にとって、製造業が持つ技術力は国際的な産業競争力の源泉でもあり、産業と両輪関係にある金融機関にとって製造業支援は普遍的な使命でもあります。

投融资事例：日本板硝子株式会社

日本板硝子株式会社(本社：東京都港区)は、建築用および自動車用のガラス、ガラス加工製品、機能性ガラス製品の分野において、世界最大メーカーのひとつです。日本板硝子は、寡占化が進む世界のガラスマーケットにおいて競争力を確保するため、平成18年6月に英国 Pilkington社を買収。その直後に発表した10年間の戦略のなかで、「既存債務の返済」と「財務基盤の強化」により財務の健全性を回復させつつ、生産性・品質の向上、他社との差別化による競争力の強化をフェーズ1の目標として掲げました。そしてリーマン・ショック以降、資金調達環境が悪化するなか、日本板硝子は財務基盤強化のためには機動的かつ確実性の高い資本増強の実現が不可欠と判断し検討した結果、DBJが運営するUDSメザニンファンド^{*1}への優先株式の発行を選択しました。

UDSメザニンファンドは、DBJと株式会社三井住友銀行が共同で設立したコーポレート向けのメザニンファンドであり、本件では、後継ファンド^{*2}と共同で、日本板硝子の優先株式300億円の引き受けを行いました。

^{*1}正式名称は「UDSコーポレート・メザニン投資事業有限責任組合」。

^{*2}後継ファンドには三井住友ファイナンス&リース株式会社も参画。



RFID (電子タグ) 用ガラスアンテナ

投融资事例：三菱航空機株式会社

三菱航空機株式会社(本社：愛知県名古屋)は、次世代のリージョナルジェット機MRJ (Mitsubishi Regional Jet) の開発・製造・販売およびカスタマーサポートを目的に設立された会社です。最先端技術を採用入れるMRJは、最高レベルの運航経済性と、最高レベルの客室快適性を兼ね備えています。また、世界最先端の空力設計技術、騒音解析技術などの適用と、最新鋭エンジンの採用により、大幅な燃費低減を実現するとともに、騒音、排出ガスも大幅に削減します。これら圧倒的な運航経済性と環境適合性により、航空会社の競争力と収益力の向上に大きく貢献するものと期待されます。

航空機には自動車の約100倍の点数の部品が存在することや、極めて高い安全性能が求められることなどから、高度で複雑な技術力を要するため、巨額かつ長

期の開発資金が必要となります。DBJは、三菱航空機に優先株による出資を行い、長期の資金供給を行っています。



MRJ完成予想図

三菱航空機(株)提供

技術

投融資事例：株式会社シャルマン

株式会社シャルマン（本社：福井県鯖江市）は、眼鏡フレームの企画・開発・生産・販売を一貫して行うグループ企業として国内最大手の地位を確立するとともに、積極的に製品開発・製造技術のイノベーションに取り組み、国内同業社のなかでは唯一グローバルな事業展開をしています。世界主要17カ国に販売拠点を有し、代理店を通じた販売を含めると販売先は世界100カ国以上にわたり、福井県発のグローバル企業として成長を続けています。

DBJは、シャルマンに対し、中長期の設備資金融資に加え、出資も行っており、出資金は中国工場増設の建設資金等に活用されています。また、シャルマンのグローバル戦略をサポートするため、同社の香港子会社に対して外貨建融資も実行しています。この融資の一部は、中国で新しい製造拠点を設けるために活用されています。

DBJは、お客様の企業価値向上を目指し、長期的視野に立った資金調達をサポートしています。



フレーム部品のプレス作業



エクセレンスチタン製のフレーム

投融資事例：三菱樹脂株式会社

三菱樹脂株式会社（本社：東京都中央区）は、三菱ケミカルホールディングスグループにおける中核企業として、高い技術開発力を背景に、樹脂加工品を中心とする生活・産業資材の供給を行っています。

市場調達を意識しながら資金調達の多様化を図る三菱樹脂は、シンジケート・ローンでの調達に際してDBJおよび株式会社三菱東京UFJ銀行をアレンジャーに指名。両行は、総額200億円の高流動性シンジケート・ローンを組成しました。

高流動性シンジケート・ローンとは、特に優良な企業を対象に、契約条件の標準化や組成後の債権売買価格配値の開示を行うことによって、シンジケート・ローンの流動性を高めたものです。ローンのセカンダリーマーケット（2次売買市場）における債権売買の活性化や、その後のシンジケート・ローン組成における適正な価格形成に寄与し、金融資本市場の活性化につながることが期待されます。



製品の一部

M&A・事業提携

「選択と集中」に向けた事業再構築、産業再編などの動きが活発になるなか、M&Aが脚光を浴びるようになりました。M&Aは、積極的な事業再構築・不振事業の再生・活性化等に不可欠かつ有効な手段として認識されています。

アドバイザー業務事例：凸版印刷株式会社

凸版印刷株式会社（本社：東京都千代田区）は、印刷事業を中核に情報・ネットワーク系事業など幅広い分野で事業を展開している会社です。

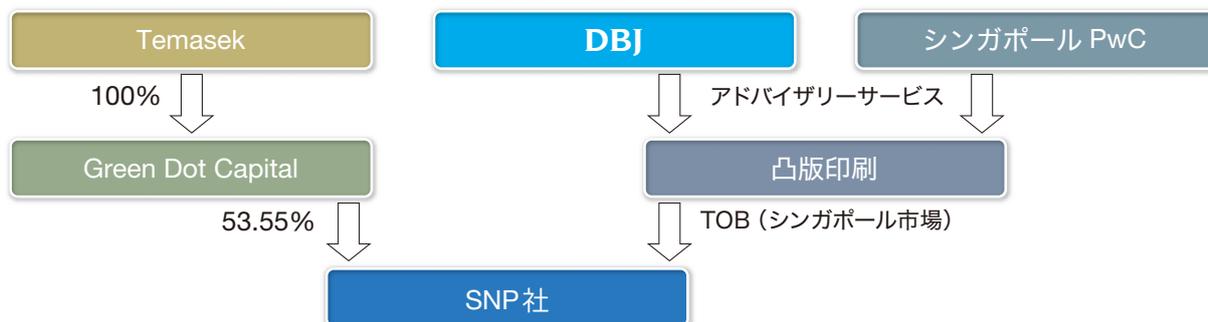
DBJは、シンガポールの政府系投資ファンドの Temasek に SNP 社（現トッパンリーフオン社）の株式を売却する意向があるとの情報を入手しました。SNP 社はシンガポール政府印刷局として設立された大手印刷会社で、シンガポール、中国、香港、東南アジアおよび欧米市場向けに事業を展開しています。

DBJは、SNP社の企業価値や海外での事業展開の

状況等を鑑み、凸版印刷に対して買収の提案を行い、DBJとシンガポールPwC*が共同M&Aアドバイザーとして、この買収案件をサポートしました。凸版印刷の有する高度な技術とSNP社の製造・販売網の融合により、海外市場での一層の事業の成長が期待されます。

*ニューヨークを本拠地とする世界最大のプロフェッショナルサービスファームである「プライスウォーターハウスクーパース」のシンガポール法人。

● SNP社買収のスキーム



アドバイザー業務事例：東光電気株式会社

東光電気株式会社（本社：東京都千代田区）は、電力流通機器の製造、電力量計の修理事業等を行っている会社です。

東光電気は、①将来の電子式電力量計（スマートメーター*）の開発・製造・販売、②ガス、水道、市販向け計器事業の強化、③スマートグリッドの議論が進んでいる海外市場への展開を目的に、株式会社東芝とそれぞれの計器事業を統合し、東光東芝メーターシステムズ株式会社を設立しました。

DBJは、この事業統合に際して東光電気の財務アドバイザーを務めるとともに、統合会社設立のために必要な長期資金を融資しました。

*通信機能を備えることで、家庭や企業で使用される電力量を計測し、そのデータを電力事業者へ定期的に自動送信する新型メーター。電力使用量を常時観測することで、電力事業者の供給計画にも役立つ。



電子式電力量計（通信機能付き）

DBJは、社会・環境・経済というトリプルボトムラインの調和の実現を通じた「より豊かで持続可能な社会の実現」を目指すべく、環境問題の解決を人類共通の重要課題ととらえ、環境に配慮した経済社会の形成に貢献する取り組みを進めています。

平成13年6月には、日本の銀行として初めてUNEP（国連環境計画）の金融機関声明に署名し、UNEPと金

融機関の自主的協定に基づく団体UNEP FI（国連環境計画・金融イニシアティブ）に加盟しました。さらに、平成14年11月にはISO14001の認証を取得するなど、環境保全とサステナブルな社会の実現に関する取り組みを組織的に推進してきました。

現在は、「環境基本方針」を定め、国内の支店・事務所の所在する地域においても取り組みを推進しています。

環境基本方針

制定 平成20年10月1日決定 同年10月1日実施

(目的)

第1条 当行は、社会・環境・経済というトリプルボトムラインの調和の実現を通じた「より豊かで持続可能な社会の実現」を目指すべく、環境問題の解決を人類共通の重要課題と認識し、環境に配慮した経済社会の形成に貢献することを目的として、当方針を定める。

(投融資業務を通じた環境対策の推進)

第2条 当行は、投融資業務を通じ、地球温暖化防止、循環型社会形成等に資するプロジェクトを支援し、また、お客様の環境配慮経営の推進をサポートすることで、お客様の環境対策に貢献することを通じて、サステナブルな社会の実現に貢献する。

2. 投融資業務にともない発生する環境面でのリスク評価を通じ、お客様の環境対策に貢献する。

(環境コミュニケーションを通じた環境啓発の推進)

第3条 当行は、環境問題についての継続的な調査研究・提言等を通じ、環境意識の向上や環境課題の解決への貢献を通じて、サステナブルな社会の実現に貢献する。

2. 我が国の環境への取り組みの紹介等を通じ、国際協力による環境啓発を推進する。
3. 当行の環境への取り組みに関する情報を発信し、社会とのコミュニケーションを通じて、取り組みの改善に努める。

(オフィスにおける環境配慮活動の推進)

第4条 環境法規制を遵守するとともに、当行業務活動から生じる環境負荷の軽減に向けて、以下の活動を推進することにより環境に配慮したオフィス環境の形成に貢献する。

- (1) 省資源・省エネルギー、資源のリサイクル活動の推進
- (2) 環境配慮物品の調達促進
- (3) 環境汚染の予防

(地域における環境配慮活動の推進)

第5条 当行は、ヒートアイランド対策等地域における環境改善に資する取り組みへの協力を通じ、環境に配慮した地域社会の形成に貢献する。

環境基本方針の実践

投融資業務を通じた環境対策の推進

DBJは、投融資業務を通じて、地球温暖化防止、循環型社会形成等に資するプロジェクトを支援し、また、お客様の環境配慮経営の推進をサポートし、お客様の環境対策に寄与することを通じて、サステナブルな社会の実現に貢献します。

- 「DBJ環境格付」融資 →P.37、68～70
- 排出権取引 →P.71

環境コミュニケーションを通じた環境啓発の推進

DBJは、環境問題についての継続的な調査研究・提言等を通じて、環境意識の向上や環境関連の課題への取り組みを支援し、サステナブルな社会の実現に貢献します。

- 設備投資研究所地球温暖化研究センターの書籍 →P.49
- 環境をテーマにしたコミュニケーション →P.58
- 国際協力でのコミュニケーション →P.59

オフィスにおける環境配慮活動の推進

環境法規制を遵守するとともに、DBJの業務活動から生じる環境負荷の軽減に向けて、以下の活動を推進することにより、環境に配慮したオフィス環境の形成に努めます。

(1) 省資源・省エネルギー、資源のリサイクル活動の推進

省資源・省エネルギーへの取り組み状況

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
コピー・印刷用紙使用量(kg)	89,555	101,269	95,992
廃棄物排出量(kg)	93,560	85,860	76,030
電力使用量(kwh)	4,585,683	4,943,104	4,822,094
水使用量(m ³)	25,814	25,257	24,856

(注) すべて本店ビルのみ。

(2) 環境配慮物品の調達促進

DBJでは、平成12年12月にグリーン購入ネットワークに加入し、平成13年4月に施行された「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」(通称「グリーン購入法」)に基づき、環境負荷の低減に効果のある物品やサービスの購入に取り組んできました。民営化後も継続してグリーン購入を行っています。

代表的品目についてのグリーン調達実施状況

	平成21年度
紙類	96.5%
文具類	83.5%
オフィス家具類	82.8%
OA機器	97.4%
照明	72.0%
インテリア	100.0%

(注) 印刷用紙、メディアケース、タックラベル等、市場に「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める判断の基準を満たす物品が十分に供されていない、もしくは機能・性能上の必要性から基準を満たさない製品を購入せざるを得ない物品については除く。

(3) 環境汚染の予防

環境法規制を遵守しています。

地域における環境配慮活動の推進

DBJは、ヒートアイランド対策等地域における環境改善に資する取り組みへの協力を通じ、環境に配慮した地域社会の形成に貢献しています。

○本店

打ち水プロジェクト2009

大手町・丸の内・有楽町打ち水プロジェクト実行委員会(大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会/一般社団法人大丸有環境共生型まちづくり推進協会/NPO法人 大丸有エリアマネジメント協会)、環境省、東京都、千代田区の主催する「打ち水プロジェクト2009」に参加しました。DBJは「打ち水プロジェクト2008」から継続して参加しています。



千代田区一斉清掃

千代田区、事業者、団体および区民等が一体となり取り組む「千代田区一斉清掃」に参加し、大手壕緑地内の清掃を行いました。



球根と花の苗植え付けボランティア

千代田区アダプト制度公園プロモーションシステム(CAPPS)主催の常盤橋公園での球根と花の苗植え付けに参加しました。



○東海支店

花のおもてなし運動

中部経済同友会主催の「花のおもてなし運動」に平成17年のスタート時より継続的に参加しています。平成21年度も桜通大津花壇の水やりなどの世話をを行い、美しいまちづくりに取り組んでいます。



○関西支店

関西エコオフィス宣言

平成20年度から「エコオフィス宣言」に登録し、①夏のエコスタイル、②節電の励行、③グリーン購入の推進、④自動車利用の抑制、⑤ごみの再資源化に取り組んでいます。

打ち水大作戦

大阪市環境局主催の「打ち水大作戦」に参加しました。



○四国支店

森林間伐活動

いの町、高知県と三井物産株式会社が協働で取り組んでいる「いの町・三井協働の森事業」の間伐活動に継続して参加しています。

地球にやさしいオフィス

平成21年度に高松市環境部の「地球にやさしいオフィス」に登録し、①紙使用量の抑制、②リサイクル品の利用促進、③従業員へのごみ減量・資源化啓発活動、



④節電・節水、⑤冷暖房の適切な温度管理に取り組んでいます。

○九州支店

天神クリーンデー

We love天神協議会主催の「天神クリーンデー」に参加し、地域の清掃を行いました。



○南九州支店

桜島清掃活動

桜島の臨海レジャーエリアの清掃活動に継続して参加しています。



その他の取り組み

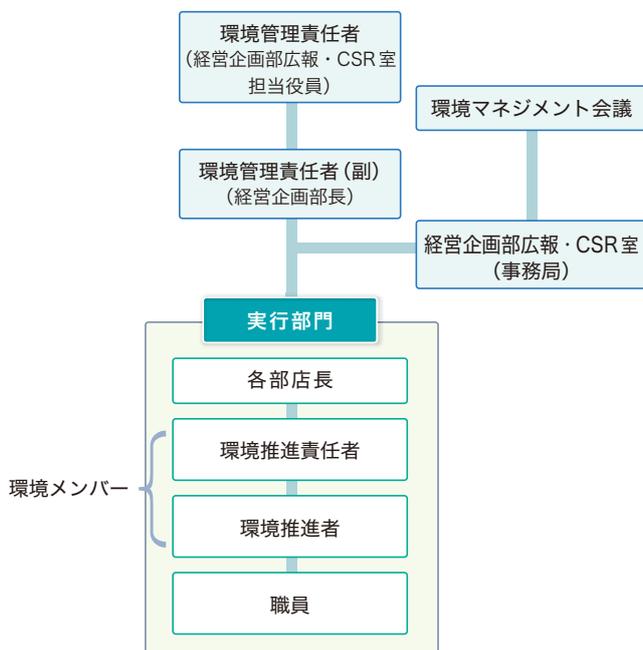
臨海商業施設でのキャンドルナイトや環境学習施設での打ち水に継続して参加しています。

○その他の支店等

ペットボトルキャップや使用済み切手の寄付活動、マイ箸・マイカップ持参などの身近な取り組みを進めています。

環境管理体制

● 環境管理体制



経営企画部広報・CSR室担当役員を環境管理責任者とする体制のもと、役職員全員参加で環境マネジメント活動を行っています。

<環境管理責任者>

環境管理責任者は、経営企画部広報・CSR室担当役員とし、環境教育・研修実施の確認を行うとともに、環境年度目標の承認等を行います。

<環境マネジメント会議>

環境マネジメント会議において、環境年度目標や環境マネジメントレビューの審議を行います。

<経営企画部広報・CSR室>

環境マネジメント活動の運営に関する事務は、経営企画部広報・CSR室が行い、環境年度目標の立案に加

え、環境年度目標の達成状況や法規制等の遵守状況の管理等を行います。

<環境推進責任者>

環境マネジメント活動を推進するために、各都店に環境メンバーとして環境推進責任者および環境推進者を置いています。環境推進責任者は、環境推進者を

指名するとともに、環境年度目標の達成状況の管理等を行います。

<職員>

環境マネジメント活動の実施・推進を行います。

近年の環境分野への主な取り組み

平成11年	10月	日本政策投資銀行法(平成11年法律第73号)の目的に「持続的発展」を明記
平成13年	4月	グリーン調達、環境研修開始
	6月	UNEP(国連環境計画)の「環境と持続可能な発展に関する金融機関声明」に署名(邦銀初)
	10月	UNEP「環の国 金融機関環境会議」を主催
平成14年	3月	UNEP リオ総会にて基調講演
	7月	「環境方針」策定(平成17年4月に一部改訂)
	11月	ISO14001 認証取得
平成15年	10月	「社会環境報告書」(第1号)発行
	同月	金融と環境に関する国際会議「UNEP FI 東京会議」を共催
平成16年	4月	「DBJ環境格付」融資開始
	9月	「サステナブルな社会づくりレポート」発行(社会環境報告書 第2号)
	11月	日本カーボンファイナンス(JCF)設立
	12月	日本温暖化ガス削減基金(JGRF)設立
平成17年	1月	UNEP FI「アジア・太平洋地域タスクフォース」の議長に就任
	9月	「サステナブルな社会づくりレポート」発行(社会環境報告書 第3号)
	10月	UNEP FIグローバルラウンドテーブルにて発表
	11月	ISO14001 認証取得(更改)
平成18年	5月	「責任投資原則並びに署名機関の公表に関する記者会見」開催
	8月	「CSR Report 2006」発行(社会環境報告書第4号)
平成19年	7月	「CSR・ディスクロージャー誌」発行(ディスクロージャー誌にCSRレポートを統合)
平成20年	10月	新DBJ発足にともない、第1回取締役会および経営会議にて「環境基本方針」「環境マネジメント規程」を制定
	同月	「東京都中小企業環境配慮取組支援融資」の中核金融機関に選定
平成21年	3月	初の環境クラブ型シンジケート・ローン「エコノワ」組成
	4月	「DBJ環境格付」融資がADFIAP Awards 環境部門賞を受賞
	9月	地域金融機関に対する環境格付融資体制整備への協力開始
平成22年	1月	IFC(国際金融公社：開発途上国で投融资活動を行う世銀グループ最大の国際金融機関)と基本協力協定を締結
	4月	損害保険会社と「環境対策を促進する事業に関する業務協力協定」締結

DBJが金融機関としての価値を発揮するうえで重要であると考え資産は「人」です。そこで、職員一人ひとりを「人財」としてとらえ、その能力開発に力を入れています。DBJは、体系的な人材育成制度の構築と安

心できる職場環境づくりに積極的に取り組むことにより、職員の質の高いパフォーマンスを引き出し、金融分野の牽引力の源となるよう日々努めています。

人材開発ビジョン

DBJは、時代の要請に応じてその役割を大きく進化・発展させてきました。こうした革新性は、日進月歩の金融分野において、常に時代をリードすることを求められるDBJにとって極めて重要です。

このためDBJにおいては、人材開発に関して「ゼネラリストを超えたスペシャリスト」というビジョンを掲げ、金融のプロフェッショナルとしての自律的かつ先

駆的な行動を促す人材育成を行っています。刻々と変化する時代のニーズに対応するためには、幅広い経験と奥深い知見、そして全体を俯瞰する能力に加え、プロフェッショナルとしての専門能力やスペシャリティを身につけることが重要です。こうした考えのもと、ジョブローテーション、人事評価および教育・研修などの人材育成制度を構築しています。

「目標マネジメントシステム」の活用

DBJでは、職員が自律的に業務に取り組み、かつその行動を変革していけるよう、また、そうした取り組みを適正に評価するため、「目標マネジメントシステム」を導入しています。これは、職員一人ひとりが、上司との面談を通じて目標設定を行い、フィードバックを受けることで、自律的にPDCA (Plan-Do-Check-Act) サイ

クルを回す仕組みで、その充実に力を入れています。特に目標設定については、中長期的な視点で行内外の価値向上に取り組むことをより重視しており、実績の賞与等への反映と併せ、職員のモチベーションアップも図っています。

安心できる職場環境づくり

DBJでは、安心できる職場環境づくりにも積極的に取り組んでいます。

職員が働きやすい環境を整えるため、セクシャルハラスメントおよびパワーハラスメントの防止に関して、周知徹底を図るとともに、相談窓口を設置して対応しています。また、心身の健康サポートに関しては、定期健康診断に加え、研修を通じてのケアや職員だけでなく家族も利用可能な外部専門事業者によるカウンセリング窓口の設置など、メンタル面でのサポート体制も整えています。

そして、意欲のある職員が長く仕事を続けられるよう、出産・育児に係る休暇制度、介護休暇制度の拡充を図るとともに、定年後の継続雇用制度等を率先して導入しています。

充実した人材育成制度

金融のプロフェッショナルとして活躍する職員を支えるのは、充実した教育・研修制度です。DBJでは、階層等に応じた必須研修と職員のスキルや志向に応じて選択できる自己啓発研修や金融イノベーションに対応した各種選択研修を組み合わせることで、職員一人ひとりが計画的に自己のキャリアを描くことが可能となっています。

平成20年度からは、高度な金融業務を担う前提となる基礎的な知識の習得・理解の深化を図るべく、「DBJ金融アカデミー」を開講し、「金融基礎講座」や「コーポレート・ファイナンス」「バリュエーション/ケーススタディ」等の講座の充実に注力しています。

また、年齢にかかわらず責任ある仕事を任せ実践

的なOJTに加え、複数の部署を経験した後、スキルやキャリアに応じて高い専門能力を育成できるよう配属を実施する戦略的ジョブローテーションを行っています。こうした諸制度により、中長期的なビジョンを持って多様な実務経験を積みつつ、高い専門性のある能力をスピード感を持って開発できる環境を整備しています。

さらに、グローバル化が進むなか、国内外を問わず活躍できる職員の育成を図るため、海外の大学院への留学制度をより充実させるとともに、国際機関をはじめ内外の研究機関・企業、諸官庁など多様な外部機関に積極的に職員を派遣して、各人の能力開発とネットワーク拡充の支援をしています。

●DBJの人材育成制度

職位	階層別必須研修		選択制研修				業務関連(自己啓発)		外部派遣等
	ライフプラン研修	トップマネジメント研修	マネジメント研修	基礎的ナレッジ分野	金融スキルの習得など	新人基礎ファイナンス研修	共通スキル分野	通信教育、夜間通学講座、公的資格取得	国内外留学・トレーニー等
キャリア・ディベロップメント・プラン研修			<ul style="list-style-type: none"> ・ 投融資実務研修 ・ 格付・資産査定研修 ・ 貸付金利基礎研修 ・ 債権管理研修 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンス研修 ・ 法律実務研修 ・ 会社法・金融関連法務研修 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎的ナレッジ分野 ・ 会計基準関連研修 ・ 税法研修 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ストラクチャー・ローン研修 ・ シンジケート・ローン研修 ・ 新産業創造セミナー ・ 環境・防災セミナー 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ファイナンス理論研修 ・ ファイナンス・ケーススタディ研修 ・ バリュエーション研修 ・ エクイティ関連研修 ・ RM業務研修 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通スキル分野 ・ 問題解決、コミュニケーション ・ ロジカルシンキング ・ 英会話 ・ ビジネスマナー 等 	
入行2次研修									
DBJ金融アカデミー									
新人導入研修			経理システム等研修	法律研修	財務会計知識の習得	財務分析研修	新人基礎ファイナンス研修		
自律的なキャリア開発	マネジメント能力・リーダーシップ等の涵養	行内手続き・基本実務の習得	金融法務の習得	財務会計知識の習得	金融スキルの習得など戦略・重点分野	業務遂行の基礎となる能力の習得	金融知識等	業務関連知識の涵養、専門的知識の習得、人材育成	
計画的・継続的な人材開発	業務上必要な知識・スキルの習得		戦略・重点分野への対応		業務上必要な知識・スキルの習得				

より高いモラルを求めて

半世紀にわたり総合政策金融機関として日本経済を牽引し、今後は、今まで培った長期的視点、中立性、パブリックマインド、信頼性を大切にす民間金融機関へと変貌するDBJにおいて、職員一人ひとりにはより一層高いモラルが求められます。

DBJでは、以前から、人権問題に関する理解を深める

ための「人権研修」、法令等遵守を徹底させる「コンプライアンス研修」、環境に配慮した行動を促す「環境マネジメント研修」、不正アクセスや情報漏洩等のリスクに対応するための「情報セキュリティ研修」などの受講を職員各人に義務づけ、モラルの向上に努めています。今後もこうした取り組みに一層注力していきます。

DBJ金融アカデミー

平成20年5月より、ビジネスモデル実現の中核となる高度な企業向け金融業務を担う人材を組織的に育成するために、主に入行2年目の職員を受講対象者として、「DBJ金融アカデミー」を概ね週1回のペースで開催しています。平成21年度には、金融基礎論をはじめ、コーポレート・ファイナンス、金融商品取引法などの講座が開催されました。

本アカデミーを通じて、職員一人ひとりの金融力のレベルアップを図り、基礎的な知識の習得・理解の深化を目指しています。また、地域金融機関等から外部受講者も受け入れており、DBJの金融ノウハウが共有され、幅広い分野で活用されることも期待されます。



■ DBJ金融アカデミー カリキュラム

平成21年度 (平成21年6月～平成22年2月)

【基礎講座】

- 金融基礎論
- コーポレート・ファイナンス
- バリュエーション/ケーススタディ
- 金融政策
- 国際金融
- 金融システム論

【選択講座】

- 金融商品取引法
- クリスタル・ボール演習
- 不動産ファイナンス
- Investments (投資理論)
- M&A

平成22年度 (平成22年5月～平成23年2月予定)

【基礎講座】

- 金融基礎論
- IFRS概論
- コーポレート・ファイナンスI
- Investments (投資理論)
- M&A
- 特別講義「金融政策」
- 設研・東大共催シンポジウム
- 国際金融
- 金融システム論

【選択講座】

- 金融商品取引法
- 統計学基礎講座
- 不動産ファイナンス
- コーポレート・ファイナンスII

知的資産報告



DBJの役職員は、「長期性」「中立性」「パブリックマインド」「信頼性」という4つのDNAを承継し、挑戦を続けています。DBJがこれまで蓄積してきた知的資産の有効活用により、単なる資金供給にとどまらず、時代の要請に応える基盤（金融プラットフォーム）を整備し、企業のCSR経営の高度化を促す役割を果たしていきたいと考えています。



知的資産経営 94

時代の要請に応える基盤「金融プラットフォーム」 98

企業価値と知的資産経営

知的資産とは

企業が持続的に利潤・利益を確保するためには、自社の強みを維持・強化し、提供する商品やサービスの個性を伸ばして他社との差別化を図り、それを自社の重要な経営資源・競争軸として認識し、「差別化の状況を継続」することが必要です。差別化を可能にするものは具体的には技術、ノウハウ、人材、ビジネスモデルなどであり、目に見えないものではあるものの企業独自の強みとして評価し得るものです。これらは企業価値の源泉として有しているものであり、将来的に企業の経済的利益として実現されることが期待されるもので、有形ではなく無形であり、何らかの形で知的な活動が介在して生まれてくるという意味で「知的資産」と総称できるものです。

企業価値向上に不可欠な知的資産経営

知的資産は、目に見えない資産（無形資産）であり、またこれに関する情報は一部を除いて財務諸表に表れない非財務情報ですが、企業価値の源泉であり経営の根幹でもあることから、企業はこれを有効に活用すべく明確に認識し、企業価値の向上に結びつける経営（知的資産経営）を行うことが不可欠であると考えられています。

さらに公開企業にとっては、このような知的資産を積極的に開示することが、市場の適正な評価を得る有効な方法であると見なされるようになっており、非財務情報の開示を促進・義務化する法制度の導入が欧州を中心に世界的に進められています。

DBJにとっての知的資産

DBJは、民営化前の旧DBJの時代から、お客様そして社会の信頼を得ることが第一ととらえ、官民にわたる幅広いネットワークを築いています。

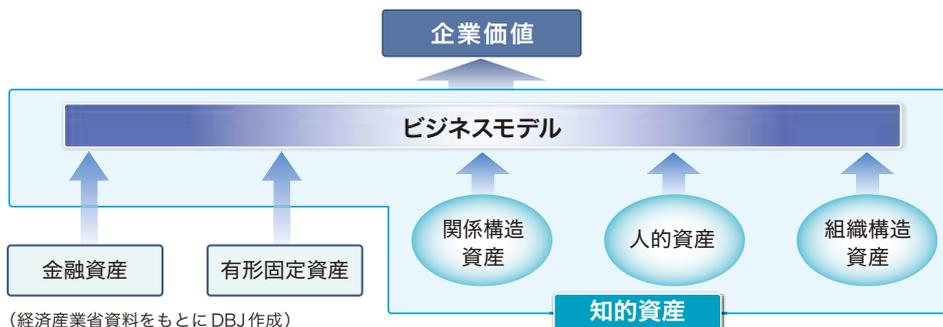
DBJの役職員は、これまでの業務で培われた長期性、中立性、パブリックマインド、信頼性という4つのDNAを承継しており、時代の要請に応え、挑戦を続けてきました。

また各役職員は、企業やプロジェクトを評価する目利き能力を向上させる努力を続けており、時代あるいは地域の課題を意識した高い視点から長期的に審査・評価するノウハウ・能力の蓄積はDBJの強みであるといえます。

このような状況は、DBJの知的資産の集大成といえます。課題解決に向けた新しい金融手法は、金融プラットフォームとして広く利用されており、経済・社会に貢献するとともに、その経験はDBJにとっての新たな財産となり、次の金融手法の開発につながっています。また、こうした財産は、DBJが変化する政策的要請に迅速に対応し、経済・社会に対して持続的に付加価値をもたらすうえで大きな役割を果たしてきました。

DBJが、民営化後も経済・社会に貢献し続けるためには、知的資産を明確に認識し、活用していくことがますます重要になると考えています。

● 知的資産・ビジネスモデル・企業価値との関係



DBJにおける知的資産の活用状況

知的資産は、ネットワークや顧客基盤（関係構造資産）、経営陣や従業員（人的資産）、知的財産や業務プロセス（組織構造資産）の3つに分けて把握・報告するのが、ひとつの考え方となっています。以下では、この分類方法に従って、DBJにおける知的資産の内容と活用状況について紹介します。

関係構造資産

DBJでは、民営化前の旧DBJにおいて、投融資制度の企画・立案や実際の運用を行うなかで、政策を担う中央官庁や地方自治体と連携し、問題意識を共有するとともに、政策的に意義のあるプロジェクトを支援してきました。現在では、このネットワークを活かし、環境格付利子補給制度をはじめとする国・地方自治体の各種利子補給金制度等を活用した融資や危機対応業務などを行っています。さらに、海外を含む公的あるいは民間の金融機関との協働や、大学教授、弁護士、公認会計士といった各方面のプロフェッショナルとのネットワークを最大限に活用し、「金融プラットフォーム」の創出・発展に努めています。このような産・学・官や各分野のプロフェッショナルとの多面的なネットワークこそが、DBJにとっての関係構造資産となっています。

人的資産

DBJの特徴である中長期の投融資を適切に遂行するためには、全役職員が長期的な視野を持ち、中立的な立場から金融判断を行う必要があります。また、経済・社会が抱える課題が複雑化し、ビジネススキルが高度化する今日、事業形成や金融ストラクチャーへの関与の巧拙で、その成果が大きく変わってきます。こうしたなかで、企業にとっても経済・社会にとっても最適なソリューションをもたらすには、役職員が各々の分野のプ

ロフェッショナルとして課題に対処できる人材となることが求められます。DBJでは、長期的かつ中立的な視点を持つことを全役職員の志の中心に置いて、新たなビジネスへの革新と挑戦を続けています。

DBJでは、全新人職員が2カ月半にわたり独自の審査ノウハウを学ぶ「財務分析研修」をはじめ、さまざまな金融スキルを習得するための研修メニューやOJTを通じ、役職員の専門性向上を支援しています。また、国内外の大学院や研究機関、国際機関などのネットワーク先への留学・派遣等を行い、個人レベルのスキルアップを図るだけでなく、新たな金融手法の研究・導入やネットワークづくりを行っています。

DBJ設備投資研究所は、社会的共通資本や地球温暖化問題などサステナブルな社会づくりにかかわる研究や金融研究等を行い、中立的・長期的視点からの研究成果により、学界や専門家から高い評価を得ています。

組織構造資産

DBJは、新たな金融手法を日本に導入し、他金融機関と協働して金融プラットフォームの形成に寄与し、経済・社会に独自の貢献を行っています。こうした取り組みを可能にしてきたのは、課題をいち早く把握し必要かつ適切な人材を配置するという小回りのきく組織としての機動性や、これまでの投融資業務で積み上げてきた50年にも及ぶ長期財務データの蓄積、常にプロジェクトを経済合理性と経済的・社会的意義の両面から考える企業文化、さらには「財務分析研修」などを通じて取得した共通知識による円滑かつ迅速なコミュニケーションプロセスなど、DBJならではの組織構造資産であるといえます。

知的資産を活用した新たな金融手法への取り組み

DBJは、知的資産を活用して、新しい金融手法を、わが国に先駆的に導入しています。こうした先駆けとなる試みは、地域との協働や、行内の人材、長年蓄積してきたノウハウ等の知的資産を最大限に活用することで実現するものです。複雑な金融市場のなかであって、いかにしてリスクをコントロールし、分散していくかという観点から、DBJは取り組みを続けてきました。

1992年に英国で導入された手法に「PFI (Private Finance Initiative)」がありますが、わが国ではDBJが他に先駆けてノウハウの吸収・蓄積を図り、数多くの案件を手がけてきました。PFIとは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して行う手法であり、官民の適切なリスク分担を図ることにより、効率的かつ効果的な公共サービスを提供することができます。PFIにおいては、プロジェクト関係者間で適切な役割分担を行い、事業の長期的継続を確実なものとするために、資金調達には「プロジェクトファイナンス」の手法を採用するのが一般的です。

さらに事業再生の分野では、民事再生法や会社更生法の手続き申し立て後、計画認可までの間において、運転資金を調達できない場合に、事業の優良な部分の価

値を継続させるために一時的に運転資金を融資する「DIPファイナンス」や、事業の選択と集中による事業再構築等を通じて正常化を図り、必要に応じて債務の圧縮をはじめとした抜本的対応を図ることを目的とした「事業再生ファンド」の組成等を行っています。

また、近年では、「メザニンファイナンス」に積極的に取り組んでいます。メザニンファイナンスとは、従来より金融機関が取り組んできたシニアファイナンス^{*}よりも返済順位が低く、シニアファイナンスに比べてリスクが高い資金になりますが、米国など幅広い投資家層を抱えるマーケットにおいては多様な資金供給手段のひとつとして重要な役割を果たしています（メザニンとは中2階の意味）。事業の再編、財務の再構築、または資本政策に関して、お客様のさまざまな課題に対応するため、DBJでは、長期的な視野に基づきメザニンファイナンス等のテ일러メイドの金融ソリューションを提供しています。

^{*}シニアファイナンスとは、相対的にリスクが低い資金であり、日本において発行されている社債、金融機関から供給されている融資の多くがシニアファイナンスに該当します。

DBJの知的資産とCSRとの関係

DBJにとっての知的資産を、社会のなかのDBJという観点から見れば、下の図のように、CSRと対照してとらえ、評価することができると考えられます。そのような意味で、知的資産とCSRは表裏一体の関係にあるといえます。

例えば、DBJが中央官庁や地方自治体・有識者・顧客等とのネットワーク、役職員のマンパワー、DBJに蓄積された経験やノウハウ等の知的資産を総動員して考案した、「DBJ環境格付」融資と「DBJ防災格付」融資は、DBJのCSRにとって重要であるだけでなく、取引先のCSRも強力にバックアップする融資メニューとして注目されています。

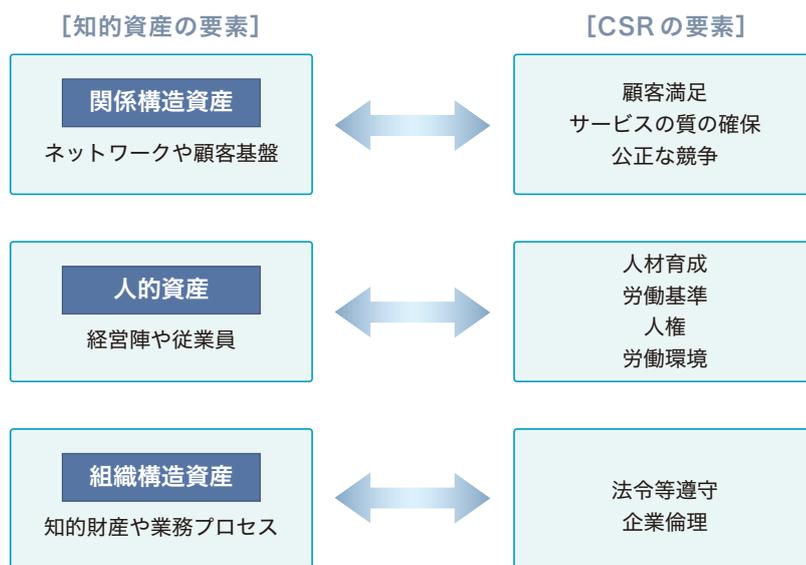
実際、DBJ環境格付融資やDBJ防災格付融資を受け

た企業においては、各種法令等を遵守していることの再確認、安全・安心な職場環境や周辺環境の確保、適正な競争のもとで質の高い製品・サービスの提供を行うことによる顧客基盤の強化などを通じて、CSRの実践による企業価値の向上につながるものとなっています。

DBJでは、このような知的資産の有効活用により、単なる資金供給にとどまることなく、企業のCSR経営の高度化を促す役割を果たしていきたいと考えています。

なお、P.34～44に記載している「投融資一体型金融サービス」、P.60～85に記載しているさまざまな「投融資事例・アドバイザー業務事例」は、DBJが蓄積してきた知的資産を活用しています。

● 知的資産とCSRとの関係



(経済産業省資料をもとにDBJ作成)

金融プラットフォームの定義

DBJでは、各種の金融取引を円滑に進めるために必要とされる無形のインフラ的性格を有する金融技術、ノウハウ、スキームなどを、「金融プラットフォーム」と呼んでいます。金融プラットフォームを利用することによって、各経済主体は社会的にみて効率的かつ公正な金融取引を実現することができます。このようなインフラ整備的な機能は、広く社会に普及して多くの経済主体がそれから便益を受けるという意味で正の外部性を有するとともに、公共、公益的な性格を併せ持ちます。

金融プラットフォームは、一朝一夕に形成されるものではありません。新しい金融スキームが、企業の経済活動を支援する仕組みや枠組みとして実効性を持つようになるためには、それを利用する金融機関や事業者の経験や実務上のノウハウ、その結果として将来参考とされ得よう

な実績の蓄積（取引事例、判例など）が不可欠です。例えば、今では多くの取り組み事例のある、PFI、PPP、シンジケート・ローンなどの金融スキームも、導入当初はアレンジメントやコーディネーションなどのノウハウやスキルが必要であったことから、それほど多くの経済主体が関与できたわけではありません。

さらに、法律などのハード面、ノウハウなどのソフト面が整備されても、限られた少数の参加者にしか活用されない状況では金融プラットフォームの機能は不十分であり、幅広いプレーヤーが参加するための呼び水、触媒となる存在が必要とされます。

DBJは金融プラットフォームを維持・発展させるため、こうした触媒となる中立的かつ先行的プレーヤーとして、他金融機関とともに活動しています。

金融プラットフォームへの取り組み

DBJは、従来から、企業のモニタリングに加え、官庁、地方自治体あるいは民間金融機関との情報交流や利害調整など、広範な情報機能を果たしています。そして、ストラクチャードファイナンス、事業再生支援、環境・防災対策関連融資、M&Aアドバイザー業務、セーフティネット機能などを実践しています。DBJは、こうし

た業務を通して金融プラットフォームの維持・発展に貢献しています。

なお、P.34～44に記載している「投融資一体型金融サービス」、P.60～85に記載しているさまざまな「投融資事例・アドバイザー業務事例」は、DBJの金融プラットフォームへの取り組みを紹介したものです。

マネジメント体制



DBJでは、社会からの信頼に応える金融機関として、透明性の一層高い経営を実践するとともに、社会からの信頼を得ることを第一ととらえています。“社会の声”を業務に反映するべく、特に長期的視点から社会の課題を適時・適切に把握し、収益性だけではなく経済・社会にとって真に有意義なプロジェクトを見極め、適正なリスク評価を行い、良質な資金と金融ソリューションを提供するため、適切な業務運営のマネジメントサイクルを遂行しています。

コーポレート・ガバナンスの状況	100
法令等遵守(コンプライアンス)態勢.....	105
リスク管理態勢.....	106
顧客保護等管理態勢、個人情報保護方針、 利益相反管理方針.....	110
ディスクロージャー.....	112

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

DBJは「投融資一体型の金融サービス」を提供する経営における考え方として「企業理念」を定め、企業活動を行ううえでの拠りどころと位置づけています。

企業理念
金融力で未来をデザインします
— 私たちは創造的金融活動による課題解決で
お客様の信頼を築き、豊かな未来を、
ともに実現していきます —

固有の特性

企業理念の実現を支えるため、当行の固有の特性として以下の点を堅持していきます。

①志

当行の共有する価値観＝DNAである「長期性」「中立性」「パブリックマインド」「信頼性」を核とした基本姿勢。

②知的資産

当行が培ってきた経験およびノウハウから生まれる産業調査力、金融技術力、R&D(研究開発)力などの知的資産。

③ネットワーク

当行が築いてきたお客様、地方自治体、金融機関等とのリレーションに基づくネットワーク。

また、企業理念の実現に向けて、以下の「行動基準」に従って業務を遂行します。

①カスタマーファースト

お客様の立場に立ち、自ら課題に向かい、成果と喜びを共有する。

②プロフェッショナル

判断力とスキルを磨くことにより、投融資一体型の金融サービスを提供する、国内外を通じてオンリーワンの会社を目指す。

③グローバル&ローカル

時代・世界・地域を見渡した、長期的でフェアな視野を持ち続ける。

④スピード&チームワーク

チーム力を活かし、迅速で誠実な行動でお客様の信頼を築く。

コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

(1) 会社の機関の内容

DBJにおいては、経営の透明性の確保およびコーポレート・ガバナンス強化の観点から、社外取締役を選任しています。

また、経営会議の諮問機関として、アドバイザリー・ボードを設置し、DBJの経営戦略をはじめ経営全般に対して独立した立場から助言をいただきます。

さらに、取締役会の諮問機関として、社外取締役を構成員に含む報酬委員会を設置し、取締役の報酬制度等について審議します。

<取締役会および取締役>

取締役会は9名で構成されています。経営の透明性確保等の観点より、そのうち2名を社外取締役としています。なお、当事業年度においては、取締役会を21回開催しています。

社外取締役は以下の2名です。

三村 明夫(新日本製鐵株式会社代表取締役会長)

植田 和男(東京大学経済学部教授)

<監査役会および監査役>

監査役会は5名の監査役で構成されています。なお、当事業年度においては、監査役会を14回開催しています。

会社法の規定に基づき、5名のうち過半数(3名)は社外監査役です。なお、常勤監査役は3名で、うち1名は社外監査役です。社外監査役を含む監査役の職務を補助するために、監査役会の指揮のもとに、監査役室を設置し、専任のスタッフを配属しています。

社外監査役は以下の3名です。

荒川 和芳(元住信・パナソニックフィナンシャルサービス株式会社常務取締役)(社外常勤監査役)

伊藤 眞(早稲田大学大学院法務研究科客員教授・弁護士)

八田 進二(青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授)

<業務監査委員会>

取締役会より内部監査に関する重要事項を決定および審議する権限を委任される機関として業務監査委員会を設置しています。なお、当事業年度においては、3回開催しています。

<報酬委員会>

報酬に関する透明性、客観性を確保する観点から、取締役会の諮問機関として社外取締役を含む取締役からなる報酬委員会を設置し、DBJに相応しい役員報酬制度のあり方等について検討を行っています。

<経営会議>

取締役会より業務執行の決定権限等を委任される機関として経営会議を設置しています。

経営会議は、経営に関する重要事項を決定します。なお、当事業年度においては、47回開催しています。

<経営会議傘下の委員会等>

経営会議の傘下の機関として、委員会等を設置し、各分野の専門的事項について決定（取締役会、経営会議にて決定されるものを除く）および審議を行っています。

なお、委員会等の概要は以下のとおりです。

①ALM・リスク管理委員会

ポートフォリオのリスク管理およびALM運営に関する重要事項の決定および審議

②一般リスク管理委員会

法令等遵守、顧客保護等管理、オペレーショナル・リスク管理、システムリスク管理等に関する重要事項の決定および審議

③投融資決定委員会

投融資案件および投融資管理案件に関する決定および審議

④新業務等審査会

新業務等の取り組みの開始に関する決定および審議

⑤投融資審議会

投融資案件の事前審議およびモニタリング

⑥海外業務委員会

海外業務の戦略および運営・管理態勢に関する事項の審議

<アドバイザー・ボード> (平成22年7月1日現在)

DBJの経営全般に対する助言等を行う、経営会議の諮問機関としてアドバイザー・ボードを設置しています。

アドバイザー・ボードは次の社外有識者および社外取締役により構成されています。

①社外有識者(五十音順、敬称略)

小川 是(株式会社横浜銀行頭取、社団法人全国地方銀行協会会長)

上條 清文(東京急行電鉄株式会社代表取締役会長)

橘・フクシマ・咲江(日本コーン・フェリー・インターナショナル株式会社代表取締役会長)

張 富士夫(トヨタ自動車株式会社代表取締役会長)

橋本 徹(前ドイツ証券株式会社会長、みずほフィナンシャルグループ名誉顧問)

②社外取締役

三村 明夫(新日本製鐵株式会社代表取締役会長)

植田 和男(東京大学経済学部教授)

<主務大臣の認可事項>

新DBJ法（株式会社日本政策投資銀行法）により、DBJは財務大臣の認可を受けなければならないものが規定されています。

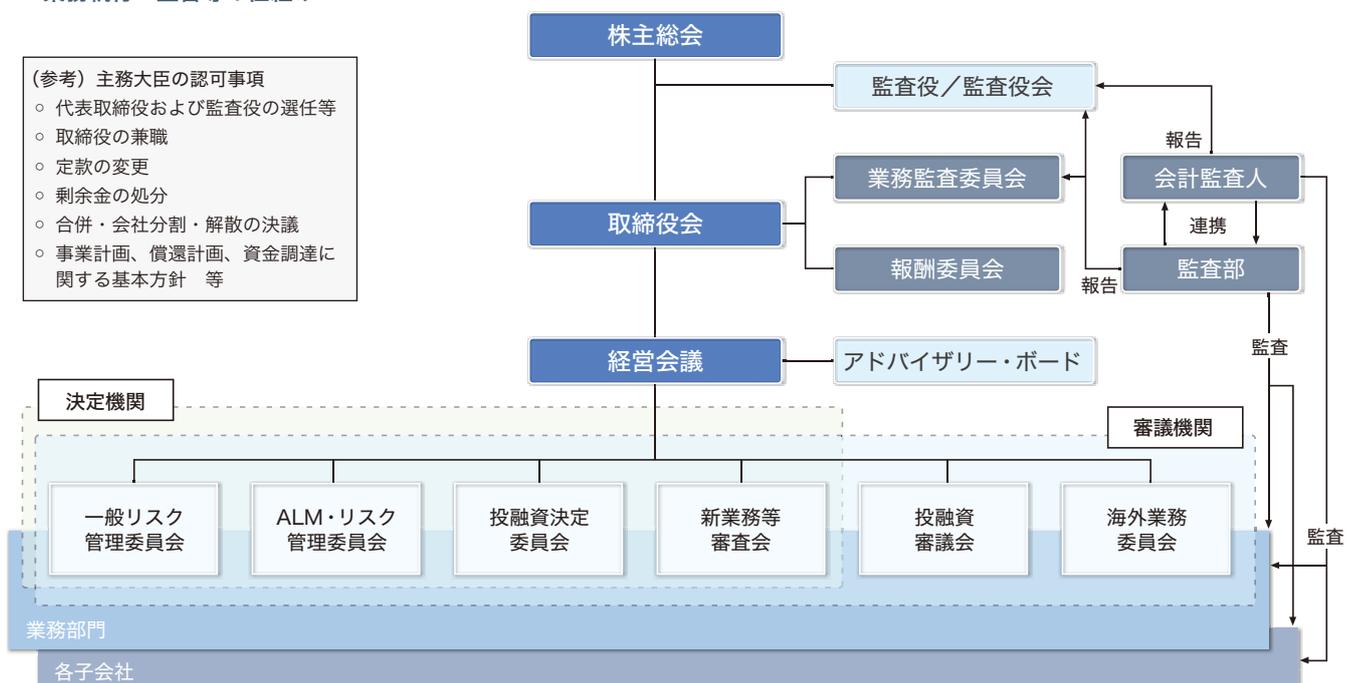
主な認可事項は以下のとおりです。

- 代表取締役および監査役の選任等
- 取締役の兼職
- 定款の変更

- 剰余金の処分
- 合併・会社分割・解散の決議
- 事業計画、償還計画、資金調達に関する基本方針等

以上の業務執行・監督等の仕組みを図にすると、以下のとおりです。

●業務執行・監督等の仕組み



<執行役員制度>

業務執行に関する責任の明確化および意思決定の迅速化を図るべく、DBJにおいては執行役員制度を導入しています。常務執行役員10名(取締役兼務者を除く)および執行役員7名が取締役会において決定された担当職務を執行します。

(2)内部統制システムの整備の状況

業務の健全性を確保するために、会社法に基づきDBJの業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を「内部統制基本方針」として取締役会において定めています。

具体的には、法令等遵守態勢、リスク管理態勢、内部監査態勢等をDBJの経営上重要な課題として位置づけ、各規程類の制定、担当部署の設置その他態勢の整備を行っています。

「内部統制基本方針」(全文)

(目的)

第1条 本方針は、会社法(以下「法」という。)第362条第4項第6号、同第5項、同法施行規則(以下「施行規則」という。)第100条第1項及び同第3項の規定に則り、当行の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の整備について定めるものである。

(取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

第2条 取締役及び取締役会は、法令等遵守が当行の経営における最重要課題の1つであることを認識し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための基本方針として、企業理念及び法令等遵守基本方針を定める。

2. コンプライアンスマニュアル、コンプライアンスプログラム及び内部規程類の制定等を通じて、役職員が法令等を遵守することを確保するための態勢を整備する。
3. 法令等遵守の推進及び管理にかかる委員会や法令等遵守を担当する役員及び統括部署を設置する。
4. 法令等に違反する行為及び法令等遵守の観点から留意を要する事項を早期に把握し解決するために、コンプライアンス・ホットライン制度を設置する。
5. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断するための態勢を整備する。
6. 取締役会は、法令等遵守を含む内部管理態勢等にかかる内部監査基本方針を定め、業務執行にかかる部署から独立した内部監査部署から監査結果について適時適切に報告を受ける。

(取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制)

第3条 取締役の職務の執行にかかる情報については、適切に保存及び保管を行い、また、必要に応じて閲覧が可能となるようにする。

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

第4条 経営の健全性を確保するため、業務遂行において生じる様々なリスクの特性に応じて、リスクの特定、評価、モニタリング及びコントロールからなるリスク管理プロセスにより適切にリスクを管理する。

2. 統合的リスク管理のための管理態勢を整備する。リスク管理に係る委員会やリスク管理を担当する役員及び担当部署を設置する。
3. リスクを以下に分類したうえで、それぞれのリスク管理方針を定める。
 - ①信用リスク、②投資リスク、③カントリーリスク、④市場性信用リスク、⑤市場リスク、⑥市場流動性リスク、⑦資金流動性リスク、⑧決済リスク、⑨オペレーショナル・リスク
4. 上記のリスクを可能な限り統一的な手法により計量化したうえで、リスクガイドラインを定めて管理を行う。
5. 災害発生時に伴う経済的損失及び信用失墜等を最小限に留めるとともに、危機事態における業務継続及び迅速な通常機能の回復を確保するために必要な態勢を整備する。
6. 取締役会は、リスク管理を含む内部管理態勢等にかかる内部監査基本方針を定め、内部監査部署から監査結果について適時適切に報告を受ける。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

第5条 取締役会は、経営計画を策定し、適切に経営管理を行う。

2. 経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定の他、取締役会の意思決定に

資するため取締役会決議事項を事前に審議する。また、経営会議の諮問機関又は一定の事項の決定を委任する機関として各種委員会等を設置する。

3. 取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、組織体制等にかかる規程類の整備を行い、職務執行を適切に分担する。
4. 意思決定の迅速化を図るため執行役員制度を導入し、その責任及び役割等については執行役員規程等に従うものとする。

(当行及びその子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制)

第6条 取締役会は、企業理念を制定し、当行グループとしての業務の適正を確保する。

2. 取締役会は、子会社等の業務の規模や特性に応じて、その業務運営を適正に管理し、法令等遵守、顧客保護及びリスク管理等の観点から適切な措置を取る。
3. 取締役会は、子会社等間で業務運営に関する報告及び指導等の管理態勢を整備する。
4. 内部監査部署は法令等の範囲内で必要に応じて子会社等に対する内部監査を実施し、取締役会に監査結果を適時適切に報告する。

(監査役の職務を補助する使用人に関する体制)

第7条 監査役の職務を補助する専属の組織として、監査役の求めに応じて、監査役室を設置し監査役会の指揮の下におく。

(監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項)

第8条 監査役の職務を補助する使用人の人事など当該使用人の独立性に関する事項は、監査役会の意向を尊重する。

(取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制)

第9条 取締役及び使用人は、当行の業務執行の状況その他必要な情報を監査役に報告する。

2. 取締役及び使用人が当行の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項又はそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し当該事項を報告する。
3. 監査役は、職務の遂行に必要な事項について、取締役及び使用人に対して随時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は当該事項を報告する。

(その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

第10条 監査役は取締役会に出席する他、経営会議その他重要な会議に出席することができ、必要に応じて意見を述べることができる。

2. 代表取締役は、監査役と定期的又は監査役の求めに応じ意見交換を行うとともに、監査役の監査環境の整備に協力する。
3. 内部監査部門は、監査役との間で内部監査計画の策定、内部監査結果等について、定期的又は監査役の求めに応じて意見交換及び連携を図る。
4. 取締役及び使用人は、監査役が行う監査活動に協力し、監査役会規程及び監査役監査基準その他に定めのある事項を尊重する。
5. 取締役及び使用人は、会計監査の適正性及び信頼性確保のため、会計監査人が独立性を保持できる態勢の整備に協力する。

(3) 内部監査および監査役監査の状況

DBJは、執行部門から独立した取締役社長直属の部署として監査部を設置し、DBJの業務運営全般に係る法令等遵守、リスク管理を含む内部管理態勢の適切性・有効性について検証を行い、その評価および改善のための提言を実施しています。

監査計画、監査報告等の内部監査に関する重要事項については、業務監査委員会で審議決定され、取締役会に報告される仕組みとなっています。

なお、平成22年6月30日現在の監査部の人員は21名となっています。

監査役会および監査役は、監査方針および監査計画に基づき、取締役の職務の執行を監査しています。

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、必要に応じて取締役等からの業務執行状況等の聴取、重要書類の閲覧、支店の往査等を行っています。

(4) 会計監査の状況

DBJは、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けています。当期において業務を執行した公認会計士（指定有限責任社員）は、小野行雄氏（継続監査年数*2年）、梅津知充氏（同2年）および吉田波也人氏（同2年）です。

*継続監査年数は、会社法監査の継続年数を記載しています。金融商品取引法監査の継続監査年数については、小野氏が2年、梅津氏が2年および吉田氏が2年となります（なお、監査対象年度を基準にした年数です）。
補助者は、公正価値評価専門家、システム専門家、年金数理専門家も含め、計18名となっています。

また、DBJでは、監査役、監査部および会計監査人は、定期的ないし必要に応じて意見・情報交換を行い、有効かつ適切な監査を行うための連携に努めています。

(5) 社外取締役および社外監査役の人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役である三村明夫氏は新日本製鐵株式会社の代表取締役会長ですが、DBJとの間に特別な利害関係はありません。なお、DBJは、新日本製鐵株式会社との通常の営業取引があります。

その他の社外取締役および社外監査役と、DBJとの

間に特別な利害関係はありません。

DBJは、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結しています。

(6) 社外取締役および社外監査役との間の会社法第427条第1項に規定する契約（責任限定契約）の概要

DBJは、定款において社外取締役および社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けており、社外取締役および社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする契約を締結しています。

(7) 取締役の定数

DBJの取締役は13名以内とする旨を定款で定めています。

(8) 取締役の選任の決議要件

DBJは、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めています。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めています。

(9) 取締役および監査役の責任減免

DBJは、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）および監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めています。

(10) 株主総会の特別決議要件

DBJは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めています。

法令等遵守については、具体的に以下のとおり取り組んでいます。

法令等遵守がDBJの経営における最重要課題のひとつであることを認識し、役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための基本方針として、企業理念、法令等遵守基本方針および法令等の遵守に関する規程を定めています。

DBJではこうした法令等遵守に関する基本規程のほか、コンプライアンスマニュアル、コンプライアンスプログラムの制定・行内周知を通じて、以下の概要にて法令等遵守の徹底に取り組んでいます。

法令等の遵守に関する方針

DBJでは、法令等の遵守に関する規程において法令等の遵守に関する方針を、以下のとおり定めています。

- ① 役職員は、DBJの社会的使命および銀行の公の責任を深く自覚し、かつ個々の違法行為および不正な業務がDBJ全体の信用の失墜を招き、新DBJ法に定めるDBJの目的の履行に多大な支障を来すことを十分認識し、常に法令等を遵守した適切な業務を行わなければならない。
- ② 役職員は、業務の適法性および適切性に関してDBJが国民に対する説明責任を有することを十分自覚して、業務を行わなければならない。

法令等の遵守態勢

DBJでは、法令等の遵守に関連する事項の企画・立案および法令等の遵守の総合調整を行う統括セクションとして法務・コンプライアンス部を設置しています。また、法令等遵守に関する決定機関として一般リスク管理委員会を設置し、法令等遵守の実践状況の把握や行内体制の改善等について審議しています。

またDBJでは、法令等に違反する行為を早期に発見し解決すること等を目的として、内部通報制度「コンプライアンス・ホットライン」を設けています。

なお、DBJでは利益相反管理に関する基本方針として「利益相反管理規程」を策定し、お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理体制を整備しています。

DBJでは、経営の健全性を確保するため、業務やリスクの特性に応じてリスクを適切に管理し、コントロールしていくことを経営上の最重要課題として認識し、リスク管理態勢の整備に取り組んでいます。

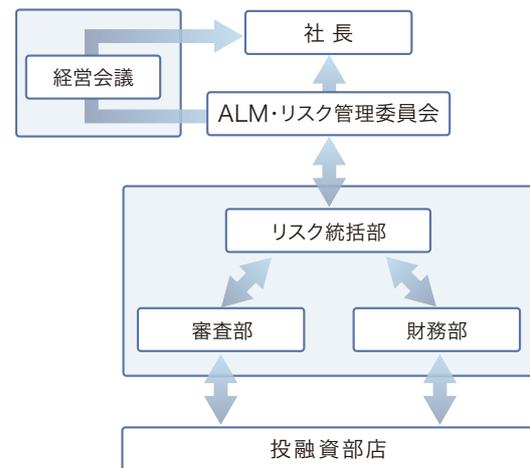
統合リスク管理という観点においては、担当取締役

の業務職掌のもと、リスク統括部において、DBJ全体のリスク量総枠を一定の目標水準にコントロールするとともに、各リスクカテゴリー別にリスクガイドラインを設定した統合リスク管理を行っています。

リスク管理態勢

DBJでは、経営の健全性を確保するため、リスク管理を行っています。具体的には、管理すべきリスクの管理部門を明確化し、リスクカテゴリーごとの適切な管理を進めるとともに、リスク統括部を統括部門とするリスク管理態勢を構築しています。ALM・リスク管理委員会は、取締役会の定めた総合的なリスク管理に関する基本方針に基づき、各リスクについての重要事項の審議および定期的にモニタリング等を行っています。

●ALM・リスク管理態勢の概要



信用リスク管理

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。信用リスク管理には、個別案件の与信管理および銀行全体としてのポートフォリオ管理が必要です。

個別案件の与信管理

DBJは、投融資にあたっては、事業主体のプロジェクト遂行能力や、プロジェクトの採算性などを中立・公平な立場から審査しているほか、債務者格付制度を設けています。またDBJは、「銀行法」および「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、自主的に資産の自己査定を実施し、信用リスクの適時かつ適切な把握に努めています。「資産自己査定」の結果は監査法人の監査を受けるほか経営陣に報告され、信用リスクや与信額の限度に応じた債務者のモニタリングに活用されています。

DBJでは、個別案件の審査・与信管理にあたり、営業担当部署と審査部署を分離し、相互に牽制が働く態勢と

しています。また、投融資決定委員会を開催し、個別案件の管理・運営における重要事項を審議しています。これらの相互牽制機能により、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。

①債務者格付制度

DBJの債務者格付は、取引先等の信用状況を把握する方法として、「評点格付」と「債務者区分」を統合した信用度の尺度を用いて実施しています。

「評点格付」とは、業種横断的な指標・評価項目を選択し、取引先等の信用力を定量・定性の両面からスコアリングにより評価するものです。一方、「債務者区分」とは、一定の抽出事由に該当した債務者について、実態的な財務内容、資金繰り、債務返済の履行状況等により、その返済能力等を総合的に判断するものです。

②資産自己査定制度

資産自己査定とは、債務者格付と対応する債務者区分および担保・保証等の状況をもとに、回収の危険性、または価値の毀損の危険性の度合に応じて資産の分類を行うことであり、適時かつ適切な償却・引当等を実施するためのものです。

● 債務者格付区分表

債務者区分	債務者格付	定義	金融再生法 開示債権区分
正常先	1～8格	業況は良好であり、かつ、財務内容にも特段問題がないと認められる債務者。	正常債権
要注意先	9～11格	業況が低調ないし不安定な債務者または財務内容に問題がある債務者など、今後の管理に注意を要する債務者。	
要管理先	12格	要注意先のうち、当該債務者の債権の全部または一部が要管理債権である債務者。	要管理債権
破綻懸念先	13格	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者。	危険債権
実質破綻先	14格	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者。	破産更生債権およびこれらに準ずる債権
破綻先	15格	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者。具体的には、破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者。	

ポートフォリオ管理

ポートフォリオ管理については、債務者格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体が内包する信用リスク量を計測しています。信用リスク量は、一定の与信期間に発生すると予想される損失額の平均値である期待損失（EL：Expected Loss）と、一定の確率で生じ得る最大損失からELの額を差し引いた非期待損失

（UL：Unexpected Loss）によって把握され、ELとULの計測結果をALM・リスク管理委員会に報告しています。

こうしたモニタリングや対応方針の検討を通じて、リスクの制御およびリスクリターンの改善について鋭意検討を進めています。

市場リスク・流動性リスク管理

市場リスク

市場リスクとは、金利・為替・株式など、市場のさまざまなリスク要因の変動により、保有する資産・負債（オフバランス取引を含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいい、DBJでは主に金利リスクと為替リスクに大別されます。

①金利リスク

金利リスクとは、金利の変動にともない損失を被るリスクのことで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在しているなかで金利が変動することにより、利益が低下ないしは損失を被るリスクです。

DBJは、融資（バンキング）業務に付随する金利リスクに関し、キャッシュフロー・ラダー分析（ギャップ分析）、VaR（Value at Risk）、金利感応度分析（Basis Point Value）等に基づいたリスク量の計測・分析を実施してい

ます。また、この融資業務の金利リスクに関連し、ヘッジ目的に限定した金利スワップを一部行っています。なお、DBJはトレーディング（特定取引）業務を行っていませんので、同業務に付随するリスクはありません。

②為替リスク

為替リスクとは、外貨建資産・負債についてネットベースで資産超または負債超ポジションとなっていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスクです。DBJの為替リスクは外貨建投融資および外貨建債券発行により発生します。これについては、通貨スワップ等を利用することにより適宜リスクヘッジを行っています。

なお、スワップにともなうカウンターパーティリスクについては、スワップ取り組み相手の信用力を常時把握するとともに、カウンターパーティごとに限度枠を設けて管理を行っています。

流動性リスク

流動性リスクには、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金流動性リスク）と、市場の混乱等により市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）があります。

DBJにおける資金調達は主に、預金をはじめとする短期資金ではなく、社債や長期借入金に加え、国の財政投融资計画に基づく財政融資資金、政府保証債などの長

期・安定的な資金に依拠しています。

また、不測の短期資金繰り状況等に備え、資金繰りの逼迫度合いに応じて適切な対応策（コンティンジェンシー・プラン）をあらかじめ定めています。

さらに、日銀決済のRTGS（Real Time Gross Settlement：1取引ごとに即時に決済を行う方式）を活用して営業時間中の流動性を確保するとともに、決済状況について適切な管理を実施しています。

DBJでは、信用リスクのみならず、市場リスク・流動性リスクについても、ALM・リスク管理委員会において審議を行っています。

オペレーショナル・リスク管理

DBJでは、内部プロセス・人・システムが不適切もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから生じる損失に係るリスクを、オペレーショナル・リスクと定義しています。DBJにおいては、リスク管理態勢の整備等の取り組みを通じて、リスクの削減と顕在化の防止に努めています。

オペレーショナル・リスク管理については、一般リスク管理委員会において審議を行います。

オペレーショナル・リスク管理のうち、特に事務リスク管理およびシステムリスク管理については、以下のとおりです。

事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクです。DBJにおいては、マニュアルの整備、事務手続きにおける相互チェックの徹底、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生の防止に努めています。

システムリスク管理

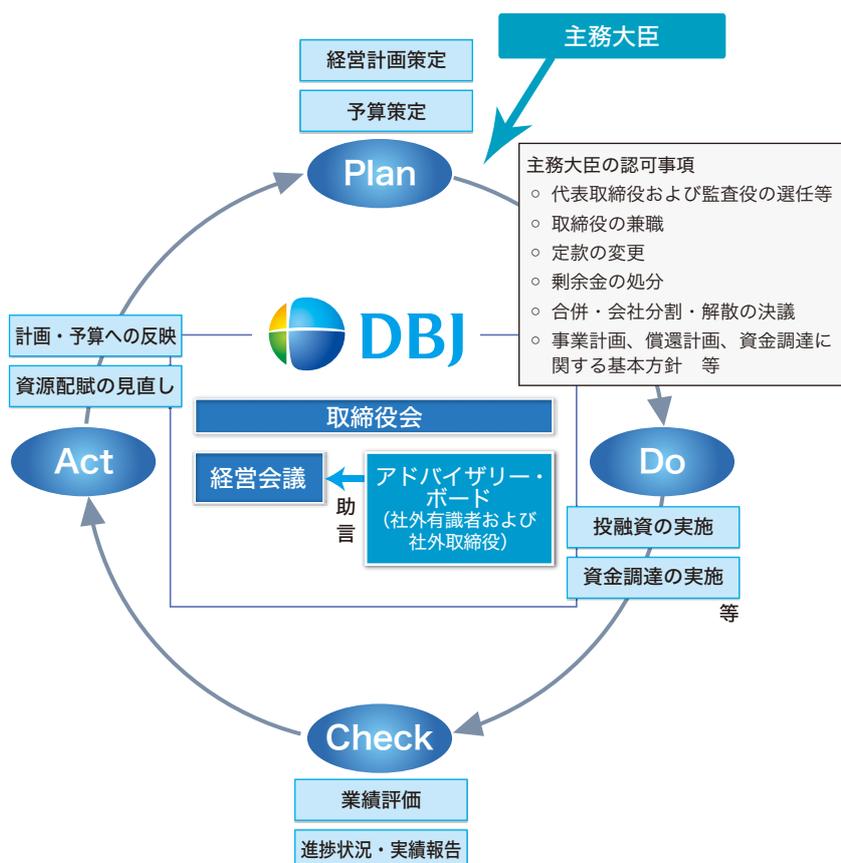
システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動などシステムの不備等にともない損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクを指します。DBJにおいては「システムリスク管理規程」に基づき、システムリスク管理を一元的に行うためにシステムリスク管理部門を設置し、情報システムの企画・開発、運用および利用の各局面におけるセキュリティスタンダードを定めることにより、全行的なシステムリスク管理態勢の充実、システムリスク管理業務の適切な遂行に努めています。

PDCAサイクルの構築

DBJは、適正な業務運営およびその成果に対するアカウンタビリティを全うするため、Plan→Do→Check→Actというマネジメントサイクルを活用し、業務の改善を絶えず行っています。

また、金融機関として抱えるさまざまなリスクの管理にも取り組み、お客様、そして社会の信頼を得られるよう努力しています。

●DBJのPDCAサイクル



DBJは、顧客保護等管理態勢の整備・確立が、金融機関の業務利用者の保護および利便性の向上の観点

のみならず、DBJの業務の健全性および適切性の観点から極めて重要であると認識しています。

顧客保護等管理基本方針・個人情報保護宣言・利益相反管理方針

DBJは、法令等を厳格に遵守し、お客様の利益の保護および利便性向上のために、「顧客保護等管理基本方針」を定め、さらにこれに基づいた内部規程を策定しています。またこれらについて、説明会等により行内の周知を図っています。

「顧客保護等管理基本方針」は以下のとおりです。

- ①お客様との取引に際しては、お客様に対して、法令等に基づいた正確かつ適切な情報提供および説明に努めます。
- ②お客様からの相談、要望および苦情については、お客様の視点に立ち、真摯に受けとめると同時に、業

務運営への適切な反映に努めます。

- ③お客様に関する情報は、法令等に従って適切に取得し、安全に管理すると同時に、お客様との取引に関連して、DBJの業務を外部委託する場合は、お客様の情報の管理やお客様への対応が適切に行われるよう管理します。

なお、個人に関する情報については、「個人情報保護宣言」を制定・公表し、適切な取り扱いを行うことを宣言しています。

個人情報保護宣言

1. 取組方針について

当行は、個人情報の適切な保護と利用を重要な社会的責任と認識し、当行が各種業務を行うにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする関係法令等に加えて、当宣言をはじめとする当行の諸規程を遵守し、お客様の個人情報の適切な保護と利用に努めてまいります。

2. 個人情報の適正取得について

当行は、お客様の個人情報を業務上必要な範囲において、適正かつ適法な手段により取得いたします。

3. 個人情報の利用目的について

当行は、お客様の個人情報について、利用目的を特定するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において利用いたします。なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。当行におけるお客様の個人情報の利用目的は、当行のウェブサイト等に公表し、それ以外の利用目的につきましては、それぞれ取得する際に明示いたします。

4. 個人情報の第三者提供について

当行は、お客様の同意をいただいている場合、同意が推定できる場合及び法令等に基づく場合を除き、原則としてお客様の個人情報を第三者に対して提供いたしません。ただし、利用目的の達成に必要な範囲において個人情報の取扱いを委託

する場合、合併等の場合および別途定める特定の者との間で共同利用する場合には、お客様の同意をいただくことなく、お客様の個人情報を提供することがあります。

5. 安全管理措置について

当行は、お客様の個人情報を正確かつ最新の状態で保管・管理するよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、合理的な安全管理措置を実施いたします。また、お客様の個人情報を取扱う従業員や委託先について、適切に監督いたします。

6. 個人情報の取扱いの継続的改善について

当行は、情報技術の発展や社会的要請の変化等を踏まえて当宣言を適宜見直し、お客様の個人情報の取扱いについて、継続的な改善に努めてまいります。

7. 開示請求等手続きについて

当行は、お客様に関する保有個人データの利用目的の通知、内容の開示のご請求、保有個人データの内容が事実と反する場合等における訂正・追加・削除、利用の停止・消去・第三者提供の停止のご請求等につきましては、適切に対応を行うよう努めてまいります。

8. お問い合わせについて

当行の個人情報の取扱いに関するご意見・ご要望につきましては、誠実に対応を行うよう努めてまいります。

また、DBJは、金融商品取引法上の登録金融機関として、同法に従い、利益相反管理に関する実施の方針

を策定し、その概要を公表しています。

利益相反管理方針の概要

1. 目的

金融機関の提供するサービスの多様化の進展に伴い、金融機関内または金融グループ内において、競合・対立する複数の利益が存在し、利益相反が発生するおそれが高まっています。こうした状況の中で、当行においてもお客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理することが求められています。

当行は、金融商品取引法上の登録金融機関であり、同法および金融商品取引業等に関する内閣府令により策定を求められる利益相反管理に関する実施の方針として、「利益相反管理規程」を策定しています（以下「本方針」といいます。）。本書は、その概要を公表するものです。

2. 利益相反のおそれのある取引の種類

(1) 対象取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」とは、当行または当行の子金融機関等（下記3に定義します。合わせて以下「当行グループ」といいます。）が行う取引のうち、利益相反によりお客様の利益を不当に害するおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）です。

「利益相反」とは、(a) 当行グループとお客様の間の利益の対立、または (b) 当行グループのお客様と他のお客様との間の利益の対立の場合（合わせて以下「利益対立状況」といいます。）に於いて、お客様の利益が不当に害されることをいいます。

「お客様」とは、当行グループの行う「金融商品関連業務」に関して、(a) 既に取引関係にある相手方、(b) 当行グループと取引に関し交渉されているなど取引関係に入る可能性がある相手方、または、(c) 過去に取引を行った相手方のうち現在も法的に過去の取引関係について権限を有している相手方、をいいます。

「金融商品関連業務」とは、当行および当行の子金融機関等が行う、金融商品取引業等にかかる内閣府令第70条の2に規定する業務をいいます。

(2) 対象取引の種類

どのような取引が対象取引に該当するかは個別具体的な事情により判断されますが、例えば以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

- 当行グループがお客様との間で締結している委任契約に基づき、当該お客様に対して善管注意義務・忠実義務を負っているにもかかわらず、利益対立状況においてその義務が全うできないことが懸念される場合
- 当行グループとお客様との間で形成された深い信頼関係に基づき、当該お客様が自己の利益を優先させてくれると合理的な期待を抱いているにもかかわらず、利益対立状況においてその期待に応えることができないことが懸念される場合
- 当行グループが保護すべきお客様の非公開情報の利用等を通じ、合理的にみて発生しうる範囲を超えて自己または他のお客様の利益を得る取引をする場合
- 以上のほか、利益対立状況においてお客様の利益が不当に害されることが懸念される場合

なお、金融商品取引法その他の法令で禁止されている行為は対象取引にはなっていません。

3. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

上記2(1)のとおり、対象取引は、当行または当行の子金融機関等が行う取引です。

「子金融機関等」とは、当行の子法人等または関連法人等のうち、金融商品取引法第36条第5項に該当する者をいいます。平成22年4月1日現在、次の会社が当行の子金融機関等に該当します。

DBJ 野村インベストメント株式会社
 サンアローズ・インベストメント株式会社
 ヘルスケアマネジメントパートナーズ株式会社
 マイルストーンターンアラウンドマネジメント株式会社
 General Enterprise Management Services Limited
 DBJ Europe Limited

4. 利益相反のおそれのある取引の管理の方法

当行は、対象取引を特定した場合、当行グループが負う法令上または契約上の義務（守秘義務を含みますが、これに限られません。）に違反しない限りに於いて、次に掲げる方法その他の方法によりお客様の利益を適正に保護いたします（次に掲げる方法は具体例に過ぎず、対象取引について常に下記の措置が採られるとは限りません。）。

- 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
- 対象取引または当該お客様との取引の条件または方法を変更する方法
- 対象取引または当該お客様との取引を中止する方法
- 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて当該お客様に適切に開示する方法

5. 利益相反管理体制

適切な利益相反管理を実施するため、当行では法務・コンプライアンス部をもって、利益相反管理統括部とします。

利益相反管理統括部は、本方針に基づき、対象取引の特定および利益相反管理を的確に実施します。また、金融商品取引法上の登録金融機関として同法に基づき求められる利益相反管理のために必要であり、かつ当行グループが負う法令上の守秘義務、およびお客様との関係で負う守秘義務に違反しない限りにおいて、当行の子金融機関等の取引を含め、対象取引に関する情報を収集し一元的に管理します。

利益相反管理統括部は、対象取引の特定およびその管理のために行った措置について記録し、作成の日から5年間保存します。

利益相反管理統括部は、これらの管理を適切に実施するため、当行グループの役職員に対し、各担当部門の業務内容を踏まえ、本方針および本方針を踏まえた業務運営の手続について、周知を行うとともに、利益相反管理にかかる運営体制について定期的に検証します。

DBJは、広報・IRが経営とステークホルダーの皆様とを結ぶ大切な機能であるにとらえています。そして、広く市場や社会から信頼されることを目指し、ステー

クホルダーの皆様がDBJの現状および業務運営の方針等を正確に把握できるよう、広報・IR活動を通じて情報開示に努めています。

広報・IRに関する基本的な考え方

DBJは、広報・IR活動を行う際には、関係法令およびステークホルダーの皆様との信義を遵守し、品位の保持を図るとともに、適時・適切な情報開示および明瞭かつ正確な表示を行うように努めます。

DBJはまた、個人情報・顧客情報等について、本人・関係者の権利を侵害する開示や取引の信義に反するような表示は行いません。

広報・IR体制

広報・IRに関する事項の統括部である経営企画部が、行内外の情報流通の中心的役割を担い、出版物やイン

ターネットなどさまざまなツールを利用した情報開示を行っています。

情報開示資料など

DBJは、次のような各種開示資料や広報誌、ウェブサイト等を通じて、幅広い情報開示を行っています。

①法令等に基づく情報開示資料

- 有価証券報告書
- 有価証券届出書
- 事業報告

②自主的な情報開示資料

- CSR・ディスクロージャー誌
- Annual Report & CSR Report
- 決算開示資料

③その他

- 『季刊DBJ』（広報誌）
- 「DBJニュースダイジェスト」（メールマガジン）
- ウェブサイト

<http://www.dbj.jp/>



コーポレート・データ

沿革	114
役員	115
組織図	116
本支店・事務所等 所在地	117
本支店・事務所等 照会先	118
関係会社の状況	122
資本の状況	123
株式会社日本政策投資銀行法	124
株式会社日本政策投資銀行法の一部を 改正する法律	127

日本開発銀行、北海道東北開発公庫、日本政策投資銀行

年	月	事項
昭和26年	4月	日本開発銀行(以下「開銀」という)設立
昭和27年		開銀：大阪(現関西)、札幌(現北海道)、名古屋(現東海)、福岡(現九州)の各支店を開設
昭和31年	6月	北海道開発公庫設立
昭和32年	4月	北海道開発公庫、北海道東北開発公庫(以下「北東公庫」という)に改組、札幌(現北海道)、仙台(現東北)の各支店を開設
昭和35年		開銀：高松支店(現四国支店)を開設
昭和36年		開銀：広島(現中国)、金沢(現北陸)の各支店を開設
昭和37年	4月	開銀：ニューヨーク駐在員事務所を開設
昭和38年		開銀：鹿児島(平成11年10月より南九州支店)、松江の各事務所を開設
昭和39年	7月	開銀：ロンドン駐在員事務所を開設
昭和47年	1月	北東公庫：新潟事務所(平成元年7月より新潟支店)を開設
昭和60年	6月	日本開発銀行法を改正 1) 出資機能を追加(研究開発、都市開発またはエネルギー利用等に係る事業で政令で定めるもの) 2) 研究開発資金融資機能を追加
昭和62年	9月	開銀および北東公庫：NTT株売払収入を財源とする無利子貸付制度創設
平成 元年		開銀：大分、松山、岡山、富山の各事務所を開設 北東公庫：函館、青森の各事務所を開設
平成 7年	2月	開銀：震災復旧融資開始
平成 9年	9月	「特殊法人等の整理合理化について」閣議決定 (開銀および北東公庫を廃止し、新銀行に統合することが決定される)
平成 9年	12月	開銀および北東公庫：金融環境対応融資開始(平成12年度末までの時限的措置)
平成11年	6月	日本政策投資銀行法(平成11年法律第73号)成立
平成11年	10月	開銀と北東公庫の一切の権利・義務を承継し、日本政策投資銀行設立 地域振興整備公団および環境事業団の融資業務を引き継ぐ 釧路事務所、シンガポール駐在員事務所を開設
平成14年	5月	日本政策投資銀行法を改正(金融庁による立入検査の導入を追加)
平成17年	12月	「行政改革の重要方針」閣議決定
平成18年	5月	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)成立
平成18年	6月	「政策金融改革に係る制度設計」が政策金融改革推進本部にて決定
平成19年	6月	株式会社日本政策投資銀行法(平成19年法律第85号)成立

株式会社日本政策投資銀行

年	月	事項
平成20年	10月	株式会社日本政策投資銀行設立(資本金1兆円)
平成20年	12月	DBJ Singapore Limited 開業
平成21年	6月	株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律(平成21年法律第67号)成立
平成21年	9月	資本金を1兆1,032億32百万円に増資
平成21年	11月	DBJ Europe Limited 開業
平成22年	3月	資本金を1兆1,811億94百万円に増資

代表取締役社長

室伏 稔 (むろふしみのる)

代表取締役副社長

藤井 秀人 (ふじいひでと)

代表取締役副社長

荒木 幹夫 (あらかみきお)

取締役常務執行役員

竹内 洋 (たけうちよう)

経営企画部(広報・CSR室)、財務部、金融法人部、国際統括部担当

取締役常務執行役員

柳 正憲 (やなぎまさのり)

業務企画部、事業開発部、投資統括部担当

取締役常務執行役員

高橋 洋 (たかはしひろし)

管理部、経理部、審査部担当

取締役常務執行役員

薄井 充裕 (うすいみつひろ)

経営企画部(広報・CSR室を除く)、情報企画部担当

取締役(社外)

三村 明夫 (みむらあきお)

取締役(社外)

植田 和男 (うえたかずお)

常勤監査役

進藤 哲彦 (しんどうてつひこ)

常勤監査役

三谷 康人 (みたにやすひと)

常勤監査役(社外)

荒川 和芳 (あらかわかずよし)

監査役(社外)

伊藤 眞 (いとうまこと)

監査役(社外)

八田 進二 (はったしんじ)

(注)1. 取締役 三村 明夫及び植田 和男は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

2. 監査役 荒川 和芳、伊藤 眞及び八田 進二は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

常務執行役員

加納 望 (かのうのぞむ)

特命事項担当

常務執行役員

横山 洋一郎 (よこやまよういちろう)

リスク統括部、法務・コンプライアンス部担当

常務執行役員

福永 法弘 (ふくながのりひろ)

都市開発部、企業金融第3部、アセットファイナンスグループ担当

常務執行役員

山本 直人 (やまもとなおと)

企業金融第1部、企業金融第2部、九州支店、南九州支店担当

常務執行役員

平田 憲一郎 (ひらたけんいちろう)

企業金融第4部担当

常務執行役員

長尾 尚人 (ながおひさと)

企業金融第5部担当

常務執行役員

長岡 久人 (ながおかひさと)

中堅・成長企業ファイナンスグループ、産業調査部、北陸支店、東海支店担当

常務執行役員

小林 健 (こばやしたけし)

投資開発グループ、ファンド投資グループ、企業ファイナンスグループ、企業投資グループ、ストラクチャードファイナンスグループ、シンジケーショングループ担当

常務執行役員

石森 亮 (いしもりりょう)

企業戦略部、地域企画部(公共RMグループ、地域振興グループ)、北海道支店、東北支店、新潟支店担当

常務執行役員(関西支店長)

前田 正尚 (まえだまさなお)

関西支店、中国支店、四国支店担当

執行役員(内部監査担当)

深谷 義紀 (ふかやよしのり)

執行役員(金融法人担当)

相澤 雅文 (あいざわまさふみ)

執行役員人事部長

高橋 一浩 (たかはしかずひろ)

執行役員経営企画部長

渡辺 一 (わたなべはじめ)

執行役員業務企画部長

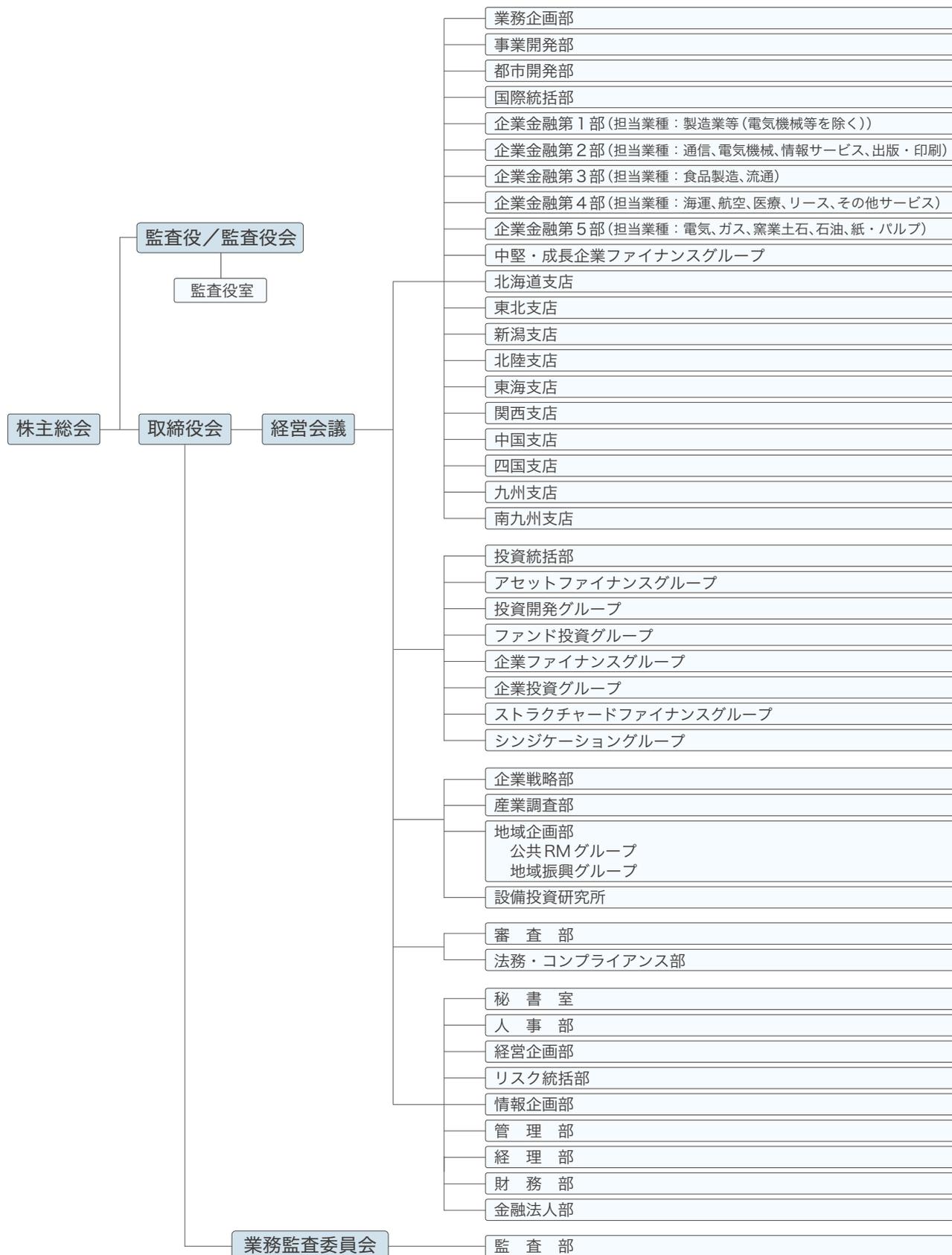
古宮 正章 (こみやまさあき)

執行役員投資開発グループ長兼企業投資グループ長

菊池 伸 (きくちしん)

執行役員企業ファイナンスグループ長

富井 聡 (とみいさとし)

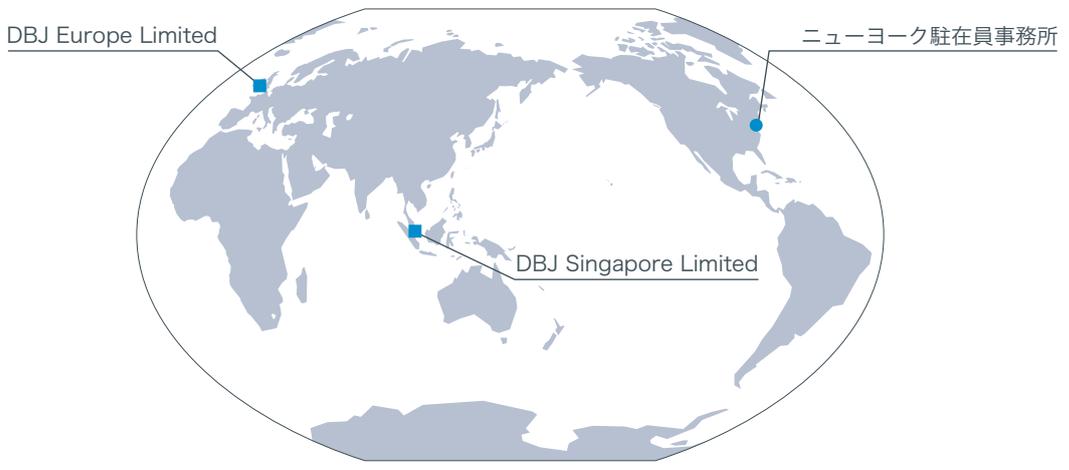
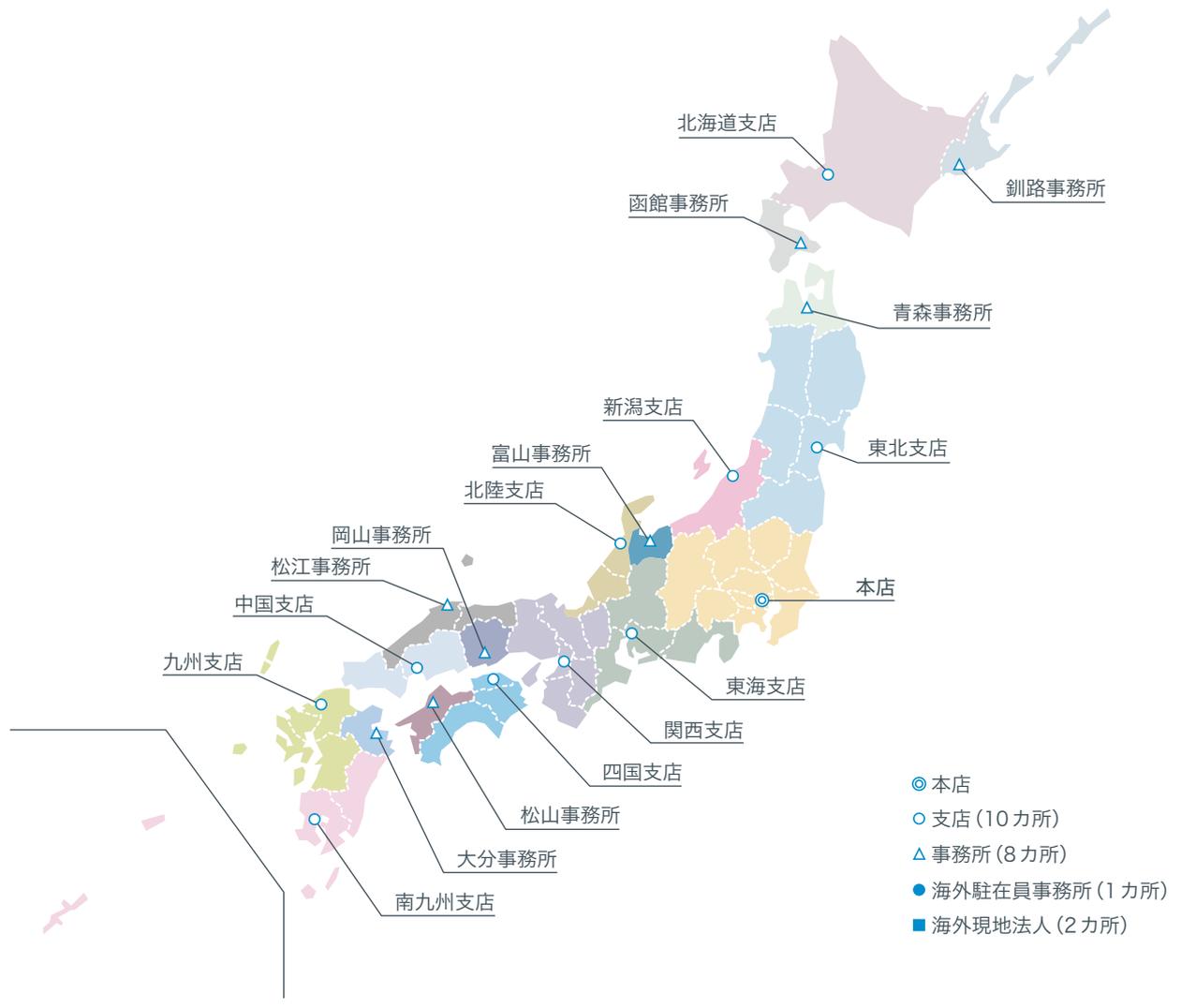


事務所：函館、釧路、青森、富山、松江、岡山、松山、大分

海外駐在員事務所：ニューヨーク

海外現地法人：DBJ Singapore Limited、DBJ Europe Limited

本支店・事務所等 所在地 (平成22年7月1日現在)



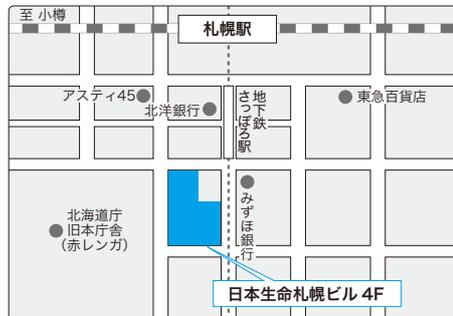
本店 東京

〒100-0004
東京都千代田区大手町1丁目9番1号
TEL 03-3270-3211 (大代表)



北海道支店 札幌

〒060-0003
札幌市中央区北3条西4丁目1番地
(日本生命札幌ビル)
TEL 011-241-4111 (代表)



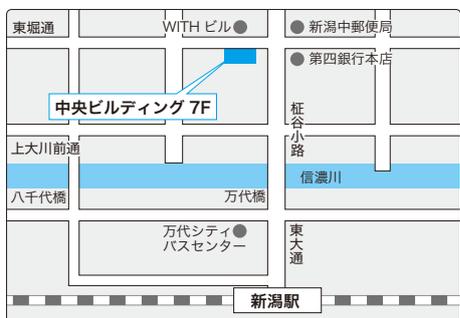
東北支店 仙台

〒980-0021
仙台市青葉区中央1丁目6番35号
(東京建物仙台ビル)
TEL 022-227-8181 (代表)



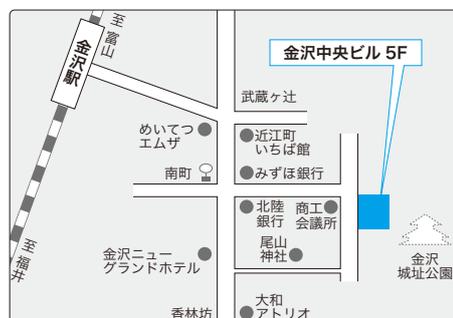
新潟支店 新潟

〒951-8066
新潟市中央区東堀前通 六番町 1058 番地 1
(中央ビルディング)
TEL 025-229-0711 (代表)



北陸支店 金沢

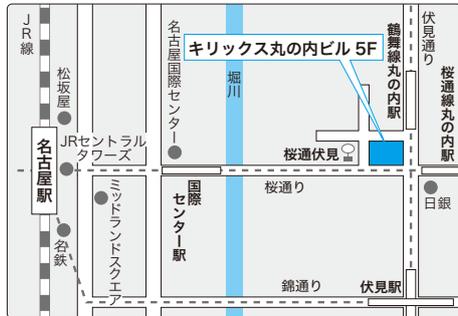
〒920-0937
金沢市丸の内4番12号
(金沢中央ビル)
TEL 076-221-3211 (代表)



東海支店

名古屋

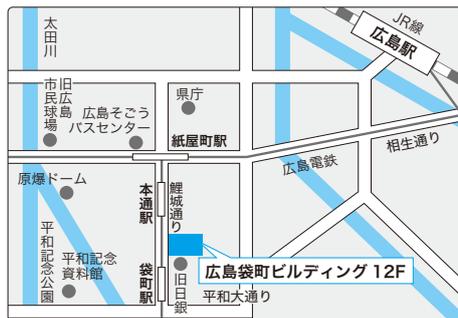
〒460-0002
 名古屋市中区丸の内1丁目17番19号
 (キリックス丸の内ビル)
 TEL 052-231-7561 (代表)



中国支店

広島

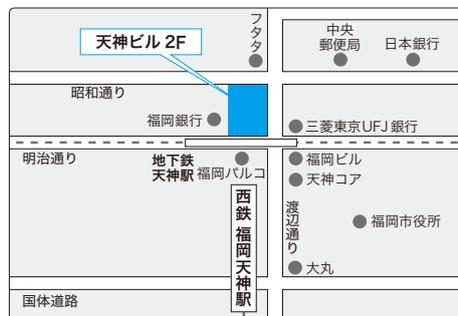
〒730-0036
 広島市中区袋町5番25号
 (広島袋町ビルディング)
 TEL 082-247-4311 (代表)



九州支店

福岡

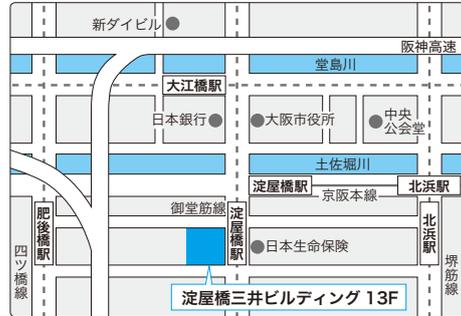
〒810-0001
 福岡市中央区天神2丁目12番1号
 (天神ビル)
 TEL 092-741-7734 (代表)



関西支店

大阪

〒541-0042
 大阪市中央区今橋4丁目1番1号
 (淀屋橋三井ビルディング)
 TEL 06-4706-6411 (代表)



四国支店

高松

〒760-0050
 高松市亀井町5番地の1
 (百十四ビル)
 TEL 087-861-6677 (代表)



南九州支店

鹿児島

〒892-0842
 鹿児島市東千石町1番38号
 (鹿児島商工会議所ビル)
 TEL 099-226-2666 (代表)



函館事務所

函館

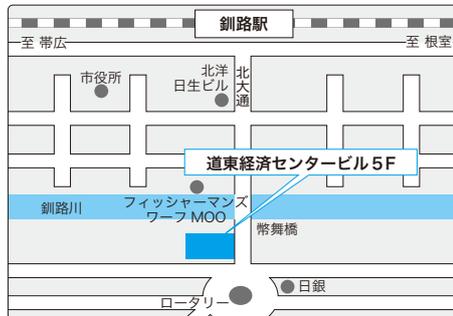
〒040-0063
 函館市若松町 14 番 10 号
 (函館ツインタワー)
 TEL 0138-26-4511 (代表)



釧路事務所

釧路

〒085-0847
 釧路市大町 1 丁目 1 番 1 号
 (道東経済センタービル)
 TEL 0154-42-3789 (代表)



青森事務所

青森

〒030-0822
 青森市中央 1 丁目 22 番 8 号
 (青森第一生命ビル)
 TEL 017-773-0911 (代表)



富山事務所

富山

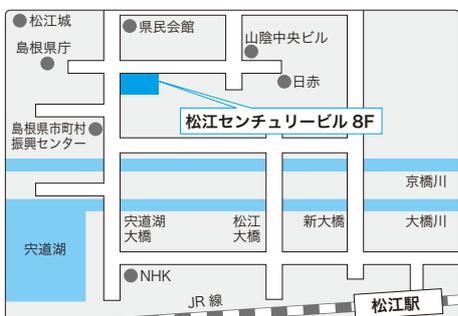
〒930-0005
 富山市新桜町 6 番 24 号
 (COI 富山新桜町ビル)
 TEL 076-442-4711 (代表)



松江事務所

松江

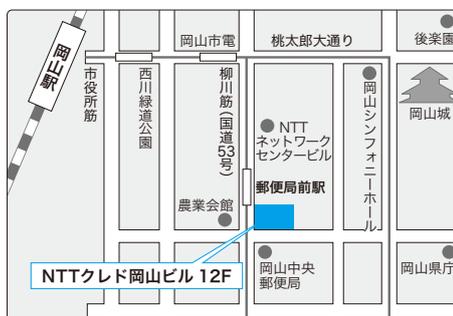
〒690-0887
 松江市殿町 111 番地
 (松江センチュリービル)
 TEL 0852-31-3211 (代表)



岡山事務所

岡山

〒700-0821
 岡山市北区中山下 1 丁目 8 番 45 号
 (NTT クレド岡山ビル)
 TEL 086-227-4311 (代表)



松山事務所

松山

〒790-0003
松山市三番町7丁目1番21号
(ジブラルタ生命松山ビル)
TEL 089-921-8211 (代表)



大分事務所

大分

〒870-0021
大分市府内町3丁目4番20号
(大分恒和ビル)
TEL 097-535-1411 (代表)



相談センター

福井市 TEL 0776-36-5459 宮崎市 TEL 0985-22-1130
(相談日は電話にてご確認ください。なお、相談日以外是最寄りの本支店に転送されます。)

海外

●ニューヨーク駐在員事務所
1251 Avenue of the Americas,
Suite 830, New York, NY 10020,
U.S.A.
Tel: +1-212-221-0708

●DBJ Singapore Limited
9 Raffles Place,
#30-03 Republic Plaza, Singapore
048619
Tel: +65-6221-1779

●DBJ Europe Limited
Level 20, 125 Old Broad Street,
London EC2N 1AR, U.K.
Tel: +44-20-7507-6070

子会社・グループ会社等

●財団法人日本経済研究所
〒101-0062
東京都千代田区神田駿河台3-3-4
(駿河台セントビル)
TEL 03-5280-6102 (代表)

●株式会社日本経済研究所
〒101-0062
東京都千代田区神田駿河台3-3-4
(駿河台セントビル)
TEL 03-5280-6101 (代表)



●DBJキャピタル株式会社
〒100-0004
東京都千代田区大手町2-6-2
(日本ビル)
TEL 03-3231-2381 (代表)



●DBJ投資アドバイザー株式会社
〒100-0004
東京都千代田区大手町1-9-1
TEL 03-5200-5700 (代表)

連結子会社

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金 (百万円)	当行が所有する 子会社等の 議決権比率(%)
DBJ事業投資株式会社	東京都千代田区	投資コンサルティング業務	平成15年 3月10日	40	100.00
新規事業投資株式会社	東京都千代田区	新規事業を行う者に対する 出資等	平成2年 6月1日	6,000	100.00
新規事業投資1号投資事業有限責任組合	東京都千代田区	投資事業組合	平成18年 6月23日	3,200	100.00 (10.00)
DBJクレジット・ライン株式会社	東京都千代田区	信託受益権の取得、 信託の運用委託及び指図等	平成18年 4月3日	50	100.00
株式会社日本経済研究所	東京都千代田区	調査、コンサルティング、 アドバイザー事業	平成元年 12月13日	479	100.00
DBJ Singapore Limited	シンガポール 共和国	投融資サポート業務、 アドバイザー業務等	平成20年 12月16日	〔百万シンガ ポールドル〕 ¹	100.00
DBJ Europe Limited	英国ロンドン市	投融資サポート業務、 アドバイザー業務等	平成21年 6月5日	〔百万ユーロ〕 ⁷	100.00
DBJリアルエステート株式会社	東京都千代田区	不動産賃貸業等	平成22年 2月1日	80	100.00
DBJ投資アドバイザー株式会社	東京都千代田区	投資助言・代理業等	平成21年 12月1日	68	50.58
有限会社DBJコーポレート・メザニン・ パートナーズ	東京都千代田区	投資事業組合の管理等	平成15年 6月6日	3	100.00
UDSコーポレート・メザニン投資事業 有限責任組合	東京都千代田区	投資事業組合	平成18年 1月18日	28,974	50.00 (0.00)
UDSコーポレート・メザニン3号投資事 業有限責任組合	東京都千代田区	投資事業組合	平成20年 2月15日	28,628	50.00 (0.00)
あすかDBJ投資事業有限責任組合	東京都千代田区	投資事業組合	平成17年 10月28日	5,130	49.40

(注)1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 当行が有する子会社等の議決権比率欄の()内は、間接議決権比率を内数として表示しております。なお、新規事業投資1号投資事業有限責任組合、UDSコーポレート・メザニン投資事業有限責任組合、UDSコーポレート・メザニン3号投資事業有限責任組合及びあすかDBJ投資事業有限責任組合については、出資割合を記載しております。

4. DBJ Singapore Limitedの設立年月日は、同社を現地法人化した日付を記載しております。

5. あすかDBJ投資事業有限責任組合の持分は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため子会社としております。

6. DBJ Europe Limited、DBJリアルエステート株式会社及びDBJ投資アドバイザー株式会社については、新規設立により、またUDSコーポレート・メザニン3号投資事業有限責任組合は重要性が増したことにより、当連結会計年度において連結される子会社となったものであります。

7. 連結される子会社は13社、持分法適用関連会社は14社であります。

資本の状況 (平成22年3月31日現在)

発行済株式総数、資本金等の推移

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成20年10月1日	40,000	40,000	1,000,000	1,000,000	(注)2	(注)2
平成21年6月26日	—	40,000	—	1,000,000	△97,248(注)3	1,060,466 (注)3
平成21年9月24日 (注)4	2,064	42,064	103,232	1,103,232	—	1,060,466
平成22年3月23日 (注)4	1,559	43,623	77,962	1,181,194	—	1,060,466

(注)1.平成20年10月1日における発行済株式総数、資本金の増加は会社設立によるものであります。

なお、旧DBJは新DBJ法附則第9条の規定に基づき、平成20年10月1日付で当行にその財産の全部(同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く)を現物出資しており、それにより取得した株式を旧DBJへの出資者である政府に無償譲渡しております。

2.平成20年10月1日における資本準備金につきましては、当行定款附則第2条の規定に基づき、同法附則第16条第1項に定める評価委員が評価する資産の価額から負債の価額を差し引いた財産の価額から資本金1兆円を差し引いた金額であります。

なお、平成21年1月28日に開催されました株式会社日本政策投資銀行資産評価委員会(第3回会合)において、当行に承継された資産の価額(平成20年10月1日時点)が決定されました。当該資産の価額から負債の価額を差し引いた財産の価額から資本金1兆円を差し引いた金額は、1,157,715百万円となっております。

3.会社法第448条第1項、同法第452条の規定及び平成21年6月26日の株主総会決議に基づき、資本準備金からその他資本剰余金への振替及びその他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替により欠損填補を実施しております。

4.株主割当の方法により、財務大臣に、募集する普通株式の全部を割り当てております(有償)。

発行価格(払込金額)は1株につき50,000円、資本組入額は1株につき50,000円となっております。

大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	43,623	100.00
計	—	43,623	100.00

第一条(目的)

株式会社日本政策投資銀行(以下「会社」という。)は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いた業務を営むことにより日本政策投資銀行の長期の事業資金に係る投融資機能の根幹を維持し、もって長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とする株式会社とする。

第三条(業務の範囲)

会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 一 預金(譲渡性預金その他政令で定めるものに限る。)の受入れを行うこと。
- 二 資金の貸付けを行うこと。
- 三 資金の出資を行うこと。
- 四 債務の保証を行うこと。
- 五 有価証券(第七号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第八号において同じ。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下この号及び第十一号において同じ。)に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)を行うこと(第三号に掲げる業務に該当するものを除く。)
- 六 有価証券の貸付けを行うこと。
- 七 金銭債権(譲渡性預金証書その他の財務省令で定める証書をもって表示されるものを含む。)の取得又は譲渡を行うこと。
- 八 特定目的会社が発行する特定社債又は優先出資証券(資産流動化計画において当該特定社債又は優先出資証券の発行により得られる金銭をもって指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限り、特定社債にあっては、特定短期社債を除く。)その他これらに準ずる有価証券として財務省令で定めるもの(以下この号において「特定社債等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱いを行うこと。
- 九 短期社債等の取得又は譲渡を行うこと。
- 十 銀行(銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。以下同じ。)その他政令で定める金融業を行う者のために資金の貸付けを内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うこと。
- 十一 金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)を行うこと(第七号に掲げる業務に該当するものを除く。)
- 十二 金融商品取引法第二条第八項第七号に掲げる行為を行うこと。
- 十三 金融商品取引法第二条第八項第九号に掲げる行為を行うこと(募集又は売出しの取扱いについては、同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者(同法第二条第九項に規定する金

融商品取引業者をいう。以下同じ。)の委託を受けて当該金融商品取引業者のために行うものに限る。)

- 十四 金融商品取引法第二条第八項第十一号に掲げる行為を行うこと。
- 十五 金融商品取引法第二条第八項第十三号に掲げる行為を行うこと。
- 十六 金融商品取引法第二条第八項第十五号に掲げる行為を行うこと。
- 十七 金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券(当該有価証券が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利を含む。)又は取引について、同項各号に定める行為を行うこと(第三号、第五号、第七号から第九号まで、第十一号及び第十三号に掲げるものを除く。)
- 十八 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行うこと。
- 十九 他の事業者の経営に関する相談に応じること又は他の事業者の事業に関して必要となる調査若しくは情報の提供を行うこと。
- 二十 金融その他経済に関する調査、研究又は研修を行うこと。
- 二十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第五条(日本政策投資銀行債の発行)

会社は、日本政策投資銀行債を発行することができる。

第九条(預金の受入れ等を開始する場合の特例)

- 1 会社は、第三条第一項第一号に規定する預金の受入れ又は日本政策投資銀行債の発行を開始しようとするときは、あらかじめ、財務大臣の承認を受けなければならない。
- 2 財務大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。

第十二条(株式)

会社は、会社法第九十九条第一項に規定する募集株式(第三十四条第四号において「募集株式」という。)若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権(同号において「募集新株予約権」という。)を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付しようとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。

第十三条(社債、日本政策投資銀行債及び借入金)

会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、社債(日本政策投資銀行債を除く。以下同じ。)及び日本政策投資銀行債(それぞれ社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下この条及び第十八条において同じ。)の発行並びに借入金(弁済期限が一年を超えるものに限る。以下この条及び第十八条において同じ。)の借入れについて、発行及び借入れの金額、社債及び日本政策投資銀行債並びに借入金の表示通貨その他の社債及び日本政策投資銀行債の発行並びに借入金の借入れに係る基本方針を作成し、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十五条 (代表取締役等の選定等の決議)

会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第十六条 (取締役の兼職の認可)

第四条第二項の規程の適用がある場合を除くほか、会社の常務に従事する取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)は、財務大臣の認可を受けた場合を除き、他の会社の常務に従事してはならない。

- 2 財務大臣は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が会社の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがあると認められる場合を除き、これを認可しなければならない。

第十七条 (事業計画)

会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十八条 (償還計画)

会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、社債、日本政策投資銀行債及び借入金の償還計画を立て、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十九条 (認可対象子会社)

会社は、次に掲げる者(第三号、第四号及び第七号に掲げる者にあつては、個人であるものを除く。以下「認可対象子会社」という。)を子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。)としようとするときは、あらかじめ、財務大臣の認可を受けなければならない。

- 一 銀行
- 二 長期信用銀行(長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行をいう。)
- 三 金融商品取引業者(金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。)
- 四 貸金業者(貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者をいい、前号に掲げる者を兼ねることその他財務省令で定める要件に該当するものを除く。)
- 五 信託会社(信託業法(平成十六年法律第一百五十四号)第二条第二項に規定する信託会社をいう。)
- 六 保険会社(保険業法(平成七年法律第五号)第二条第二項に規定する保険会社をいう。)
- 七 前各号に掲げる者に類するものとして財務省令で定める者

第二十条 (定款の変更等)

会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分(損失の処理を除く。)、合併、会社分割及び解散の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二十二条 (財政融資資金の運用に関する特例)

財政融資資金(財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)第二条の財政融資資金をいう。以下同じ。)は、同法第十条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項及び第二項に規定する会社の業務に要する経費に充てるため会社が借入れをする場合における会社に対する貸付け(第二十四条において単に「貸付け」という。)に運用することができる。

第二十三条

財政融資資金は、財政融資資金法第十条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項及び第二項に規定する会社の業務に要する経費に充てるため会社が発行する社債又は日本政策投資銀行債(次項、次条及び第二十五条第一項において「社債等」という。)に運用することができる。

第二十五条 (債務保証)

政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、社債等に係る債務について、保証契約をすることができる。

第二十九条 (主務大臣)

この法律における主務大臣は、財務大臣とする。ただし、会社が第九条第一項の承認を受けた場合における次に掲げる事項については、財務大臣及び内閣総理大臣とする。

附則**第二条 (政府保有株式の処分)**

政府は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第六条第二項の規定に基づき、その保有する会社の株式(次項及び次条において「政府保有株式」という。)について、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、前条第三号に定める日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする。

- 2 政府は、この法律の施行後政府保有株式の全部を処分するまでの間、会社の有する長期の事業資金に係る投融資機能の根幹が維持されるよう、政府保有株式の処分の方法に関する事項その他の事項について随時検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

第三条 (この法律の廃止その他の措置)

政府は、政府保有株式の全部を処分したときは、直ちにこの法律を廃止するための措置並びに会社の業務及び機能並びに権利及び義務を会社の有する投融資機能に相応する機能の担い手として構築される組織に円滑に承継させるために必要な措置を講ずるものとする。

第四条 (準備期間中の業務等の特例)

会社はその成立の時ににおいて業務を円滑に開始するため、日本政策投資銀行(以下「政投銀」という。)は、準備期間(この法律の施行の日から平成二十年九月三十日までの期間をいう。第五項において同じ。)中、日本政策投資銀行法(附則

第二十六条を除き、以下「政投銀法」という。)第四十二条第一項及び第二項に定めるもののほか、長期借入金の借入れをすることができる。

- 8 政投銀法第二十二條第一項に規定する中期政策方針であって平成二十年四月一日を始期とするものについての同項の規定の適用については、同項中「三年間の」とあるのは、「平成十七年四月一日を始期とする」とする。

第九条(出資)

政投銀は、会社の設立に際し、会社に対し、附則第十五条第二項の規定により国が承継する資産を除き、その財産の全部を出資するものとする。

第十五条(政投銀の解散等)

政投銀は、会社の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいて会社が承継する。

- 2 会社の成立の際現に政投銀が有する権利のうち、会社が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産は、会社の成立の時ににおいて国が承継する。

第十六条(承継される財産の価額)

会社が政投銀から承継する資産及び負債(次項において「承継財産」という。)の価額は、評価委員が評価した価額とする。

第十八条(主務大臣)

附則第十五条第一項の規定により会社が承継する資産(以下この条において「承継資産」という。)の管理についての第二十六条第二項及び第二十七条第一項における主務大臣は、

第二十九条第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 北海道又は東北地方(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域をいう。)における政令で定める承継資産の管理については、財務大臣及び国土交通大臣
- 二 前号に規定する承継資産以外の承継資産の管理については、財務大臣

第六十六条(検討)

政府は、附則第一条第三号に定める日までに、電気事業会社の日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律、石油の備蓄の確保等に関する法律、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律、民間都市開発の推進に関する特別措置法、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律その他の法律(法律に基づく命令を含む。)の規定により政投銀の投融資機能が活用されている制度について、当該制度の利用者の利便にも配慮しつつ、他の事業者との対等な競争条件を確保するための措置を検討し、その検討の結果を踏まえ、所要の措置を講ずるものとする。

第六十七条(会社の長期の事業資金に係る投融資機能の活用)

政府は、会社の長期の事業資金に係る投融資機能を附則第一条第三号に定める日以後において活用する場合には、他の事業者との間の適正な競争関係に留意しつつ、対等な競争条件を確保するための措置その他当該投融資機能の活用に必要な措置を講ずるものとする。

株式会社日本政策投資銀行法案に対する附帯決議

参議院財政金融委員会

平成十九年六月五日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 新たなビジネスモデルの構築に当たっては、エネルギー、鉄道、地域インフラの整備等の既存の出融資対象事業に対して引き続き円滑なファイナンスを提供できるよう、平成二十年十月までに、所要の措置を講ずるとともに、企業再生、証券化、ファンド設立等、最新の金融技術を十分に取り入れた業務展開を図ること。また、極めて長期にわたる資金供給の必要性にも配慮して、安定的な資金調達基盤の確立に努めること。
- 一 日本政策投資銀行の長期的企業価値が将来毀損されることのないよう、株式の処分方法等の検討に際しては、処分相手先の選定、発行株式の種類等について、慎重な検討を行い、株主構成の安定性等への配慮に加え、株主による企業統治が十分に機能するよう配慮すること。また、株式の処分は、株式市場等に与える影響にも十分配慮して行うこと。

- 一 移行期及び完全民営化に当たって、移行期の新会社の業務の在り方や完全民営化機関への円滑な承継のために必要な措置等について、経済社会情勢の変化や我が国の金融、産業の競争力の向上にも十分に配慮して、柔軟な対応を行うこと。

- 一 新たに指定金融機関として担うこととなる危機対応業務に関しては、現行の日本政策投資銀行が担っている危機対応機能を踏まえ、株式会社日本政策金融公庫と連携しつつ、危機に際しての円滑な資金供給に遺漏なきを期すこと。

右決議する。

株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「次条」を「附則第三条」に、「前条第三号に定める日」を「平成二十四年四月一日」に改め、同条の次に次の五条を加える。

(政府の出資)

第二条の二 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

(国債の交付)

第二条の三 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第五号に規定する危機対応業務(以下「危機対応業務」という。)を行う上で会社の財務内容の健全性を確保するため必要となる資本の確保に用いるため、国債を発行することができる。

- 2 政府は、前項の規定により、予算で定める金額の範囲内において、国債を発行し、これを会社に交付するものとする。
- 3 第一項の規定により発行する国債は、無利子とする。
- 4 第一項の規定により発行する国債については、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。
- 5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(国債の償還等)

第二条の四 会社は、その行う危機対応業務(平成二十四年三月三十一日までに行うものに限る。)に係る資産の増加に応じて必要となる資本の額として財務省令で定めるところにより計算した金額を限り、前条第二項の規定により交付された国債の償還の請求をすることができる。

- 2 政府は、前条第二項の規定により交付した国債の全部又は一部につき会社から償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならない。
- 3 前項の規定による償還があった場合には、会社の資本金の額は、当該償還の直前の資本金の額と当該償還の額の合計額とする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における会社法第四百四十五条第一項の規定の適用については、同項中「場合」とあるのは、「場合及び株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の四第三項の規定の適用がある場合」とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、前条第二項の規定により政府が交付した国債の償還に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(国債の返還等)

第二条の五 会社は、平成二十四年七月一日において、附則第二条の三第二項の規定により交付された国債のうち償還されていないものがあるときは、その償還されていない国債を政府に返還しなければならない。

- 2 政府は、前項の規定により国債が返還された場合には、直ちに、これを消却しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、附則第二条の三第二項の規定により政府が交付した国債の返還及び消却に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(登録免許税の課税の特例)

第二条の六 附則第二条の二の規定による出資があった場合又は附則第二条の四第二項の規定による償還があった場合において会社が受ける資本金の額の増加の登記については、財務省令で定めるところにより登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討等)

第二条 政府は、平成二十三年度末を目途として、この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二の規定に基づく株式会社日本政策投資銀行(以下「会社」という。)に対する出資の状況、同法附則第二条の四第二項の規定に基づく国債の償還の状況、会社による危機対応業務(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第五号に規定する危機対応業務をいう。以下同じ。)の実施の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、会社による危機対応業務の適確な実施を確保するため、政府が常時会社の発行済株式の総数の三分の一を超える株式を保有する等会社に対し国が一定の関与を行うとの観点から、会社による危機対応業務の在り方及びこれを踏まえた政府による会社の株式の保有の在り方を含めた会社の組織の在り方を見直し、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項の措置が講ぜられるまでの間、次条の規定による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第六条第二項及びこの法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条第一項の規定にかかわらず、その保有する会社の株式を処分しないものとする。

(簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部改正)

第三条 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「前項の措置の」を「平成二十四年四月一日から起算して」に改める。

(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十四号。次項において「商中法等改正法」という。)の施行の日以前となる場合には、同日の前日までの間における前条の規定による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第六条第二項の規定の適用

については、同項中「及び」とあるのは、「に対する政府の出資については、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、前項の措置のおおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとし、」とする。

2 この法律の施行の日が商中法等改正法の施行の日後となる場合には、前条の規定は、適用しない。この場合において、附則第二条第二項中「次条」とあるのは、「中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十四号)附則第四条」とする。

(政令への委任)

第五条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

参議院財政金融委員会
平成二十一年六月二十五日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 今般の追加出資措置を踏まえ、株式会社日本政策投資銀行による危機対応業務の実施に際しては、これまで蓄積してきたノウハウ等の積極的活用などを通じた適切な審査の下で、必要な資金が円滑に供給されるよう業務の実施に万全を期すこと。
- 一 現下の国際金融危機に伴う経済金融情勢の悪化の下で、中小企業向け貸出残高が引き続き低下傾向にあることを踏まえ、株式会社日本政策金融公庫の行う中小・小規模企業向け融資の更なる円滑化に努めること。また、日本政策投資銀行の行う大企業・中堅企業向けの危機対応業務の実施に当たっては、その関連の中小・小規模企業に対する金融の円滑化にも十分配慮すること。

- 一 日本政策投資銀行の株式の保有の在り方等を見直し、必要な措置を講ずるに際しては、会社の業務運営の公共性の確保、会社が長期の投融资機能を果たしていくために必要となる安定的な資金調達基盤の確保、競争力のある人材を確保できる体制の構築等に留意して検討を行い、会社の長期的企業価値が毀損されることのないよう適切な措置を講ずること。
 - 一 日本政策投資銀行や日本政策金融公庫等の担う政策金融の今後の在り方については、その機能と役割の重要性を再確認した上で、民間金融機関のみならず、系統金融機関、ゆうちょ銀行等も含めた我が国金融セクター全体との関係などにも留意しつつ、改めて見直しに向けた検討を行うこと。
- 右決議する。

I. 経理の状況（平成 21 年 4 月～平成 22 年 3 月）	130
連結財務諸表等	131
連結財務諸表	131
連結貸借対照表	131
連結損益計算書	132
連結株主資本等変動計算書	133
連結キャッシュ・フロー計算書	134
連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項	135
連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更	140
注記事項	140
連結附属明細表	162
財務諸表等	164
財務諸表	164
貸借対照表	164
損益計算書	166
株主資本等変動計算書	167
重要な会計方針	168
会計方針の変更	171
注記事項	171
附属明細表	176
主な資産及び負債の内容	176
II. 参考情報	177
財務諸指標	177
開示債権と引当・保全の状況	184
金融再生法開示債権の状況	185
リスク管理債権の状況	186
自己資本比率の状況	187
III. 自己資本充実の状況	189
自己資本比率の状況（連結）	189
自己資本比率の状況（単体）	196

I. 経理の状況(平成21年4月～平成22年3月)

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令」(平成20年財務省令第60号)に準拠しております。
ただし、前連結会計年度(自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき作成し、当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)は、改正後の連結財務諸表規則に基づき作成しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令」(平成20年財務省令第60号)に準拠しております。
ただし、前事業年度(自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)は改正前の財務諸表等規則に基づき作成し、当事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)は改正後の財務諸表等規則に基づき作成しております。
3. 当行は、株式会社日本政策投資銀行法附則第9条の規定に基づき、日本政策投資銀行の財産の全部(同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く)を平成20年10月1日に現物出資により引継ぎ、また同法附則第15条第1項に基づき、同行の一切の権利及び義務(同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く)を承継しております。当行の前連結会計年度及び前事業年度は、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの6ヶ月となっております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)の連結財務諸表及び前事業年度(自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)の財務諸表については、監査法人トーマツにより監査証明を受け、当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)の連結財務諸表及び当事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツにより監査証明を受けております。
なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。
5. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、企業会計基準委員会の行う研修に参加する等、特段の取組みを行っております。

【1】連結財務諸表等

(1)【連結財務諸表】

①連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
現金預け金	67,521	168,696
コールローン及び買入手形	145,000	125,000
買現先勘定 ※2	375,966	179,991
金銭の信託	24,873	30,740
有価証券 ※1, 7, 10	1,246,587	1,289,495
貸出金 ※3, 4, 5, 6, 7, 8	12,008,856	13,514,661
その他資産 ※7	88,075	89,701
有形固定資産 ※9	162,375	162,227
建物	14,487	13,976
土地	147,396	147,396
リース資産	160	121
建設仮勘定	27	126
その他の有形固定資産	303	606
無形固定資産	4,576	5,098
ソフトウェア	4,273	4,028
リース資産	128	99
その他の無形固定資産	174	970
繰延税金資産	27,930	44,383
支払承諾見返	157,276	192,172
貸倒引当金	△276,689	△203,422
投資損失引当金	△4,294	△3,004
資産の部合計	14,028,056	15,595,740
負債の部		
債券 ※7	3,431,597	3,504,212
コールマネー及び売渡手形	—	153,000
借入金	8,067,892	9,082,479
社債	81,423	242,181
その他負債	169,043	49,780
賞与引当金	2,224	2,238
役員賞与引当金	20	22
退職給付引当金	32,050	32,613
役員退職慰労引当金	11	34
偶発損失引当金	—	2,815
本店移転損失引当金	—	6,536
繰延税金負債	58	114
支払承諾	157,276	192,172
負債の部合計	11,941,600	13,268,201
純資産の部		
資本金	1,000,000	1,181,194
資本剰余金	1,157,715	1,060,466
利益剰余金	△96,363	40,779
株主資本合計	2,061,351	2,282,439
その他有価証券評価差額金	△1,667	11,091
繰延ヘッジ損益	17,182	11,154
為替換算調整勘定	3	△54
評価・換算差額等合計	15,518	22,190
少数株主持分	9,586	22,908
純資産の部合計	2,086,456	2,327,538
負債及び純資産の部合計	14,028,056	15,595,740

②連結損益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
経常収益	151,206	347,921
資金運用収益	135,793	301,482
貸出金利息	130,490	278,176
有価証券利息配当金	4,771	15,793
コールローン利息及び買入手形利息	14	55
買現先利息	387	322
預け金利息	129	116
金利スワップ受入利息	—	6,996
その他の受入利息	—	22
役務取引等収益	4,646	15,683
その他業務収益	719	19,880
その他経常収益 ※1	10,047	10,876
経常費用	272,900	296,016
資金調達費用	84,118	180,111
債券利息	25,991	55,409
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	64
借入金利息	56,029	122,527
社債利息	216	2,105
その他の支払利息	1,880	4
役務取引等費用	142	1,043
その他業務費用	11,090	34,072
営業経費	17,803	35,037
その他経常費用	159,745	45,750
貸倒引当金繰入額	125,431	3,563
その他の経常費用 ※2	34,314	42,186
経常利益又は経常損失(△)	△121,693	51,905
特別利益	3,625	5,785
固定資産処分益	0	8
償却債権取立益	3,316	4,594
投資損失引当金戻入益	—	1,183
その他の特別利益	308	—
特別損失	52	6,585
固定資産処分損	9	49
減損損失	43	0
本店移転損失引当金繰入額	—	6,536
税金等調整前当期純利益又は 税金等調整前当期純損失(△)	△118,120	51,105
法人税、住民税及び事業税	20,021	25,382
法人税等調整額	△6,492	△14,558
法人税等合計	13,529	10,824
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△3,308	387
当期純利益又は当期純損失(△)	△128,342	39,893

③連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,000,000	1,000,000
当期変動額		
新株の発行	—	181,194
当期変動額合計	—	181,194
当期末残高	1,000,000	1,181,194
資本剰余金		
前期末残高	1,157,715	1,157,715
当期変動額		
資本剰余金から利益剰余金への振替	—	△97,248
当期変動額合計	—	△97,248
当期末残高	1,157,715	1,060,466
利益剰余金		
前期末残高	—	△96,363
当期変動額		
株式会社化に伴う税効果調整額	31,978	—
資本剰余金から利益剰余金への振替	—	97,248
当期純利益又は当期純損失(△)	△128,342	39,893
当期変動額合計	△96,363	137,142
当期末残高	△96,363	40,779
株主資本合計		
前期末残高	2,157,715	2,061,351
当期変動額		
新株の発行	—	181,194
株式会社化に伴う税効果調整額	31,978	—
当期純利益又は当期純損失(△)	△128,342	39,893
当期変動額合計	△96,363	221,087
当期末残高	2,061,351	2,282,439
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	—	△1,667
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,667	12,759
当期変動額合計	△1,667	12,759
当期末残高	△1,667	11,091
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	—	17,182
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	17,182	△6,028
当期変動額合計	17,182	△6,028
当期末残高	17,182	11,154
為替換算調整勘定		
前期末残高	—	3
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3	△58
当期変動額合計	3	△58
当期末残高	3	△54
評価・換算差額等合計		
前期末残高	—	15,518
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	15,518	6,672
当期変動額合計	15,518	6,672
当期末残高	15,518	22,190
少数株主持分		
前期末残高	—	9,586
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	9,586	13,322
当期変動額合計	9,586	13,322
当期末残高	9,586	22,908
純資産合計		
前期末残高	2,157,715	2,086,456
当期変動額		
新株の発行	—	181,194
株式会社化に伴う税効果調整額	31,978	—
当期純利益又は当期純損失(△)	△128,342	39,893
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	25,104	19,994
当期変動額合計	△71,259	241,082
当期末残高	2,086,456	2,327,538

④連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は 税金等調整前当期純損失(△)	△118,120	51,105
減価償却費	598	1,948
のれん償却額	2,273	1,858
減損損失	43	0
持分法による投資損益(△は益)	△988	△958
貸倒引当金の増減(△)	120,060	△73,267
投資損失引当金の増減額(△は減少)	△1,632	△1,289
賞与引当金の増減額(△は減少)	210	14
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	20	1
退職給付引当金の増減額(△は減少)	89	562
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	—	2,815
本店移転損失引当金の増減額(△は減少)	—	6,536
資金運用収益	△135,793	△301,482
資金調達費用	84,118	180,111
有価証券関係損益(△)	24,651	58,006
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	1,388	△1,478
為替差損益(△は益)	△321	4,291
固定資産処分損益(△は益)	8	40
貸出金の純増(△)減	△747,836	△1,505,805
債券の純増減(△)	56,748	72,615
借入金の純増減(△)	1,459,394	1,014,586
普通社債発行及び償還による増減(△)	81,423	160,758
預け金の純増(△)減	165,469	△5,181
コールローン等の純増(△)減	△145,000	20,000
買現先勘定の純増(△)減	△218,968	195,975
コールマネー等の純増減(△)	—	153,000
資金運用による収入	136,689	282,534
資金調達による支出	△85,080	△181,437
その他	3,055	△93,583
小計	682,500	42,279
法人税等の支払額	△562	△42,293
営業活動によるキャッシュ・フロー	681,938	△14
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△1,037,782	△2,195,175
有価証券の売却による収入	7,631	15,859
有価証券の償還による収入	327,769	2,087,747
金銭の信託の増加による支出	△2,350	△3,418
金銭の信託の減少による収入	41,175	1,608
有形固定資産の取得による支出	△144	△934
有形固定資産の売却による収入	13	23
無形固定資産の取得による支出	△591	△1,504
子会社株式の取得による支出	—	△4,339
投資活動によるキャッシュ・フロー	△664,277	△100,135
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	—	181,194
少数株主からの払込みによる収入	750	16,600
少数株主への配当金の支払額	△54	△1,313
財務活動によるキャッシュ・フロー	696	196,481
現金及び現金同等物に係る換算差額	326	△346
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	18,683	95,984
現金及び現金同等物の期首残高	30,080	48,763
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	7
現金及び現金同等物の期末残高 ※1	48,763	144,756

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前連結会計年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	
<p>(1) 連結子会社9社</p> <p>DBJ事業投資(株) (有)DBJコーポレート・メザニン・パートナーズ UDSコーポレート・メザニン投資事業有限責任組合 DBJクレジット・ライン(株) 新規事業投資(株) 新規事業投資1号投資事業有限責任組合 DBJ Singapore Limited (株)日本経済研究所 あすかDBJ投資事業有限責任組合</p> <p>なお、DBJ Singapore Limitedは、設立により当連結会計年度から連結しております。他の8社は、平成20年10月1日の当行株式会社化と同時に取得したものとみなして連結しております。</p> <p>(2) 非連結子会社18社 主要な会社名 UDSコーポレート・メザニン2号投資事業有限責任組合 UDSコーポレート・メザニン3号投資事業有限責任組合 (連結の範囲から除いた理由) 非連結の子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(3) 他の会社等の議決権の100分の50超を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を子会社としなかった当該他の会社等の名称 (有)ADSグローバルパートナーズ、(株)サンサー・インターナショナル・テクノロジー、(株)ダイフレックスHD、(株)ハイドロデバイス (子会社としなかった理由) 投資育成目的のため出資したものであり、出資先の支配を目的とするものではないためであります。</p>	<p>(1) 連結子会社13社</p> <p>DBJ事業投資(株) (有)DBJコーポレート・メザニン・パートナーズ UDSコーポレート・メザニン投資事業有限責任組合 UDSコーポレート・メザニン3号投資事業有限責任組合 DBJクレジット・ライン(株) 新規事業投資(株) 新規事業投資1号投資事業有限責任組合 DBJ Singapore Limited (株)日本経済研究所 あすかDBJ投資事業有限責任組合 DBJ Europe Limited DBJリアルエステート(株) DBJ投資アドバイザー(株)</p> <p>なお、UDSコーポレート・メザニン3号投資事業有限責任組合は重要性が増加したことにより、DBJ Europe Limited、DBJリアルエステート(株)及びDBJ投資アドバイザー(株)は設立により、当連結会計年度から連結しております。</p> <p>(2) 非連結子会社14社 主要な会社名 UDSコーポレート・メザニン2号投資事業有限責任組合 (連結の範囲から除いた理由) 非連結の子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(3) 他の会社等の議決権の100分の50超を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称 (株)ダイフレックスHD、(株)ハイドロデバイス (子会社としなかった理由) 投資育成目的のため出資したものであり、出資先の支配を目的とするものではないためであります。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	
<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社13社 イノベーション・カープアウトファンド一号投資事業有限責任組合 (株)幕張メッセ みなとみらい二十一熱供給(株) (株)北海道熱供給公社</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社14社 イノベーション・カープアウトファンド一号投資事業有限責任組合 (株)幕張メッセ みなとみらい二十一熱供給(株) (株)北海道熱供給公社</p>

前連結会計年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
<p>(株) 苦東 (株) 札幌副都心開発公社 苦小牧港開発(株) 苦小牧埠頭(株) 東北水力地熱(株) 日本海エル・エヌ・ジー(株) 地上の星投資事業有限責任組合 北海道国際航空(株) メザニン・ソリューション1号投資事業有限責任組合 上記13社は、平成20年10月1日の当行株式会社化と同時に影響力が生じたものとみなして持分法の対象としております。なお、当連結会計年度期首よりイーバンク銀行(株)を持分法の対象に含めておりましたが、影響力の低下により、当連結会計年度末に持分法の対象から除外しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社18社 主要な会社名 UDSコーポレート・メザニン2号投資事業有限責任組合 UDSコーポレート・メザニン3号投資事業有限責任組合</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社95社 主要な会社名 都市再生プライベートファンド投資事業有限責任組合 合同会社ニュー・パースペクティブ・ワン 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社を関連会社としなかった当該他の会社等の名称 (株)ゴードン・ブラザーズ・ジャパン、鳴海製陶(株)、(株)伸和精工、(株)メディクルード、(株)グリーンパワー・インベストメント、(株)アドバンジェン、(株)VaxivaBiosciences、旭ファイバーグラス(株)、Takumi Technology Corporation</p> <p>(関連会社としなかった理由) 投資育成目的のため出資したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて出資先を傘下にいれる目的とするものではないためであります。</p>	<p>(株) 苦東 (株) 札幌副都心開発公社 苦小牧港開発(株) 苦小牧埠頭(株) 東北水力地熱(株) 日本海エル・エヌ・ジー(株) 地上の星投資事業有限責任組合 北海道国際航空(株) メザニン・ソリューション1号投資事業有限責任組合 都市再生プライベートファンド投資事業有限責任組合 なお、都市再生プライベートファンド投資事業有限責任組合は、重要性が増加したことにより、当連結会計年度から持分法を適用しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社14社 主要な会社名 UDSコーポレート・メザニン2号投資事業有限責任組合</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社91社 主要な会社名 合同会社ニュー・パースペクティブ・ワン 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称 (株)サンサー・インターナショナル・テクノロジー、(株)ゴードン・ブラザーズ・ジャパン、鳴海製陶(株)、(株)伸和精工、(株)メディクルード、(株)グリーンパワー・インベストメント、(株)アドバンジェン、(株)VaxivaBiosciences、旭ファイバーグラス(株)、Takumi Technology Corp.、日本省力機械(株)、PRISM BioLab(株)</p> <p>(関連会社としなかった理由) 投資育成目的のため出資したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて出資先を傘下にいれる目的とするものではないためであります。</p>
<p>3. 連結子会社の事業年度等に関する事項</p>	
<p>連結財務諸表の作成にあたっては、連結子会社の財務諸表を使用しております。 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 4社 3月末日 5社 なお、連結決算日と上記決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。 また、DBJ Singapore Limitedを除く連結子会社8社は、平成20年10月1日付で当行の子会社となったことから、損益計算</p>	<p>連結財務諸表の作成にあたっては、連結子会社の財務諸表を使用しております。 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 6社 3月末日 7社 なお、連結決算日と上記決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>

前連結会計年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
書については、決算日が12月末日の子会社は同年7月1日以降の分を、決算日が3月末日の子会社は同年10月1日以降の分を、それぞれ連結しております。	
4. 会計処理基準に関する事項	
<p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。また、持分法非適用の投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)(イ)と同じ方法により行っております。</p> <p>(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p> <p>(3) 減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産(リース資産を除く) 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建 物：3年～50年 その他：4年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>②無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として3年～5年)に基づいて償却しております。</p> <p>③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p> <p>(4) 繰延資産の処理方法 債券発行費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、持分法非適用の投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>(3) 減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>②無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>③リース資産 同左</p> <p>(4) 繰延資産の処理方法 同左</p> <p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p>

前連結会計年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
<p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のおお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は51,303百万円であります。</p> <p>連結子会社の一般債権に係る貸倒引当金は、過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を引き当てております。</p>	<p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のおお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は115,954百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p>	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p>
<p>投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>同左</p>
<p>(7) 賞与引当金の計上基準</p>	<p>(7) 賞与引当金の計上基準</p>
<p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>	<p>同左</p>
<p>(8) 役員賞与引当金の計上基準</p>	<p>(8) 役員賞与引当金の計上基準</p>
<p>役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>	<p>同左</p>
<p>(9) 退職給付引当金の計上基準</p>	<p>(9) 退職給付引当金の計上基準</p>
<p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p>	<p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p>
<p>過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異： 連結会計年度の発生時の従業員の</p>	<p>過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員</p>

前連結会計年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
<p>平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、発生の翌連結会計年度から費用処理</p>	<p>の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理</p>
	<p>(会計方針の変更) 当連結会計年度末から「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。 なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。</p>
<p>(10)役員退職慰労引当金の計上基準</p>	<p>(10)役員退職慰労引当金の計上基準</p>
<p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p style="text-align: center;">—</p> <p style="text-align: center;">—</p>	<p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
	<p>(11)偶発損失引当金の計上基準</p>
	<p>偶発損失引当金は、貸出金に係るコミットメントライン契約等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。</p>
	<p>(12)本店移転損失引当金の計上基準</p>
	<p>本店移転損失引当金は、大手町連鎖型再開発事業に伴う本店移転に関して発生する損失に備えるため、合理的な損失見積額を計上しております。</p>
<p>(13)外貨建資産・負債の換算基準</p>	<p>(13)外貨建資産・負債の換算基準</p>
<p>当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>同左</p>
<p>(14)リース取引の処理方法</p>	<p>(14)リース取引の処理方法</p>
<p>当行及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>同左</p>
<p>(15)重要なヘッジ会計の方法</p>	<p>(15)重要なヘッジ会計の方法</p>
<p>①ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務について振当処理を採用しております。</p>	<p>①ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)を適用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務について振当処理を採用しております。</p>
<p>②ヘッジ手段とヘッジ対象</p>	<p>②ヘッジ手段とヘッジ対象</p>
<p>a. ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…債券・借入金・社債及び貸出金</p>	<p>同左</p>
<p>b. ヘッジ手段…通貨スワップ ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券</p>	
<p>③ヘッジ方針</p>	<p>③ヘッジ方針</p>
<p>金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引または通貨スワップ取引を行っており、</p>	<p>金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引または通貨スワップ取引を行っており、</p>

前連結会計年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。 ④ヘッジの有効性評価の方法 リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。	ヘッジ対象の識別は個別契約又は一定のグループ毎に行っております。 ④ヘッジの有効性評価の方法 リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、包括ヘッジに関して、キャッシュ・フローを固定する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、個別ヘッジに関して、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。
(16)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(16)消費税等の会計処理 同左
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	
連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項	
のれん及び負ののれんについては、投資効果の発現する期間を見積り、当該期間において均等償却しております。また、金額に重要性が乏しい場合には、発生年度において一括償却しております。	同左
7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び流動性預け金であります。	同左

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前連結会計年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
—	(金融商品に関する会計基準) 当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、有価証券および貸倒引当金は30,887百万円減少し、経常利益および税金等調整前当期純利益は、それぞれ295百万円増加しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式14,391百万円及び出資金38,817百万円を含んでおります。 ※2. 現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は	※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式15,428百万円及び出資金38,922百万円を含んでおります。 ※2. 現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は

前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
<p>(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は該当ありません。当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは375,966百万円であります。</p>	<p>(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は該当ありません。当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは179,991百万円であります。</p>
<p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は18,967百万円、延滞債権額は116,843百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p>	<p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は497,652百万円、延滞債権額は143,789百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p>
<p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>
<p>※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は23百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は23百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は56,795百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は43,726百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は192,629百万円であります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は685,192百万円であります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>
<p>※7. 為替決済等の取引の担保として、貸出金228,799百万円及び有価証券633,024百万円を差し入れております。</p> <p>出資先の借入金の担保として、有価証券2,291百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は44百万円であります。</p>	<p>※7. 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、貸出金626,670百万円及び有価証券411,869百万円を差し入れております。</p> <p>出資先の借入金の担保として、有価証券2,291百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は1,000百万円、保証金は35百万円であります。</p>
<p>なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、当行の財産を日本政策投資銀行から承継した債券3,314,596百万円の一般担保に供しております。</p>	<p>なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、当行の財産を日本政策投資銀行から承継した債券3,204,596百万円の一般担保に供しております。</p>
<p>※8. 貸出金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、266,886百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが79,128百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了する</p>	<p>※8. 貸出金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、341,159百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが127,260百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了する</p>

前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
<p>ものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9.有形固定資産の減価償却累計額 432百万円 ※10.有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は3,280百万円であります。</p>	<p>ものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9.有形固定資産の減価償却累計額 1,423百万円 ※10.有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は3,070百万円であります。</p>

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
<p>※1.その他経常収益には、株式等売却益3,525百万円を含んでおります。</p> <p>※2.その他の経常費用には、株式等償却14,558百万円を含んでおります。</p>	<p>—</p> <p>※2.その他の経常費用には、株式等償却22,334百万円を含んでおります。</p>

(連結株主資本等変動計算書関係)

I 前連結会計年度(自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式	40,000	—	—	40,000	
普通株式	40,000	—	—	40,000	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当に関する事項

該当ありません。

4. その他

当行は、株式会社日本政策投資銀行法(平成19年法律第85号)附則第9条の規定に基づき、平成20年10月1日、日本政策投資銀行(以下「旧政投銀」という。)が、同法附則第15条の規定により国が承継する資産を除く財産の全部を出資することにより設立されました。旧政投銀から当行へ承継された資産及び負債(同法附則第16条の規定により評価委員が評価した価額)の概要は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産	12,414,193	負債	10,256,477
		純資産	2,157,715
資産合計	12,414,193	負債・純資産合計	12,414,193

II 当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	40,000	3,623	—	43,623	(注)

(注) 財務大臣を割当先とする増資を以下のとおり実施いたしました。

平成21年9月24日 2,064千株

平成22年3月23日 1,559千株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

該当ありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	10,033百万円	利益剰余金	230円	平成22年 3月31日	平成22年 6月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成21年3月31日現在 (単位：百万円) 現金預け金勘定 67,521 定期性預け金等 Δ 18,757 現金及び現金同等物 48,763	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成22年3月31日現在 (単位：百万円) 現金預け金勘定 168,696 定期性預け金等 Δ 23,939 現金及び現金同等物 144,756

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ①リース資産の内容 (ア)有形固定資産 主として、情報関連機器及び事務機器であります。 (イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。 ②リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(3) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。 (2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 514百万円 無形固定資産 254百万円 合計 768百万円	1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ①リース資産の内容 (ア)有形固定資産 同左 (イ)無形固定資産 同左 ②リース資産の減価償却の方法 同左 (2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 470百万円 無形固定資産 251百万円 合計 721百万円

前連結会計年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)		当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
減価償却累計額相当額		減価償却累計額相当額	
有形固定資産	94百万円	有形固定資産	213百万円
無形固定資産	37百万円	無形固定資産	108百万円
合計	131百万円	合計	321百万円
減損損失累計額相当額		減損損失累計額相当額	
有形固定資産	5百万円	有形固定資産	5百万円
無形固定資産	—百万円	無形固定資産	—百万円
合計	5百万円	合計	5百万円
年度末残高相当額		年度末残高相当額	
有形固定資産	414百万円	有形固定資産	251百万円
無形固定資産	216百万円	無形固定資産	143百万円
合計	631百万円	合計	394百万円
・未経過リース料年度末残高相当額		・未経過リース料年度末残高相当額	
1年内	238百万円	1年内	202百万円
1年超	406百万円	1年超	204百万円
合計	645百万円	合計	406百万円
・リース資産減損勘定年度末残高	5百万円	・リース資産減損勘定年度末残高	3百万円
・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失		・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失	
支払リース料	146百万円	支払リース料	247百万円
リース資産減損勘定取崩額	—百万円	リース資産減損勘定取崩額	1百万円
減価償却費相当額	141百万円	減価償却費相当額	236百万円
支払利息相当額	6百万円	支払利息相当額	9百万円
減損損失	5百万円	減損損失	—百万円
・減価償却費相当額の算定方法		・減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。		リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	
・利息相当額の算定方法		・利息相当額の算定方法	
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。		リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。	
2. オペレーティング・リース取引		2. オペレーティング・リース取引	
・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料		・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	173百万円	1年内	178百万円
1年超	109百万円	1年超	215百万円
合計	283百万円	合計	394百万円

(金融商品関係)

I 当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、顧客に対し主に長期・安定的な資金を供給するための投融資を行っており、これらの事業を行うため、社債や長期借入金による調達に加え、国の財政投融資計画に基づく財政融資資金、政府保証債等の長期・安定的な資金調達を行っています。また資金運用の多くが固定金利であるため、資金調達もこれに見合う固定金利を中心に行っております。

資金運用・資金調達に当たっては、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行うことで、金利・通貨等の変動による収益・経済価値の低下や過度な資金不足の発生の回避又は抑制に努めており、その一環として、主に金利・通貨のデリバティブ取引を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主に国内の取引先に対する投融資であり、顧客の契約不履行や信用力の低下によってもたらされる信用リスクに晒されています。当期の連結決算日における貸出金に占める業種別割合のうち上位の業種は、運輸業・郵便業、製造業等となっており、当該業種を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行に影響が及び可能性があります。また、有価証券は、主に債券、株式及び組合出資金等であり、純投資目的及び事業推進目的(子会社・関連会社向けを含む)で保有していますが、これらは発行体の信用リスク、受取金利が発生するものについて金利リスク、市場価格があるものについて価格変動リスク等に晒されています。なお当行グループはトレーディング(特定取引)業務を行っていませんので、同業務に付随するリスクはありません。

社債及び借入金は、一定の環境の下で当行グループが市場を利用出来なくなる資金流動性リスク、および金利リスクに晒されていますが、資金運用・資金調達の制御や金利スワップ取引などを行うことによりそれらのリスクを回避又は抑制しています。

外貨建金銭債権及び外貨建債券については為替リスクに晒されているため、外貨建の投融資と社債を見合いで管理するほか通貨スワップ取引等を行うことにより当該リスクの回避又は抑制に努めています。

デリバティブ取引として金利リスク又は為替リスクを回避又は抑制する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ会計の方法として、金利スワップについて繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用し、通貨スワップについて振当処理を採用しています。ヘッジ対象は金利スワップが貸出金・借入金・債券・社債、通貨スワップが外貨建金銭債権・外貨建債券です。また、ヘッジの有効性評価は内部規定に従ってリスク減殺効果を検証しています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、統合的リスク管理規程等の信用リスクに関する内部規定に従い、投融資について個別案件の与信管理及びポートフォリオ管理を行っています。個別案件の与信管理においては、営業担当部署と審査担当部署を分離し相互に牽制が働く態勢のもと与信先の事業遂行能力やプロジェクトの採算性等を審査したうえで債務者格付の付与、与信額や担保・保証の設定を行うほか、重要事項について投融資決定委員会において審議するなど適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。ポートフォリオ管理については、債務者格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体が内包する信用リスク量を計測し、自己資本額との比較等によりリスク量が適正水準に収まっているかを定期的に検証しています。

有価証券の信用リスクについては個別案件の与信管理は貸出金と同様の方法にて管理を行っているほか、時価等を勘案し計測したリスク量の総額を定期的にモニターしリスク量の検証を行っています。また、デリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、再構築コスト等のエクスポージャーを定期的に計測しつつ取引相手信用力を常時把握し、複数機関に取引を分散させることにより管理を行っています。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。ALMに関する内部規定においてリスク管理方法や手続等の詳細を定め、またALM・リスク管理委員会においてALMに関する方針策定や実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。さらにリスク管理担当部署において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、キャッシュフロー・ラダー分析(ギャップ分析)、VaR(Value at Risk)、金利感応度分析(Basis Point Value)等によるモニタリングを、ALM・リスク管理委員会にて定期的に行っています。またALMの一環として金利リスクのヘッジ目的のために金利スワップを一部行っています。

(ii) 為替リスクの管理

当行グループの外貨建投融資及び外貨建社債は為替の変動リスクに晒されるため、外貨建投融資の一部に対して外貨建社債を調達しているほか、通貨スワップ等を利用して為替リスクの回避又は抑制を行っています。

(iii) 価格変動リスクの管理

時価のある有価証券など価格変動リスクのある金融資産については、価格変動の程度や市場流動性の高低など商品毎の時価変動リスクを踏まえて策定された内部の諸規定や方針に基づき、リスク管理担当部署が必要に応じて関与しつつ新規取得が行われる態勢となっています。また事後においても定期的なモニタリングを通じて、価格変動リスクを適時に把握し、それをALM・リスク管理委員会へ定期的に報告しています。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理、リスク管理の担当部署をそれぞれ分離し内部牽制を確立しており、各業務は内部の諸規定に基づき実施されています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、資金流動性リスク管理の内部規定に基づき、リスク管理担当部署による資金流動性保有水準等のモニタリングを、ALM・リスク管理委員会にて定期的に行っています。ALM・リスク管理委員会では、リスクの状況に応じ資金調達・運用の制御等の適切な対応を行うことで、流動性リスクの管理を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	168,696	168,696	—
(2) コールローン及び買入手形	125,000	125,000	—
(3) 買現先勘定	179,991	179,991	—
(4) 有価証券(*1)			
満期保有目的の債券	438,009	453,073	15,063
その他有価証券	516,442	516,442	—
(5) 貸出金	13,514,661		
貸倒引当金(*1)	△201,403		
	13,313,257	13,867,796	554,538
資産計	14,741,396	15,310,998	569,602
(1) 債券	3,504,212	3,590,746	86,534
(2) コールマネー及び売渡手形	153,000	153,000	—
(3) 借入金	9,082,479	9,177,854	95,374
(4) 社債	242,181	245,181	3,000
負債計	12,981,873	13,166,782	184,908
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	877	877	—
ヘッジ会計が適用されているもの	16,174	16,174	—
デリバティブ取引計	17,051	17,051	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、有価証券に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、(3) 買現先勘定

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。債券のうちこれらがないものについては、債券の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を当該キャッシュ・フローに固有の不確実性（信用リスク）を負担するための対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて時価を算定して

おります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額(金利スワップの特例処理の対象とされた貸出金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額)を当該キャッシュ・フローに固有の不確実性(信用リスク)を負担するための対価(リスク・プレミアム)を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。(一部の貸出金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建貸出金とみて現在価値を算定しております。)なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、債権の全部又は一部が要管理債権である債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、信用リスク等を反映させた当該キャッシュ・フローを無リスクの利子率で割り引いて時価を算定しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当行の発行する債券のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利のうち、市場価格のあるものは市場価格によっております。また、固定金利のうち、市場価格のないものは、一定の期間ごとに区分した当該債券の元利金の合計額(金利スワップの特例処理の対象とされた債券については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額)を当行が負担する対価(リスク・プレミアム)を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて現在価値を算定しております。(一部の債券は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建固定利付債券とみて現在価値を算定しております。)

(2) コールマネー及び売渡手形

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結される子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額(金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額)を当行及び連結される子会社が負担する対価(リスク・プレミアム)を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(4) 社債

当行の発行する社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利のうち、市場価格のあるものは市場価格によっております。また、固定金利のうち、市場価格のないものは、一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額(金利スワップの特例処理の対象とされた社債については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額)を当行が負担する対価(リスク・プレミアム)を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
① 金銭の信託(*1)	30,740
② 非上場社債(*2)	1,000
③ 非上場株式(*2)(*3)	182,031
④ 組合出資金(*1)	100,244
⑤ 非上場その他の証券(*2)(*3)	51,762
合計	365,778

(*1) 信託財産・組合財産等が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、時価開示の対象とはしていません。

(*3) 当連結会計年度において、22,036百万円(うち非上場株式22,025百万円、非上場その他の証券10百万円)減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	168,693	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	125,000	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	12,877	52,417	50,772	160,360	109,630	51,956
うち国債	—	—	—	36,962	88,084	50,956
地方債	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	12,877	52,417	32,164	30,357	1,400	1,000
その他の証券	—	—	18,608	93,040	20,145	—
その他有価証券のうち満期があるもの(※)	270,123	132,651	51,790	5,636	27,616	3,906
うち国債	270,123	131,846	30,115	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	—	805	19,543	5,414	27,616	1,000
貸出金(※)	1,588,852	3,272,241	3,012,066	2,217,335	1,937,528	845,194
合計	2,165,546	3,457,310	3,114,629	2,383,332	2,074,775	901,057

(※) 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない641,730百万円(うちその他有価証券のうち満期があるもの288百万円、貸出金641,442百万円)は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
コールマネー及び売渡手形	153,000	—	—	—	—	—
借入金	855,251	2,367,711	2,119,138	1,315,011	1,174,964	1,250,401
債券及び社債	403,134	986,668	588,692	507,071	499,806	761,020
合計	1,411,386	3,354,379	2,707,830	1,822,082	1,674,770	2,011,422

(有価証券関係)

※1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金を含めて記載しております。

※2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前連結会計年度

1. 売買目的有価証券(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国債	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	54,059	51,095	△2,963	197	3,161
その他	98,230	97,857	△372	—	372
合計	152,289	148,953	△3,336	197	3,533

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

(単位:百万円)

	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	28,159	24,628	△3,530	139	3,669
債券	713,681	714,410	728	774	46
国債	250,670	251,413	743	772	29
地方債	—	—	—	—	—
短期社債	461,514	461,514	—	—	—
社債	1,496	1,482	△14	2	16
その他	5,407	4,492	△914	—	914
合計	747,247	743,531	△3,716	914	4,630

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当連結会計年度における減損処理額は、15,066百万円(うち、株式14,558百万円、その他の証券507百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得価格に比べ50%以上下落した場合と30%以上50%未満下落し、かつ時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	6,170	3,415	327

6. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

(単位:百万円)

	金額
満期保有目的の債券	
非上場社債	54,424
その他有価証券	
非上場株式	127,478
非上場社債	4,464
非上場外国証券	46,721
譲渡性預け金	10,158
その他	64,468

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成21年3月31日現在)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	650,550	151,843	21,965	1,000
国債	174,956	76,457	—	—
地方債	—	—	—	—
短期社債	461,514	—	—	—
社債	14,079	75,386	21,965	1,000
その他	10,000	7	98,245	—
合計	660,550	151,850	120,211	1,000

II 当連結会計年度

1. 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)
該当ありません。

2. 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	77,187	77,530	342
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	73,571	79,075	5,504
	その他	113,185	124,508	11,322
	小計	263,944	281,114	17,169
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	98,816	98,555	△260
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	56,645	54,914	△1,731
	その他	18,608	18,489	△118
	小計	174,070	171,959	△2,110
	合計	438,015	453,073	15,058

3. その他有価証券(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	14,588	9,072	5,516
	債券	198,919	197,116	1,803
	国債	152,001	151,118	882
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	46,918	45,997	920
	その他	7,459	3,339	4,119
	小計	220,967	209,527	11,439
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	6,935	7,644	△709
	債券	286,833	286,932	△99
	国債	280,083	280,144	△60
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	6,749	6,788	△38
	その他	21,706	21,756	△50
	小計	315,474	316,333	△858
	合計	536,442	525,861	10,580

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	16,143	1,116	2,369
債券	250,453	151	19
国債	249,971	151	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	481	—	19
その他	343	111	126
合計	266,940	1,380	2,515

6. 保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度中に、満期保有目的の債券28,926百万円の保有目的を、債券の発行者の信用状態の著しい悪化の理由により変更し、その他有価証券に区分しております。この変更による経常利益および税金等調整前当期純利益への影響はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は29,195百万円(うち株式38百万円、債券28,897百万円、その他の証券259百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合と30%以上50%未満下落し、かつ時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合であります。

(金銭の信託関係)

I 前連結会計年度

1. 運用目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	12	△1

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年3月31日現在)

(単位:百万円)

	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
その他の金銭の信託	28,074	24,860	△3,213	5	3,219

(注)1. 当連結会計年度末において、信託財産構成物に時価のある有価証券等は含まれておりません。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

II 当連結会計年度

1. 運用目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	25	△2

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年3月31日現在)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	30,715	28,115	2,599	2,618	18

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

I 前連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成21年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	金額
評価差額	△3,248
その他有価証券	△3,254
その他の金銭の信託	5
(+) 繰延税金資産	1,631
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△1,617
(△) 少数株主持分相当額	46
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△3
その他有価証券評価差額金	△1,667

(注) その他有価証券評価差額金には、時価のない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額が含まれております。

II 当連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成22年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	金額
評価差額	12,418
その他有価証券	9,819
その他の金銭の信託	2,599
(△) 繰延税金負債	△1,204
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	11,214
(△) 少数株主持分相当額	△117
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△5
その他有価証券評価差額金	11,091

(注) その他有価証券評価差額金には、時価のない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

I 前連結会計年度

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

利用しているデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では通貨スワップ取引・先物為替予約取引、信用関連ではクレジットデリバティブ取引であります。

(2) 取引に対する取組方針

金利スワップ取引・通貨スワップ取引及び先物為替予約取引は、将来の金利・為替の変動に伴うリスクの回避または顧客の資金運用の効率化や各種金融リスクのヘッジ手段の提供を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。クレジットデリバティブ取引については債務保証業務の一環として一定のリスクの範囲内で取引を行っております。

(3) 取引の利用目的

利益の安定化を図るべく、金利スワップ取引は資金調達に係る将来の金利変動リスクの回避または顧客の資金運用の効率化や各種金融リスクのヘッジ手段を提供する目的で、また、通貨スワップ取引は外貨建金銭債権及び外貨建債券発行における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。クレジットデリバティブ取引は債務保証業務の一環として利用しております。

なお、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引の会計処理にはヘッジ会計を採用しております。

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務について振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- a. ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…債券・借入金・社債及び貸出金
- b. ヘッジ手段…通貨スワップ
ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券

③ ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引または通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ及び振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(4) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。

市場リスクとは、市場価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。

信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクにつきましてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクにつきましては、契約先を信用度の高い金融機関に限定しており、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引を複数機関に分散させております。なお、クレジットデリバティブ取引は取引対象物の信用リスクを有しております。

(5) 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額、カウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的にALMリスク管理委員会に報告しております。

(6) 取引の時価等に関する事項についての補足説明

「契約額等」は、デリバティブ取引における名目上の契約額または計算上想定している元本であり、その金額自体がデリバティブ取引のリスクを意味するものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成21年3月31日現在)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	191,015	191,015	6,584	6,584
	受取変動・支払固定	189,090	189,090	△2,169	△2,169
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	4,415	4,415

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成21年3月31日現在)

(単位:百万円)

	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
金融商品	買建	—	—	—	—
取引所	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨スワップ	112,742	97,497	△3,877	△3,877
	為替予約				
	売建	43,118	—	△503	△503
	買建	6,555	—	86	86
店頭	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△4,295	△4,295

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年3月31日現在)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
	クレジット・				
	デフォルト・オプション				
	売建	861,210	446,610	△17,874	△17,874
店頭	買建	451,100	56,000	680	680
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△17,193	△17,193

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定、もしくは取引先金融機関から提示された価格によっております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

II 当連結会計年度

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	594,493	591,975	11,424	11,424
	受取変動・支払固定	593,104	590,892	△6,874	△6,874
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	4,550	4,550

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引 (平成22年3月31日現在)

(単位: 百万円)

	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
金融商品	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	取引所				
取引所	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	店頭				
店頭	通貨スワップ	97,497	97,497	329	329
	為替予約				
	売建	57,541	—	△890	△890
	買建	540	—	0	0
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	△560	△560

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引 (平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引 (平成22年3月31日現在)

(単位: 百万円)

	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
金融商品	債券先物				
	売建	100	—	0	0
	買建	—	—	—	—
	取引所				
取引所	債券先物オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	店頭				
店頭	債券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
その他	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引 (平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年3月31日現在)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
店頭	クレジット・ デフォルト・オプション				
	売建	390,449	190,449	△2,434	△2,434
	買建	56,000	36,000	△677	△677
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△3,112	△3,112

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定、もしくは取引先金融機関から提示された価格によっております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

(単位:百万円)

ヘッジ会計 の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
原則的 処理方法	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	債券、借入金、 社債及び貸出金	588,542	585,389	18,516
	受取変動・支払固定		52,903	48,231	△2,342
金利 スワップの 特例処理	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	債券、借入金、 社債及び貸出金	278,808	271,199	(注)3
	受取変動・支払固定		681	563	
	合計	—	—	—	16,174

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借入金、社債及び貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券、借入金、社債及び貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

(単位:百万円)

ヘッジ会計 の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
為替予約等 の振当処理	通貨スワップ	外貨建の債券 及び貸出金	164,998	164,228	(注)
	合計	—	—	—	—

(注) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券及び貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券及び貸出金の時価に含めて記載しております。

(3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

また、一部の連結子会社は、退職一時金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
	金額	金額
退職給付債務 (A)	△45,541	△46,812
年金資産 (B)	11,448	12,634
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)	△34,092	△34,178
未認識数理計算上の差異 (D)	1,991	1,519
未認識過去勤務債務 (E)	50	45
連結貸借対照表計上額純額 (F) = (C) + (D) + (E)	△32,050	△32,613
前払年金費用 (G)	—	—
退職給付引当金 (F) - (G)	△32,050	△32,613

(注) 1. 厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。

2. 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
	金額	金額
勤務費用	698	1,397
利息費用	450	909
期待運用収益	△32	△57
過去勤務債務の費用処理額	0	5
数理計算上の差異の費用処理額	—	199
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—	—
退職給付費用	1,116	2,454

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
(1) 割引率	2.0%	同左
(2) 期待運用収益率	0.5%	同左
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	10年(その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による)	同左
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしている)	同左

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>貸倒引当金及び貸出金償却損金</p> <p>算入限度超過額 128,030百万円</p> <p>有価証券償却損金算入限度超過額 21,317</p> <p>退職給付引当金 13,041</p> <p>投資損失引当金 3,715</p> <p>税務上の繰越欠損金 3,227</p> <p>その他有価証券評価差額金 1,690</p> <p>その他 5,500</p> <p>繰延税金資産小計 176,521</p> <p>評価性引当額 <u>△136,373</u></p> <p>繰延税金資産合計 40,148</p> <p>繰延税金負債</p> <p>繰延ヘッジ損益 △12,246</p> <p>その他 <u>△30</u></p> <p>繰延税金負債合計 <u>△12,276</u></p> <p>繰延税金資産(負債)の純額 <u>27,872百万円</u></p>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>貸倒引当金及び貸出金償却損金</p> <p>算入限度超過額 114,083百万円</p> <p>有価証券等償却損金算入限度超過額 37,470</p> <p>退職給付引当金 13,237</p> <p>税務上の繰越欠損金 5,117</p> <p>投資損失引当金 1,085</p> <p>その他 6,581</p> <p>繰延税金資産小計 177,574</p> <p>評価性引当額 <u>△124,532</u></p> <p>繰延税金資産合計 53,042</p> <p>繰延税金負債</p> <p>繰延ヘッジ損益 △7,569</p> <p>その他有価証券評価差額金 <u>△1,204</u></p> <p>繰延税金負債合計 <u>△8,773</u></p> <p>繰延税金資産の純額 <u>44,268百万円</u></p> <p>(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。</p> <p>繰延税金資産 44,383百万円</p> <p>繰延税金負債 △114百万円</p>
<p>2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 40.69%</p> <p>(調整)</p> <p>評価性引当額の増減 △50.66</p> <p>のれん償却額 △0.78</p> <p>持分法による投資損益 0.34</p> <p>その他 △1.04</p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>△11.45%</u></p>	<p>2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 40.69%</p> <p>(調整)</p> <p>評価性引当額の増減 △17.89</p> <p>のれん償却額 1.48</p> <p>持分法による投資損益 △0.76</p> <p>その他 △2.34</p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 21.18%</p>

(セグメント情報)

1. 事業の種類別セグメント情報

前連結会計年度(自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)

連結会社は融資業務以外に投資・組合運用事業等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

連結会社は融資業務以外に投資・組合運用事業等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

2. 所在地別セグメント情報

前連結会計年度(自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計額及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計額及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

3. 国際業務経常収益

前連結会計年度(自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

I 前連結会計年度(自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	財務省 (財務大臣)	東京都 千代田区	-	財務行政	(被所有) 直接 100.00	資金の 借入等	資金の借入	247,700	借入金 (注1)	6,037,140
							借入金の返済	601,214		
							利息の支払	54,550	未払費用	22,429
							債務被保証(注2)	2,072,206	-	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 財務省からの借入金の利率は0.00%~4.75%、最終償還日は平成41年3月20日であります。

2. 債務被保証は提出会社の債券に対して行われているものであります。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

記載すべき重要なものではありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当がありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

記載すべき重要なものではありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連子会社との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

該当がありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

記載すべき重要なものではありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当がありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

該当がありません。

II 当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	財務省 (財務大臣)	東京都 千代田区	-	財務行政	(被所有) 直接 100.00	資金の 借入等	増資の引受(注1)	181,194	-	-
							資金の借入(注2)	300,000	借入金	5,402,900
							借入金の返済	934,240		
							利息の支払	93,596	未払費用	19,909
							債務被保証(注3)	2,255,851	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当行が行った第三者割当増資を1株につき50,000円で引き受けたものであります。
2. 資金の借入は財政投融資特別会計からの借入であり、財政融資資金貸付金利が適用されております。最終償還日は平成41年11月20日であります。
なお、担保は提供していません。
3. 債務被保証は当行の債券に対して行われており、保証料の支払はありません。
4. 株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項の規定により、同法第2条第5号に定める危機対応業務に関連して、株式会社日本政策金融公庫から3,199,746百万円の借入金があります。
- (イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
記載すべき重要なものではありません。
- (ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
該当がありません。
- (エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
記載すべき重要なものではありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

- (ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等
該当がありません。
- (イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
記載すべき重要なものではありません。
- (ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
該当がありません。
- (エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
該当がありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

記載すべき重要なものではありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	51,921.75円	52,829.56円
1株当たり当期純利益金額(△は1株当たり当期純損失金額)	△3,208.55円	970.47円

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	当連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額	2,086,456百万円	2,327,538百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	9,586百万円	22,908百万円
(うち少数株主持分)	9,586百万円	22,908百万円
普通株式に係る期末の純資産額	2,076,870百万円	2,304,630百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	40,000千株	43,623千株

2. 1株当たり当期純利益金額(又は1株当たり当期純損失金額)の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載していません。

	前連結会計年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
当期純利益(△は当期純損失)	△128,342百万円	39,893百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円	一百万円
普通株式に係る当期純利益(△は普通株式に係る当期純損失)	△128,342百万円	39,893百万円
普通株式の期中平均株式数	40,000千株	41,107千株

(重要な後発事象)

該当ありません。

⑤連結附属明細表

債券・社債明細表

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限	摘要	
当行	1回～23回 政府保証債 (国内債)	平成12年8月25日～ 平成20年8月20日	882,176	882,338 [199,988]	0.8～2.2	あり (注)7	平成22年8月25日～ 平成35年6月19日	(注)1	
	1回～7回 政府保証債 (国内債)	平成20年11月19日～ 平成22年2月17日	119,672	269,233	1.2～2.1	なし	平成30年11月19日～ 平成36年2月23日		
	67次政府保証債 (外国債)	平成10年9月4日	25,079	25,075	1.81	あり (注)7	平成40年9月4日	(注)2	
	1次～14次 政府保証債 (外国債)	平成11年11月30日～ 平成19年11月26日	1,035,868 (2,350,000千\$) (1,450,000千EUR)	1,036,122 (2,350,000千\$) (1,450,000千EUR)	1.05～6.875	あり (注)7	平成22年6月21日～ 平成39年11月26日	(注)1	
	1次政府保証債 (ユーロMTN)	平成21年12月1日	—	32,564 (350,000千\$)	0.48194	なし	平成26年12月1日	(注)3	
	5, 7, 9～11, 13, 16, 17, 19～22, 24～52回 財投機関債 (国内債)	平成14年10月24日～ 平成20年8月15日	1,314,695	1,204,758 [99,997]	0.57～2.74	あり (注)7	平成22年8月13日～ 平成59年3月20日	(注)4	
	1次財投機関債 (外国債)	平成19年6月20日	49,952	49,967	1.65	あり (注)7	平成24年6月20日	(注)4	
	1, 2回 財投機関債 (ユーロMTN)	平成20年9月18日	4,153 (20,000千\$)	4,153 (20,000千\$) [2,153]	2.032～3.142	あり (注)7	平成22年9月17日～ 平成35年9月19日	(注)4 (注)5	
	1～7回 普通社債 (公募債)(国内債)	平成20年12月18日～ 平成21年10月29日	57,000	187,000	0.502～1.745	なし	平成23年12月20日～ 平成31年3月20日		
	1回普通社債 (私募債)(国内債)	平成21年8月24日	—	10,000	0.847	なし	平成26年9月19日		
	1, 2, 6～15, 17～22回 普通社債 (ユーロMTN)	平成20年12月2日～ 平成22年2月25日	24,423 (100,000千\$)	45,181 (405,000千\$) [1,500]	0.47875～ 1.25425	なし	平成22年12月3日～ 平成27年2月25日	(注)6	
	合計	—	—	3,513,020	3,746,393	—	—	—	—

(注)1. 旧日本政策投資銀行において発行された政府保証債であります。

2. 旧日本開発銀行において発行された政府保証債であります。

3. ユーロ・メディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ米ドル建無担保政府保証債であります。

4. 旧日本政策投資銀行において発行された財投機関債であります。

5. ユーロ・メディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ米ドル建及びユーロ円建財投機関債であります。

6. ユーロ・メディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ米ドル建及びユーロ円建無担保社債であります。

7. 株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定に基づく一般担保であります。

8. 「前期末残高」及び「当期末残高」欄の()書きは外貨建債券の金額であります。

9. 「当期末残高」欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。

10. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額	403,134	521,817	464,850	237,010	351,681

借入金等明細表

(単位：百万円)

区分	前期末残高	当期末残高	平均利率	返済期限
借入金	8,067,892	9,082,479	1.36%	—
借入金	8,067,892	9,082,479	1.36%	平成22年5月～平成42年3月
1年以内に返済 予定のリース債務	90	95	1.78%	—
リース債務(1年 以内に返済予定の ものを除く。)	196	117	1.83%	平成23年4月～平成26年3月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金	855,251	1,130,294	1,237,416	1,107,511	1,011,626
リース債務	95	68	41	7	—

(2)【その他】

該当ありません。

【2】財務諸表等

(1)【財務諸表】

①貸借対照表

(単位：百万円)

		前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
資産の部			
現金預け金		58,386	128,309
現金		2	0
預け金		58,384	128,308
コールローン		145,000	125,000
買現先勘定	※2	375,966	179,991
金銭の信託		23,981	27,193
有価証券	※1, 7, 10	1,226,683	1,281,454
国債		251,413	608,089
短期社債		461,514	—
社債		112,431	182,884
株式		149,052	183,109
その他の証券		252,272	307,371
貸出金	※3, 4, 5, 6, 7, 8	12,026,675	13,538,070
証書貸付		12,026,675	13,538,070
その他資産		88,436	89,057
前払費用		8,277	15,230
未収収益		40,634	42,893
先物取引差入証拠金		—	1,000
金融派生商品		39,052	23,715
その他の資産	※7	471	6,218
有形固定資産	※9	162,367	162,105
建物		14,485	13,969
土地		147,396	147,396
リース資産		158	120
建設仮勘定		27	126
その他の有形固定資産		300	492
無形固定資産		4,573	5,072
ソフトウェア		4,271	4,005
リース資産		128	99
その他の無形固定資産		173	968
繰延税金資産		27,915	44,326
支払承諾見返		160,276	195,172
貸倒引当金		△273,813	△200,587
投資損失引当金		△9,015	△7,919
資産の部合計		14,017,435	15,567,245

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
負債の部		
債券 ※7	3,431,597	3,504,212
コールマネー	—	153,000
借入金	8,064,872	9,079,459
借入金	8,064,872	9,079,459
社債	81,423	242,181
その他負債	169,143	49,594
未払法人税等	20,091	3,282
未払費用	33,823	32,633
前受収益	1,199	1,109
金融派生商品	112,633	6,663
リース債務	284	212
その他の負債	1,111	5,694
賞与引当金	2,217	2,150
役員賞与引当金	20	22
退職給付引当金	32,023	32,495
役員退職慰労引当金	11	34
偶発損失引当金	—	2,815
本店移転損失引当金	—	6,536
支払承諾	160,276	195,172
負債の部合計	11,941,586	13,267,674
純資産の部		
資本金	1,000,000	1,181,194
資本剰余金	1,157,715	1,060,466
資本準備金	1,157,715	1,060,466
利益剰余金	△97,248	39,834
その他利益剰余金	△97,248	39,834
繰越利益剰余金	△97,248	39,834
株主資本合計	2,060,466	2,281,495
その他有価証券評価差額金	△2,425	7,092
繰延ヘッジ損益	17,808	10,982
評価・換算差額等合計	15,382	18,075
純資産の部合計	2,075,849	2,299,571
負債及び純資産の部合計	14,017,435	15,567,245

②損益計算書

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
経常収益	148,548	343,631
資金運用収益	135,733	299,429
貸出金利息	131,160	278,493
有価証券利息配当金	4,064	13,438
コールローン利息	14	55
買現先利息	387	322
預け金利息	106	100
金利スワップ受入利息	—	6,996
その他の受入利息	—	22
役務取引等収益	4,626	15,768
その他の役務収益	4,626	15,768
その他業務収益	632	19,880
外国為替売買益	632	—
国債等債券売却益	—	151
国債等債券償還益	—	350
金融派生商品収益	—	19,019
その他の業務収益	—	358
その他経常収益	7,556	8,553
株式等売却益	3,236	365
金銭の信託運用益	866	1,377
その他の経常収益 ※1	3,453	6,810
経常費用	267,527	291,944
資金調達費用	83,995	180,058
債券利息	25,991	55,409
コールマネー利息	0	64
借入金利息	55,906	122,474
社債利息	216	2,105
金利スワップ支払利息	1,880	—
その他の支払利息	0	4
役務取引等費用	140	1,028
その他の役務費用	140	1,028
その他業務費用	10,730	34,059
外国為替売買損	—	4,314
国債等債券売却損	—	19
国債等債券償還損	0	0
国債等債券償却	147	28,888
債券発行費償却	368	537
社債発行費償却	147	299
金融派生商品費用	10,065	—
その他の業務費用	0	—
営業経費	15,225	31,722
その他経常費用	157,436	45,075
貸倒引当金繰入額	122,603	3,605
投資損失引当金繰入額	4,277	—
貸出金償却	2,583	2,413
株式等売却損	—	2,170
株式等償却	10,959	21,358
金銭の信託運用損	3	21
その他の経常費用 ※2	17,008	15,506
経常利益又は経常損失(△)	△118,979	51,687
特別利益	3,317	5,519
固定資産処分益	0	8
償却債権取立益	3,316	4,594
投資損失引当金戻入益	—	917
特別損失	39	6,579
固定資産処分損	8	43
減損損失	30	—
本店移転損失引当金繰入額	—	6,536
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△115,701	50,626
法人税、住民税及び事業税	20,016	25,308
法人税等調整額	△6,490	△14,516
法人税等合計	13,525	10,792
当期純利益又は当期純損失(△)	△129,227	39,834

③株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,000,000	1,000,000
当期変動額		
新株の発行	—	181,194
当期変動額合計	—	181,194
当期末残高	1,000,000	1,181,194
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,157,715	1,157,715
当期変動額		
資本準備金からその他資本剰余金への振替	—	△97,248
当期変動額合計	—	△97,248
当期末残高	1,157,715	1,060,466
その他資本剰余金		
前期末残高	—	—
当期変動額		
資本準備金からその他資本剰余金への振替	—	97,248
その他資本剰余金からその他利益剰余金への振替	—	△97,248
当期変動額合計	—	—
当期末残高	—	—
資本剰余金合計		
前期末残高	1,157,715	1,157,715
当期変動額		
その他資本剰余金からその他利益剰余金への振替	—	△97,248
当期変動額合計	—	△97,248
当期末残高	1,157,715	1,060,466
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	—	△97,248
当期変動額		
株式会社化に伴う税効果調整額	31,978	—
その他資本剰余金からその他利益剰余金への振替	—	97,248
当期純利益又は当期純損失(△)	△129,227	39,834
当期変動額合計	△97,248	137,083
当期末残高	△97,248	39,834
利益剰余金合計		
前期末残高	—	△97,248
当期変動額		
株式会社化に伴う税効果調整額	31,978	—
その他資本剰余金からその他利益剰余金への振替	—	97,248
当期純利益又は当期純損失(△)	△129,227	39,834
当期変動額合計	△97,248	137,083
当期末残高	△97,248	39,834
株主資本合計		
前期末残高	2,157,715	2,060,466
当期変動額		
新株の発行	—	181,194
株式会社化に伴う税効果調整額	31,978	—
当期純利益又は当期純損失(△)	△129,227	39,834
当期変動額合計	△97,248	221,028
当期末残高	2,060,466	2,281,495
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	—	△2,425
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△2,425	9,518
当期変動額合計	△2,425	9,518
当期末残高	△2,425	7,092
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	—	17,808
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	17,808	△6,825
当期変動額合計	17,808	△6,825
当期末残高	17,808	10,982
評価・換算差額等合計		
前期末残高	—	15,382
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	15,382	2,693
当期変動額合計	15,382	2,693
当期末残高	15,382	18,075
純資産合計		
前期末残高	2,157,715	2,075,849
当期変動額		
新株の発行	—	181,194
株式会社化に伴う税効果調整額	31,978	—
当期純利益又は当期純損失(△)	△129,227	39,834
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	15,382	2,693
当期変動額合計	△81,865	223,721
当期末残高	2,075,849	2,299,571

重要な会計方針

前事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	
<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 同左</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	
<p>デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>	同左
3. 固定資産の減価償却の方法	
<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 2em;">建 物：3年～50年 その他：4年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（3年～5年）に基づいて償却しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(3) リース資産 同左</p>
4. 繰延資産の処理方法	
<p>債券発行費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。</p>	同左
5. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	
<p>外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	同左

前事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
6. 引当金の計上基準	
<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は51,303百万円であります。</p> <p>(2) 投資損失引当金</p> <p>投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(3) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(4) 役員賞与引当金</p> <p>役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(5) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は115,954百万円であります。</p> <p>(2) 投資損失引当金</p> <p>同左</p> <p>(3) 賞与引当金</p> <p>同左</p> <p>(4) 役員賞与引当金</p> <p>同左</p> <p>(5) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理</p>

前事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
<p>数理計算上の差異：発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生翌事業年度から費用処理</p> <p>(6) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p style="text-align: center;">—</p> <p style="text-align: center;">—</p>	<p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理</p> <p>(会計方針の変更) 当事業年度末から「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。 なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。</p> <p>(6) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(7) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、貸出金に係るコミットメントライン契約等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。</p> <p>(8) 本店移転損失引当金 本店移転損失引当金は、大手町連鎖型再開発事業に伴う本店移転に関して発生する損失に備えるため、合理的な損失見積額を計上しております。</p>
<p>7. リース取引の処理方法</p>	
<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>同左</p>
<p>8. ヘッジ会計の方法</p>	
<p>(1) ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務について振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 a. ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…債券・借入金・社債及び貸出金 b. ヘッジ手段…通貨スワップ ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券</p> <p>(3) ヘッジ方針 金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引または通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッ</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）を適用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務について振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引または通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約又は一定のグループ毎に行っております。</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッ</p>

前事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
<p>ジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。</p>	<p>ジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、包括ヘッジに関して、キャッシュ・フローを固定する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、個別ヘッジに関して、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。</p>

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

同左

会計方針の変更

前事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
—	<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、有価証券および貸倒引当金は30,887百万円減少し、経常利益および税引前当期純利益は、それぞれ295百万円増加しております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
<p>※1. 関係会社の株式及び出資総額 76,753百万円</p> <p>※2. 現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は該当ありません。当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは375,966百万円であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は18,967百万円、延滞債権額は113,773百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は23百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、</p>	<p>※1. 関係会社の株式及び出資総額 119,133百万円</p> <p>※2. 現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は該当ありません。当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは179,991百万円であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は497,652百万円、延滞債権額は140,720百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は23百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、</p>

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
<p>約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は56,795百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は189,559百万円であります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7. 為替決済等の取引の担保として、貸出金228,799百万円及び有価証券633,024百万円を差し入れております。</p> <p>投資先の借入金の担保として、有価証券2,025百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他の資産のうち保証金は15百万円であります。</p> <p>なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、当行の財産を日本政策投資銀行から承継した債券3,314,596百万円の一般担保に供しております。</p> <p>※8. 貸出金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、267,826百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが79,128百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 430百万円</p> <p>※10. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は3,280百万円であります。</p>	<p>約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は43,726百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は682,123百万円であります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7. 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、貸出金626,670百万円及び有価証券411,869百万円を差し入れております。</p> <p>投資先の借入金の担保として、有価証券2,025百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他の資産のうち保証金は13百万円であります。</p> <p>なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、当行の財産を日本政策投資銀行から承継した債券3,204,596百万円の一般担保に供しております。</p> <p>※8. 貸出金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、342,899百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが127,260百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 1,404百万円</p> <p>※10. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は3,070百万円であります。</p>

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
※1. その他の経常収益には、投資事業組合の利益分配2,916百万円を含んでおります。	※1. その他の経常収益には、投資事業組合の利益分配5,630百万円を含んでおります。
※2. その他の経常費用には、投資事業組合の損失分配16,496百万円を含んでおります。	※2. その他の経常費用には、投資事業組合の損失分配10,576百万円を含んでおります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)																
当行は、株式会社日本政策投資銀行法(平成19年法律第85号)附則第9条の規定に基づき、平成20年10月1日、日本政策投資銀行(以下「旧政投銀」という。)が、同法附則第15条の規定により国が承継する資産を除く財産の全部を出資することにより設立されました。旧政投銀から当行へ承継された資産及び負債(同法附則第16条の規定により評価委員が評価した価額)の概要は以下のとおりであります。	該当ありません。																
(単位: 百万円)																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額</th> <th>科目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資産</td> <td>12,414,193</td> <td>負債</td> <td>10,256,477</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>純資産</td> <td>2,157,715</td> </tr> <tr> <td>資産合計</td> <td>12,414,193</td> <td>負債・純資産合計</td> <td>12,414,193</td> </tr> </tbody> </table>	科目	金額	科目	金額	資産	12,414,193	負債	10,256,477			純資産	2,157,715	資産合計	12,414,193	負債・純資産合計	12,414,193	
科目	金額	科目	金額														
資産	12,414,193	負債	10,256,477														
		純資産	2,157,715														
資産合計	12,414,193	負債・純資産合計	12,414,193														

(リース取引関係)

前事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)																																																
<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容</p> <p>(ア) 有形固定資産 主として、情報関連機器及び事務機器であります。</p> <p>(イ) 無形固定資産 ソフトウェアであります。</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>508百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>254百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>762百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>93百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>37百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>130百万円</td></tr> <tr><td>減損損失累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>—百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>—百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>—百万円</td></tr> </table>	取得価額相当額		有形固定資産	508百万円	無形固定資産	254百万円	合計	762百万円	減価償却累計額相当額		有形固定資産	93百万円	無形固定資産	37百万円	合計	130百万円	減損損失累計額相当額		有形固定資産	—百万円	無形固定資産	—百万円	合計	—百万円	<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容</p> <p>(ア) 有形固定資産 同左</p> <p>(イ) 無形固定資産 同左</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 同左</p> <p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>464百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>251百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>715百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>212百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>108百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>320百万円</td></tr> <tr><td>減損損失累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>—百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>—百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>—百万円</td></tr> </table>	取得価額相当額		有形固定資産	464百万円	無形固定資産	251百万円	合計	715百万円	減価償却累計額相当額		有形固定資産	212百万円	無形固定資産	108百万円	合計	320百万円	減損損失累計額相当額		有形固定資産	—百万円	無形固定資産	—百万円	合計	—百万円
取得価額相当額																																																	
有形固定資産	508百万円																																																
無形固定資産	254百万円																																																
合計	762百万円																																																
減価償却累計額相当額																																																	
有形固定資産	93百万円																																																
無形固定資産	37百万円																																																
合計	130百万円																																																
減損損失累計額相当額																																																	
有形固定資産	—百万円																																																
無形固定資産	—百万円																																																
合計	—百万円																																																
取得価額相当額																																																	
有形固定資産	464百万円																																																
無形固定資産	251百万円																																																
合計	715百万円																																																
減価償却累計額相当額																																																	
有形固定資産	212百万円																																																
無形固定資産	108百万円																																																
合計	320百万円																																																
減損損失累計額相当額																																																	
有形固定資産	—百万円																																																
無形固定資産	—百万円																																																
合計	—百万円																																																

前事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)		当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
期末残高相当額		期末残高相当額	
有形固定資産	414百万円	有形固定資産	251百万円
無形固定資産	216百万円	無形固定資産	143百万円
合計	631百万円	合計	394百万円
・未経過リース料期末残高相当額		・未経過リース料期末残高相当額	
1年内	236百万円	1年内	200百万円
1年超	402百万円	1年超	202百万円
合計	639百万円	合計	402百万円
・リース資産減損勘定の期末残高	—百万円	・リース資産減損勘定の期末残高	—百万円
・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失		・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失	
支払リース料	145百万円	支払リース料	245百万円
リース資産減損勘定の取崩額	—百万円	リース資産減損勘定の取崩額	—百万円
減価償却費相当額	140百万円	減価償却費相当額	236百万円
支払利息相当額	6百万円	支払利息相当額	9百万円
減損損失	—百万円	減損損失	—百万円
・減価償却費相当額の算定方法		・減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。		リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	
・利息相当額の算定方法		・利息相当額の算定方法	
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。		リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	
2.オペレーティング・リース取引		2.オペレーティング・リース取引	
・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料		・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	157百万円	1年内	151百万円
1年超	108百万円	1年超	69百万円
合計	265百万円	合計	221百万円

(有価証券関係)

I 前事業年度(平成21年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
該当ありません。

II 当事業年度(平成22年3月31日現在)

子会社及び関連会社株式
該当ありません。

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	42,903
関連会社株式	12,726
合計	55,630

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
貸倒引当金及び貸出金償却損金	貸倒引当金及び貸出金償却損金
算入限度超過額 128,029百万円	算入限度超過額 114,187百万円
退職給付引当金 13,030	有価証券償却損金算入限度超過額 27,291
有価証券償却損金算入限度超過額 9,640	退職給付引当金 13,222
投資損失引当金 3,668	投資損失引当金 3,222
その他有価証券評価差額金 1,664	その他 6,511
その他 5,145	繰延税金資産小計 164,435
繰延税金資産小計 161,178	評価性引当額 <u>△111,449</u>
評価性引当額 <u>△121,044</u>	繰延税金資産合計 52,986
繰延税金資産合計 40,133	繰延税金負債
繰延税金負債	繰延ヘッジ損益 △7,534
繰延ヘッジ損益 <u>△12,217</u>	その他有価証券評価差額金 <u>△1,124</u>
繰延税金負債合計 <u>△12,217</u>	繰延税金負債合計 <u>△8,659</u>
繰延税金資産(負債)の純額 <u>27,915</u> 百万円	繰延税金資産の純額 <u>44,326</u> 百万円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 40.69%	法定実効税率 40.69%
(調整)	(調整)
評価性引当額の増減 △52.35	評価性引当額の増減 △18.95
その他 △0.03	その他 △0.42
税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>△11.69%</u>	税効果会計適用後の法人税等の負担率 21.32%

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	51,896.23円	52,713.58円
1株当たり当期純利益金額(△は1株当たり当期純損失金額)	△3,230.68円	969.04円

(注) 1株当たり当期純利益金額(又は1株当たり純損失金額)の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

	前事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
当期純利益(△は当期純損失)	△129,227百万円	39,834百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円	一百万円
普通株式に係る当期純利益(△は普通株式に係る当期純損失)	△129,227百万円	39,834百万円
普通株式の期中平均株式数	40,000千株	41,107千株

(重要な後発事象)

該当ありません。

④ 附属明細表

当事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

有形固定資産等明細表

(単位:百万円)

資産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却 累計額又は償却 累計額	当期償却額	差引 当期末残高
有形固定資産							
建物	—	—	—	15,035	1,065	665	13,969
土地	—	—	—	147,396	—	—	147,396
リース資産	—	—	—	207	87	59	120
建設仮勘定	—	—	—	126	—	—	126
その他の有形固定資産	—	—	—	744	251	203	492
有形固定資産計	—	—	—	163,509	1,404	928	162,105
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	5,117	1,111	968	4,005
リース資産	—	—	—	143	44	29	99
その他の無形固定資産	—	—	—	969	1	1	968
無形固定資産計	—	—	—	6,230	1,157	999	5,072

(注) 1. 有形固定資産は当事業年度における増加額及び減少額がいずれも当事業年度末における有形固定資産の総額の5%以下であるため、「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

2. 無形固定資産の当期末残高は資産の総額の1%以下であるため、「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

引当金明細表

(単位:百万円)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額(目的使用)	当期減少額(その他)	当期末残高
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	215,438	66,651	70,715	144,722	66,651
個別貸倒引当金	58,374	96,894	4,115	17,216	133,936
うち非居住者向け債権分	3,061	4,094	—	48	7,107
投資損失引当金	9,015	3,189	178	4,106	7,919
賞与引当金	2,217	2,150	2,217	—	2,150
役員賞与引当金	20	22	20	—	22
役員退職慰労引当金	11	26	4	—	34
偶発損失引当金	—	2,815	—	—	2,815
本店移転損失引当金	—	6,536	—	—	6,536
計	285,078	178,285	77,252	166,045	220,065

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

- 一般貸倒引当金……………洗替による取崩額
- 個別貸倒引当金……………回収等による取崩額
- うち非居住者向け債権分……回収等による取崩額
- 投資損失引当金……………自己査定結果による取崩額

○未払法人税等

(単位:百万円)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額(目的使用)	当期減少額(その他)	当期末残高
未払法人税等	20,091	24,048	40,857	—	3,282
未払法人税等	16,308	19,170	33,149	—	2,329
未払事業税	3,782	4,878	7,707	—	952

(2)【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末(平成22年3月31日現在)の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

①資産の部

- 預け金 日本銀行への預け金8,085百万円、他の銀行への預け金120,222百万円であります。
- その他の証券 外国証券180,413百万円、投資事業組合等への出資金117,567百万円その他であります。
- 未収収益 貸出金利息40,695百万円、有価証券利息1,920百万円その他であります。

②負債の部

- 未払費用 借入金利息21,466百万円、債券利息9,819百万円その他であります。

(3)【その他】

該当ありません。

Ⅱ. 参考情報

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 財務諸指標

(1) 貸出金等の状況

① 貸出金等平均残高

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
	金額	金額
貸出金	11,426,261	12,996,959
有価証券(社債)	105,621	159,225

(注) 1. 貸出金等は、貸出金及び有価証券(社債)を指します。

2. 平均残高は、日々の残高の平均に基づき算出しております。

② 貸出金科目別期末残高

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)			当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
証書貸付						
期末残高	12,026,675	—	12,026,675	13,538,070	—	13,538,070
平均残高	11,426,261	—	11,426,261	12,996,959	—	12,996,959
その他						
期末残高	—	—	—	—	—	—
平均残高	—	—	—	—	—	—
合計						
期末残高	12,026,675	—	12,026,675	13,538,070	—	13,538,070
平均残高	11,426,261	—	11,426,261	12,996,959	—	12,996,959

(注) 「国際業務部門」とは、海外店であります。なお、当行には海外店はありせん。

(2) 貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(残高)

(単位：百万円)

業種別	前事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)		業種別	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
	貸出金残高			貸出金残高	
製造業	2,601,152	(21.63%)	製造業	3,265,358	(24.12%)
農業	117	(0.00%)	農業、林業	891	(0.01%)
林業	932	(0.01%)	漁業	—	(—)
漁業	—	(—)	鉱業、採石業、 砂利採取業	38,340	(0.28%)
鉱業	26,897	(0.22%)	建設業	19,967	(0.15%)
建設業	18,924	(0.16%)	電気・ガス・ 熱供給・水道業	1,849,581	(13.66%)
電気・ガス・ 熱供給・水道業	2,025,058	(16.84%)	情報通信業	687,530	(5.08%)
情報通信業	747,876	(6.22%)	運輸業、郵便業	3,687,677	(27.24%)
運輸業	3,451,422	(28.70%)	卸売業、小売業	1,013,610	(7.49%)
卸売・小売業	645,460	(5.37%)	金融業、保険業	475,104	(3.51%)
金融・保険業	323,191	(2.69%)	不動産業、 物品質貸業	1,766,399	(13.05%)
不動産業	1,468,006	(12.21%)	各種サービス業	732,291	(5.41%)
各種サービス業	716,141	(5.95%)	地方公共団体	1,318	(0.01%)
地方公共団体	1,493	(0.01%)	合計	13,538,070	(100.00%)
合計	12,026,675	(100.00%)			

(注) ()内は構成比。

② 地方公共団体の出資または拠出に係る法人(第三セクター)への融資について

当行は、地方公共団体の出資または拠出に係る法人(いわゆる「第三セクター」については、明確な定義がありませんが、以下では地方公共団体が出資または拠出を行っている法人(但し、上場企業は除く)として整理しております)が行う鉄軌道事業、空港ターミナル事業、CATV事業、地下駐車場、再開発・国際会議場等の都市開発事業等の公共性・公益性の高いプロジェクトを対象として、各投融資制度に基づいた投融資等を行っております。これらの事業は、民間事業者では実施が困難な投資回収に長期を要する低収益のものが多くなっております。

これらの法人への当事業年度末の貸出金残高は8,719億円です。

第三セクターに対するリスク管理債権

(単位：百万円)

債権の区分	前事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)		当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
	金額		金額	
破綻先債権	12,139		6,989	
延滞債権	31,347		41,672	
3ヵ月以上延滞債権	—		—	
貸出条件緩和債権	42,611		26,247	
合計	86,098		74,909	

第三セクター向け貸出債権に占めるリスク管理債権の割合が高くなっているのは、第三セクターが行う事業が公共性・公益性が高く、一般的に投資回収に長期を要することに加え、経済低迷の影響で売上実績等が計画を下回った等の理由によるものです。

(3) 借入金等の状況

①借入金等平均残高

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
	金額	金額
債券	3,424,051	3,476,465
借入金	6,827,880	8,546,052
社債	36,074	197,301

- (注) 1. 借入金等は、借入金、債券及び社債を指します。
2. 平均残高は、日々の残高の平均に基づき算出しております。

②借入金の期間別割合



③自行債券の発行残高

(単位：百万円)

	平成20年度末	平成21年度末
政府保証債(国内)	1,001,848	1,151,571
政府保証債(海外)	1,060,947	1,093,761
財投機関債(国内)	1,314,695	1,204,758
財投機関債(海外)	54,105	54,120
社債(国内)	57,000	197,000
社債(海外)	24,423	45,181
合計	3,513,020	3,746,393

④自行債券の期間別残高

(単位：百万円)

前事業年度末残高 (平成21年3月31日)	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超
政府保証債(国内)	—	249,905	79,905	92,758	309,265	270,013
政府保証債(海外)	—	258,472	74,931	150,473	182,963	394,107
財投機関債(国内)	109,994	374,954	389,929	149,968	194,910	94,937
財投機関債(海外)	—	2,153	49,952	—	—	2,000
社債(国内)	—	33,000	24,000	—	—	—
社債(海外)	7,100	7,411	9,911	—	—	—
合計	117,094	925,896	628,630	393,200	687,139	761,058
当事業年度末残高 (平成22年3月31日)	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超
政府保証債(国内)	199,768	99,601	79,650	142,747	359,805	269,998
政府保証債(海外)	99,782	233,275	107,286	259,350	15	394,051
財投機関債(国内)	99,945	494,922	279,960	104,973	129,985	94,970
財投機関債(海外)	2,138	49,982	—	—	—	2,000
社債(国内)	—	93,000	94,000	—	10,000	—
社債(海外)	1,500	15,886	27,794	—	—	—
合計	403,134	986,668	588,692	507,071	499,806	761,020

(4) 損益の状況

① 損益の概要

(単位：百万円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)		(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
業務粗利益	46,126		119,931	
経費(除く臨時処理分)	△15,225		△31,722	
人件費	△9,398		△18,589	
物件費	△5,021		△11,184	
税金	△805		△1,948	
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	30,901		88,209	
のれん償却額	—		—	
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	30,901		88,209	
一般貸倒引当金繰入額	△103,875		—	
業務純益	△72,974		88,209	
うち債券関係損益	△147		△28,405	
臨時損益	△46,005		△36,522	
株式関係損益	△12,000		△23,162	
不良債権処理損失	△21,674		△8,793	
貸出金償却	△2,583		△2,413	
個別貸倒引当金繰入額	△18,728		△3,605	
偶発損失引当金繰入額	—		△2,815	
その他の債権売却損等	△361		41	
その他臨時損益	△12,330		△4,566	
経常利益(△は経常損失)	△118,979		51,687	
特別損益	3,277		△1,060	
うち固定資産処分損益	△8		△35	
うち償却債権取立益	3,316		4,594	
うち本店移転損失引当金繰入額	—		△6,536	
税引前当期純利益 (△は税引前当期純損失)	△115,701		50,626	
法人税、住民税及び事業税	20,016		25,308	
法人税等調整額	△6,490		△14,516	
法人税等合計	13,525		10,792	
当期純利益(△は当期純損失)	△129,227		39,834	

(注) 1. 業務粗利益=資金運用収支+役務取引等収支+その他業務収支

2. 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金繰入額

3. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除いたものであります。

4. 債券関係損益=国債等債券売却益(+国債等債券償還益)-国債等債券売却損(-国債等債券償還損)-国債等債券償却

5. 株式関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却-投資損失引当金繰入額

② 営業経費の内訳

(単位：百万円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)		(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
給与・手当	7,602		14,814	
退職給付費用	1,114		2,469	
福利厚生費	1,040		1,987	
減価償却費	596		1,927	
土地建物機械賃借料	765		1,365	
営繕費	739		1,620	
消耗品費	193		533	
給水光熱費	164		316	
旅費	314		631	
通信費	212		245	
広告宣伝費	40		13	
租税公課	805		1,948	
その他	1,634		3,848	
合計	15,225		31,722	

(注) 損益計算書中の「営業経費」の内訳であります。

③部門別損益の内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)			当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用収支	51,738	—	51,738	119,370	—	119,370
資金運用収益	135,733	—	135,733	299,429	—	299,429
資金運用費用	83,995	—	83,995	180,058	—	180,058
役務取引等収支	4,486	—	4,486	14,739	—	14,739
役務取引等収益	4,626	—	4,626	15,768	—	15,768
役務取引等費用	140	—	140	1,028	—	1,028
その他業務収支	△10,097	—	△10,097	△14,179	—	△14,179
その他業務収益	632	—	632	19,880	—	19,880
その他業務費用	10,730	—	10,730	34,059	—	34,059
業務粗利益	46,126	—	46,126	119,931	—	119,931
業務粗利益率	0.73%	—	0.73%	0.82%	—	0.82%

(注) 1. 前事業年度は、平成20年10月1日から同21年3月31日までの6ヶ月間であるため、業務粗利益率については年換算のうえ、数値を記載しております。
2. 「国際業務部門」とは、海外店であります。なお、当行には海外店はありませぬ。

④資金運用勘定・調達勘定の分析

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)			当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用勘定						
平均残高	12,598,282	—	12,598,282	14,647,888	—	14,647,888
利息	135,733	—	135,733	299,429	—	299,429
利回り	2.16%	—	2.16%	2.04%	—	2.04%
うち貸出金						
平均残高	11,426,261	—	11,426,261	12,996,959	—	12,996,959
利息	131,160	—	131,160	278,493	—	278,493
利回り	2.30%	—	2.30%	2.14%	—	2.14%
うち有価証券						
平均残高	818,508	—	818,508	1,270,224	—	1,270,224
利息	4,064	—	4,064	13,438	—	13,438
利回り	1.00%	—	1.00%	1.06%	—	1.06%
うち預け金						
平均残高	46,489	—	46,489	80,261	—	80,261
利息	106	—	106	100	—	100
利回り	0.46%	—	0.46%	0.13%	—	0.13%
資金調達勘定						
平均残高	10,288,615	—	10,288,615	12,273,218	—	12,273,218
利息	83,995	—	83,995	180,058	—	180,058
利回り	1.64%	—	1.64%	1.47%	—	1.47%
うち債券・社債						
平均残高	3,460,125	—	3,460,125	3,673,766	—	3,673,766
利息	26,207	—	26,207	57,514	—	57,514
利回り	1.52%	—	1.52%	1.57%	—	1.57%
うち借入金						
平均残高	6,827,880	—	6,827,880	8,546,052	—	8,546,052
利息	55,906	—	55,906	122,474	—	122,474
利回り	1.64%	—	1.64%	1.43%	—	1.43%

(注) 1. 前事業年度は、平成20年10月1日から同21年3月31日までの6ヶ月間であるため、利回りについては年換算のうえ、数値を記載しております。
2. 「国際業務部門」とは、海外店であります。なお、当行には海外店はありませぬ。

⑤ 役務取引等収支の内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)			当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
役務取引等収益	4,626	—	4,626	15,768	—	15,768
うち預金・貸出業務	3,303	—	3,303	12,661	—	12,661
役務取引等費用	140	—	140	1,028	—	1,028
うち為替業務	—	—	—	—	—	—
役務取引等収支	4,486	—	4,486	14,739	—	14,739

(注) 「国際業務部門」とは、海外店であります。なお、当行には海外店はありません。

⑥ その他業務収支の内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)			当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
その他業務収支	△10,097	—	△10,097	△14,179	—	△14,179
外国為替売買損益	632	—	632	△4,314	—	△4,314
国債等債券損益	△147	—	△147	△28,405	—	△28,405
その他	△10,582	—	△10,582	18,540	—	18,540

(注) 「国際業務部門」とは、海外店であります。なお、当行には海外店はありません。

(5) 諸比率等

① 利鞘

(単位：%)

	前事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)		当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
	(1) 資金運用利回①	2.16	2.04	2.14
(イ) 貸出金利回	2.30	2.14	1.06	
(ロ) 有価証券利回	1.00			
(2) 資金調達原価②	1.94	1.73	—	1.47
(イ) 預金等利回	—	—	—	—
(ロ) 外部負債利回	1.65	1.47		
(3) 総資金利鞘①-②	0.22	0.31		

(注) 1. 「外部負債」=債券+コールマネー+借入金+社債。

2. 前事業年度は、平成20年10月1日から同21年3月31日までの6ヵ月間であるため、利回りについては年換算のうえ、数値を記載しております。

② 1株当たり情報

	前事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)		当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
	1株当たり純資産額	51,896.23円	52,713.58円	
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	△3,230.68円	969.04円		

(注) 1株当たり当期純利益金額(又は1株当たり純損失金額)の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

	前事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)		当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
	当期純利益(△は当期純損失)	△129,227百万円	39,834百万円	—百万円
普通株主に帰属しない金額	—百万円	—百万円		
普通株式に係る当期純利益 (△は普通株式に係る当期純損失)	△129,227百万円	39,834百万円		
普通株式の期中平均株式数	40,000千株	41,107千株		

③利益率

(単位：%)

	前事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)		当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
	ROA			
総資産業務純利益率 (一般貸倒引当金繰入前)		0.24		0.60
総資産経常利益率		△0.93		0.35
総資産当期純利益率		△1.01		0.27
ROE				
自己資本業務純利益率 (一般貸倒引当金繰入前)		1.43		4.06
自己資本経常利益率		△5.52		2.38
自己資本当期純利益率		△5.99		1.83

(注) 前事業年度は平成20年10月1日から同21年3月31日までの6ヶ月間でありますが、当期純利益を用いて年換算をせずに算出しております。

④支払承諾の残高内訳

種類	前事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)		当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
保証	57	160,276	58	195,172

⑤1店舗当たり貸出金

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1店舗当たり貸出金	1,093,334	1,230,733

⑥職員一人当たり貸出金

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
職員一人当たり貸出金	11,303	12,546

⑦中小企業等貸出金

		前事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
中小企業等貸出金残高①	百万円	2,526,874	1,909,548
総貸出金残高②	百万円	12,026,675	13,538,070
中小企業等貸出金比率①/②	%	21.01	14.11
中小企業等貸出先件数③	件	1,614	1,667
総貸出先件数④	件	3,546	3,505
中小企業等貸出先件数比率③/④	%	45.52	47.56

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

3. 中小企業等貸出金につきましては、当事業年度より、投資法人等宛の貸出金残高を控除のうえ、集計を行っております。なお、同様の前提における前事業年度の中小企業等貸出金残高は2,207,174百万円、中小企業等貸出金比率は18.35%、中小企業等貸出先件数は1,471件、中小企業等貸出先件数比率は41.48%となっております。

2. 開示債権と引当・保全の状況

資産自己査定、債権保全状況(平成22年3月末)(単体)

(単位: 億円)

債務者区分	金融再生法に基づく開示債権	非分類～Ⅱ分類	Ⅲ分類	(Ⅳ分類)	貸倒引当金	(参考)引当金及び担保・保証等によるカバー率	リスク管理債権
破綻先 実質破綻先 5,023	破産更生債権 およびこれら に準ずる債権 5,023	うち担保・保証・引当金によるカバー 5,023 うち引当金 609	引当率100.0% 引当金は 非分類に計上	(部分直接償却) 851	1,339	100.0%	破綻先債権 4,976
破綻懸念先 1,380	危険債権 1,380	うち担保・保証・引当金によるカバー 1,380 うち引当金 730	引当率100.0% 引当金は 非分類に計上	(部分直接償却) 21		100.0%	延滞債権 1,407
要管理先債権 617	要管理債権 437	うち担保・保証 によるカバー 211	信用部分に 対する引当率 77.9%	(部分直接償却) 4		88.5%	3ヵ月以上 延滞債権及び 貸出条件緩和債権 437
要注意先 3,046	正常債権 130,902				667	債権残高に 対する引当率 11.0%	
正常先 127,677						債権残高に 対する引当率 0.1%	
債権残高合計 137,743	債権合計 137,743				貸倒引当金 合計 2,006	債権残高に 対する引当率 1.5%	リスク 管理債権 6,821

- (注) 1. 「要管理債権」は、個別貸出金ベースで、リスク管理債権における3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に一致します。
「要管理先債権」は、「要管理債権」を有する債務者に対する総与信額です。
2. リスク管理債権の合計額と金融再生法開示債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに要管理債権の合計額の差額は、金融再生法開示債権に含まれる貸出金以外の債権額です。
3. 要管理債権及び危険債権のⅣ分類は、実質破綻先及び破綻先から債務者区分が上方遷移した取引先に対するものです。
4. 本表の金額につきましては、リスク管理債権は単位未満切り捨て、その他の金額につきましては、単位未満四捨五入にて表示しております。

(参考情報)

(1) 資産自己査定について

当行は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、債務者区分及び資産分類を実施しています。

格付及び資産自己査定の実施にあたっては、投融資部門から独立した審査部がこれを決定し、資産自己査定結果については取締役会に報告しています。

また、資産自己査定の結果については、銀行法に基づくリスク管理債権及び金融再生法開示債権も含めて、資産の分類及び集計の妥当性について監査法人による監査を受け、リスク管理債権及び金融再生法開示債権を開示しています。

(注) 当行では、原則として債権等に対する取立不能見込額を部分直接償却する会計処理を実施しております。

(2) 金融再生法に基づく開示債権

資産査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分しています。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権

3. 要管理債権

3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権

4. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権

(3) 銀行法に基づくリスク管理債権

1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものに該当する貸出金

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、1.に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のもに該当する貸出金

3. 3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金(1.及び2.に掲げるものを除く。)

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1.～3.に掲げるものを除く。)

3. 金融再生法開示債権の状況

金融再生法開示債権(部分直接償却実施後)(単体)

(単位:百万円)

	前事業年度末 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度末 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	21,077	502,298
危険債権	115,389	138,016
要管理債権	56,818	43,749
小計	193,285	684,065
正常債権	12,090,282	13,090,244
合計	12,283,567	13,774,309

(単位:百万円)

	前事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
部分直接償却実施額	51,303	115,954

開示債権合計残高(未残、部分直接償却実施後)に対する比率

(単位:%)

	前事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0.17	3.65
危険債権	0.94	1.00
要管理債権	0.46	0.32
正常債権	98.43	95.03

保全状況

(単位:%)

	前事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
保全率(部分直接償却実施後)		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	100.0	100.0
危険債権	99.5	100.0
要管理債権	89.1	88.5
信用部分に対する引当率 (部分直接償却実施後)		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	100.0	100.0
危険債権	98.8	100.0
要管理債権	73.1	77.9
その他の債権に対する引当率 (部分直接償却実施後)		
要管理先債権以外の要注先債権	31.1	11.0
正常先債権	0.1	0.1

4. リスク管理債権の状況

リスク管理債権(部分直接償却実施後)(単体)

(単位:百万円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)		(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
破綻先債権	18,967		497,652	
延滞債権	113,773		140,720	
3ヵ月以上延滞債権	23		23	
貸出条件緩和債権	56,795		43,726	
合計	189,559		682,123	

貸出金残高(未残、部分直接償却実施後)に対する比率(単体)

(単位:%)

	前事業年度		当事業年度	
	(自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)		(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
破綻先債権	0.16		3.68	
延滞債権	0.95		1.04	
3ヵ月以上延滞債権	0.00		0.00	
貸出条件緩和債権	0.47		0.32	
リスク管理債権合計/貸出金残高(未残)	1.58		5.04	

業種別リスク管理債権(単体)

(単位:百万円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)		(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
製造業	14,742		20,693	
農・林・漁業	17		—	
鉱業	—		—	
建設業	6,700		—	
電気・ガス・ 熱供給・水道業	3,259		2,600	
情報通信業	5,858		2,850	
運輸業	41,588		5,668	
卸売・小売業、 飲食店	12,807		527,181	
金融・保険業	3,670		17,254	
不動産業	57,925		3,450	
各種サービス業	42,991		64,759	
地方公共団体	—		37,664	
合計	189,559		682,123	

5. 自己資本比率の状況

当行は、銀行法第14条の2の適用を受けておりませんが、自己資本比率告示に基づく自己資本比率（バーゼルⅡ／標準的手法、国際統一基準）を算出する等、当該趣旨に準じた対応を図っております。

なお本表は、全国銀行協会の雛形に則した表示としております。

(参考)

自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出において標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出において基礎的手法を採用しております。また、当行はマーケット・リスク規制を導入しておりません。

連結自己資本比率(国際統一基準)

(単位：百万円)

項目		平成21年3月31日 金額	平成22年3月31日 金額
基本的項目 (Tier 1)	資本金	1,000,000	1,181,194
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	1,157,715	1,060,466
	利益剰余金	△96,363	40,779
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	10,033
	その他有価証券の評価差損(△)	1,772	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	9,690	22,787
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—	—	
繰延税金資産の控除前の(基本的項目)計(上記各項目の合計額)	—	—	
繰延税金資産の控除金額(△)	—	—	
計 (A)	2,069,269	2,295,193	
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 ^(注1)	—	—
	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から	—	5,590
	帳簿価額の合計額を控除した額の45%	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	215,245	66,416
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	—	—
うち永久劣後債務 ^(注2)	—	—	
うち期限付劣後債務及び期限付優先株 ^(注3)	—	—	
計	215,245	72,007	
うち自己資本への算入額 (B)	111,943	72,007	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
うち自己資本への算入額 (C)	—	—	
控除項目 (注4) (D)	489,607	525,195	
自己資本額 (E)	(A) + (B) + (C) - (D)	1,691,606	1,842,005
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	8,267,755	9,023,320
	オフ・バランス取引等項目	509,819	391,471
	信用リスク・アセットの額 (F)	8,777,574	9,414,792
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)	—	—
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	—	—
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J)/8%) (I)	177,936	213,311
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	14,234	17,064
	信用リスク・アセット調整額 (K)	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額 (L)	—	—	
計((F)+(G)+(I)+(K)+(L)) (M)	8,955,510	9,628,103	
連結自己資本比率(国際統一基準) = E / M × 100(%)	18.88	19.13	
(参考)Tier 1比率 = A / M × 100(%)	23.10	23.83	

(注) 1. 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済みのものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。

4. 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国際統一基準)

(単位:百万円)

項目		平成21年3月31日	平成22年3月31日
		金額	金額
基本的項目 (Tier 1)	資本金	1,000,000	1,181,194
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	1,157,715	1,060,466
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	—	—
	その他利益剰余金	△97,248	39,834
	その他	—	—
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	10,033
	その他有価証券の評価差損(△)	2,425	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の(基本的項目)計(上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
計 (A)	2,058,040	2,271,461	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 ^(注1)	—	—	
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から 帳簿価額の合計額を控除した額の45%	—	3,697
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	215,438	66,651
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務 ^(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 ^(注3)	—	—
計	215,438	70,349	
うち自己資本への算入額 (B)	111,858	70,349	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務 うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目 (D)	控除項目 ^(注4)	495,906	532,341
自己資本額 (E)	(A) + (B) + (C) - (D)	1,673,992	1,809,469
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	8,261,475	9,024,275
	オフ・バランス取引等項目	509,419	391,471
	信用リスク・アセットの額 (F)	8,770,895	9,415,746
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)	—	—
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	—	—
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J)/8%) (I)	177,776	212,148
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	14,222	16,971
信用リスク・アセット調整額 (K)	—	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額 (L)	—	—	
計((F)+(G)+(I)+(K)+(L)) (M)	8,948,672	9,627,895	
単体自己資本比率(国際統一基準) = E / M × 100(%)	18.70	18.79	
(参考)Tier 1 比率 = A / M × 100(%)	22.99	23.59	

(注) 1. 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第18条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済みのものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第18条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。

4. 告示第20条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

Ⅲ. 自己資本充実の状況

自己資本比率は、銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成十八年三月二十七日金融庁告示第十九号。以下、「自己資本比率告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について国際統一基準にて算出しております。

なお当行は本件情報開示の時点（平成22年7月現在）において、銀行法第十四条の二の適用を受けておりませんが、参考として自己資本比率告示に基づく自己資本比率を開示します。

自己資本比率計測にあたっては、信用リスクについて標準的手法を、オペレーショナル・リスクについては基礎的手法を採用しております。また、当行はトレーディング(特定取引)業務を行っておらず、自己資本比率告示第四条及び第十六条に該当するため、マーケット・リスク相当額を計測にあたり不算入としております。

【1】自己資本比率の状況(連結)

定性的な開示事項

1. 連結の範囲に関する事項	<p>当行の連結自己資本比率は、自己資本比率告示第三条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号（以下「連結財務諸表規則」という。））に基づき連結の範囲に含まれる会社に相違点はありません。連結グループのうち、連結子会社は13社であり、新規事業投資（株）（新規事業を行う者に対する出資等）、DBJクレジット・ライン（株）（信託受益権の取得、信託の運用委託及び指図等）等です。</p> <p>自己資本比率告示第九条が適用される金融業務を営む関連法人、同告示第八条第一項第二号イから八までに掲げる控除項目の対象となる会社、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第十六条の二第一項第十一号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの及び同項第十二号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社は、いずれも存在しません。</p> <p>連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等につきましては、該当事項はありません。</p>
2. 自己資本調達手段の概要	<p>自己資本については、日本国政府からの全額出資となっています。</p>
3. 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	<p>自己資本の充実度に関しましては、信用リスク、金利リスク、オペレーショナル・リスクを計量化し、それらの合計額と自己資本額を比較することによって、自己資本の余力を計測しております。この余力を以て、計量化できないリスクや不測の事態への対応、新規融資等のリスクテイクに十分かどうか判断し、業務運営の方向性を設定しております。</p>
4. 信用リスクに関する事項	<p>イ. リスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>融資・債務保証先の財務状況の悪化等により、資産価値が減少ないし消滅し、当行が損失を被るリスクを信用リスクと定義し、このうち一定の計測期間において平均的に発生が見込まれる損失を「予想損失」(EL)、平均的に見込まれる損失額を超えて発生する損失を「予想外損失」(UL)として、ULと自己資本額とを定期的に比較して自己資本の余力を計測しております。</p> <p>ロ. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称</p> <p>当行では、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは実施しておりません。</p> <p>(株)格付投資情報センター(R&I)、(株)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)。</p>
5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	<p>与信先の信用力の高低により必要に応じて担保・保証を取得しており、その取得にあたっては担保物件の処分により回収が確実と見込まれる金額の多寡や保証人の信用力等の観点から個々に有効性を判断しております。</p> <p>担保評価等は、原則として投融資部店からの依頼に基づき、審査部が実施しております。投融資部店及び審査部はこの結果に基づき信用リスク管理を行っており、また原則全ての担保物件について年1～2回の評価の見直しを実施して、担保物件の最新の状況を把握しております。</p>

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

取引相手の格付や与信額の規模等を定期的に参照して、取引開始の可否の決定や既存取引のリスク把握を実施しています。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

当行が保有している証券化エクスポージャーはクレジット・デリバティブに該当するものを除けば、その多くが内部格付手法における「特定貸付債権（自己資本比率告示第一条第四十七号）」に該当しており、それらのエクスポージャーについては通常の企業向け与信に適用される行内格付とは異なる、特定貸付債権の特性により適した評点制度に基づき格付を付与し、その高低に応じたリスク管理を実施しております。なお、当該格付はエクスポージャーの新規取得時に付与するのみならず、その後も定期的に見直しを行っております。

また、当行は主に投資家として証券化取引に取り組んでおり、取得したエクスポージャーについては満期までの保有を原則としております。

ロ. 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当行は標準的手法を採用しております。

ハ. 証券化取引に関する会計方針

当行では投資家として証券化取引を行っております。当該取引に対する会計処理に関しては、「金融商品に関する会計基準」等に従って適正な処理を行っております。

ニ. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しています。なお、投資の種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っておりません。

(株)格付投資情報センター(R&I)、(株)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ(S&P)。

8. マーケット・リスクに関する事項

当行は、自己資本比率告示第四条に基づき、マーケット・リスク相当額に係る額を算入しておりません。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

当行では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは機能しないこと、もしくは外生的事象により損失が発生するリスク」と定義しております。

当行は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針を定めています。

当行は、各店舗にオペレーショナル・リスク・オフィサーを設置しリスクに関するデータ収集手続を定める等、リスクの把握やデータベースの整備を図っております。

また、金融業務の高度化・多様化等の進展に伴い生じうる多様なオペレーショナル・リスクを、適切に特定、評価・計測、モニタリング、コントロールするための管理手法・管理態勢の整備・強化に取り組んでおります。

ロ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当行は基礎的手法を採用しております。

10. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

当行では、投資先の財務状況の悪化、または市場環境の変化等により、資産（オフバランス資産を含む）の経済価値が減少ないし消滅し、当行が損失を被るリスクを投資リスクと定義しております。新規のエクスポージャー取得にあたっては投資分野等ごとに投資リスクに見合うリターンが見込めるか検討を行い、その後も保有エクスポージャーのパフォーマンス評価を定期的実施しております。

11. 銀行勘定における金利
リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

長期かつ固定金利での貸付が多くを占めますが、これに見合う長期固定の調達等により金利リスクの低減化を図っております。金利リスクの計測手法としてはValue at Risk (VaR) やパーゼルIIのいわゆる「標準化された金利ショック」^(※)を算出して経済価値の観点からの各リスク量を把握しております

(※) 下欄「ロ」の②及び③の計測手法

定期的にVaRや200bpValueと自己資本とを比較し、金利リスクが自己資本の一定範囲に収まることを確認しております。

ロ. 銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

当行では、以下の方法により金利リスクを算定しております。

- ① VaR：保有期間1年、観測期間5年、信頼区間99.9%、ヒストリカル法により計測
 - ② 保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値
 - ③ 200bpValue (ベイス・ポイント・バリュー)：標準的な金利ショックとして金利が2%平行移動した場合の経済価値変動額を計測
- (②及び③は、パーゼルIIにおけるいわゆる「標準化された金利ショック」の手法に該当しております。)

定量的な開示事項

1. 自己資本比率告示第八条第一項第二号イからハまで又は第三十一条第一項第二号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
該当ありません。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成20年度 (平成21年3月31日)	平成21年度 (平成22年3月31日)
イ. 信用リスクに対する所要自己資本の額合計	702,205	753,183
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	650,833	708,121
(i) 日本国政府・地方公共団体等向け	0	0
(ii) 金融機関向けエクスポージャー	5,111	6,443
(iii) 法人等向けエクスポージャー	613,433	665,586
(iv) 出資等のエクスポージャー	16,536	18,123
(v) その他エクスポージャー	15,752	17,968
② 証券化エクスポージャー	51,372	45,062
ロ. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額	—	—
ハ. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	14,234	17,064
ニ. 連結総所要自己資本額(イ+ロ+ハ)	716,440	770,248
ホ. 連結自己資本比率及び連結における基本的項目比率		
連結自己資本比率	18.88%	19.13%
基本的項目比率	23.10%	23.83%

3. 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成20年度 (平成21年3月31日)	平成21年度 (平成22年3月31日)
貸出金	11,562,800	12,970,521
出資・ファンド	216,535	255,014
コミットメント・支払承諾見返	379,029	396,136
債券(国債・社債等)	888,443	916,690
現先・コールローン	520,972	304,998
その他	375,860	496,229
合計	13,943,641	15,339,590

ロ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち次に掲げる区分ごとの額

(1) 地域別

(単位:百万円)

	平成20年度 (平成21年3月31日)	平成21年度 (平成22年3月31日)
国内合計	13,943,566	15,338,656
海外合計	75	934

(注)「海外」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には海外店はありません。

(2) 業種別又は取引相手別

(単位:百万円)

	平成20年度 (平成21年3月31日)	平成21年度 (平成22年3月31日)
製造業	2,832,973	3,514,512
農林水産業	1,221	1,063
鉱業	26,965	36,243
建設業	58,995	25,622
卸売・小売業	875,540	1,130,017
金融保険業	1,149,726	1,134,074
不動産業	1,276,177	1,439,661
運輸通信業	4,064,028	4,275,122
電気・ガス・水道業	2,028,789	1,879,565
サービス業	1,137,269	965,183
その他	491,953	938,522

(3) 残存期間別

(単位:百万円)

	平成20年度 (平成21年3月31日)	平成21年度 (平成22年3月31日)
5年以下	5,043,231	5,884,768
5年超10年以下	4,818,836	5,715,819
10年超15年以下	2,646,779	2,336,480
15年超	1,040,599	913,910
期間のないもの	394,194	488,611

ハ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額(信用リスク削減手法の効果を勘案した後の額) (単位: 百万円)

		平成20年度 (平成21年3月31日)	平成21年度 (平成22年3月31日)
リスク・ウェイト	0%	753,431	895,996
同	10%	294	175,621
同	20%	4,624,103	4,074,386
同	50%	2,743,958	3,932,772
同	100%	5,444,070	6,021,593
同	150%	263,014	20,732

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減効果が適用されたエクスポージャー

(単位: 百万円)

	平成20年度 (平成21年3月31日)	平成21年度 (平成22年3月31日)
適格金融資産担保	375,963	179,985
保証又はクレジット・デリバティブ	1,852,601	1,619,222

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位: 百万円)

	平成20年度 (平成21年3月31日)	平成21年度 (平成22年3月31日)
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・ エクスポージャー方式	カレント・ エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	117,323	116,247
グロスのアドオン額と取引種類別の内訳	103,801	110,838
うち金利関連取引	60,822	68,724
うち外国為替関連取引	40,079	39,314
うちクレジット・デリバティブ取引	2,900	2,800
ネットिंगによる与信相当額削減額	110,391	124,489
ネットの与信相当額	110,732	102,596
うちネット再構築コストの額	53,719	43,590
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの 想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、 プロテクションの購入又は提供の別に区分した額		
クレジット・デフォルト・スワップ提供	861,210	390,449
クレジット・デフォルト・スワップ購入	451,100	56,000
信用リスク削減手法の効果を勘案するために 用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	393,100	—

(注1) 派生商品取引において、担保による信用リスク削減手法は実施していません。

(注2) 与信相当額の算出の対象となるクレジット・デリバティブは、証券化エクスポージャーに該当するものを含んでおり、別掲の証券化エクスポージャーと一部データにつき重複があるほか、いわゆるシングルネームCDSの提供につきましては支払承諾と構成して参照企業に対する法人等向けエクスポージャーとして計測しているものも含んでおります。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャー

該当ありません。

ロ. 連結グループが投資家である証券化エクスポージャー

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位: 百万円)

	平成20年度 (平成21年3月31日)	平成21年度 (平成22年3月31日)
ストラクチャード・ファイナンス	613,337	723,423
クレジット・デリバティブ	739,574	290,299
ファンド(注)	192,854	189,701

(注) ファンド保有資産をルックスルーしたものであり、ファンド向けコミットメントを含みます。

(2) 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位：百万円)

			平成20年度 (平成21年3月31日)	平成21年度 (平成22年3月31日)
リスク・ウェイト	20%	残高	594,454	380,274
		所要自己資本額	9,511	6,084
同上	50%	残高	201,778	31,334
		所要自己資本額	8,071	1,253
同上	100%	残高	261,237	311,581
		所要自己資本額	20,899	24,926
同上	350%	残高	35,000	36,440
		所要自己資本額	9,800	10,203
同上	自己資本控除	残高	437,337	429,016
		所要自己資本額	—	—
同上	その他(注)	残高	15,958	14,776
		所要自己資本額	3,090	2,594

(注) 自己資本比率告示附則第十五条の経過措置を適用したエクスポージャー等。

(3) 自己資本比率告示第二百四十七条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び

原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成20年度 (平成21年3月31日)	平成21年度 (平成22年3月31日)
ストラクチャード・ファイナンス ファンド(注)	244,482 192,854	239,982 189,701

(注) ファンド保有資産をルックスルーしたものであり、ファンド向けコミットメントを含みます。

(4) 自己資本比率告示附則第十五条の適用(証券化エクスポージャーに関する経過措置)により算出される

信用リスク・アセットの額

(単位：百万円)

	平成20年度 (平成21年3月31日)	平成21年度 (平成22年3月31日)
信用リスク・アセット額	38,635	32,361

7. マーケット・リスクに関する事項

当行は、自己資本比率告示第四条に該当するため、マーケット・リスク相当額に係る額を算入しておりません。

8. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	平成20年度 (平成21年3月31日)	平成21年度 (平成22年3月31日)
イ. 連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る 連結貸借対照表計上額		
上場株式等エクスポージャー	28,961	25,236
上場株式等エクスポージャー以外の出資等又は 株式等エクスポージャー	180,170	225,851
ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却損益の額	3,204	△1,199
出資等又は株式等エクスポージャーの償却に伴う損益の額	14,558	22,334
ハ. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で 認識されない評価損益の額	△1,667	11,091
ニ. 自己資本比率告示第六条第一項第一号の規定により 補完的項目に算入した額	—	5,590

(注1) 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額は、ありません。

(注2) 自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーの額は、ありません。

9. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー

信用リスク・アセットのみなし計算を適用したエクスポージャーは、ありません。

10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

	平成20年度 (平成21年3月31日)	平成21年度 (平成22年3月31日)
金利ショックに対する経済的価値の増減額	保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1%マイル値と99%マイル値の測定による金利ショックに伴う経済的価値の減少額 194億円	保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1%マイル値と99%マイル値の測定による金利ショックに伴う経済的価値の減少額 83億円

【2】自己資本比率の状況(単体)

定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要	自己資本については、日本国政府からの全額出資となっています。
2. 銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	自己資本の充実度に関しましては、信用リスク、金利リスク、オペレーショナル・リスクを計量化し、それらの合計額と自己資本額を比較することによって、自己資本の余力を計測しております。この余力を以て、計量化できないリスクや不測の事態への対応、新規融資等のリスクテイクに十分かどうか判断し、業務運営の方向性を設定しております。
3. 信用リスクに関する事項	<p>イ. リスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>融資・債務保証先の財務状況の悪化等により、資産価値が減少ないし消滅し、当行が損失を被るリスクを信用リスクと定義し、このうち一定の計測期間において平均的に発生が見込まれる損失を「予想損失」(EL)、平均的に見込まれる損失額を超えて発生する損失を「予想外損失」(UL)として、ULと自己資本額とを定期的に比較して自己資本の余力を計測しております。</p> <p>ロ. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称</p> <p>当行では、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは実施しておりません。</p> <p>(株)格付投資情報センター(R&I)、(株)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)。</p>
4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	<p>与信先の信用力の高低により必要に応じて担保・保証を取得しており、その取得にあたっては担保物件の処分により回収が確実と見込まれる金額の多寡や保証人の信用力等の観点から個々に有効性を判断しております。</p> <p>担保評価等は、原則として投融資部店からの依頼に基づき、審査部が実施しております。投融資部店及び審査部はこの結果に基づき信用リスク管理を行っており、また原則全ての担保物件について年1～2回の評価の見直しを実施して、担保物件の最新の状況を把握しております。</p>
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	取引相手の格付や与信額の規模等を定期的に参照して、取引開始の可否の決定や既存取引のリスク把握を実施しています。
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	<p>イ. リスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>当行が保有している証券化エクスポージャーはクレジット・デリバティブに該当するものを除けば、その多くが内部格付手法における「特定貸付債権(自己資本比率告示第一条第四十七号)」に該当しており、それらのエクスポージャーについては通常の企業向け与信に適用される行内格付とは異なる、特定貸付債権の特性により適した評点制度に基づき格付を付与し、その高低に応じたリスク管理を実施しております。なお、当該格付はエクスポージャーの新規取得時に付与するのみならず、その後も定期的に見直しを行っております。</p> <p>また、当行は主に投資家として証券化取引に取り組んでおり、取得したエクスポージャーについては満期までの保有を原則としております。</p> <p>ロ. 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称</p> <p>当行は標準的手法を採用しております。</p> <p>ハ. 証券化取引に関する会計方針</p> <p>当行では投資家として証券化取引を行っております。当該取引に対する会計処理に関しては、「金融商品に関する会計基準」等に従って適正な処理を行っております。</p> <p>ニ. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称</p> <p>証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しています。なお、投資の種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っていません。</p> <p>(株)格付投資情報センター(R&I)、(株)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)。</p>

7. マーケット・リスクに関する事項	当行は、自己資本比率告示第十六条に基づき、マーケット・リスク相当額に係る額を算入しておりません。
8. オペレーショナル・リスクに関する事項	<p>イ. リスク管理の方針及び手順の概要</p> <p>当行では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは機能しないこと、もしくは外生的事象により損失が発生するリスク」と定義しております。</p> <p>当行は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針を定めています。</p> <p>当行は、各店舗にオペレーショナル・リスク・オフィサーを設置しリスクに関するデータ収集手順を定める等、リスクの把握やデータベースの整備を図っております。</p> <p>また、金融業務の高度化・多様化等の進展に伴い生じうる多様なオペレーショナル・リスクを、適切に特定、評価・計測、モニタリング、コントロールするための管理手法・管理態勢の整備・強化に取り組んでおります。</p> <p>ロ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称</p> <p>当行は基礎的手法を採用しております。</p>
9. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手順の概要	<p>当行では、投資先の財務状況の悪化、または市場環境の変化等により、資産（オフバランス資産を含む）の経済価値が減少ないし消滅し、当行が損失を被るリスクを投資リスクと定義しております。新規のエクスポージャー取得にあたっては投資分野等ごとに投資リスクに見合うリターンが見込めるか検討を行い、その後も保有エクスポージャーのパフォーマンス評価を定期的実施しております。</p>
10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項	<p>イ. リスク管理の方針及び手順の概要</p> <p>長期かつ固定金利での貸付が多くを占めますが、これに見合う長期固定の調達等により金利リスクの低減化を図っております。金利リスクの計測手法としてはValue at Risk (VaR) やパーゼルIIのいわゆる「標準化された金利ショック」(*)を算出して経済価値の観点からの各リスク量を把握しております。</p> <p>(*) 下欄「ロ」の②及び③の計測手法</p> <p>定期的にVaRや200bpValueと自己資本とを比較し、金利リスクが自己資本の一定範囲に収まることを確認しております。</p> <p>ロ. 銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要</p> <p>当行では、以下の方法により金利リスクを算定しております。</p> <p>① VaR：保有期間1年、観測期間5年、信頼区間99.9%、ヒストリカル法により計測</p> <p>② 保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値</p> <p>③ 200bpValue (ベシス・ポイント・バリュー)：標準的な金利ショックとして金利が2%平行移動した場合の経済価値変動額を計測</p> <p>(②及び③は、パーゼルIIにおけるいわゆる「標準化された金利ショック」の手法に該当しております。)</p>

定量的な開示事項

1. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成20年度 (平成21年3月31日)	平成21年度 (平成22年3月31日)
イ. 信用リスクに対する所要自己資本の額合計	701,671	753,259
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	650,299	708,297
(i) 日本国政府・地方公共団体等向け	0	0
(ii) 金融機関向けエクスポージャー	5,020	5,858
(iii) 法人等向けエクスポージャー	612,793	667,640
(iv) 出資等のエクスポージャー	16,805	17,038
(v) その他エクスポージャー	15,680	17,759
② 証券化エクスポージャー	51,372	44,961
ロ. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額	—	—
ハ. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	14,222	16,971
ニ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ+ハ)	715,893	770,231
ホ. 単体自己資本比率及び単体基本的項目比率		
単体自己資本比率	18.70%	18.79%
基本的項目比率	22.99%	23.59%

2. 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成20年度 (平成21年3月31日)	平成21年度 (平成22年3月31日)
貸出金	11,552,191	12,967,415
出資・ファンド	228,976	277,622
コミットメント・支払承諾見返	378,629	396,136
債券(国債・社債等)	888,443	916,690
現先・コールローン	520,972	304,998
その他	364,641	452,133
合計	13,933,855	15,314,996

ロ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち次に掲げる区分ごとの額

(1) 地域別

(単位：百万円)

	平成20年度 (平成21年3月31日)	平成21年度 (平成22年3月31日)
国内合計	13,933,855	15,314,996
海外合計	—	—

(注) 当行には、海外店はありませぬ。

(2) 業種別又は取引相手別

(単位：百万円)

	平成20年度 (平成21年3月31日)	平成21年度 (平成22年3月31日)
製造業	2,832,973	3,514,512
農林水産業	1,221	1,063
鉱業	26,965	36,243
建設業	58,995	25,622
卸売・小売業	875,540	1,130,017
金融保険業	1,164,797	1,181,018
不動産業	1,276,177	1,467,664
運輸通信業	4,064,028	4,275,122
電気・ガス・水道業	2,028,789	1,879,565
サービス業	1,138,241	966,249
その他	466,123	837,916

(3) 残存期間別

(単位：百万円)

	平成20年度 (平成21年3月31日)	平成21年度 (平成22年3月31日)
5年以下	5,042,831	5,884,768
5年超10年以下	4,818,836	5,715,819
10年超15年以下	2,646,779	2,336,480
15年超	1,040,599	913,910
期間のないもの	384,808	464,017

ハ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額 (信用リスク削減手法の効果を勘案した後の額)

(単位：百万円)

		平成20年度 (平成21年3月31日)	平成21年度 (平成22年3月31日)
リスク・ウェイト	0%	753,431	895,996
同	10%	294	175,621
同	20%	4,618,368	4,037,850
同	50%	2,743,836	3,932,772
同	100%	5,438,599	6,031,105
同	150%	263,014	20,732

3. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減効果が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成20年度 (平成21年3月31日)	平成21年度 (平成22年3月31日)
適格金融資産担保	375,963	179,985
保証又はクレジット・デリバティブ	1,852,601	1,619,222

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	平成20年度 (平成21年3月31日)	平成21年度 (平成22年3月31日)
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・ エクスポージャー方式	カレント・ エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	117,323	116,247
グロスのアドオン額と取引種類別の内訳	103,801	110,838
うち金利関連取引	60,822	68,724
うち外国為替関連取引	40,079	39,314
うちクレジット・デリバティブ取引	2,900	2,800
ネットिंगによる与信相当額削減額	110,391	124,489
ネットの与信相当額	110,732	102,596
うちネットの再構築コストの額	53,719	43,590
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの 想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、 プロテクションの購入又は提供の別に区分した額		
クレジット・デフォルト・スワップ提供	861,210	390,449
クレジット・デフォルト・スワップ購入	451,100	56,000
信用リスク削減手法の効果を勘案するために 用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	393,100	—

(注1) 派生商品取引において、担保による信用リスク削減手法は実施しておりません。

(注2) 与信相当額の算出の対象となるクレジット・デリバティブは、証券化エクスポージャーに該当するものを含んでおり、別掲の証券化エクスポージャーと一部データにつき重複があるほか、いわゆるシングルネームCDSの提供につきましては支払承諾と構成して参照企業に対する法人等向けエクスポージャーとして計測しているものも含んでおります。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャー

該当ありません。

ロ. 銀行が投資家である証券化エクスポージャー

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成20年度 (平成21年3月31日)	平成21年度 (平成22年3月31日)
ストラクチャード・ファイナンス	586,961	692,668
クレジット・デリバティブ	739,574	290,299
ファンド(注)	225,527	227,244

(注) ファンド保有資産をルックスルーしたものであり、ファンド向けコミットメントを含みます。

(2) 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位：百万円)

			平成20年度 (平成21年3月31日)	平成21年度 (平成22年3月31日)
リスク・ウェイト	20%	残高	594,454	380,274
		所要自己資本額	9,511	6,084
同上	50%	残高	201,777	31,334
		所要自己資本額	8,071	1,253
同上	100%	残高	261,237	311,581
		所要自己資本額	20,898	24,926
同上	350%	残高	35,000	36,083
		所要自己資本額	9,800	10,103
同上	自己資本控除	残高	443,636	436,162
		所要自己資本額	—	—
同上	その他(注)	残高	15,958	14,776
		所要自己資本額	3,090	2,594

(注) 自己資本比率告示附則第十五条の経過措置を適用したエクスポージャー等。

(3) 自己資本比率告示第二百四十七条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び原資産の種類別の内訳
(単位：百万円)

	平成20年度 (平成21年3月31日)	平成21年度 (平成22年3月31日)
ストラクチャード・ファイナンス ファンド(注)	218,414	210,668
	225,527	226,160

(注) ファンド保有資産をルックスルーしたものであり、ファンド向けコミットメントを含みます。

(4) 自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額 (単位：百万円)

	平成20年度 (平成21年3月31日)	平成21年度 (平成22年3月31日)
信用リスク・アセット額	38,635	32,361

6. マーケット・リスクに関する事項

当行は、自己資本比率告示第十六条に基づき、マーケット・リスク相当額に係る額を算入しておりません。

7. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	平成20年度 (平成21年3月31日)	平成21年度 (平成22年3月31日)
イ. 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る 貸借対照表計上額		
上場株式等エクスポージャー	28,492	24,806
上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は 株式等エクスポージャー	186,518	218,228
ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却損益の額	3,236	△1,804
出資等又は株式等エクスポージャーの償却に伴う損益の額	10,959	21,358
ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない 評価損益の額	△2,425	7,092
ニ. 自己資本比率告示第十八条第一項第一号の規定により 補完的項目に算入した額	—	3,697

(注1) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額は、ありません。

(注2) 自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーの額は、ありません。

8. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

信用リスク・アセットのみなし計算を適用したエクスポージャーは、ありません。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

	平成20年度 (平成21年3月31日)	平成21年度 (平成22年3月31日)
金利ショックに対する経済的価値の増減額	保有期間1年、観測 期間5年で計測され る金利変動の1%タ イル値と99%タイル 値の測定による金利 ショックに伴う経済 的価値の減少額	保有期間1年、観測 期間5年で計測され る金利変動の1%タ イル値と99%タイル 値の測定による金利 ショックに伴う経済 的価値の減少額
	194億円	83億円

エグジット (EXIT)

アセットファイナンスにおいて、元本の償還期日到来時、ないし期限の利益喪失時における償還原資を確保するための戦略のことで、「出口戦略」ともいう。一般的には、対象プロジェクトが順調にキャッシュフローを生み続けている限り、社債発行や借入を通じたリファイナンスによる事業継続を図り、償還期日までにリファイナンスの見込みが立たない場合は、テイル期間（償還期間の後に余裕度を持たせるために設ける期間）を設けてその期間内に売却手続きを図る、とするストラクチャーが多い。

→ P.38

シニアファイナンス (シニア融資)

シニアファイナンスとは、通常、他の資金より優先的に弁済され、投資リスクが低い資金である。日本において発行されている社債、金融機関から供給されている融資の多くが、シニアファイナンスに該当する。

→ P.26, 36, 96

シンジケート・ローン

幹事金融機関 (アレンジャー) が複数の金融機関をとりまとめてシンジケート団を組成し、単一の契約証書で同一の約定条件に基づいて行う融資の形態。通常、参加金融機関の債権は譲渡可能となる。

→ P.20, 34, 36, 62, 63, 69, 72, 76, 84, 89, 91, 98

ストラクチャードファイナンス

仕組み金融。事業の立ち上げ、操業期間、その他多様な場面におけるリスクを回避するために、契約や金融技術を駆使することによって、信用リスクをコントロールする金融手法。

→ P.20, 26, 34, 36, 39, 91, 98

デューデリジェンス (Due Diligence)

融資団のために行われる、融資対象不動産についての詳細かつ多角的な調査のことをいう。SPCが発行する社債の信用度評価のために要請される建物状況調査、環境調査、法的調査、市場調査などがその主要なものである。

(Due = 「当然支払うべき」、Diligence = 「努力」)

→ P.43

ノンリコース

リコースとは遡求を意味し、ノンリコースとは、融資対象プロジェクトについて、その返済を親会社の保証に依存 (= 遡求) することなく、子会社であるSPCが当該事業から生み出す収益およびプロジェクト資産のみに依存することをいう。リミテッドリコースもほぼ同義である。プロジェクトファイナンスでは、ステップインライト (介入権) を金融団が行使できるよう、事業会社が有する債権、契約上の地位、株式等はすべて金融団が担保として取得する。

→ P.26, 35, 36, 39, 40, 77

ハイブリッドファイナンス

ハイブリッドファイナンスとは、資本と負債の特徴を有する証券等によるファイナンス手法をいう。ハイブリッド証券・ハイブリッドローン等による資金調達手段であり、メザニンファイナンスの一種。劣後債、劣後ローン、永久債、優先出資証券、優先株などによる資金調達があげられる。負債の性質を持つと同時に、格付機関から一定の資本性を認められることが期待できるなど、発行体にとっては財務構成比率を改善し、財務の安定性を高めるメリットがある。

→ P.34, 42, 62

プロジェクトファイナンス

あるプロジェクトの資金調達において、返済原資をその事業から生み出されるキャッシュフローのみに依存するファイナンスのこと。担保は当該事業に関連する資産に限定し、プロジェクトを行う親会社の保証等は原則にはしていない。PFIにおいては、基本的に当該PFI事業のみを行うSPCが設立されること、収入は当該事業により生み出されるキャッシュフローに限られることなどから、プロジェクトファイナンスになじみやすい。

→ P.23, 36, 39, 64, 66, 75, 96

メザニンファイナンス (メザニン融資)

メザニンファイナンスとは、銀行が従来取り組んできたシニアファイナンスより返済順位が下位にある資金のことをいう (メザニンとは中2階という意味)。メザニンファイナンスはややリスクの高い資金になるが、米国をはじめ幅広い投資家層を抱えるマーケットにおいては、多様な資金供給手段のひとつとして重要な役割を果たしており、シニアファイナンスより高く適切な金利水準を確保することによって、金融機関にとって投資が可能となっている。

→ P.20, 26, 34, 35, 39, 41, 42, 62, 75, 83, 96

リファイナンス

借り換えのこと。償還期日の半年～2年前に、リファイナンスアレンジャーがリファイナンス計画を策定し、償還期日までにリファイナンスに関するローン契約のクロージングを済ませることで、リファイナンス手続きが完了する。なお、リファイナンスが完了しなかった場合に備え、テイル期間を設けて売却手続きを定めておくのが通常である。アセットファイナンスにおいて、元本の償還のための資金調達をいかに図るかは極めて重要である。

→ P.38

ALM(Asset Liability Management)

金融機関が、その保有する資産および負債を統合して管理のうえ、それらに内在するリスクをコントロールすること。

→ P.101, 102, 106-108

CSR(Corporate Social Responsibility)

企業の社会的責任。企業の責任は、これまでの製品やサービスの提供、法規制の遵守等にとどまらず、ステークホルダーへの配慮や情報開示、環境への取り組みなど、経済的・法的な責任を超えたより広範なものとしてとらえられるようになってきている。

→ P.3, 34, 49, 53-92, 93, 97, 112

DIPファイナンス

米国においては、再建型倒産手続きである連邦倒産法第11章手続き(チャプター11)に入った企業(DIP: Debtor In Possession、占有継続債務者)に対する融資のことをさすが、日本においては、再建型倒産手続きである民事再生法や会社更生法の手続き申し立て後、計画認可決定前までの融資をDIPファイナンスという。

→ P.23, 34, 35, 38, 63, 96

M&Aアドバイザー

企業の買収・合併、事業売却、合併、事業のリストラクチャリング、スピンオフ、株式交換、レバレッジド・バイアウト(Leveraged Buy-out: LBO)、企業防衛などに対する多岐にわたるアドバイス業務のこと。企業経営にかかわる戦略的アドバイスやソリューションを提供することで、顧客の短期ならびに長期的な目標の達成を支援する。

→ P.13, 20, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 41, 43, 44, 75, 85, 92, 98

MBO(Management Buyout)

子会社や一事業部門の経営者が、親会社から当該事業部門の支配権を買収するもの。M&Aの一手法であるが、事業の買収者が第三者ではなく、買収対象事業の経営者である場合がMBOである。通常、事業買収資金の全額を当該経営者が調達できるケースは少ないことから、当該事業の資産を担保とした借入を利用するLBOの方式をとることが多い。

→ P.34, 41, 42, 44

PFI(Private Finance Initiative)

民間の資金、経営能力および技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法。1992年に英国で導入され、日本においては1999年7月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(通称「PFI法」)が制定された。租税(=財政負担)の対価として最も価値のあるサービスを提供するというValue for Money(VFM)という概念が、判断基準のひとつである。

→ P.10, 39, 64, 66, 82, 96, 98

PPP(Public Private Partnership)

社会資本整備や行政サービスの提供に民間主体等を活用し、公民協調により事業を実施する手法。PFIや民営化、民間委託等がある。

→ P.50, 98

SPC(Special Purpose Company)

特別目的会社。プロジェクトファイナンスにおいては、特定のプロジェクトから生み出されるキャッシュフローを親会社の信用とは切り離すことがポイントであるが、その独立性を法人格的に担保すべく、単一事業会社として設立されるケースが多い。一方、アセットファイナンスにおいては、オリジネーターがオフバランス化を図るべく切り離れた資産を、新たに保有する会社として設立される。

→ P.39, 40, 41, 62, 64, 66, 75-77

UNEP(United Nations Environment Programme)

国連環境計画。地球環境等に取り組む国連の中核機関。DBJは、2001年6月25日、「環境と持続可能な発展に関する金融機関声明(UNEP Statement by Financial Institutions on the Environment and Sustainable Development)」に、日本の銀行として初めて署名した。

→ P.37, 58, 86, 89

平成22年7月
発行 株式会社日本政策投資銀行
経営企画部広報・CSR室
URL: <http://www.dbj.jp/>



<http://www.dbj.jp/>

株式会社日本政策投資銀行

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目9番1号

Tel: 03-3270-3211 (大代表)



本誌は FSC 認証紙を使用し、「大豆インキ」を使い、「水なし印刷」で印刷しています。
また、本誌の印刷、製本工程で使用した電力量（1,900kWh）はグリーン電力でまかなわれています。